

## 平成29年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

平成29年6月5日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 5日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	6月 6日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	6月 7日	水		○休 会
4	6月 8日	木		○休 会
5	6月 9日	金		○休 会
6	6月10日	土		○休 会
7	6月11日	日		○休 会
8	6月12日	月	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
9	6月13日	火	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
10	6月14日	水	午前 8時30分	○本会議 ○委員会 ・一般質問 (総務産業、社会文教)
11	6月15日	木		○休 会
12	6月16日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決



## 付議事件及び審議結果

### 6月5日上程

議案第24号	坂城町教育委員会委員の任命について	6月5日	同意
議案第25号	坂城町教育委員会教育長の任命について	6月5日	同意
議案第26号	坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を 改正する条例について	6月16日	可決
議案第27号	平成29年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について	6月16日	可決

### 6月16日上程

議案第28号	平成29年度交付金公共下水道事業南条1工区管路工事 請負契約の締結について	6月16日	可決
議案第29号	平成29年度交付金公共下水道事業南条2工区管路工事 請負契約の締結について	6月16日	可決

## 平成29年第2回坂城町議会定例会

### 目 次

#### 第1日 6月5日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長招集挨拶	3
○坂城町教育委員会委員の任命、坂城町教育委員会教育長の任命の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	10
○議案第26号～議案第27号の上程、提案理由の説明、詳細説明	13

#### 第2日 6月12日(月)

○議事日程	15
○一般質問 小宮山定彦 議員	15
塚田 忠 議員	28
塩入 弘文 議員	38
中嶋 登 議員	52

#### 第3日 6月13日(火)

○議事日程	66
○一般質問 吉川まゆみ 議員	66
柳沢 収 議員	79
西沢 悦子 議員	91
大森 茂彦 議員	104

#### 第4日 6月14日(水)

○議事日程	120
○一般質問 山崎 正志 議員	120
朝倉 国勝 議員	128
入日 時子 議員	141
滝沢 幸映 議員	154

第5日 6月16日(金)

○議事日程	170
○議案第26号～議案第27号の質疑、討論、採決	170
○追加議案上程、提案理由の説明	171
○議案第28号～議案第29号の質疑、討論、採決	172
○町長閉会挨拶	173

## 平成29年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年6月5日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月5日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1番議員	塩野入 猛 君	8番議員	塩 入 弘 文 君
2 "	西 沢 悦 子 君	9 "	塚 田 正 平 君
3 "	小宮山 定 彦 君	10 "	山 崎 正 志 君
4 "	朝 倉 国 勝 君	11 "	中 嶋 登 君
5 "	柳 沢 収 君	12 "	大 森 茂 彦 君
6 "	滝 沢 幸 映 君	13 "	入 日 時 子 君
7 "	吉川 まゆみ 君	14 "	塚 田 忠 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村	弘 君
副 町 長	宮 下	和 久 君
教 育 長	宮 崎	義 也 君
会 計 管 理 者	塚 田	陽 一 君
総 務 課 長	青 木	知 之 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤	博 君
住 民 環 境 課 長	山 崎	金 一 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達	博 巳 君
保 育 園 振 興 幹	小宮山	浩 一 君
産 業 振 興 課 長	大 井	裕 君
建 設 課 長	宮 嶋	敬 一 君
教 育 文 化 課 長	宮 下	和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上	浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	竹 内	祐 一 君
総 務 課 長 補 佐	関	貞 巳 君
総 務 係 長	北 村	一 朗 君
総 務 課 長 補 佐	堀 内	弘 達 君
財 政 係 長	長 崎	麻 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐		
企 画 調 整 係 長		
保 健 セ ン タ ー 所 長		
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	臼 井	洋 一 君
議 会 書 記	竹 内	優 子 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集挨拶
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第24号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 6 議案第25号 坂城町教育委員会教育長の任命について
- 第 7 議案第26号 坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第27号 平成29年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について

## 11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（塩野入君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（塩野入君）** 会議規則第127条の規定により、5番 柳沢収君、6番 滝沢幸映君、7番 吉川まゆみさんを会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（塩野入君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塩野入君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月16日までの

12日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は明日6日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前8時30分といたします。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（塩野入君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** おはようございます。本日ここに、平成29年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、先月5月28日、日曜日に、東京都赤坂にあります「テックショップ東京」において、全国の自治体で初めてとなる法人会員としての調印式を行いました。

昨年4月にオープンしたテックショップ東京は、金属加工や電気工作、溶接、カラーリングなどの最先端の工作機械がそろい、企業や個人、学生などさまざまな会員が利用しております。

「モノづくり」のまちである当町の企業や技術者、起業しようとしている方がアイデアを形にしたり、異業種会員との交流や情報交換の場として、利用いただきたいと考えております。

契約内容は、毎月5人までが利用でき、月単位で入れかえが可能となります。また、施設と工作機械等が無料で使用でき、その使用方法や助言をテックショップスタッフから受けることができるようになっております。

調印式にあわせまして、5月27日、28日の2日間、テックショップ東京において、当町と信州大学のファブラボ長野、町内企業、テックショップのコラボイベント「さかきオシボリソン」を行いました。

「オシボリソン」とは、広い意味でソフトウェアのエンジニアリングを指す「ハック」と「マラソン」を組み合わせたアメリカIT業界の造語で、「ハッカソン」という手法がございます。

近年はIT業界以外の分野にも拡大し、組織の壁を越えてすぐれた発想を取り込み、新しい商品やサービスの創出につながる「オープンイノベーション」の手法の一つとして、国内でもさまざまな企業が活用し始めており、今回はおしぼりのようにアイデアを絞りだそうと、「オシボリソン」と題しましてコラボイベントを開催いたしましたところであります。

このコラボイベントは、新たなねずこんグッズの活用方法を学生らと考え、今回、実際に工作機械等を利用して、ねずこんのワインラックやパステース、おろし金や写真立てなど、すぐにでも商品化ができそうなさまざまなねずこんグッズの試作品ができ上がりました。



でき上がった試作品は、10月6日、7日に開催される「モノづくり展」に展示して、来場される皆様にご覧いただきたいと考えております。

次に、「さかき千曲川バラ公園」では、第12回「ばら祭り」が5月27日、土曜日から6月11日、日曜日までの16日間の日程で「薔薇人の会」を中心とした実行委員の皆様により開催されており、昨年よりも充実した320品種、2,300株のバラが咲き誇っております。

5月27日のお祭りの初日には、多くの方にご来園いただき、開会式を行いました。開会式に続きまして、坂城小学校合唱部やナチュラルムーブメント3・2・1の皆様のキッズダンスなど発表していただき、ばら祭りを一層盛り上げていただいたところであります。

バラの開花状況を申し上げますと、去年は天候により開花状況が早目でしたが、今年は花の開花が例年並みで、現在満開となっており、開会初日から多くの方にご来園いただいております。この1週間で約2万1千名、特に一昨日の土曜日には3,700名、昨日の日曜日には4,900名の方にご来園いただいております。

また、これまでの来園された皆さんや実行委員の皆様のご意見を踏まえ、総合案内所の位置の変更や遊歩道の整備等を行ったことにより、来園者の皆さんの流れがよりスムーズとなり、ゆっくりとバラ鑑賞を楽しんでいただいております。

期間中、講演会や講習会、イベントにもご来園の皆様にご参加いただくことで、「ばらのまち・坂城」を町内外に発信していきたいと考えております。

また、昨日6月4日日曜日ですが、新しく完成しましたびんぐしの里屋外ステージ「びんぐしわくわくステージ」において、「ハワイアンフェスタ in びんぐし」が開催されました。

当日は、モアナ・ハワイアンズによる演奏やハワイアン・フラサークル6団体によるフラダンスが披露され、大勢のファンでにぎわいました。

この「びんぐしわくわくステージ」を芸術文化の拠点として多くの皆様にご利用いただきたいと存じます。

さて、緊迫した世界情勢の中、日本を取り巻く世界の経済情勢は、日本総研などによりますと、アメリカでは個人消費の伸びが鈍化している一方、設備投資や住宅投資は堅調な増加が続いたほか、輸出も増加に転化し、全体としてみれば、景気回復傾向が持続しており、ヨーロッパにおいては企業・家計部門ともに回復の動きが持続しております。

また、中国においては、1～3月期の実質GDP成長率が前年同期比プラス6.9%と、2四半期連続で上昇し、景気減速に歯どめがかかり、持ち直しの動きが見られるものの、今後を展望すると中国政府は構造調整の優先度を高め、住宅市場の過熱の動きにブレーキをかけると見られ、成長率は緩やかに鈍化することが予想されることから、引き続き注視していく必要があると考えております。

次に国内の状況であります。内閣府による4月の「月例経済報告」では、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」とする一方、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が5月に発表した「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産は回復し、雇用・所得は確実な改善が続いている」とし、「総論として長野県経済は、緩やかに回復している。」としております。

当町におきましては、4月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量が3カ月前のプラス1.94%からマイナス0.63%と2.57ポイント減少し、売り上げについてもほぼ同様な傾向が見られます。

雇用については、1～3月の実績が総計でプラス36人と、前回調査のプラス1人から大幅に改善し、来春の雇用も全て企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体で33人の増員予定となっております。

続きまして、平成29年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

平成28年度、高校生タイ国研修事業の報告会を5月11日役場講堂で開催いたしました。

高校生8人が3月20日から24日までの5日間、タイに生産拠点を有する株式会社アルプスツール、株式会社カヤマ、そして株式会社高松製作所の工場視察、大使館での研修、現地学生とのバンコク市内の散策、そして寺院や遺跡などを見学し、海外で活躍する町内企業の実態とタイ国の歴史・文化に触れる体験をしてきました。

報告会においては、参加した高校生から、「異国の文化を肌で感じ、企業が海外進出する利点や現地での活躍ぶり、タイ人の優しさを知ることができ、また外国の方とのコミュニケーション力が大切であるということ学びました」などの感想の発表がありました。

高校生の皆さんの大変すばらしい前向きな発表を聞き、うれしく思ったところでございます。

今年度も来年3月に実施いたしますので、積極的なご参加をお願いしたいと思っております。

さて、5月27日から8月27日まで鉄の展示館におきまして開催しております「日本刀の匠たちー第8回新作日本刀 研磨 外装 刀職技術展覧会」につきましては、日本刀製作技術全般の水準の向上を図り、日本刀文化の伝承と啓蒙に寄与するため、毎年この展覧会を一般に公開し、日本刀文化の理解を深めていただくとともに、海外にも本展覧会の情報発信をすることで、日本刀の持つ魅力や刀職技術を広くPRしているところであり、日本の刀剣界において、坂城町がその聖地として認知されつつあります。

また6月1日から4日まで、中国上海市嘉定区実験小学校の児童9名、引率者4名、計

13名の交流団が当町を訪れ、町内の児童・生徒の家庭にホームステイをしながら、小中学校での教育文化交流事業を行いました。また、ばら祭り開催中のさかき千曲川バラ公園の見学も行い、園内に咲き誇ったバラに感激しておりました。

この教育交流を通じて、坂城町の子供たちが豊かな国際感覚を身につけていくことを期待するところであります。

さて次に、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業につきましては、5月の臨時会におきまして請負契約の議決をいただき、デジタル防災行政無線整備工事に着手いたしました。

現在、電波伝搬調査を進めておりますが、今後、調査結果に基づき、総務省信越総合通信局との協議、無線免許の申請などを行いまして、7月から戸別受信機などの機器製作、10月以降再送信局を含む屋外拡声子局の工事や親局設備の製作及び設置工事などを予定しております。

また、年内には戸別受信機の配布方法や操作説明などの住民説明会を開催いたしまして、来年1月から予定しております試験運用にあわせて戸別受信機配布を行う予定であります。

まず、有線放送加入世帯への配布を来年3月をめどに行い、4月には有線放送から防災行政無線に運用を切りかえまして、以降、残りの戸別受信機の配布を進めていく計画としております。

「つながる あんしん 坂城町」の構築に向けまして、整備事業を進めてまいります。

さて、政府から返礼品の見直しを全国的に求められている中で、当町の信州さかきふるさと寄附金につきましては、昨年度以降、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者の利便性の向上を図るとともに、特産品振興や地域活性化につながる取り組みを進めた結果、28年度末時点で1,567件、2,846万円の寄附がございました。

いただきました寄附につきましては、平成29年度当初予算にて4分野にて充当する予算計上をいたしましたが、寄附金の活用状況について、わかりやすくお伝えするため、平成28年中に寄附をいただいた方々へ直接報告するとともに、町ホームページにおいて公表しております。

今年度につきましても、町の魅力を発信し、町を知ってもらうための適切な返礼品の充実を図っているところであり、返礼品数は5月末現在で22業者、92品目となっております。

引き続き、魅力的な返礼品を提供していただける事業者の皆さんの募集に努め、ふるさと納税事業を適切に推進してまいります。

さて、移住定住対策につきましては、町の総合戦略に基づき、人口減少の抑制及び定住人口の増加を図るため、29年度新たに町に移住または定住する方が新築住宅を取得する費用に対し支援をし、移住定住促進を図るための補助金を創設したところでございます。

事業の開始に当たっては、事業のPRチラシを作成し、宅地建物取引業協会上小・更埴支部

や町の商工会、町内の金融機関に配布したほか、町土地開発公社とともに、上田、南長野の住宅展示場の住宅メーカーを訪問し、事業の周知を依頼したところであります。

4月の事業開始後、これまでに8件の補助金申請があり、うち1件は町外からの申請であります。

町土地開発公社分譲地への問い合わせも増加していることから、事業の周知については一定の効果が出ているものと考えております。

引き続き移住定住対策の推進に努めてまいります。

平成29年度地方創生関連交付金の活用につきましては、内閣府より4月28日付で地方創生推進交付金1,230万6千円、地方創生拠点整備交付金1,380万円の内示がありました。

地方創生推進交付金では、「さかき 農業と製造業が支える特色あるものづくりのまち再生事業」として、ワインブドウの産地化などによる6次産業化・ブランド化の推進、新たな視点による製品やサービスの創出に向けたコトづくり支援の推進、若者の定住促進と町内企業における優秀な人材の確保に向けた移住定住・人材確保の推進に取り組んでまいります。

地方創生拠点整備交付金では、「さかき地場産直売所 拠点機能向上対策事業」として、「あいさい」における農産物の販売スペースの拡充とレストランの拡張などにより、町農産物の生産販売の拠点として再構築を図るとともに、町の情報発信を担う拠点として整備してまいります。

このほか平成28年度からの繰越事業となっている「坂城しごと創生イノベーションセンター整備事業」とあわせ、農業と製造業の相乗効果を生み出すような、坂城ならではの「特色あるものづくり」を展開してまいります。

また、松くい虫被害防止対策につきましては、引き続き伐倒駆除を中心に空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹などの総合的な防除対策を講じてまいります。

4月14日の住民説明会でもご説明させていただきましたが、今年度も地形が急峻な葛尾山風致地区と自在山風致地区につきまして、住民の健康に対する配慮を図る中で、6月21日に空中散布の実施を予定しております。

また、苧屋原地区におきましては、同じく6月21日に無人ヘリコプターによる地上散布を実施し、人家に近く、有人ヘリで散布できなかった急峻な地区における予防対策を実施してまいります。

今年度から施行しております「荒廃農地等再生利用補助事業」につきましては、現在2名の方が事業実施に向け計画されております。

荒廃農地や低利用農地を活用し、町内農地の有効活用を図るため、農業経営の規模拡大や町で推進している醸造用ブドウの栽培など、農地の再生、土壌改良等幅広く事業に活用できます

ので、今後もPRに努めてまいりたいと考えております。

また、野菜や花卉の生産振興と地域内農産物の周年安定出荷を図るための「農業用ビニールハウス資材購入補助事業」につきましては、現在1名の方が事業着手しており、安定的な農作物の周年生産を町としても支援してまいりたいと考えております。

さて、平成26年4月の消費税率引き上げの影響緩和として、町民税非課税の方を対象に昨年度から実施しております臨時福祉給付金経済対策分支給事業につきましては、平成28年度中に対象者のおよそ7割に当たる1,766人の方への支給が完了し、本年度も引き続きまだ支給を受けておられない方を対象として、1人につき1万5千円を支給してまいります。対象になると思われる方には、今年2月に申請書を送付してありますが、まだ未申請の方は8月18日が申請期限となりますので、お早めに申請をお願いいたします。

また、国民健康保険につきましては、近年力を入れている特定健診の受診率向上の取り組みにより、平成27年度の最終結果において、制度開始以来初めて受診率が50%を超え、また28年度の受信状況といたしましても、途中経過の段階ではありますが、受診率は51.8%で、前年度比0.7ポイントの増とさらなる向上が期待されるところであります。先月30日に開催いたしました国民健康保険運営協議会におきましては、28年度の運営状況及び29年度の医療費の給付の見込みや、引き続き特定健診の受診率向上に力を入れる中で、医療費の抑制や来年4月からの制度改正も控えていることなどを説明し、保険税率は据え置くということをお認めいただきました。

さて、昭和橋の修繕事業につきましては、千曲川左岸のゲルバーガーター橋の床版下面、川側ですね、この修繕工事につきましては、年内の完了をめどに工事を実施してまいります。

また、公共下水道事業の整備につきましては、国道18号の谷川南側から鼠まで、車道内に管渠を布設する工事を実施するため、町内業者を構成員として、国道工事の実績のある業者との建設共同企業により実施してまいります。

なお、公共下水道事業につきましては、6月1日の入札実施後、仮契約の手続を進めており、本議会最終日に契約の議決について追加上程をいたす予定でございます。

次に、現在、長野広域連合で整備を進めているごみ処理施設につきましては、「長野地域ごみ処理広域化計画」に基づき、整備目標を定めているところでございますが、長野市に建設されるA焼却施設は平成28年8月に工事に着手し、計画どおり平成31年3月の供用開始に向け工事が進められております。

千曲市に建設されるB焼却施設につきましては、本年3月29日に関係する二つの地元区との基本協定が締結されたところでございますが、施設の稼働につきましては、計画目標である平成30年度よりおくれが避けられないことから、施設建設等にかかわるスケジュールにつきましては、改めて示されるものと考えているところでございます。

このことにより、その間B焼却施設において処理を予定していた千曲市と坂城町のごみについて、どう処理するのかということが課題となっておりますが、単に千曲市、坂城町ということではなく、長野広域連合の課題として取り組みを進めるよう引き続き要請してまいります。

また、須坂市に建設される最終処分場につきましては、平成27年12月に基本協定が締結され、その後用地取得が進められているところでありますが、現時点では計画目標からおくれが見込まれているところであります。

さて、坂城町の特色ある取り組みとして実施しております子供たちへの外国語教育であります。次期学習指導要領の改訂に伴い、2020年度から小学校5年、6年生に英語が教科化されることなども踏まえ、本年度から町単独で英語教育コーディネーターを配置いたしました。

現在、小・中学校や外国語指導講師、ALTですね、あるいは信州大学などと連携を図る中で、幼、保・小・中一貫した英語教育カリキュラムの作成などに向けて、精力的に取り組んでいるところであります。

引き続き、これからの国際社会に対応できる子供たちの英語コミュニケーション能力の向上を図るべく、外国語教育の推進に取り組んでまいります。

続きまして、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

設置後8年目を迎える「さかき地場産直売所（あいさい）」につきましては、直売所の機能強化、体制整備を含め、施設整備の要望が高まっておりますことから、国の地方創生拠点整備交付金の採択を受け、施設の拡充とリニューアルを実施するための経費を計上いたしました。

具体的には既存の直売部門は現在の建屋の南側に建築面積150m<sup>2</sup>ほどの直売所を新たに建設、機能移転するとともに食堂部門を部分改修し、販売品目の充実や収容力、対応能力の向上を図ってまいります。

これにより、町農産物の生産販売拠点として機能強化され、農産物の生産振興、周年安定供給体制の確立、新規就農支援、農家所得の向上など中核施設としての販売所がさらに充実するものと考えております。

また、県の地域発元気づくり支援金事業につきましては、「地域の道づくり支援事業」が採択となり、関係予算を計上いたしました。

内容は、地域の皆様がみずから実施する、上平区の農道「七曲線」、上五明区の林道「農山線」、南条生産森林組合の林道「太郎山線」の3路線の舗装工事で、町では原材料支給、重機手配など支援をしてまいります。

また、商品券事業補助金につきましては、10月6日、7日に、「2017さかきモノづくり展」と同時開催いたします「ふーど市」にあわせ、商工会が1セット1万円分の坂城商品券に10%のプレミアムをつけて千セットの販売を予定しており、プレミアム分100万円の2分の1を補助するための予算を計上いたしました。

坂城商品券には、ふーど市及びさかきモノづくり展にご来場いただいた方に購入いただき、地元商店等での商品券の利用による地域の活性化と消費喚起を期待しております。

また、国からの交付金の増額を受け、A01号線及びA06号線改良事業につきましては建物補償、用地代、工事費などを、橋梁修繕事業では北日名区の中央橋を含め6橋の修繕工事に係る経費を計上いたしました。

さらに、役場前埴科用水にかかる64号橋の改修に向け、予備設計に係る経費も合わせて計上いたしましたところでございます。

また、当町では障がいや発達のおくれなどのある幼児、児童、生徒に適切な教育支援を図るべく、教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーを配置、福祉健康課や子育て支援センター、保健センター、学校、幼稚園・保育園等と連携を図る中で、特別支援に係るさまざまな取り組みを進めているところであります。

こうした状況の中、国と協議を進めてきたところ、先般特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備を図る「教育支援体制整備事業補助金」665万2千円が内示となりました。これに伴いまして、既存事業への補助金の充当と事業の一層の充実を図るための経費を計上いたしました。

以上、29年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の概略について申し上げます。

今議会審議をお願いする案件は、教育委員会の教育長人事等に伴う人事案件が2件、条例の一部改正が1件、一般会計補正予算の計4件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（塩野入君）** 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度坂城町一般会計予算及び平成28年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社及び公益財団法人さかきテクノセンターに係る平成29年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

---

**議長（塩野入君）** 日程第5「議案第24号 坂城町教育委員会委員の任命について」及び日程第6「議案第25号 坂城町教委員会教育長の任命について」の2件を一括議題として、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長(塩野入君)** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長(山村君)** それでは、議案第24号、第25号、続けてご説明申し上げます。

まず、坂城町教育委員会委員の任命について、議案第24号です。ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年10月の就任以来、3年9カ月にわたりまして町の教育行政にご尽力いただきました委員長の中村浩志氏がこの6月30日をもって辞任されることになりました。

中村委員長におかれましては、その経験と見識の高さを生かしまして南条小学校の改築など各学校の環境整備や生涯学習の推進等に多大なご尽力をいただいたところであります。今日までのご労苦に対し、心から感謝を申し上げる次第であります。

また、中村委員長の辞任に伴いまして、本町におきましても新たに教育委員といたしまして、見識高く、広く教育活動を実践され、坂城町公民館長として生涯学習分野に携わっていただいております中島敏氏が適任と存じ、委員を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は平成29年7月1日から平成33年6月30日までの4年間であります。

続きまして、議案第25号「坂城町教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、6月30日をもって宮崎義也委員の任期が満了となりますが、引き続き見識が高く、経験豊富で地域の信望も厚い同氏を坂城町教育委員会教育長として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、現教育長の任期満了に伴い、この7月1日から新教育委員会制度に移行となることから、従前の教育委員長と教育長を一本化した新教育長となります。

また、任期は平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間であります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長(塩野入君)** 提案理由の説明が終わりました。

議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時33分～再開 午前10時43分)

**議長(塩野入君)** 再開いたします。

ここで総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**総務課長(青木君)** 貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。先ほどお配りいたしました議案第24号「坂城町教育委員会委員の任命について」の略歴書の中で、



1枚目の一番下の欄、平成21年4月から平成24年3月までの千曲市立屋代小学校校長につきましては、次のページについても同様な部分が二重に載っております。次のページの部分につきましては削除をお願いいたします。

**議長（塩野入君）** お諮りいたします。ただいまの説明のとおり議案を訂正することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塩野入君）** 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

◎日程第5「議案第24号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

---

**議長（塩野入君）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時46分～再開 午前10時47分）

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

◎日程第6「議案第25号 坂城町教育委員会教育長の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

---

**議長（塩野入君）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時48分）

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

ここで宮崎義也君から発言を求められておりますので、許可いたします。

**教育長（宮崎君）** 私のために貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。ただいまは教育長の同意も賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、このたび就任する新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表となる重責でございます。意を新たにし、これまで以上に教育委員会はもとより学校、保護者、地域の皆様のご意見を大切にしながら進めていきたいと考える次第でございます。

学校教育におきましては道徳が来年から授業化され、また今年3月に新学習指導要領が告示されまして、小学校においては2020年から英語教育、ICTのプログラミング教育が始まります。この中でアクティブラーニング等新たな指導方法も求められてまいります。また、障がいを抱える子供たちはもとより、一人一人に目を向けた教育を進めるとともにインクルーシブ教育にも今まで以上に取り組んでいきたいと考えております。

さて、今の社会はグローバル化が進み、先行きが不透明、変化が急激で価値観も変わってしまふような大変厳しい社会であります。将来、子供たちがこのような厳しい社会でみずからを見失うことなく、未来を切り開いて生きていくことができる力をつけていくことが教育の重要

な役割であります。

また、高齢化が進む中で健康寿命を考えると、生涯学習の重要性も一層高まってまいります。このほかにも教育を取り巻く課題は数多くあるわけですが、事務局や学校、関係者の皆さんのお力をお借りしながら精いっぱい取り組んでいく所存であります。議員各位を初め、この場におられる皆様、そして町民の皆様に引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

**議長（塩野入君）** 次に、日程第7「議案第26号 坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第8「議案第27号 平成29年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」の2件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会議務局長朗読）

**議長（塩野入君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** 議案第26号並びに議案第27号につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第26号「坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例について所要の改正をするものであります。

改正の要旨といたしましては、個人情報をより適正に扱うために、コンピュータを利用した顔識別や手のひら静脈による識別など身体の一部の特徴により個人を識別することが可能となる情報と、マイナンバーや運転免許証の番号など個人ごとに発行されるカードに記載される番号などを個人識別符号と規定し、これを個人情報の対象に含めることで個人情報の定義をより明確にするものであります。

また、従前においても法令等に定めのある場合などを除き、原則的に保管等をしないものとしてきました個人の信条や社会的身分、病歴や犯罪歴等特別に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報と定義することで、情報の取り扱いについても明確化を図ります。あわせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の訂正があった際の取り扱いについての規定の改正も行うものであります。

続きまして、議案第27号「平成29年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,410万1千円を増額し、予算の総額を67億8,410万1千円とするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、地方創生拠点整備交付金等の国庫支出金7,124万2千円、県の地域発元気づくり支援金228万8千円、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金250万円、直売所整備やA01号線等に係る町債5,390万円、財政調整基金ほか基金からの繰入金3,414万7千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主なものにつきましては、さかき地場産直売所拡充に係る建設費等2,765万円、A01号線道路改良事業に係る用地代等4,550万円、橋梁修繕等に係る工事費、委託料6,180万円、切れ目のない教育支援体制整備に係る事業費122万円、鼠宿神楽用備品整備事業補助金250万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（塩野入君）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6日から6月11日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塩野入君）** 異議なしと認めます。よって、明日6日から6月11日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月12日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時57分）

## 6月12日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 塩野入 猛 君   | 8番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃  | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃  | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃  | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃  | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君   |
| 5 〃  | 柳 沢 収 君   | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃  | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃  | 吉川 まゆみ 君  | 14 〃 | 塚 田 忠 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長           | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者       | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長         | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 柳 澤 博 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹     | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長     | 大 井 裕 君   |
| 建 設 課 長         | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長     | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 池 上 浩 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 関 貞 巳 君   |
| 総 務 係 長         | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 北 村 一 朗 君 |
| 財 政 係 長         | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長     | 堀 内 弘 達 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 長 崎 麻 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記     | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前 8時30分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 被災時の避難についてほか   | 小宮山定彦 議員 |
| (2) ばら祭りについてほか     | 塚田 忠 議員  |
| (3) 戦後教育の曲り角についてほか | 塩入 弘文 議員 |
| (4) P Aのコンビニについてほか | 中嶋 登 議員  |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塩野入君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から14日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（塩野入君）** 質問者はお手元に配付したとおり、12名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に3番 小宮山定彦君の質問を許します。

**3番（小宮山君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

3年目、9回目にして初めてのトップバッターで、いつにも増して張り切っていきます。今回は最初に防災・減災関係のテーマを自分としては初めて取り上げます。二つ目は継続中のテーマである国民健康保険についてです。

今月の初め、所属する千曲衛生施設組合から早朝電話がありました。前夜の落雷が原因で施設に被害が生じた、故障箇所は特定できたが、修理の部品がなく、し尿の受け入れができないという内容の電話でした。幸い夜には復旧した旨の連絡をいただけたのですが、「てんやわんやの1日だった」と疲れ切った口調でありました。40年来、働いている職員の方にとっても初めての出来事だったそうです。「初めて」という言葉を強調されていたのが印象的でした。そういえば数年前の大雪でも90歳間近の近所のご老人が、「こんな大雪、生まれて初めて

だ」と降りしきる空を見上げながら不安そうにつぶやいていた姿を思い出します。近年、東日本大震災を初め、熊本地震、御嶽山噴火、鬼怒川の氾濫など大災害が日本列島を襲っています。「初めて」の災害が頻発しており、いつ何どき我が町にも大きな被害を及ぼす災害が起こるかわかりません。

2年前、県が公表した「糸魚川―静岡構造線断層帯全体の地震による主な被害想定」によると、長野県全体では最大で死者約7千人、負傷者約3万8千人、被災2日後の避難者約36万7千人、建物の全壊・焼失は約9万8千棟の被害が想定されています。我が坂城町でも最大で死者10人、負傷者260人、被災2日後の避難者2,450人、建物の全壊・焼失170棟の被害が想定されています。

また、国が30年以内に70%程度の確率でマグニチュード8から9クラスの地震が発生すると予測している南海トラフ巨大地震では、坂城町における想定最大震度は6弱とのことです。震度6弱だと耐震性の低い建物が倒壊することがあるそうです。

その他の自然災害、台風、集中豪雨、土石流、洪水等、あえて私などが改めて申し上げるまでもないのですが、坂城町も今後大きな災害に遭遇し被災する可能性は大だと覚悟しておいたほうがよいかもかもしれません。

しかし、問題は覚悟のいかんにかかわらず、自然災害の発生を人間の力でとめるのは限りなく不可能な点であると思います。備えあれば憂いなしということわざをよく耳にしますが、憂いがないほどの備えが防災に関しては果たしてどこまでできるかは甚だ疑問に思っております。ただ、有事の際、できるだけ被害を少なくする体制はつくり得るし、それもできるだけ早急にやることはできます。やろうと思えばできると思います。

そのような観点から、自然災害が発生し被災してしまったときの避難体制に焦点を当てて質問します。大きく二つに分けて、イでは避難場所と避難所そのもののこと。ロとしては、その避難場所、避難所までスムーズに避難できるかということです。

イ. 避難場所、避難所について、5点お聞きします。

①避難場所、避難所は数的、質的に十分か。場所は住民に周知徹底されているか。

②指定応急避難所と指定中核避難所の違いは何か。

③どのような基準で避難場所、避難所を指定してあるのか。

④避難場所、避難所を示す標識は整備されているか。

⑤各区の防災マップの作成、設置状況はどうなっているか。

ロとして、避難場所誘導標識について3点お聞きします。

①指定避難場所、指定避難所への誘導標識の必要性をどう考えているか。

②誘導標識の整備計画はあるか。あったらその内容は。

③民間企業で行っている電柱を利用した避難場所誘導看板についてどう考えるか。1回目の

質問は以上です。

**町長（山村君）** ただいま小宮山議員さんから被災時の避難についてということで、たくさんご質問いただきましたが、私からは被災時の避難についての全体的な考え方についてお答えしまして、そのほかの質問につきましては担当課長から答弁させます。

さて、昨年の熊本地震や集中豪雨による鬼怒川の氾濫のような大規模災害時には、建物の倒壊や火災、道路・橋梁等の損壊が発生したほか、電話の不通や電気・ガス・水道等ライフラインが停止し、行政や消防等の公的機関の活動が著しく制限され、対応がおくれる事態が発生しました。

大規模災害発生時には、地域住民の皆さん一人一人がみずからの命を守る方法をお考えいただき、被災した場所や状況により地域で定める避難場所へ移動するということが最善であると判断した場合には、安全を確保しつつ避難していただくことが重要であると考えているところでございます。また、避難する際の危険箇所につきましては、町や各区自主防災会が実施する避難訓練などに参加していただく中でも、各自が認識していただくことが大切であると考えております。

まず最初に、どのような基準で避難場所、避難所を指定してあるか及び避難場所、避難所は数的、質的に十分か、場所は周知徹底されているかというご質問にお答えいたします。

坂城町地域防災計画では、大地震や大規模火災発生直後の屋外避難場所として、広場やグラウンド等の40カ所を指定しております。また、住んでいる家が被災した場合の宿泊可能な屋内避難所として、自治区公民館や集会所等32カ所を応急避難所に、また保育園、小中学校、高等学校、文化センター等10カ所を中核避難所に指定しております。

災害対策基本法における避難所の基準は四つありまして、一つ目は、「被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること」であります。適切な規模につきましては、地域の実情によって異なることから具体的な基準は設けられておりません。

二つ目として、「速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること」であります。

また、三つ目は「想定される災害による影響が比較的少ない場所であること」となっております。

最後に四つ目は「車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること」となっております。

以上、四つの基準を考慮し、住民の皆さんにとって身近な自治区の公民館や公共施設を避難場所、避難所として指定しているところであります。また、指定に当たっては県の調査結果等を考慮し、大規模災害発生時の被災者数を当町人口の約1割、1,600人と想定しており、その人数の受け入れは可能であると考えております。

各自治区の公民館、集会所の質的な面におきましては、昭和56年施行の新耐震基準に適合していない施設が8施設、耐震診断未実施が2施設という状況でございます。

避難場所の周知でございますが、昨年度、避難場所を掲載した「さかまち防災ハザードマップ」を全戸配布したところでございます。また、各自治区の公民館にも配置をしております。また、小学校等を会場に町が実施しております総合防災訓練、各自治区や自主防災会による防災訓練に参加していただく中で、ご自分の避難場所の確認をしていただきたいと考えております。

指定応急避難所と指定中核避難所の違いでございますが、例えば火災や土砂崩れ等の災害が発生したとき、または発生のおそれがあるときに、生命及び身体を守るために、一時的、短期的に避難していただく施設を応急避難所として指定しており、大地震等で災害規模が大きく避難期間が長期にわたる場合に開設が可能な施設を中核避難所として指定しております。

町といたしましては、今後も町民の防災意識の高揚に努めるとともに、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山崎君）** （イ）避難場所、避難所についてのうち、避難場所、避難所の標識整備、各区の防災マップの作成、設置状況と、（ロ）避難場所誘導標識についてお答えいたします。

避難場所、避難所の標識は整備されているかでございますが、中核避難所10カ所につきましては、町で避難所看板を設置済みでございます。また、各自治区の公民館等の応急避難所、避難場所につきましては、自治区などの創意工夫により自主的に進める地域づくり活動を支援する補助事業を活用して、防災意識の啓発向上や防災環境の整備が進んでいるところでございます。

取り組みは、避難所看板や誘導表示を設置する、あるいは消火栓や防火水槽などを示した防災マップを現地に設置する、また防災マップを各世帯に配布して有事の際に備える準備がなされています。

平成28年度までに避難場所の表示看板を設置した自治区は9地区で合計34カ所、防災マップを印刷し世帯に配布した、あるいはマップを看板として現地に設置した自治区は13地区となっております。

次に、（ロ）避難場所誘導標識についてのご質問の指定避難場所、指定避難所への誘導標識整備の必要性をどう考えるかでございますが、小中学校等の中核避難所への避難誘導標識は、円滑な避難を促すために方向や距離を示すものであり、地元住民はもとより町外に住む方などの土地勘のない方がスムーズに避難するためには必要なものであると認識しております。また、避難誘導標識の整備は住民の防災に対する意識の高揚につながることを期待されるとともに、各地域の避難ルートにおける危険箇所等の再確認にもつながるものと考えます。



現在、誘導標識の具体的な整備計画はございませんが、ご質問の民間企業が実施している電柱を利用した誘導看板を含めて、そのあり方について研究してまいりたいと考えております。

**3番（小宮山君）** 2回目の質問をいたします。まず、32の公民館を中心とした指定応急避難場所についてですが、耐震化が心配になっているところです。8カ所はまだということですが、耐震診断はもう済まされているのでしょうか。町の指定応急避難所として指定するからには耐震診断は最低なされるべきだと思いますし、それはお金の関係もありますので、耐震化工事というのはまた次の段階として、とりあえず耐震診断は済んでおりますか、質問します。

**住民環境課長（山崎君）** 耐震診断を実施しているかということですが、先ほども町長のほうから申し上げましたが、2施設が耐震診断をまだ実施していないということでございます。

**3番（小宮山君）** 耐震診断、できるだけ全部に対して行っていただきたいと思います。

耐震化工事なんですけど、指定中核避難所の文化センターが、指定中核避難所の10挙げられたうちのひとつになっておりますが、地震の際に避難して、そこが耐震化工事、中核避難所において耐震化工事が行われていないというのは、まずいのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

**住民環境課長（山崎君）** 質問にお答えいたします。中核避難所としての文化センターの建物でございますけれども、耐震化工事を実施していないということについてでございますけれども、これにつきましては経費という面もございますので、計画的に今後実施していく方向性について検討していきたいということでございますので、現在のところ、その方向性等については決まっていない状況でございます。

**3番（小宮山君）** ぜひ方向性を検討するというより、即検討していただきたいと思います。

耐震に関しては以上で、2回目の質問の二つ目としては、今回の質問に当たって、私、各地区を回って歩きました。そのときに気づいたことで、避難所や避難場所の標識が非常にまちまちだということ、それが随分気になりました。最近、町の重点項目にもなっており、選考会の審査の際、ポイントが加点されるという事情も影響しているのか、防災関係の、先ほど申された地域づくり活動支援事業というものが防災関係が多く申請されております。今年は特に多くて、数えてみると補助金の交付が決定した17自治区のうち11区の事業に防災関係のものが入っています。

そこでですが、それぞれの区がそれぞれの事情に合わせ創意工夫をして、さまざまな活動を展開するのは非常に結構なことでありますが、こと防災関係の標識に関しては、てんでばらばらではなく、統一化、標準化をする必要があると思います。

防災マップは各区独自のものであってもよいと思うのですが、災害用の標識や看板は区に補助金を出して、あとは区にお任せというのではなく、事前に図記号、ピクトグラムと言うそう

なんですが、それとか英語の表記をつけている看板もよく見られたのですが、その英語表記に関して町も関与して、相談の上、進めたほうがよいと思うのですが、この点についてはどうお考えか答弁を求めます。

**住民環境課長（山崎君）** ご質問にお答えいたします。ご質問のとおり各区で設置していただいている避難所、避難場所の表示看板は統一されたものにはなっておりません。また、英語表記等についても統一的なものではない状況でございます。

地域の避難場所等の看板の表示内容の決定に当たりましては、手法はさまざまであろうかとは思いますが、各自治区の皆さんが協議の結果、皆さんの総意として決定されたものであろうと思っております。

町といたしましては、一番身近な、避難所に身近な住民の皆さんが避難所としての認識を共有できるものであれば、その表示を尊重すべきものと考えているところでございます。なお、表記方法、内容等について各自治区等からアドバイスや情報提供を求められた場合には、ご相談に応じてまいりたいと思っておりますし、町といたしましても研究をしていきたいと存じます。

**3番（小宮山君）** こと防災関係の標識については区の総意に任せるのではなくて、町が積極的に関与すべきだと私は思って今の質問をしました。一例を挙げます。ある区の看板には、それは実質は一時集合場所なんですけど、そこは空き地になっているんですけども、そこに一時集合場所であるのに避難場所という日本語が書いてあって、その下にシェルターという英語が書いてあるんですけど、屋根のないところをシェルターとは呼ばないと思います。防空ごうとか核シェルターとか火山の噴火のときの噴石をよけるための避難所とか、そういうものを特にシェルターと言って、少なくとも屋根のない空き地にシェルターというのは、まずかろうと思いません。

それから、区の標識やなんかには気になるところがいっぱいあったんですが、もともと町の標識も疑問なところが幾つかあります。一つだけ例を挙げますと、去年の3月に全戸配布された「さかきまち防災ハザードマップ」ですか、そこを見ますと、避難所、避難施設というのに対して、英語で「Evacuation areas」というのと「Evacuation Shelters」という、その二つの異なった表記がなされています。これ同じもの指しています。それで、エバキュエーション・エリアズって、複数ですけども、それっていうのは外国人の英語教師に確かめたところ、それは避難区域であって、そこから避難しなきゃいけない場所。反対なんですよね。そこへ難を逃れて避難するんじゃなくて、そこは危険だから避難しなくちゃいけませんよという地域を普通エバキュエーション・エリアって言うそうです。ただ、内閣府の防災担当の文書の中にエバキュエーション・エリアで避難場所をあらわす、そういう例もありました。どれが正しいかわからないです、私。私にその知識はありません。

ですから、ここでどういう表記が正しいかどうかということ議論するつもりはなくて、そ

うじゃなくて、それを町が研究して統一的な標準的なものを決めて、それを各区の防災看板、避難所の看板や何かに、その共通の記号、共通の表記、それを積極的にやっていただきたいと、そう思います。これ交通信号と同じで、てんでばらばらだったら混乱するばかりです。地元民はわかっているかもしれませんが、ほかの地区に行った場合とか、あるいは町外の人やなんかというのは全くその辺は混乱してしまうと思います。その点についていかがでしょうか。積極的に町が関与して標識の標準化を直ちに図るかどうか。そのことについてお聞きします。

**住民環境課長（山崎君）** 避難標識の標準化等を図るかというご質問でございますけれども、これにつきましては先ほど議員さんもおっしゃいましたが、どれが正しいかというところにつきましては十分に勉強し研究していきたいと思います。

また、統一でございますけれども、先ほども申し上げましたが、地元の避難所、大きい避難所等につきましては地元の皆さんが決めた、つくった看板というのは尊重していきたいということでございますので、その方向性については基本的にそうでございますけれども、例えば中核避難所等もございますので、看板の統一化についてどのようなものがあるかということについては研究をしてみたい、今後の検討課題として研究してみたいと思っております。

**3番（小宮山君）** 検討課題じゃなくて、もう少し直ちに取にかかるという答弁を期待していたわけですが、やむを得ません。ついでにといっても、これは質問じゃないんですが、坂城町の防災ハザードマップには、ほかにも住民環境課で出している坂城町のホームページの行政ガイドのところにある記述というか避難場所、避難所についても、防災ハザードマップと違ってらるんですね。その辺も、もう一度見てもらって改訂するとしたら改訂していただきたいと思います。これは要望です。

次のことについて、2回目の質問をします。避難場所誘導標識についてですが、先ほどもちょっと答弁にありましたが、被災時に土地カンのない場所にいる可能性というのは非常にあると思います。夜間だと大体は自宅にいることが多く、自主防災会での取り決めに従えば避難所へ行くのに誘導標識は必要ないと思います。しかし、日中は自宅のある地元が離れる場合が多く、町外でなくても町内の他地区にいる場合でも土地カンのないとうまくいかない。また、昼間は仕事や学校あるいは観光でほかの市町村から坂城町に来ている人も多いと思います。今、昨日終わったばら祭りとかでは期間中に約4万人の来訪者があり、その中には町外のみならず県外からの来訪者もかなりいると聞いています。

そうした場合、避難場所、避難所が町内の各自治区で整備されていたとしても、今述べたような場合は、整備されていたとしてもそこまでスムーズに行くのは困難だと思います。そうしたとき、誘導標識なり誘導看板があると非常に助かるのではないかと思います。それで、誘導標識、誘導看板というものを設置する、今、検討課題と申されましたが、民間企業で行っている電柱を利用した避難場所誘導看板というのは、これ町のほうで導入を決めればすぐ実現す

るものであります。

それがどういうものかと言いますと、中部電力って言うていいのかな、中部電力の電柱に巻きつける形のものですが、中部電力のグループ企業の会社がそれを行っております。上田市でも現在169本設置されているそうなので、実物を目にされた方も多いかと思います。大きさが120から150cm、横が30cmの大きさで、金属製のものです。上から避難場所をあらわすピクトグラム、それから大きく避難場所の表示、それから矢印をつけてその方向を示して、それと距離が載っています。その下にその看板を出してくれるスポンサーの名前と電話番号のみ小さく入って、その下に現在地名が入っているという、そういう形のものだそうです。これをなぜ導入しないのか。その理由についてお聞きします。

**町長（山村君）** 先ほど住民環境課長がですね、そういうことも検討すると申し上げたんですが、こういう場ですね、特定の企業の名前を出して、やるかやらないかという質問には答えられません。

**3番（小宮山君）** 特定の企業の名前は控えます。その上で、今のタイプの避難誘導看板というものを坂城町は導入する予定があるかどうか。これは県のほうでも民間企業の取り組みとはいえ、県のほうでも長野県の建設部都市・まちづくり課で営利を目的としない公益に関する宣伝告知のためのものとして認められており、よって屋外広告物禁止地域でも設置をしてよいとされているものでありまして、県下の他市町村、16の市と一つの町、現在のところ計17自治体が設置推進自治体となってどんどん進められておるものであります。また、そういうのが設置されると、ただ目について防災意識の向上が図られるんじゃないかということだけじゃなくて、ウオークラリーみたいなものに使っている自治体もあるそうです。それによって防災意識というか避難意識を高めようと。

それとか坂城町で採用した場合に、配色やなんかは町との相談の上で決まるようなもので、例えばねずこんカラーの配色をその看板に反映させたり、そんなこともできるかと思います。もう一度、こうした種類の看板でいいです、こうした種類の看板の導入はいかがなものでしょうか。再度お尋ねします。

**住民環境課長（山崎君）** 先ほどもお答えしたところでございますけれども、そのような看板も含めて誘導標識の看板について今後研究していきたいということでございます。

**3番（小宮山君）** 今後研究するというところで、けども、具体的な計画は、そういうものを設置する計画はない、かつ避難誘導標識の必要性はお認めになっていらっしゃる。避難場所誘導標識について、その有効性をお認めになるのであれば、町でやるんだったら町で、もちろん構わないと思います、町独自の予算で。そうであるなら、その計画を立てていただきたい。これ、できるだけ早くということが求められていると思います。災害関係のことですから、1年後、2年後、3年後というふうにならなければなるほどよろしくない。もう来月でも再来月にでもそ

ういうものが設置されたら、それは町民益という観点からすると、それに非常にかなっているものだと思います。時間の関係でこのテーマに関しては以上にします。

二つ目のテーマ、国民健康保険についてであります。イとして、イ、ロ、ハがあります、イとしては、28年度特定健診の結果について、2点お聞きします。

①特定健診受診率と特定保健指導実施率、速報値でよろしいですから教えていただきたいと思います。

②ここ数年の傾向と28年度の速報値に著しい変化は見られるかどうか。この点をお聞きします。

ロとして、国保加入者の一人当たり医療費については3点お聞きします。

①1人当たり医療費はどのような計算式で算出するのか。

②28年度の1人当たり医療費は。また、今後の医療費の削減、抑制についての見通しはどんなものか。

③1レセプト当たり80万円以上のレセプトの総数は、27年度あるいは28年度どのくらいの件数があったか。また、どんな年齢層、できれば5歳刻みで、どんな疾患によるものかお尋ねします。この質問の意図は、坂城町の国保加入者の医療費がなぜ高いのかを知るためであります。通院率が高い、医療機関にかかる延べ人数が多いことが一つの要因であることは前回までの議会において納得しました。加えて、坂城町の住民が重症化してから医者にかかるからだという医師の話を人づてに聞きました。本当にそうなのか、ぜひ知りたいと思うのであります。県平均との比較ができれば一番いいんですが、それはできるでしょうか。

それから最後にハとしては、今年初めて実施された「健康診査・がん検診に関するアンケート」について、3点お聞きします。

①アンケートの実施時期、目的、方法、内容、対象者、回収率は。

②集計結果、分析結果から未受診の理由についてどう考えるか。

③未受診者に対する受診勧奨の具体的な取り組みのうち、今年度新規に取り組もうとしていることはあるか。あったらその内容を教えていただきたいと思います。1回目の質問、以上です。

**福祉健康課長（伊達君）** 国民健康保険のご質問について、まず、イの28年度特定健診の結果についてから順次お答えいたします。

平成20年度より実施しております特定健診でございますけれども、ここ数年の特定健診の受診率につきましては、平成25年度が47.1%、26年度が48.5%、27年度54.1%となっており、28年度につきましては、5月末暫定値ではございますが、51.8%で、昨年同時期の暫定値51.1%と比べますと0.7ポイント向上しております。

また、特定保健指導の実施率につきましては、初回面談を行ってから6カ月後に実績の評価

が行われるため、平成28年度につきましてはまだ算出できておりませんが、平成25年度は34%、26年度は50.6%、27年度は79.7%となっております。平成28年度につきましては、いずれも確定した数値はまだ出ておりませんので現時点で変化を読み取ることは困難ですが、ここ数年の状況では特定健診受診率及び特定保健指導実施率ともに年々上昇しているという状況でございます。

次に、(ロ)国保加入者の一人当たり医療費についてお答えいたします。一人当たり医療費に関しましては、市町村ごとにその金額と県内の順位が、毎年4月に速報値、10月に確定値として公表されております。確定値の計算方法としましては、前年3月から当年2月までの内科、歯科、調剤、食事生活療養費、訪問看護療養費の診療報酬の合計請求額を年度中の被保険者数の平均値で除して算出されます。なお、4月に出不され速報値に関しましては、この合計請求額や被保険者数の平均値が最終的に事業年報で取りまとめられる前ということで、各月の累計等から暫定的に算出をされているという形になります。

今年4月末に公表されました速報値では、坂城町の28年度の一人当たり医療費は39万9,107円で、県内7番目に高い結果となっており、県内の平均34万4,808円よりも5万4千円ほど高いといった状況でございます。

町の一人当たり医療費の過去数年の状況を見ますと、年々上昇してきている状況ではございますが、これは全県的に見ましても同様の傾向となっており、被保険者の高齢化や被保険者数の減少が進む中、医療費の削減あるいは抑制といった見通しを具体的に申し上げることは難しいところですが、町といたしましては、先ほど申し上げました特定健診や特定保健指導を粘り強く進めていく中で、加入者の病気の早期発見と重症化の予防、生活習慣病の防止を図っていくことが、長い目で見ても最も重要であると考えているところでございます。

次に、1レセプト当たり80万円以上の件数というご質問でございますが、総数といたしましては、27年度は244件、28年度は263件という状況でございます。

5歳刻みの年齢層別ということに関しては、39歳以下につきましては件数が少ないためまとめさせていただきますと、ゼロ歳から39歳までが27年度18件、28年度が12件でございました。40歳以上については5歳刻みに、40歳から44歳までが27年度13件、28年度18件。45歳から49歳までが27年度、28年度ともに6件。50歳から54歳までが27年度、28年度ともに11件。55歳から59歳までが27年度16件、28年度19件。60歳から64歳までが27年度55件、28年度48件。65歳から69歳までが27年度56件、28年度76件。70歳から74歳までが27年度69件、28年度73件という状況でございます。

また、県平均との比較というお話でございますけれども、県が5歳刻みという形で80万というくりの中で数字が出ておりませんので、現状では比較は難しいといった状況でございます。

す。

次に、疾患の状況についてでございますけれども、これにつきましては特に100万円以上ということで、現在、保健センターのほうで医療費の分類をしておりますので、その状況で申し上げさせていただきます。件数の割合で一番多いのは新生物、いわゆるがんでございますけれども、27年度が件数としては約40%、28年度は約36%を占めてございます。次に多いのが脳血管疾患や虚血性心疾患などの循環器系疾患で、27年度が約25%、28年度が約31%となっており、この2病類で100万円以上の医療費件数のうち約65%を占めているという状況でございます。

続きまして、ハ、「健康診査・がん検診に関するアンケート」についてお答えをいたします。健康診査、がん検診等の受診状況や受診できない理由を把握し、今後の健康診査またはがん検診等を、より多くの方に受診していただけるものとするため、新たな試みとしまして、本年2月、平成29年2月に保健補導員さんにご協力をいただき、今年度の特定健診・がん検診等申込書の配布とあわせて、二十歳以上の町民の方を対象としたアンケート用紙を全戸に配布し、二十歳以上の人口に対しますと59.7%、約6割の方から回答をいただきました。

アンケートは無記名とし、内容といたしましては、性別、年齢、加入保険、健診の受診状況や未受診の理由などをお尋ねしたものでございます。アンケートの結果から、健康診査を受診しない理由として多かったのは、「かかりつけ医で診てもらっているので心配がない」が37%、「忙しくて時間がない」18%、「面倒だから」が10%などとなってございました。また、がん検診を受診しない理由といたしましては、「忙しくて時間がない」が20%、「隔年で行っている」が17%、「健康に自信がある」が14%などとなってございました。

この結果から、かかりつけ医で診てもらっている方が多いということがうかがえましたので、かかりつけ医による健康診査の受診の勧奨、あるいは情報提供による特例業務の推進や、また「時間がない」、「面倒だから」という回答も多く、効率的な健診への取り組みに加え、受診しやすい健診体制として取り入れております夜間健診、休日健診について、より周知を図れるよう取り組む必要があると考えているところでございます。

あわせまして、広報等での広報・啓発活動に加え、職場や医療機関の健康診査を受診される方には健診結果の提供を依頼するとともに、健診申込書の未提出者を含めた未受診者それぞれに勧奨通知を送付いたしております。また、40歳スタート健診の対象者に加え、29年度は新たな取り組みとして50歳節目健診を取り入れ、対象となる方への戸別訪問による受診の勧奨を行い、さらなる受診率向上に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

**3番（小宮山君）** 1人当たりの医療費をどのような計算で算出するのかについてなんですが、2回目の質問を行います。「広報さかき」やなんかの保健センターだよりやなんかで、グラフ

とともに特定健診を受けましょうという呼びかけが、たびたび出されております。そのときに、今現在、坂城町の1人当たり医療費というのが、国保加入者ですけれども、非常に県下でも上位だということで、このままいくと国保税の値上げというような事態が起こるかもしれないと、そういうような文面です。

それで、今お聞きした1人当たりの医療費なんですが、その際はゼロ歳から74歳までの国保の被保険者といいますか国保加入者、その医療費をその人数で割って算出している。それはそれで意味があると思うんですが、特定健診との関係でいえば、40歳から74歳までの国保加入者の医療費をその人数で割った数字というもののほうが、受診率とか医療費を考えるときに、より役に立つんじゃないかと思っておりますが、40歳から74歳の1人当たりの医療費を算出するということは、今じゃないんですけれども、可能でしょうかどうかお聞きします。

**福祉健康課長（伊達君）** お答えいたします。40歳から74歳までの医療費、これは合計と、そこにいる平均の被保数ということになると思いますが、データ上は持っておりますので可能だと思いますが、ただ県内での比較という面ではできないということでございます。

**3番（小宮山君）** わかりました。それでですね、県内との比較ができないといったときに、やっぱり医療費が高いといったって絶対的に高いとか絶対的に安いなんてことはないわけで、比較の上で県平均よりも高いとかというような言い方になるもので、県平均というものは、その数値というのは私としては必要、重要だと考えています。なもので、それを県というか、国保連合会のほうに、そういうものを出してくれというような要望は、それは無理なんでしょうか、お聞きします。

**福祉健康課長（伊達君）** 県の平均値を出すには、他市町村の状況を全て洗い出さないといけないということで、それは国保連合会でデータを持っているかと思っておりますけれども、その他市町村の分をそういうことで活用することが可能かどうかは、また国保連のほうに確認をさせていただきたいと思っております。

**3番（小宮山君）** 確認をお願いします。もう1点、アンケートについてですが、今年初めて実施されたようですが、私などからすると今までなぜ行われなかったのか不思議なくらい、このアンケートというのは重要であると思っております。それが実施された。非常に良かったと評価しております。

ただ、そのアンケート、私もしましたけれども、わかりづらいんですね。何がわかりづらいかという、アンケートフォームの質問順の順番がわからない。それとか、同じ質問の繰り返し、問9と問6だったっけかな、同じ内容の質問なんですね。その辺のところを次回、改良していただければと思います。

それで、質問はですね、回収率が60%ちょっと切るぐらいだと。だけれども、健康診査の申込書の回収率というのは90%を超えると。その差はどう考えていらっしゃるんですか。



90%と60%の差ですけれども、なぜアンケートは90%もらえないのかと。

**福祉健康課長（伊達君）** 具体的な状況については確認をしておりますけれども、今回初めて行ったということで、アンケート自身を意識されていなかった、要は申し込みだけをすればいいと思ったという状況も考えられると思っております。

**3番（小宮山君）** このアンケートなんですが、さらに改良を加えた答えやすい、実態が浮き彫りにさらになるようなアンケートを来年以降もぜひ続けていただきたいと思います。そのことを要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

**議長（塩野入君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時31分～再開 午前 9時41分）

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

次に、14番 塚田忠君の質問を許します。

**14番（塚田君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

質問前に、今日は坂城高校の3年生の政治経済を選択されている皆さんが町議会を傍聴されることに大いに歓迎いたしたいとともに、今日の傍聴を機会に政治に関心を持つ学生さんが誕生することを期待いたします。それでは、質問に入ります。

#### 1. ばら祭りについて

今年も先月27日に第12回ばら祭りがさかき千曲川バラ公園で開催され、昨日11日に閉会しました。過去毎年、期間中4万人の来場者があり、皆満足して帰られております。私ごとではありますが、バラ公園開設当初から薔薇人の会のメンバーであり、日ごろ手入れをして花を咲かせ、来場者の多さに満足している1人です。また、期間中はバラ栽培指導者として、2日、会場に詰めました。来場者と話をする機会も多く、さまざまな会話をさせていただきました。その中から今回質問させていただきます。

イといたしまして、千曲川バラ公園進入路整備について。

来場者のほとんどが町外のお客様で、私が声をかけたら、東京、上越、山梨というような人でした。28日の出来事ですが、大型バス2台が来園して御堂川北側の大型駐車場にとめて乗客をおろしたが、シャトルバスの都合がつかず、乗客に堤防上約1kmを徒歩で公園まで来ていただきましたが、散策時間が少ないためか入り口付近でわずかな時間で引き上げた団体がありました。せっかく来ていただいているのに、このようなことのないよう進入路の整備を考えていただきたいと思います。

現在、使用している進入路は道路ではなく国交省の堤防であり、千曲川河川事務所管理道であることは承知しております。しかしながら、バラ公園に通じる大きな道路はなく、堤防を利用するほかありません。町長が四、五年前、新潟の北陸地方整備局の河川事務所に陳情に向

いていただいた際に、御堂川にかかる橋と上流側の堤防のかさ上げ工事の内諾をとれたように感じておりました。その後の経過がわかるようでしたらお聞きいたします。

ロ. 来場者の公園外の町内施設の利用状況は

バラ公園は商店街より離れているので、公園来場者は公園場内の出店では行列のできるほどのにぎわいがありましたが、大分多くの人たちが町内には足を運ばず帰られています。ばら祭りによる坂城町の経済効果はそれほどではなかったと感じたところでもあります。町内3カ所の食堂、売店でインタビューをしてまいりましたが、国道18号線沿いのラーメン屋では平日より1割ぐらい客が多かったようです。18号線沿いの野菜直売所では、ばら祭り期間中、客は300組ぐらい多かった、これはレジを通した関係で、2人で来ても、5人で来ても一つというカウントらしいです、それで、食堂部門では2.5倍の来客で、椅子が足りず屋外で食事をしていただいたと答えていました。

我々会場スタッフも来園者とバラの話ばかりでなく、積極的に坂城町をPRしたつもりです。なるべく多くの来場者の方々に坂城町内へ財布のひもを緩めてもらうべく、町内の食堂、湯さん館等を案内しました。バラ公園入り口総合案内所へ来場した全員に、湯さん館、鉄の展示館の割引チケットのついているチラシを渡しました。期間中、割引チケットの利用者はバラ公園入場者の何%ぐらいが使われたかお聞きいたします。

次に、ハといたしまして、秋のばら祭り実施について。

今回のばら祭りに際し、さかき地場産直売所あいさいが会場内に出店いたしました。私もわずかながら生産者の1人です。開催日数日前に幹部役員の方から野菜を出品するようとの連絡が入りましたが、時節柄、今どき出荷できるものは何もありません。秋、農産物が収穫できる時期、10月半ばにはバラ公園を開放していただき、地場産農産物の特売を兼ねた秋のばら祭りの実施はできないか、お尋ねいたします。

次に、ニといたしまして出店者に貸し出し備品の整備ということで、今回、会場に出店の店頭売り子として1日立たせていただきました。町外の親しい友達が私を見つけて久しく雑談を交わしました。その話の中で、陳列棚のかわりに使った昭和初期に製造された感じの折り畳み式長机を指さして、坂城町は内容のいい割に、いつまでも古いものを使うんだなとからかわれてしまいました。人に言われて見ると、近くの机がほとんど同じ状態でした。木材チップの圧縮した合板で、表面の化粧板がめくれ上がった状態でした。耐用年数はとうに過ぎた感です。そろそろ合板部分を交換するか、全て新しく買いかえる必要を感じました。ばら祭り以外の屋外イベントのたびに使用しているとお聞きしました。町のお考えをお聞きいたします。

1番目の質問を終わります。

**建設課長（宮嶋君）** ばら祭りについて、イ. 千曲川バラ公園進入路整備についてから順次お答えいたします。

さかき千曲川バラ公園は、雄大な千曲川のほとりに、千曲川河川事務所にご支援をいただき、60種900株のバラを植栽し、平成14年3月に開園いたしました。その後、ウオーキングステーションやオーナーバラ園など順次拡張整備し、現在では約2.1haの公園となりました。薔薇人の会により地道な手入れが続けられ、すばらしいバラが育ち、開園5年目となる平成18年に第1回のばら祭りを開催いたしました。今年の第12回のばら祭りでは、320種2,300株のバラが咲き誇り、県内外から大勢の皆様にご来場いただくまでとなっております。

バラ公園へご来場いただく一番の進入路は千曲川の堤防道路であり、管理者である千曲川河川事務所にご協力、ご理解をいただき、バラ公園へ通じる道路として堤防道路を利用させていただいております。上田方面からの方も長野方面からお見えの方も国道18号などを經由し、千曲川の堤防道路を通ってご来場をいただいております。土曜日、日曜日には約千台の車がバラ公園に来ます。堤防道路の幅員は約5mほどで乗用車はすれ違えますが、マイクロバスや大型バスにつきましては、安全面を考慮しテクノさかき工業団地北側の町有地を大型バス等の臨時駐車場としており、臨時駐車場からバラ公園にはシャトルバスを運行し送迎を行っております。本年は土日を中心に、また予約を受け付けておまして、予約のあったバスについては平日もシャトルバスを運行しております。

千曲川の堤防道路につきましては、町がお願いし通行させていただいております。交通事故などが起きますと管理者に大変ご迷惑をおかけすることにもなりますので、交通事故等が起きないよう安全対策については十分配慮している状況でございます。このような状況の中、バラ公園入り口付近での乗りおりににつきましては、多くのご来場者の車や一般車両等が通行し、安全なスペースを確保することが難しい状況でございますので、引き続き臨時駐車場を利用しシャトルバスを運行し、バラ公園内の安全な場所で乗りおりするよう送迎を行ってまいりたいと考えております。また、堤防道路でございますので拡幅整備等につきましては大変難しい状況でございます。

また、御堂川付近の堤防かさ上げ工事の状況はということでございますが、御堂川付近の堤防かさ上げ工事を含めた千曲川の重要水防箇所整備につきましては、毎年、千曲川河川事務所、町消防団幹部、町建設課において合同巡視を実施しており、今年度につきましても5月25日に合同巡視を実施いたしました。

一級河川御堂川が千曲川に合流する箇所、堤防の高さと堤防の断面不足により完成堤防になっていないため、洪水時に堤内地側の住宅地域に浸水するおそれがあります。堤内地の浸水被害を防止するため、治水上どうしても必要な築堤工でございます。坂城町、上田市、千曲市、長野市など8市町による千曲川改修期成同盟会において、毎年、国土交通省や北陸地方整備局などに要望活動を実施しており、町では、御堂川付近の堤防かさ上げ工事につきましては、最

重点箇所として早期整備をしていただくよう要望を行っているところでございます。

しかしながら、千曲川の改修整備につきましては、千曲川の下流域において既に水害に遭われている地域が最優先となり、御堂川付近の堤防かさ上げ工事につきましては改修に至っていない状況でございます。今後につきましても、引き続き国関係機関へ要望活動を実施し、早期に工事着工していただけるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、ロ．町内施設の利用状況はでございますが、ばら祭りにご来場いただき駐車場をご利用された方から、協力金をいただいた際の領収書についている割引券やばら祭りのチラシについている割引券を使用され、湯さん館や鉄の展示館にご来館いただいた状況でございますが、びんぐし湯さん館につきましては、ばら祭り期間中に割引券を利用し入館された方は、大人532名、小学生29名でございました。さらに今年は入館料、入浴用タオル、食事つきセットを「さかきばら祭りセット」として、通常1,550円のところを千円とする企画をいたしましたところ、412名のお客様にご利用いただきました。

また、鉄の展示館では、ばら祭り期間中にチラシ等の割引券をご使用された入館者は242名でございました。両方足しますと1,215名ということで、全体の約3%の方が割引券を利用して湯さん館、鉄の展示館を利用していただきました。今後も引き続き、ばら祭りにご来場されたお客様が、びんぐし湯さん館、鉄の展示館をご利用いただくよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ハ．秋のばら祭り実施についてでございますが、さかき千曲川バラ公園のバラは5月上旬から6月が一番の見ごろであります。通年を通し薔薇人の会の皆様により、土づくり、剪定、消毒、草取りなどご苦勞をいただいておりますので、バラの花が春から秋まで開花し、いつでもご覧いただけるよう考えております。

秋のバラの満開時期は例年10月の第2週あたりとなりますが、秋のばら祭りとして特別に開催する予定はございません。秋には秋の旬があり、坂城町の自慢する特産品が収穫され、それぞれの時期に収穫祭などが開催されております。ねずみ大根まつり、ぶどう祭り、きのこ祭りなど、さかき地場産直売所あいさいなどを主会場とし、地域ブランド品として販売し盛り上がりを見せております。引き続き魅力ある収穫祭を盛大に開催してまいりたいと考えております。

続きまして、ニ．出店者に貸し出し備品の整備についてでございますが、ばら祭りは、ばら祭り実行委員会が開催し、例年、約40個の長机、その他椅子、テントなどの備品を文化センターから借用しております。文化センターでは、貸し出し用の長机など点検を行い、随時、補充を行っていただいております。今後も長机、椅子、テントなどを借用して、充実した会場で盛大なばら祭りを開催してまいりたいと考えております。

**14番（塚田君）** いろいろお答えをいただきました。一番ショックを受けたのが秋のばら祭り

はやる気はありませんということですが、バラで宣伝するのは、あれだけの効果があって、あれだけのお客さんが来るんだから、なるべくあの会場を貸して秋の農産物販売をやったらどうかと。できたらこれ産業振興でお答えいただきたかったわけなんです、その時期もいろいろと催しはありますが、検討をお願いし、会場を貸してPRしてやるようなことをしていただけたらと感じております。

それから、お聞きした中で堤防上をバスがすれ違えないということですが、バスは大分多くの人間を連れてきてくれるんですが、あれが入り口まで来て、おろして、下の駐車場で回るなり、昔の上越商会の跡地まで行ってUターンするとか、そういうようなことを考えてもらえればと考えていたんですが、その辺またご検討いただけたらと思います。

それで、御堂川付近の堤防かさ上げ工事については、いつということはまだ返事もらえないわけですね、ただ、早期実現に向けてということで。それにつけても早い時期に多くの車の中へ乗り入れるような堤防道路にさせていただきたいと思いますが、お答えは要りませんが、よろしく願いいたします。

それでは、2に行きます。免許証返納について。

#### イ. 最近の町内の免許証返納状況は

高齢者運転事故抑止のため国が勧めている運転免許証自主返納制度があります。昨年の9月議会、12月議会と2回にわたり一般質問で取り上げさせていただきました。返納につきましては、89歳の近くのひとり暮らしの男性が昨年、適性検査において視力が足りず、眼鏡を新たに用意しなければならず、悩みの相談を受け、返納を勧め返納に立ち会いました。返納後しばらく自転車で行動はしていましたが、家の中にいる時間が長くなっていました。また、現在は湯さん館に時々循環バスを半額で利用して、病院にはタクシー10%割引を利用しているようです。

勇気を出した自主返納者には、特典は坂城町は今のところタクシー料金の民間支援だけです。長野県の人口に占める高齢者の免許証所持者の割合は18.8%と全国第1位ということですが、今後ますます高齢者の免許証所持者が増えることとなります。運転不適正者もそれなりに多くなると感じております。最近返納したという話は時々聞きますが、大分多くの方が趣旨を理解されたと感じております。そこで、町内の最近の運転免許証自主返納状況をお聞きいたします。

#### ロ. 免許返納促進に向けた取組は

国が勧める自主返納制度であり、自主返納をPRするには自治体としても自主返納者の特典を考えていただきたいものです。インターネットを広げてみれば、全国各地で運転経歴証明書提示により一般企業が割引販売をしています。坂城町でも商工会に協力をしていただき、町内商店での商品割引、配達等の支援協力を研究してはと考えます。

昨年12月議会において同様の質問に対し、町長のお答えが、「運転免許証返納者の増加が見込まれるということから、町循環バスがさらに割引となる回数券の発行や、あるいは無料化等を含めて関係各課ともに検討してまいりたいと考えております」、また、「他市町村の支援内容等を今後研究してまいりたいと考えております」というお答え。珍しく前向きなお答えをいただいたので、3月当初予算に組み込まれているのかと思っていましたら、予算書にそのような数字は見つかりませんでした。他の市町村と足並みをそろえず坂城町が、他の市町村の見本となるような自治体からの支援をお願いしたいと思います。以上、お答えをいただきます。

**町長（山村君）** ただいま塚田議員さんから運転免許証返納についてということで、ご質問いただきました。順次お答えいたします。

まず最初に、（イ）の町内の免許返納状況はについてでございますけれども、昨年の県内人身事故を見ますと、人身事故件数8,301件のうち高齢者がかかわるものが3,109件で、事故全体の37%を占めております。また、千曲警察署におきましても、管内人身事故件数279件のうち高齢者がかかわるものが117件で、42%と高い割合を占めているところであります。

高齢者が起因となる交通事故が大きな問題となっていることを受けまして、国が勧めているのが運転免許証の自主返納でございます。これは加齢に伴う身体能力や判断力の低下などにより、運転に不安を感じている、もう運転しないので運転免許証を返納したいという方が自主的に免許を返納できるものでございます。運転免許証の自主返納は、県内の運転免許センターや各警察署で申請をすることができます。また、自主返納をした場合には、運転免許証にかわる身分証明書として使用できる運転経歴証明書の交付を受けることができ、交付手数料は千円です。

さて、ご質問の最近の免許返納状況でございますが、まずは県下の自主返納状況は、平成27年が4,102人、平成28年が5,210人、平成29年は4月末現在で2,505人となっております。また、町内の免許返納者数は、高齢者の方を中心に平成27年が26人、平成28年が43人、平成29年は4月末現在で15人となっており、県・町ともに年々増加傾向でございます。

続きまして、（ロ）の免許返納促進に向けた取組はの中の自主返納啓蒙活動でございますが、引き続き長野県警のホームページでは返納制度について掲載しておりますし、当町におきましてもホームページ上で運転免許証返納についての記事を掲載するなど周知を図り、免許返納について相談があった場合には、申請の方法や必要書類について詳しくご案内をしているところでございます。

今年度は、高齢者の方がお集まりになる場や、10月に開催予定の交通安全町民大会等のイベント開催時に、交通安全協会や警察機関のご協力をいただき、運転免許証返納制度のPRを

してまいりたいと考えております。

また、先月には千曲警察署にご協力いただき、坂城町社会福祉協議会前の駐車場において、交通安全体験車チャレンジ号による体験型交通安全講習を開催いたしました。チャレンジ号は、視野の広さと反応、速度予測と判断力を簡易検査できる装置等を搭載しており、高齢者の方がご自分の正確な判断能力や認知能力など、運転者として必要な身体的機能を有しているかを確認できるものでございます。今後も機会を捉え、チャレンジ号による交通安全講習を実施し、自分の判断能力等を再認識していただく機会としてまいりたいと考えております。

次に、自主返納者に対し支援はとのご質問でございますが、高齢者の方が免許返納をためらう理由として、病院や買い物に行かれなくなる、生活が不便になるなどが考えられます。つきましては、運転免許証を返納した方が必要とする移動手段の支援施策としまして、本年9月をめどに町循環バスの運賃を無料といたしたいと考えております。しかし、千円の交付手数料は自己負担となりますが、運転免許証を返納した場合に交付が受けられる運転経歴証明書を取得していただき、この証明書を提示することで無料で利用できるようにしたいと考えているところであります。

**14番(塚田君)** ありがとうございます。やっと9月から無料ということで、一つ胸をなでおろしております。それで、啓蒙活動でありますけれども、県のホームページ、町のホームページでというお答えをいただいたんですが、高齢者はホームページを広げるような人はほとんどいないもので、できることならもうちょっとわかる、あなたはもう免許証やめろなんていうことは言えないから、もっと進んでできる、交通安全町民大会ではやるそうですが、何か進める方法を町で考えて、ホームページ以外のことを考えていただけたらと思います。それでは、9月からひとつよろしく願います。そのほかの点についても検討というか、特典サービス、自治体として協力を求めているかと思いますが、よろしく願います。

次に、3に移ります。18号バイパスについて。

イ. 沿線地元地区と設計協議の結果は

坂城更埴バイパス19.4kmのうち、1-1工区として南条～上五明間3.8kmが平成23年4月に事業化され、事業費約110億円で始まりました。設計協議も済み、一部、用地契約、用地買収まで進んでいます。地元説明会、協議を沿線5地区でそれぞれ行われたと思います。地区からの要望も大分出たと思いますが、全て要望が満たされたのかどうかお聞きいたします。また、差し支えがなかったら地区ごとの要望事案をお聞きいたします。

ロ. 買上げ土地の管理について

今年になってからのことではありますが、網掛の男性の住民の方から、バイパス用地が荒れて草が茂り水路を塞ぎ水があふれて誰が手入れをするのかという電話がありました。当然、土地所有者がするものだと答えておきましたが、地主の国交省は不在ですので、連絡先などを、立

て看板のようなものを立てて、何か異常があったらここへ連絡しろというような立て看板ができないかどうか。それができないようだったら、また地元近くで誰か雇って、絶えず、絶えずでなくてもいいが、時々見回るような人員を配置するようなことを、策を考えていただきたいと思います。

それからまた、網掛の別の男性ですが、買い上げた用地はただ荒らしておくだけで、工事が始まるまで耕作されたらどうかという人もいましたが、農地の狭いこの地域では全く同感であります。ちょっと難しい話ですが、お聞きいたします。以上、3番目の質問を終わります。

**建設課長（宮嶋君）** 18号バイパスについて、イ．沿線地元地区と設計協議の結果はについてお答えいたします。

上田坂城バイパスと千曲市屋代を結ぶ坂城更埴バイパス延長19.4kmのうち、上田坂城バイパスと主要地方道長野上田線力石バイパスを結ぶ坂城町区間3.8kmにつきましては、長年にわたる国や県への要望活動の結果、平成23年4月に国の直轄事業として事業化され、関係機関協議、地域説明会等が進められてきたところでございます。

この坂城更埴バイパスは、国道18号の慢性的な交通渋滞の解消と、沿線の道路環境の改善、さらには安全性と利便性の高い千曲川左岸地域を結ぶ幹線道路として、地域生活の向上や経済活動の振興に大いに期待されており、地元住民の長年の悲願であります。

長野国道事務所において、平成24年度から道路予備設計などについて関係区長へ説明会を実施し、平成25年4月の区長会において事業概要の説明等を行い、7月には関係区長へ今後の進め方や地元設計協議に向けた調整等について説明を行い、8月から9月にかけて、村上5地区と役場において住民向けの国道18号坂城更埴バイパス坂城町区間設計説明会を開催し、ご要望、ご意見を伺いました。

お聞きした要望に対しましては、長野国道事務所においてご検討いただき、側道や用水の延長、通学路となる歩行者用横断ボックスの設置など可能な限り設計変更を行っていただき、関係区長との打ち合わせ会を経まして、村上5地区と役場において地元要望への対応につきまして、それぞれ再度説明会を実施していただき、幅ぐいの設置等につきましてもご了解をいただきました。

平成26年度は、引き続き検討事項となっております小網・網掛地区の側道の延長につきまして、長野国道事務所において、町、千曲川河川事務所、長野県等関係機関と再協議を重ね、地元地区説明会以降の意見、要望の再確認や用地関係について関係区長と打ち合わせ会を実施し、住民への周知を図りました。

平成27年度には、用地関係の進め方について関係区長と打ち合わせを行い、小網区、網掛区の地権者への個別相談会を実施いたしました。また、地域交通網対策特別委員会、上五明区、上平区においてもそれぞれ計画変更について説明会を実施してまいりました。



平成28年度には小網区から要望のありました計画変更について状況を説明し、上五明区、月見区からそれぞれ要望のありました歩行者用横断ボックスの設置についての協議も重ね、調整を図ってまいりました。また、上五明区から要望のありました町道0601号線と県道上室賀・坂城停車場線への接続につきましては、長野国道事務所において、町道の機能向上ということで数通りの取りつけ案を作成していただき、さっそく地元へ提示し説明をいたしました。県道への取りつけ案については、メリット、デメリットがありますので、地元として一番よいと思われる取りつけ案の確認をお願いしているところでございます。

地元からの要望につきましては、長野国道事務所において慎重に検討がなされ、可能なものにつきましては十分な対応がされたところでございます。引き続き関係地域の皆様、長野国道事務所及び関係機関と協議しながら、早期建設が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ．買上げ土地の管理についてでございますが、道路予定地の買上げ後の土地の管理につきましては長野国道事務所において管理を行っております。長野国道事務所が買収した土地は耕作することができませんので、隣接する耕作地につきましては長野国道事務所が直接地権者の要望をお聞きし、用水路、排水路をコンクリート2次製品等によるつけかえ工事を施工したり、畦畔、あぜなども造成し、引き続き耕作ができるよう対応していただいております。

また、地権者からの要望や苦情につきましても、長野国道事務所において早期対応をしていただいております。直接、長野国道事務所ではなく建設課のほうにも苦情、問い合わせ等がございますので、その際はおつなぎをして早期に対応していただいているところでございます。また、立て看板の設置についても直接、長野国道事務所に、また協議をして可能かどうかということも協議してまいりたいと考えております。

引き続き、耕作等に支障が起きないように、買収した道路用地の管理をお願いしてまいりたいと考えております。

**14番(塚田君)** お答えをいただきました。用地について引き続き耕作しているというお話でしたので、私の考えていたのと違ったもので、そのままひとつよろしく願いいたします。

1-1工区が事業化された当時、工事期間は約10年ぐらいと読んでおりましたが、その年に大宮の国土交通省の関東地方整備局に陳情に行った際に、役所の職員が図面を見て、雑談の中で、大きな構造物がないから六、七年で供用開始できるのではないかと話されました。ところが、その後、東日本大震災、熊本大地震と続き、国の予算は被災地に回されたために、いまだに18号バイパスの予算が少なく、供用開始が読めない状態であります。

18号バイパスについては、私も推進の立場で長い間さまざまな形で携わってまいりました。バイパス沿線の過去の経緯を話させていただきますが、今から約40年ぐらい前、国道18号

バイパス上田篠ノ井間27.5kmの計画が持ち上がり、図上でルートが示されました。その図面によりますと、上田市上塩尻から千曲川を渡り、岩鼻、半過トンネルをあけて、千曲川左岸を堤防沿いに網掛堤防まで、その後、堤内地の水田の中を月見区方面に向かい、左にカーブして上山田新山の方向の山に向かう現在のルートでした。

旧更級郡村上村を二分するような道路は要らない、バイパスも地元には何のメリットもない、優良穀倉地帯を潰して道路にするのはとんでもない話、ご先祖様に申しわけないということで、村上地区のバイパス建設反対期成同盟会が立ち上がりました。大きな立て看板が上五明の室賀線に立っています。バイパス建設反対、ほかにむしろ旗もつくりました。立て看板4本、そのまま残っています。文字は18号バイパス全線早期完成をと書きかえてあります。

バイパス反対期成同盟会は、四、五年たちましたら、今度は新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会に変わりました。時代とともに急激に交通量が増えたり、田んぼの二毛作もする人も少なくなり、いつまでも頑張るわけにはいかず、国の説明が地元には、これ記録に残っているかどうか調べていただきたいんですが、地元には最小限度の負担と、地元には。そういう説得があった、それを地元の先輩から聞かされております。18号バイパスについては約半世紀の長い歴史がありまして、山に囲まれたすばらしい田園風景を後世に伝えたいものです。なるべく違和感のない道路構造に変更していただき、早期完成を願っております。

先ほど説明の中で、地域説明会では全部納得しているようなふうに取り上げられていたんですが、実はナンバー156プラス10m、町道0533号線の人道ボックスについてであります。上五明の前区長からボックス新設計画白紙化要望書が町のほうに28年3月1日付で提出されております。また同年6月22日に町からの回答書が、町から区長宛てに届いておりますが、両方とも写しが私のところにあります。その回答によりますと、昨年4月に長野国道事務所から回答をいただくよう依頼したところでございますとありますが、地元上五明区にはいまだその後の回答がないようです。国道事務所においては大変困惑していると思います。地域の要望ということで当初計画を大変な日数をかけ本線の構造まで大々的に変更したにもかかわらず、初めの計画に戻すという構造においては納得ができず回答がないのです。町としては上五明区よりの要望をはっきり伝えていただき、早期回答をお願いいたします。

ボックス新設計画白紙化要望について一言つけ加えさせていただきますが、児童の通学路として交通事故から守りたいということは明白ですが、なぜ本線の構造まで変えて大がかりな設計変更をしなければならないのか。最初の設計では、新たなバイパスの道路の歩道を通り県道室賀線に出てバイパスを横断し通学するようになっていました。バイパス歩道を通学させるのが心配ということですが、バイパスの車道と歩道の間に特別なガードレールを置けば、ガードレールをつくり県道まで設置することによって、事故から守られると考えます。ボックスを設置して通学しても、距離的にも時間的にも県道回りとそれほど変わりはないと感じます。現在

の上五明の一部の児童は約1 kmを歩いて県道室賀線に出ています。

それから水害の面からも、地域を守るだけに、ただ埋める場合は、それは障害になります。福沢川下流から河川遊水池となっている、遊水池、これ水が遊ぶという地域なんです、場所によっては千曲の高水敷より低いところがあるんです、県道までの間に。千曲川河川事務所の大雨時、坂城町最大危険箇所指定されている距離標というやつがあるんですが、左岸の95.00地点付近、大望橋上流が万が一決壊した場合はバイパスが副堤となり、流れが強くなり、2年前の9月10日、茨城県の常総市鬼怒川堤防決壊同様の被害を想定せざるを得ません。防災の観点からもバイパスの路面高は低く抑えていただきたいのです。

ボックス新設計画白紙化に対する通告はしてありませんが、国道事務所に事情を説明して最初の設計に戻すよう要望いたします。もしお答えをいただけるようだったら、いただけますか。

**建設課長（宮嶋君）** ただいまご質問のありました歩行者用横断ボックス、人道ボックスの関係でございますが、国道事務所のほうにも協議を重ねまして、地下道、地下の横断ボックスですか、いろんな検討をした中で、当初から、月見のほうから要望がありました横断ボックスを設置するというので最終的には進めていきたいということで、現在進めているところでございます。

その点につきましては、上五明の区長さんのほうにもお話をしているところでございますが、説明会の中でも設定の変更については、この形で進めさせていただきたいということで説明をしているところでございます。また、議員さんにおかれましては地域交通網対策特別委員会の委員長ということで、ぜひ地区をまとめていただきまして、地元で長年の要望でありますこの道路が早期に完成するようご尽力をいただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**14番（塚田君）** 課長のお話だと、もうこれで決定したような言い方ですが、上五明の要望は取り入れてもらえないということなんですかね。この場所、費用対効果も考えていただきたいと思うんですが、あれだけの面積を潰して、ボックスをつくって何人通るんですか。そこらをまた、この場ではまずいと思いますが、改めて話をさせていただきます。以上で終わります。

**議長（塩野入君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時31分～再開 午前10時41分）

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

次に、8番 塩入弘文君の質問を許します。

**8番（塩入君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、これから通告に従い一般質問をします。

今、国会では共謀罪法案が安倍内閣によって強行採決されるか否か大きな歴史的な岐路に立たされています。国会審議の中でも、共謀罪は国民をメール、LINE、密告などを使って監

視し、政治に対して自由に物が言えなくなる法案だということがだんだんはっきりしてきました。

例えば金田法務大臣の答弁では、桜の花見をしている人か、実行準備行為をするための下見をしているのかを区別するには、答弁の中で、ビールと弁当を持っている人は花見をしている人、地図と双眼鏡を持っている人は下見をしている人という、とんでもない答弁をしています。共謀罪の本質は人の心の中、内心を罰するのだから、うそとごまかしで答弁をせざるを得なくなるわけです。

私は、共謀罪は自由に物が言える社会、一人一人の人権を大切にされた戦後の民主主義社会を根底から覆す法案だと思います。世論調査でも70%以上の方が国民の理解は深まっていないと回答しています。安倍政権が国民に納得できる説明もせず、今国会で強行採決しようとしている狙いは一体何でしょうか。それは安倍首相が2020年の東京オリンピックまでに憲法9条を初め日本国憲法の大もとを変えるため、反対する国民の活動を抑えることに最大の狙いがあると私は思います。

共謀罪は戦前の治安維持法の現代版です。戦前の治安維持法は戦争に反対するだけでなく、自由を求める人たちまで逮捕されました。長野県では二・四事件とって、治安維持法によって逮捕された人は600人以上います。教員は200人余りいました。戦争に反対し、子供たちに自由な考えを教えた教員が逮捕されました。この事件をきっかけに満蒙開拓青少年義勇軍に子供たちを全国で一番多く送り、多くの犠牲者を出した苦い教訓があります。

戦前もそうでしたが、戦争できる国にするため、学校教育の果たした役割ははかり知れません。軍国少年・軍国少女をつくり出したのは学校教育でした。教育勅語や道徳の修身、銃剣道がその中心でした。安倍政権は今、教育の中で再び教育勅語や道徳、そして銃剣道まで復活させるため、新しい学習指導要領に盛り込んできています。今は戦後民主教育の曲がり角だと思います。教育がどのように変えられようとしているのか、町当局の考えもお聞きしながら一緒に考えてみたいと思います。

先日、南条小学校の運動会を見させていただきました。子供たちは元気いっぱい自分を表現していました。先生たちも子供たちと一体となり、運動会をつくり上げていました。この子供たちが戦争に巻き込まれる社会にするのではなく、平和で安心して暮らせる未来を築けるようにするのが今生きる大人の責任ではないでしょうか。そこで具体的に質問します。

1の戦後教育の曲り角について質問します。

イの戦後教育の基本は何かについてです。

日本はあの忌まわしい戦争で310万人、アジアの人々2千万人以上の犠牲を払いました。特に広島、長崎での原爆では、世界で唯一、核兵器の犠牲になった国です。その反省から、「二度と戦争を繰り返さない」という合い言葉のもとに日本国憲法がつくられ、その憲法の理

想を実現するためにつくられたのが教育基本法です。だから、憲法と教育基本法は一体のものでした。戦後教育の基本をどう考えているかお尋ねします。

次に、教育基本法が変えられる中で、以前の教育基本法の前文には「日本国憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とうたっております。ところが、それが削除されてしまいました。そのことについて、どのように受けとめられているか。また、「真理と平和を希求し」の「平和」も削除されています。これについても、どのように受けとめられているのかお尋ねします。

次に、口の教育勅語をどう考えるかについてです。

教育勅語の問題は、森友学園の子供たちが朝会で毎朝、教育勅語を奉読していることに多くの国民が驚きました。今、安倍政権は森友学園疑惑には全く答えようとせず、ふたをしています。また、加計学園も全く同じです。私は森友学園の教育こそ戦前の教育の復活の兆しだと思うが、どう考えていますか。

次に、戦前の教育勅語の果たした役割について質問します。そもそも教育勅語の勅という字は、天皇の言葉、天皇の命令という意味です。天皇の命令が教育勅語です。教育勅語には親孝行や夫婦仲よくなど12の徳目がありますが、その言わんとするところは、一たび戦争が起きれば天皇のために命をささげよとする、この1点に集約されます。だから、教育勅語は戦前の軍国主義教育の中心的な役割を果たしました。

戦後、日本国憲法では天皇が国を治めるのではなく、国民が主人公となるという国民主権、一人一人を大事にする基本的人権を尊重することが強調されました。その結果、戦後、衆議院、参議院が教育勅語を排除し失効する決議をそれぞれ満場一致で決め、現在も効力を持っております。

ところが、安倍内閣はこの決議に反し、教育勅語を教材として扱ってもよいとし、しかもその判断を教育委員会に任せるという全く責任逃れの態度です。安倍首相を初め、稲田防衛大臣など多くの閣僚が、教育勅語には親孝行や夫婦仲よくなど現代にも通じるよいところがあると言って評価しております。戦前は父親が絶対的に力を持つ、いわゆる家父長制度でした。また、男尊女卑の男優先の社会だから、妻は夫に従い、子供は父親の言うことを絶対に聞かねばならない、そういう時代でした。このような勅語は現代に通用するはずはありません。だから、歴代内閣や文科省は教育勅語を教材として扱うことを否定してきたわけです。このような経過を踏まえても、教育勅語の果たした役割と安倍内閣が教育勅語を教材に扱うかどうかは教育委員会の判断に任せるとしたことについて、どのように考えていらっしゃるか。

次に、ハの道徳の教科化について質問します。

今年度、戦後初めて道徳の教科書がつけられ採用されます。2018年から道徳の教科書を扱うこととなります。戦前、軍国少年・軍国少女を生み出した教育の中心は教育勅語と道徳の

教科書である修身でした。忠君愛国は戦前の合い言葉であります。天皇のために命を投げ出し、国家のために全力を尽くすという内容です。

この反省から、戦後は道徳は全ての教科、全ての教育活動の中で人格の完成を目指すということで、国が特定の価値を決めた教科書をつくることはしませんでした。それがまた愛国心を中心に徳目を国が決める、それを評価するという事になったわけです。そこで、このような道徳の教科化についてどう考えるか、そして道徳をどう教え、どのように評価したらよいかを質問します。以上で第1回目の質問とします。

**町長（山村君）** ただいま塩入議員さんから、1としまして戦後教育の曲り角ということで、ご質問をいただきました。まず戦後教育の基本とは何かということでありまして、お答えします。戦後教育の基本とは何か、またどのように考えているかということでありまして、我が国は、戦争への道を歩んだ痛苦の経験から、日本国憲法が昭和21年11月に公布され、翌22年3月31日は個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を掲げた旧教育基本法が交付・施行されました。そして、昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、さまざまな課題が生じていることから、平成18年12月15日、新しい教育基本法が第165回臨時国会において成立し、12月22日に公布・施行されたところであります。

戦後教育の基本をどのように考えているかというご質問でございますが、新しい教育基本法では、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、これまでの教育基本法に引き続き、日本国民が願う理想として、民主的で文化的な国家の発展と、世界平和と人類の福祉の向上への貢献を掲げ、その理想を実現するために個人の尊厳を重んずることなどを宣言するとともに、新たに公共の精神の尊重、豊かな人間性と創造性や伝統の継承を規定し、教育の理念としたところであります。

新しい教育基本法では、以前の基本法の前文の「日本国憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」が削除されました。平和が削られているというご意見もありますけれども、塩入議員さんもお承知のとおり、新しい教育基本法の前文には「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである」、「日本国憲法の精神にのっとり…」という文々がうたわれております。時代が大きく変遷している中で、以前の教育基本法と基本的には何ら変わっていないものと考えているところであります。

今、教育に求められていることは、教育基本法の教育の目的及び理念、教育の実施に関する基本、教育行政等に基づく中で、グローバル化やネット社会などに対応できる子供たちを育む

教育が大切であると考えております。

坂城町におきましても、英語教育ですとか、ICT教育、特別支援教育、キャリア教育の推進など教育環境の整備を図っているところでありますが、今後におきましても、次代の坂城町を担う子供たちが心身ともに健康で豊かな人間性と創造性を育めるよう、教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、続きまして森友学園の教育についてというご質問でありました。私立の学校法人の学校の話ですので、その学園の教育方針について、私がお答えするのもしかたがなものかと思しますので、この場での発言は控えさせていただきます。

しかしながら、戦前の教育勅語の果たした役割についてどう考えるかということでもありますけれども、教育勅語につきましては、戦前の富国強兵策の一環として、当時の教育現場の中で教育の根本原理として明治時代より使われてきたものであります。現在の教育現場では、教育勅語は日本国憲法及び教育基本法の制定等をもって法律上の効力は喪失しておりますので、新しい教育基本法の理念に根差した教育を推進していきたいと考えております。

また、3月31日に政府で、教育勅語を学校教育で使うことの是非についての閣議決定がありますが、この中で、勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であるとし、一般論として学校等で不適切な教育が行われている場合は、まずは当該学校の設置者である市町村または学校法人等において、必要に応じて当該学校に対して適切な対応をとることになるとしております。現在、町の小・中学校で、このような不適切な指導を行っているところはありませんし、今後も教育勅語を教材として扱うことは考えておりません。

次に、ハの道徳の教科化についてであります。道徳教育につきましては、平成27年の学習指導要領の教育課程編成の一般方針の中で、道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の基本方針に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすると定められております。

戦後、高度経済成長を経て日本は大きく変化し、近年においても、グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化の進行など、社会は激しく変化しております。それに伴いさまざまな課題も生まれ、人として求められる資質も少しずつ変容し続けております。道徳教育の内容も変わることを余儀なくされております。昔はなかった情報モラルに関する指導もその一つであります。

近年、小学生でも携帯電話やスマートフォンを所持することが多くなりました。インターネット等の普及が急速に進む中で、携帯電話の小さな画面が世界中にリンクしていることを理解しないまま利用する子供も増えております。その結果、インターネット上の掲示板への書き込みによる誹謗中傷や、携帯電話のメールによるいじめといった、いわゆるネットいじめが多

発するなどの課題が生まれており、時代に即した情報モラルに関する指導の必要性が高まっているということで、道徳についてもいろいろ今回検討しようということだろうと思っております。

今回の変更点では、問題解決や体験的な学習なども取り入れ、考え議論する、また何を知っているかだけでなく、知っていることを使って、どのように社会・世界とかかわり、よりよい人生を送るかの資質・能力にまで引き上げることを目指すとされております。

基本的には指導要領に沿った教育をしておりますが、評価につきましては、文科省からは具体的な内容がまだ示されておりませんが、専門家等の話とすると、点数による評価はないと言われております。具体的には、指導書ができたところで研究したいというところで考えておるところであります。

私の道徳に関する考え方、常日ごろ申し上げているんですけれども、いわゆる道徳というのは、一時期、しつけですとか修身だとか、そういうことで道徳という言葉は使われておりますが、本来的な道とは何か、徳とは何か、他者のために最善を尽くすとか、その行いをどうするかというのが道徳であります。したがって、学校で1時限授業をやったから、すぐそれで採点をして何十点とつけるというものにはそぐわないと思っております。道徳というのは朝起きてから夜寝るまで、一日中、一生が道徳の世界でありますので、そういうような指導ができるような、教育委員会あるいは先生ともご相談して、適切にですね、運営できればと思っております。来年度から始まってくるということでもありますので、よく中身を勉強して適切な教科ができるようにしたいというふうに思っております。

**8番（塩入君）** ただいま町長より答弁いただいたわけですが、特にですね、私はこの戦後教育の問題、特に民主社会を目指す、民主主義というものを本当に追求していく社会を目指す、ここが一番中心になって、さっき町長の答弁にもありましたように人格の完成、本当にそういう意味では大事な問題です。

ただ、私がここで特にまた質問することじゃなくて、やはり今、町長が答弁された感想をもとにですね、やはり私自身の考えをここで述べて次に進みたいと思うわけです。

まず一番教育の基本は何かということを考えた場合に、最初の教育基本法でも言っていますが、戦後できた憲法をどういうふうに憲法の精神を教えるか。さっき町長の答弁でも憲法の精神を教えるということでは、前の基本法とは変わっていないという答弁がありました。だから、その精神をどういうふうに捉えているのかという中身の問題を具体的にやらないと、これはなかなか難しい問題でもあるし、今後やっぱり国民的な議論もしていけないといけない問題かなとは思っております。

ただ、その中でですね、私、一番感じているのは、安倍首相が今度2020年までに憲法を変えていきたいと。特に9条の問題も具体的に出されました。9条の問題というのは平和の間



題です。そういうことも含めてですね、本当に戦後、日本国憲法がうたっている中身は何なのかと。

三つの柱が僕はあると思うんですが、一つは今まで天皇中心の政治、いわゆる軍事政権がやってきた政治。それに対して戦後は天皇じゃなくて国民が主人公になって、本当に参加していくというのが一つ。それから二つ目はですね、個人の尊厳、さっき町長も答弁されましたが、個人の尊重。一人一人の人間をどうやって尊重していくか。一人一人の人権をどう守っていくのか。いわゆる基本的人権ですね。これをどうやって具体的に保障していくのか。これが一番大きな項目です。

特に日本国憲法、第1条からずっとあります。天皇は8条まであって、9条が平和、戦争放棄、いわゆる9条、それから以後は多くは基本的人権にかかわってずっと述べられています。そういう意味で、本当に戦後、一番力を入れたのは一人一人の命、尊厳をどう守るかということが最大の課題であると、これは戦争からの反省で出てきたことです。そういう意味で、個人の尊重、一人一人の人権を守るという意味で、これが道徳教育の中でどういうふうに反映されているか。

僕も徳目、今度、新しい教科書の22項目があるんですけども、見ました。基本的人権の徳目が入っているか、いないか。ところが、ほとんど入っていないんです。その辺も、一番、憲法が強調したそこが今度の道徳の教科書の徳目の中に入っていないという点が、僕は一番疑問に思っているところです。やはり戦後の憲法、一番大事にしていた点ですから、その辺を道徳教育の中でも強調していかなきゃならないんじゃないかと。

道徳教育、来年から、2018年から各教育現場では実施するわけですけども、本当に具体的に徳目をどう教えていくのかという、徳目に従って、教科書に従って教えていくような道徳であれば、国の定めた徳目を着実にやっていくしかないわけで、さっき町長が言われたように朝から晩まで人間が生きる生き方を勉強するのが道徳だと、僕もそのとおりでと思います。心の中もやっぱり、いわゆる道徳というのは心の中の問題もありますから、評価するなんていうことはできない問題もたくさんあるわけです。そういう意味で、今、国が道徳の項目を、22項目を決めて、これを教えなさいと、しかも教科書ですから、これは絶対に教えなきゃならないわけです。今までは、学校現場では、いわゆる参考資料をもって、自分の考えでやっていたのが実情でした。今度、教科書となると、そういう点が一番問題になるということで、これはぜひ、これから本当に国民の一人一人が考えていかなきゃいけない問題じゃないかというふうに思いました。

今さっき町長の答弁の中でも、そういう点、強調された部分と、それからちょっと私も疑問にまだ思っている点もありますけれども、やはり憲法がつけられてから70年になるわけですが、教育基本法は68年になるわけですけども、そういう意味で見直すところはあって当然

だと思っんですが、基本をやっぱり据えながらやっていく必要があるんじゃないかなと。ちょっと長くなってしまいましたが、みんなでこれから考えていきたいと思います。

次に、2のほうへ移りたいと思います。2の教職員にゆとりある勤務をについて質問します。

文部科学省が2016年の公立小中学校教員の勤務実態調査をしました。中学校の先生の6割、小学校の先生の3割が週60時間以上勤務し、過労死ラインの月80時間以上も残業していることがわかりました。1日当たりで見ると勤務時間は小学校が11時間15分、中学校が11時間32分になります。管理職は12時間を超えています。そのため病気の休職者は年間8千人、そのうち5千人が鬱病など精神疾患です。過労死、過労自殺がたびたび起きています。長野県ではどうでしょうか。2016年、長野県教職員組合の実態調査では、1カ月の超勤時間は小学校78時間12分、中学校は99時間4分、全体で82時間12分と過労死ライン80時間を超えています。

教職員の長時間労働をこのままにしてはおけません。それは子供たちの教育にも大きな影響を与えます。仕事に追われ子供たちの話にじっくり耳を傾けることや、子供にわかる授業の準備ができません。子供たち一人一人とも向き合えず、いじめがあっても気づきにくい状態があると思います。このような状態をなくすためには教員の数を増やすことがまず第一です。国は35人学級を小学校1年生までしか認めていませんが、長野県は中学3年生まで進めています。また、学習指導要領の改訂で英語が小学校3年生から始まります。ますます大変になります。小学校3年生は週4日も6時間授業になることになります。遊びたい時期に遊ぶことができなくなります。そこで、具体的な質問に入ります。

イとして、教職員の超過勤務についてですが、坂城町の小学校の超勤の実態はどうか。県平均と比べてどうですか。坂城町の中学校の超勤の実態は県平均と比べてどうですか。

ロとして、超勤をなくすための解決策はについて。

まず第1に、超勤になる原因は何か、どんな仕事が多いのか。2番目に、解決策としてどんなことを考えているのか。3番目に、教職員数を増やす努力はどうか。坂城町は本当に努力して増えてはきていると思いますが、今後を含めてお願いしたいと思います。

それからハとして、どの子どもにも行き届いた教育をについてですが、教職員の超勤をなくし子供一人一人に向き合う時間を確保するため、長野県教育委員会は方針を出しました。それは教職員の業務を改善し、子供と向き合う時間の確保、充実を図るための総合的な方策を数値目標で示しています。坂城町ではどのように進んでいるのか、次の2点について質問します。

第1に、どの子にもわかる授業をするための教材研究の時間がとれるようになってきているのか。第2に、不登校、いじめをなくすために子供一人一人と話す時間が確保されているのか。以上で第1回目の質問とします。

**教育文化課長（宮下君）** ご質問のありました項目について順次お答えいたします。初めに、教

職員の超過勤務についてお答えいたします。

文部科学省が4月28日に公表した公立小中学校教員の勤務実態調査によりますと、平成28年度の小学校教諭の1週間当たりの平均勤務時間は57時間25分となっており、10年前より約4時間増えていることが明らかとなりました。また、中学校教諭の1週間当たりの平均勤務時間も63時間18分となっており、10年前より約5時間増えていることが明らかとなりました。これは、10年前の前回調査と比べて、平日、土日ともに勤務時間が増加し、時間外勤務が週20時間以上を超える教員が小学校で3割強、中学校では6割近くになるという勤務実態が明らかになったところです。

町内小中学校の超過勤務の実態はというご質問ですが、平成28年度4月、5月の教職員1人当たりの1カ月平均の時間外勤務時間は、小学校が約51時間、中学校が約48時間となっております。県平均との比較では、県が実施した平成28年4月、5月の教職員の勤務時間等の調査で、小中学校の教員の1人当たり時間外勤務時間の平均が、小学校が約47時間、中学校が約53時間となっておりますので、小学校で若干多く、中学校で若干下回っているという状況であります。

このようなことから、県においても平成26年3月に、教職員の業務を改善し、子供と向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策を策定し、縮減目標を示す中で、各学校の時間外勤務時間の削減を図っているところでございます。

この時間外勤務時間の原因としましては、小学校では授業の準備や児童の保護者相談など時間外に行わなければならない要因が挙げられます。また、中学校におきましては部活動の指導や教材研究、生徒指導などが主な要因となっております。

続きまして、超過勤務をなくすための解決策としましては、各学校においても、会議や校内行事の見直しや校務処理の工夫をする中で、削減に向けて取り組んでいるところでございます。町内の小学校では、毎週水曜日と金曜日を定時退勤日とし、そのどちらかの日については早く帰るように管理職からの声かけを積極的に行っているところであります。中学校では、時間外勤務時間の削減に向けて、毎週水曜日をノ一部活動日とし、あわせて定時退庁日として定時退勤に努め、「質は落とさず負担を減らす、アタリマエの見直し」を合い言葉に、シンプル、スリムに業務の見直しや改善を図っているところです。

また、町では平成28年度から校務支援システムを導入し、先生方の負担軽減に向け、出勤簿の管理や通知票の作成、文書様式の共通化など、時間外勤務時間の削減に向けて取り組んでいるところです。なお、時間外勤務時間の削減には、教職員を増やして一人一人の負担を削減することが重要でありますので、小中学校の教職員増加に向けて、市町村教育委員会連合会を通じて国等へ要望等を行っている状況でございます。

続きまして、ご質問のありました教職員の勤務時間の中の教材研究の時間ですが、先ほど紹

介した公立小中学校教員の勤務実態調査によりますと、授業準備を含めた時間は、小学校が1時間17分、中学校が1時間26分と10年前と比べて若干増加している現状です。

教職員の勤務状況が大変な中で、中学校では教職員の勤務時間の時間外勤務時間の見直しをして、毎週水曜日のノー部分活動日を生徒との面談時間として年間を通して設定し、生徒から相談があったときには対応しております。また、あわせて部活指導の負担軽減を目指して、地域の社会体育やスポーツクラブとの連携を検討しているところであります。

このようなことを推進しながら、校長会、教頭会で協議をする中で、生徒一人一人と向き合い話す時間の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

**8番（塩入君）** 今、課長から答弁がありました。やはり教職員の超勤、本当に大変だと思います。坂城町の小中学校も夕方7時、8時、9時近くまで電灯がついているという学校が多く見られるわけですがけれども、そういう中で、僕、一番心配するのは、やはりそういう超勤が子供たちにどう影響していくのか。一人一人と向き合える時間を本当に保障できるのか。また、わかる授業をするために、どうやって教材研究する時間をとるのか。

先ほどもあったんですが、小学校3年生、毎日6時間授業です。5日あるうち4日間は小学校3年生も6時間やらなきゃいけない。こういう考えられないような、本当に大変な授業が組まれているわけですね。そういう中で、やっぱり先生たちもあつぷあつぷしながら何とか子供たちとかかわっていききたいという願いを持って取り組んでいると思うんですが、今、答弁の中で解決策としていろいろ、水曜日はノー部分活動日とかいろいろ幾つかありました。

その中で、特に一番は会議の持ち方とか、部活動のあり方とか、日課や学校行事のあり方などで、具体的にどう改善されてきたのか。県教委で出したのはもう3年前に数値目標で出しているわけですね。だから、坂城町ではそれがどういうふうに変更されてきているのか。その辺を具体的にお聞きしたい。先生たちの生の声は一体どうなのか。これでよかったと、子供たちと向き合う時間が増えたと。明日の授業に準備する時間も余裕を持ってとれるようになってきたとか。これはすぐ一朝一夕にはできないかと思うんですけれども、そういうことはどうなんでしょうか。

**教育長（宮崎君）** 教職員のゆとりある勤務ということの中でですね、先ほど取り組み等も進めてきているわけですがけれども、例えば会議時間を減らすというふうになりますと、例えば今、職員会についてもですね、月に1回とか、そういうレベルでしか開けないような大変厳しい状況であります。かといって、それ開いてもらわないと、やっぱり職員のいろいろな部分での共通の情報提供も、学校の課題もなかなか難しい。そういう中で、そうじゃなくても連絡がとれるような校務支援システムだとか、そういうのでお願いしています。

それと、やっぱり全体的な時間のとり方ということの中ではですね、今、中学の部活という話もありましたけれども、例えば文科で言っているのはチーム学校という言い方をしています。

それは専門的な方をお願いして、その分の教員の負担を減らすということですが、残念ながら私どもはそこまではできませんけれども、ただ、そういう中で教育コーディネーターであったり、教育カウンセラーであったり、例えば配慮の必要な子供等については私も教育委員会のほうでかなりバックアップする中で進めておりますし、今回お願いした英語コーディネーターについてもですね、やはり英語の学力を上げるということもありますけれども、ただ今回は教員の資格を持っているということで、やっぱり先生、これから始まる英語教育についても先生の立場に立ちながら、どうしたらいいかという、そういったことにもかかわれるということで、できるだけ教育委員会としてバックアップできるところはしていきたいし、改善できるところは学校側にも言っています。

それと、やっぱり信州型コミュニティスクールということで、コーディネーターを中心に地域の方のご支援をいただきながら教育も進めてきております。そこら辺についてはもう少し成熟していくとですね、いろんな部分で負担も減ってくるかなというふうに考えております。効果がすぐ即効のものはなかなかないんですけども、ただ、それに向けてやっぱり管理職、教頭、校長もそうですし、いろんなところでそれを目指して進めているということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

**8番（塩入君）** 今、教育長からの答弁ありました。これは本当に一朝一夕ではなかなか進まない大変な問題ですけども、県教委もですね、本当にこの問題を放置できないということで、総合的な具体的な案を各学校で取り組むようにと、各市町村で取り組むように示してきているわけですから、具体的にやっぱりどう変わったのか、先生の声や子供たちの声も含めてですね、それが答弁としてまた出していただければ、ぜひよくわかっていいんじゃないかと思います。

特に心配するのは、やっぱり一人一人の子供に向き合えないために、いじめがあったり、その結果また不登校になったり、そういう子供たちが出てきますよね。坂城町では余りないということですけども、全国的に見てもいじめが自殺につながったという事例はたくさんあります。そして、テレビで見ると教育長がいろいろこうだというようなことで、後で調べたらこうだったというような話もあるわけですが、そういうふうにならないためにもですね、ぜひ一人一人の子供に向き合うような時間がどのくらい保障できるのかという点を、ぜひこれから各学校の先生たちと力を合わせて教育委員会がイニシアチブをとりながら進めていただきたいと思っています。

では次に、3のほうへ移りたいと思います。3の子どもの夢が実現できる町にということで質問したいと思います。イの「子ども議会」の評価について。

今年、坂城中学校の3年生が初めて「子ども議会」を行いました。子供たちが自分の生きる未来社会を見詰めるため、また主権者教育の一環として開かれました。私も意義のある「子ども議会」だったと思います。町としては「子ども議会」をどのように評価し、今後の取り組み

をどのように考えているか質問します。

次に、口の「ふるさと坂城町」の教材づくりをについて質問します。

子供たちが将来、坂城町に住みたいという夢を実現させるために、どんな取り組みを考えているのか。例えば小中学校は、ふるさと坂城町を知るためのテキストとして15年ぐらい前に作成された「ふるさと坂城」があります。これは前回改訂版で出された「ふるさと坂城」ですね。教育委員会がつくったものです。最初の初版本は平成14年4月に発行しています。そして、3年後の17年に改訂版として出してきているわけです。17年から、もう今年で十何年たっているわけですが、そういう意味で、これから、先ほど町長の答弁にもあったんですが、これから未来の子供たちに向けて、やはり坂城町を知ってもらうためには、もう一度、今日の課題に立ってですね、特に人口減少を食いとめるためにも、それから坂城の子は坂城で育てるという立場からも今日的な視点に立って改訂できないものかどうか。

私は、子供たちは地域の宝だと思います。教育委員会、学校、地域の人々が一体となって育てていく必要があります。地域の人々も農業体験を初め、交通安全、坂城町の文化遺産の紹介、遠足など学校行事への支援などに活躍しております。私も坂城小の4年生の五里ヶ峰登山には、さかき里山トレッキングクラブの皆さん7人と五里ヶ峰登山をしてきました。ぜひ地域の人々の参加も考えて改訂版をつくることできないか。以上で第1回目の質問とします。

**教育文化課長（宮下君）** 「子ども議会」の評価はについてお答えいたします。

「子ども議会」につきましては、今年1月27日に坂城中学校の公開授業により、中学生模擬議会として行われました。当時の坂城中学校3年3組の生徒が、社会科の学習により住民の生活と福祉の向上を図るため、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の動きに委ねることが難しい諸問題に関して国や地方公共団体が果たしている役割や、財源の確保と配分、租税の意義と役割、また租税の義務について理解させることを主眼に実施されたものです。

この模擬議会を実施するに当たり、生徒たちは事前準備として5時限の単元を学習し、自治体の財政や社会保障の仕組み、坂城町を例とした少子高齢化について学び、最後の5時限目に、ともに考える坂城町の未来として、坂城町のイメージと坂城町のまちづくりにおける重要テーマを理解した上で、坂城町が目指すまちづくりに対する質問を、小グループで考えをまとめました。

当日は6人の生徒が、雇用、介護福祉、子育て支援について町長や担当課長に質問を行いました。そして、最後に町長から、これからの坂城町のビジョンについて説明をしたところであります。

この模擬議会実施後の生徒の意識の変化でございますが、実施前は、「将来、坂城町に暮らそうと思っているか」の問いに8割強の生徒が否定的な意見だったものが、模擬議会を経験し、

町で行っている施策への理解を深めた結果、坂城に暮らそうと思う生徒が約8割弱となるなど、全く逆の結果となり、模擬議会実施により生徒たちに大きな効果があったものと考えております。

今後につきましては、この模擬議会の結果を踏まえ、子供たちが将来、坂城町に住みたいと思うよう町の施策の学習や各学校で取り組んでいるふるさと学習の推進を図り、町への理解を深めるための施策を展開していきたいと考えております。

続きまして、「ふるさと坂城町」の教材づくりをについてご答弁申し上げます。

議員さんのご質問のとおり、平成17年に町教育委員会と町校長会で改訂して発刊しました「ふるさと坂城」によりまして、児童・生徒、また坂城町に赴任した教員のふるさと学習の教材として活用をしているところでございます。

内容的には、B5判で130余ページの製本で、町の誕生、自然、産業、郷土の歩み（歴史）、町に伝わる文化（文化財）などが写真や地図なども活用し、わかりやすく紹介されております。しかしながら、作成してから10年を経過していることから、数字的な面も含め現状と異なっている項目もありますので、学識経験者や先生方、また地域の皆さんのご協力をいただく中で、修正について検討していきたいと考えているところでございます。

**8番（塩入君）** 今、答弁ありました。そこで、第2回目の質問を簡単にしたいと思います。

一つは子ども議会、中学3年生、初めてやったわけですがけれども、今後、中学3年も含めて小学校6年生でもできないかどうか。というのは、やっぱり小学生の子供の目と中学3年生の坂城町を見る目と、また違った発達段階で違うかと思うんです。そういう意味では小学生からやっぱり町のことに興味を持つきっかけとして、ぜひできればやってほしいと。職員の方、大変かと思いますが、その辺、検討していただきたいと思いますが、どうですか。

それから二つ目ですが、この改訂版です。さっき答弁がありましたけれども、やはり現在の今日的課題をもっと取り入れていかないとまずいんじゃないかなと。僕もずっと一読して、最初の初版本と比べると、これ余り変わっていないんですけれども、そういう意味で今回、10年以上過ぎているわけです。坂城町も本当に10年前とは大きく変わってきている。子供の意識も変わっている。そういう中で、将来子供たちがぜひ坂城町に住んでみたいと、そういう意欲が出るような教材内容をぜひつくってもらえないかと。

それで、具体的にはですね、そういう観点から、農業、工業に今、若者たちが取り組んでいます。そういう若者たちの取り組んでいる状況、ここにはありません。そういう意味で、現在やっているような、意気込んでいる若者の姿や、それから「子ども議会」もそうです、それから子育て支援、医療、福祉も最近よくなってきているんですが、子供たちは余り知りません。そういう意味で、本当に住んでみたくなるような坂城町にするためにもですね、ぜひ魅力をどう織り込んでつくるかというふうに改訂の狙いをやっぱりはっきりさせながらつくってもらい

たいと思いますが、いかがでしょうか。

**教育長（宮崎君）** ご質問にお答えいたします。1点目の子ども議会、小学校6年生ということでございます。先ほどの前の質問ではありませんけれども、大変、教員も多忙でありまして、これで新しい学習指導要領ができる中でですね、そんなことに大分時間も費やしているという部分もあります。これについてはまた授業の中でどうやって取り込めるかという部分によって、時間が生み出せるかどうかということになってこようかと思っておりますけれども、そういった点についてまた校長、教頭等と話していきたいというふうに思います。

もう1点目でありますけれども、副読本「ふるさと坂城」でありますけれども、ご案内のとおり、私ども教育目標に、坂城のことをよく知って、坂城を愛して、坂城を誇れる元気な子供たちという、そのベースでありまして、10年たっているということではありますが、それを編さんした当時、教育委員会もそうですけれども、各学校の先生方にもご協力いただいていたという経緯がございます。

そんなことからすると、今、教員の時間という部分からすると、そこら辺もあるので、私どもでどこら辺までできるかという部分もありますので、これについてはまたちょっと宿題にさせていただいてですね、ただ、教員を対象にしているふるさと学習、夏休みにやっていますけれども、そこら辺については、そのほかにテクノセンターに行ったり、現代的な坂城町の特徴も交えて勉強会をしているという部分であります。副読本等については、また検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**8番（塩入君）** 今、教育長から答弁がありましたけれども、本当に大変な課題だとは思いますが。しかし、将来、子供たちにぜひこの町に住んでほしい、そういう魅力ある教材が、小学校、中学校で学べれば、必ず子供の心に残って、いつかは役に立っていくと。やはりこれは今日的な大きな課題でもあるもので、ぜひ全力を挙げてつくっていただきたいと思っております。

まとめに入りますけれども、今日は戦後教育の曲がり角について、子供の夢が実現できる町にということについて質問してきました。一番感じたことは、戦後の民主教育の中で培われてきた民主主義社会とは何かが問われていると今思います。みんなの意見を一人一人が大切にされる世の中に一体なっているのかどうか。物を決めるとき、みんなの意見を聞き、みんなで決め、みんなで行っていきという当たり前のことが守られなくなっているんじゃないかと思っております。

特に国の最高決議機関である国会の現状は憂うべきものがあります。国民の意見や疑惑を全く無視して多数の力で法律を決め、その法律に国民を従わせようとしています。安保法制、いわゆる戦争法、秘密保護法、マイナンバー制度、また、今、論議されている共謀罪法案など、どれも国民の基本的権利を縛る重要な法律です。今後、学校教育や一般社会の中で、民主主義とは何か、国民主権とは何か、平和を守るということは一体どういうことなのか、お互いに一



人一人が問い直されているんじゃないかと思います。以上で私の一般質問は終わります。

**議長（塩野入君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時40分～再開 午前11時50分）

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

次に、11番 中嶋登君の質問を許します。

**11番（中嶋君）** ただいま、新議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

その前に、日本ペンクラブの会長である浅田次郎さんのお話をここでしたいと思います。皆さんがご存じのように、数年前、坂城町にお呼びして文化センターで講演会を開いていただいたとき、町内はもとより多くのファンが訪れ、立ち見が出るぐらいの盛況であり、覚えている方も大勢いるかと思います。私は高倉健さんのファンでありまして、主演の「鉄道員(ぽっぽや)」の映画を見たときからの、まさににわかファンではありましたが、浅田次郎さんの魅力にたっぷりと浸ってしまいました。それから少しずつ本を読んでおります。そんな浅田次郎さんが日本ペンクラブの会長として共謀罪に反対する声明を出されました。私も読んでみました。こんなことが書かれていました。

「共謀罪によってあなたの生活は監視され、共謀罪によってあなたがテロリストに仕立てられる。私たちは共謀罪の新設に反対します。私たち日本ペンクラブは、いま国会で審議が進む『共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）』の新設に強く反対する。過去の法案に対しても、全く不要であるばかりか、社会の基盤を壊すものとして私たちは反対してきたが、法案の本質が全く変わらない以上、その姿勢に微塵の違いもない。過去に3度国会に上程され、いずれも廃案となった法案同様、いま準備されている共謀罪は、事前に相談すると見なされただけでも処罰するとしている。これは、人の心の中に手を突っ込み、憲法で絶対的に保障されている『内心の自由（思想信条の自由）』を侵害するものに他ならない。結果として、表現の自由、集会・結社の自由など自分の意思を表明する、あるいは表明しない自由が根本から奪われてしまう。しかも、現行法で、十分なテロ対策が可能であるにもかかわらず、共謀罪を新設しなければ東京オリンピックを開催できないというのは、オリンピックを人質にとった詭弁であり、オリンピックの政治的利用である。このような法案を強引に成立させようとする政府の姿勢を許すわけにはいかない。法案の成立を断固阻止すべきである。日本ペンクラブ会長浅田次郎」ということでありました。

そして、浅田次郎さんは作家になる前、陸上自衛隊に入隊をし、市ヶ谷駐屯地勤務の経験もあり、まさに異色の作家であります。私に言わせれば浅田さんは言論の自由、表現の自由を大切にする日本人の最右翼の方であると思うものであります。共謀罪の賛否が問われています。坂城町の町民益を一番に考えて参考にしたいと私は思っております。前置きが長くなりました

が、一般質問に入らせていただきます。

①PAのコンビニについて

(イ) 出店の経過は

昨年の6月の議会で、パーキングエリアで農産物販売店を町として再度考えるようご提案をしたところ、タイミングよく町長よりコンビニの話があるとの答弁でありました。うれしいことに、ついせんだってコンビニがオープンをいたしました。今までの出店の経過をお尋ねいたします。

(ロ) 町の特産物は

約8年前、テントを張って町で特産物を売っていた経過もございます。日本中同じものを販売するコンビニではありますが、四ツ屋のセブン-イレブンでは地元野菜やリンゴ、ブドウ、肉、ねずこんグッズなど販売をしております。同じオーナーの水出さんの経営と聞いておるので、坂城ワインなども含め坂城をPRしていただけるものを販売してほしいと思うものですが、その実情をお尋ねいたします。これで1回目の質問とさせていただきます。

**町長（山村君）** ただいま中嶋議員さんから去年に続きましてパーキングエリアのコンビニの話をお伺いしました。実現しましたので、イ、ロのご質問いただきましたので答弁させていただきます。

上信越自動車道千曲川さかきパーキングエリアは、千曲川の雄大な流れと坂城町全域を眺望できる施設として、高速道路を利用して首都圏や近県からお越しいただく皆様の憩いの場としてご利用されております。これまで町では、千曲川さかきパーキングエリアの利用状況調査の実施や、類似する近隣パーキングエリアの状況把握のほか、平成16年度には上下線パーキングエリアにおいて坂城味フェスタを開催し、町特産物の販売、消費宣伝を通じて、パーキングエリアの施設運営の可能性を模索してきたという経過がございます。しかしながら、パーキングエリア内における町独自の施設整備には多くの課題があり、恒久的な施設整備及び運営は、その時点では困難と判断するに至ったところでございます。

そうした中で、このほど千曲川さかきパーキングエリアの上下線に4月28日同時オープンしましたセブン-イレブン千曲川さかきパーキングエリア店は、東日本高速道路株式会社、NEXCO東日本と株式会社セブン-イレブン・ジャパンが事業連携する中で設置されたものでございます。

これまで千曲川さかきパーキングエリアは、平成8年の施設供用開始以来、商業施設のないパーキングエリアとなっておりましたが、東日本高速道路株式会社では、サービス、利便性向上のため、コンビニエンスストアの出店計画を検討する中で、事業計画を策定し、昨年からは本格的に事業着手されてまいりました。中でも施設を利用する出店事業者につきましては、事業者を公募する中で、最終的にセブン-イレブン・ジャパンに決定し、フランチャイズの事業主

を募り、町内の方がオーナーとなって、今回、開店されたものであります。

売り場面積は上下線ともにおよそ180m<sup>2</sup>で、日用品などを含めて約2,900品目を販売する24時間営業の店舗であります。これは、上信越自動車道では初めてのコンビニエンスストアの出店となるほか、長野県内のサービスエリア及びパーキングエリアで、セブン-イレブンの初出店となるものでございます。

続きまして、セブン-イレブン千曲川さかきパーキングエリア店における町の特産品等の販売についてのご質問がありました。お答えいたします。同コンビニエンスストアの店舗内での農産物や特産品などの販売につきましては、地域情報発信が可能となり、坂城町の特産品のPRに非常に有効な手段であると考えております。また、同店のオーナー様のご厚意もあり、既にねずこのぬいぐるみやグッズなど、当町をアピールする商品も店頭販売していただいております。一方、坂城産のワインや、ねずみ大根焼酎などのアルコール類につきましては、高速道路のパーキングエリアという性質上、店頭での販売は現行では難しいと思われま

す。今後、農産物など地域の特産品を店頭販売する場合、セブン-イレブン・ジャパンとともに検討を行ってまいりたいと考えております。

**11番(中嶋君)** 町長にご答弁をいただきました。今、町長のご答弁では、とってもよかったと私は思っております。まさに皆さんご存じのように、いろいろちょっとあったんですが、セブン-イレブンの社長、元社長と言いましょか、鈴木さんはですね、我が町の名誉町民でもあります。この出身の場所にですね、町長おっしゃられたように初めてそこにコンビニができるという、コンビニはたくさんあるわけではありますが、中でもセブン-イレブンができたということは、とっても私はよかったなと思います。まさに鈴木さん、本家へお城を出したような、そんな私、感じております。よかったと思っております。

それから、町長もお話があったように、今、セブン-イレブン千曲川さかきパーキングエリア店のオーナーは坂城の人ということで、彼も一生懸命いろいろ、町長のお言葉を聞けば始めていただいていると。またこれ、だから、きっとまた秋口にもなれば、きっとリンゴが、坂城のですね、あそこのパーキングエリアから見える四ツ屋のですね、ブドウが並ぶんじゃないのかなと、こんな期待もしているものであります。

そしてまた、今、町長がおっしゃられたように、まさにですね、高速道では上下線にコンビニをつくっていただき、なおかつですね、国道18号の言うならば下道、そこではあいさいが、この間の話ではリニューアルされると。また売り場が大きくなるよと。また食堂も大きくするんだと。そんなようなことで、坂城のですね、まさに特産物を両お店で大いに販売していただき、坂城をアピールしていただけるものと私は思いますので、ひとつそれはよろしく、この場所でも私はお願いをしておきたいと思っております。頑張っ

移っていきたいと思います。

②ふるさと納税について

(イ) 経過報告の詳細は

これ町長、招集挨拶でも触れられてはおりましたが、今までの経過、そして寄附金の活用状況なども含めてお尋ねしたいと思います。

(ロ) といたしまして、今後の対応と展開でございます。

家電品なども含めて、県内でも1億円はもとより75億も集めた市町村もあることは皆様ご承知のとおりでございます。国もですね、大分、市町村関係にですね、勧めておきながらですね、今さらですよ、ここへ来て、3割までなど言ってきております。本当にふざけた話だと私は思うものでありますが、そうは言いましても私もこの議場の中で言い出しっぺの本人といたしまして、とっても心配なんです。町長の所信表明の言葉の中ではですね、ふるさと納税事業を適切に推進していくとっておりましたが、今後のですね、対応と展開といいますか、展望といいますかをお尋ねしたいと思います。以上であります。

**企画政策課長（柳澤君）** ふるさと納税について順次答弁申し上げます。

まずイ、経過報告の詳細についてでございます。

ふるさと納税につきましては、平成28年度から全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図るとともに、特産品振興や地域活性化につながる取り組みを進めた結果、28年度末の本年29年3月末時点で、全国の坂城を応援してくださる皆様から1,567件、2,846万円のご寄附をいただきました。

また、寄附金をご指定いただいたそれぞれの用途に基づき翌年度の事業において活用させていただくこととしており、昨年6月から12月末までにいただいた寄附金1,500件、2,755万円について、一旦ふるさとまちづくり基金へ積み立てまして、当該基金から平成29年度当初予算に計上し、4分野の事業に充当をいたしました。

具体的には、第1の分野、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援します」に656件、1,191万円で、南条児童館建設事業、その他教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーの配置に。第2の分野、「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します」に139件、259万円で、土木遺産昭和橋修繕事業、その他北国街道沿線景観整備実態調査や当町ゆかりの藤沢雨紅氏「松陰集」発刊経費に。第3の分野、「花と緑 ばら

いっぱいふるさとさかきを応援します」に138件、210万円で、ばら祭りやバラ公園整備、その他緑化苗木経費に。第4の分野、「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」これは特に用途は限定されておりませんが、567件、1,095万円で、地域づくり活動支援事業、工業団地整備事業、さかきモノづくり展事業などに充当させていただいております。

これら昨年末までの寄附の状況や寄附金の活用事業についてわかりやすくお伝えするため、昨年末までのご寄附1,500件に対し、寄附いただいた方に直接ご報告するとともに町ホームページにも公表し、引き続き坂城町の応援団になっていただけるよう、ばら祭りのチラシを同封するなど町のPRもあわせて行ったところでございます。

今年度につきましても、町の魅力を発信し町を知ってもらうため返礼品の充実を図っているところであり、返礼品数は5月末現在で延べ22事業者、92品目となっております。また、29年度の寄附金の状況は、5月末時点で454件、686万円のご寄附をいただいている状況でございます。

続いて、ロ、今後の対応と展開はについてでございます。

国の返礼品の見直しに関する通知でございますが、本年4月1日付の総務省通知において、資産性の高いものや価格が高額な返礼品のほか、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合の高いものは送付しないこととされ、寄附額に対し返礼品の割合を速やかに3割以下とすることとされたところでございます。

町の対応といたしましては、扱う返礼品の中には資産性の高いものや高額なものはなく、また直接国から指導を受けておりませんので、基本的にはこれまでどおり特産品振興や地域活性化につながるふるさと納税事業を推進していくこととしております。なお、一部、返礼品本体の価格が総務省通知に示される割合を超えているものがございますので、7月から8月までに見直す予定としております。

今後の展開といたしましては、今年度もブドウやリンゴ等の果樹類やバラなどの充実を図るとともに、新たにオーダーカーテンを返礼品に加えるなど、町の特色を生かした返礼品の充実を図っているところでございます。多くの方に当町を知っていただくには、PRにつながる多彩な返礼品の確保が必要であり、町内の多くの事業者の皆さんにご協力いただくことが重要と考えておりますので、個々に説明をする機会などを設けるなど、引き続き新たな事業者の確保に努めてまいります。

また、坂城町の応援団、リピーターになっていただけるよう、寄附金の状況や活用について寄附者の方々を初め全国の皆様に広くお伝えしていくとともに、町のPRにつながる情報の発信にも取り組んでまいりたいと考えております。

**11番（中嶋君）** ただいま課長より懇切丁寧にですね、よくわかるようにご説明をいただきました。いろいろ努力なされているというところがよく見えました。たまりましたね。1,500件、2,755万。それから、まさに今、さっきの誰かの質問にあったように、ホームページなんかどうだかわからないような人が大勢いる中でですね、今、課長の答弁いただければ、言うなれば税金の使い道の見える化ですか、よくお話をいただきました。坂城町中の税金を集めたのは、余り細かなことはどうたら、見える化どうたらという部分は、そんな

には私は思っていないけれども、全国的にですね、やったときに坂城町の応援団になってくれる人であるから、それはやっぱりきちっとご報告、あなたにいただいたものは、こんなところへ使わせてもらうんだよなんていう、とってもいいことだと思います。

それから、例の私も薔薇人の会で昨日は「さかきの輝」、完売させてきましたが、全部。そんなことで一生懸命やったときに、例のパンフレットのところに今のいろいろ鉄の展示館とか安くなるとか、それから、びんぐし湯さん館へ行けば100円引いてくれるとか、あんなようなものもあって、あのパンフレットなかなかうまく考えて、あれをみんな持っていくような人が、さっきの答弁の中にも多かったというようなお話を聞いて、それもまた、ふるさと納税の中へああいうものを入れたとかということは、とってもいいアイデアをやっているなと思って、とっても感謝申し上げる次第であります。

それで、今お話聞けば、また新たにですね、二十何カ所かの皆さん、事業者の皆さんにですね、お願いをして、いろんなものが出てきていると。カーテンのようなものも出てきたとか、今までちょっと考えていなかったようなお店もですね、ふるさと納税に対してですね、手を挙げてきたなんていうことは、とってもこれよかったなというふうに思うものであります。

それで、皆さんも、この間の信毎に載っていたから見たと思うんですが、山形県の吉村っていう知事は元気いいですね、女性の。何か東京都知事も女性で元気いいわけですが、私らの議員も女性いっぱいいるから、うんと頑張ってもらいたいと私も思うんですが、山形の吉村知事は総務省に反旗を翻して、やっちゃあいけないのかと。そんなようなことで、これは大したものだなと、この女性の知事さんは。ちょっとこれ見れば、地域でつくられている工業製品はいいのではないかと、そんな指摘を逆に総務省にしたと。調達額3割以下についても、送られた金品の半分を返すということは半返しという言葉もあるんじゃないかと。まさに坂城町も半返しという言葉ありますよ。何かいろいろもらったときに、半分返せばいいんだと。それを、そのような言葉をきっちり総務省に文句を言ったと。なかなか立派ですね。こういう知事さんもいるということで。

そうは言ってもですね、今いろいろ課長からご答弁いただいた中で、私に言わせれば、今もちょっと申し上げましたが、総務省もふるさと納税で地方創生しろとか、ふるさと納税で日本を元気にしろとか、こんなことをやたら言うておいて、いよいよ国もおおっておきながら、地方へ、今度は過熱ぎみだと文句を言うてくるとか。何という国ですかね。人をばかにしたようなことばかり言っていて情けないですよ。何だか、こっちも大人になって物を言えば、だっ子のような、言うなれば坂城言葉じゃないが、ぼこのような私は総務省の言うことだと思っています。

そうは言っても、長いものに巻かれるのは私は大嫌いではありますが、これも国からそういうことを言うてくるんだから、今、課長答弁あったように、多少ちょっと3割以上あったような

ところがあったのかなと私は思っているんですが、それは今の課長のお言葉では是正していくんだと。言うなれば枠内で、だから私に言わせればですね、この枠内の中で1億円超えをしてくれ、それを目指していくようお願いするしかありません。6千万とか7千万というような予算、今回あれしていましたが、その次は今度はその枠内の中で、その中で1億やりましょうよ。そんな町長に対しても課長に対してもお願いを私はしておきたいと思うんです、この場所で。ぜひそういたしましょう。それではですね、最後の質問に入ります。

### ③ 貧困と少子化について

#### (イ) こども食堂を

日本は、ついこの間まで国民はほとんどの人が中間階級だと言われておりましたが、政治の貧困のためか格差社会となり、一部の金持ちと特に貧困層が多く増えてしまい、所得が国民の平均値に満たない、目安としていろんな統計論が言われてはおるんですが、私は一番最低のことと言います、私のことですから、こういうところで物を言うのはインパクトの強いことを私、言うのが好きでありますので、批判もありますが、それを乗り越えてですね、こんなことが書いてあった本もありました。目安として約137万円以下の人が6人に1人と言われている。でありますので、40人学級なら六、七人の子供がそこに当てはまると言われているんですよ。貧困家庭が増える中、全国的にこども食堂が注目されておりますが、この辺の町のお考えをお尋ねしたいと思います。

それからですね、(ロ)といたしまして、就学援助費の実状は。

小中学生のいる家庭で準要保護児童の人数と町の援助をしている支給額の内訳をお尋ねいたします。プライバシー、個人情報でお伝えできない、お話しできないということであれば、言わなくてもよろしゅうございます。余りそういうことばかり言うような時代も情けない時代にはなつたと私は思っちゃいますが、何でも個人情報、何でもプライバシー。私なんかもうプライバシーないから何でも聞いてくれと。どこでも何でも話すなんて言って、別に話したって、えらい大したことはない。登の言うことだからなんて、そんな部分もあるでしょうけれども、それでも私だって町会議員ですよ。15年もやっているんだから。それがあっちこっち言たって、何もそんなものどうっていうことないですからね。何かこれも難しい世の中にしてしまっているなど私たちも、そんなことを思います。

さて、(ハ)としてですね、給食費を無料にと。

まさに子育て世代の貧困家庭が増え、少子化に拍車をかけていることは、これはまさに言うまでもありません。少子化対策の観点からも小・中学校の給食費を無料にすべきであると思うが、この辺の町のお考えをお尋ねしたいと思います。以上であります。

**教育文化課長（宮下君）** (イ) こども食堂についてお答えいたします。

こども食堂は、主にNPO法人や地域のボランティア団体などが運営主体となって広がり

見せており、5月時点ではありますが、新聞報道によりますと全国で約400カ所開設されているということです。

長野県内におきましては、5月5日付の新聞報道によりますと、予定を含め18市町村、30カ所で開設との記事が掲載されていましたが、このうち行政直営での実施は1カ所のみという状況でございます。

県内で設置または設置を予定しているこども食堂では、対象は貧困家庭に限定することなく幅広く対応しており、NPO法人や地域ボランティアが公民館等を活用し、食事の提供だけではなく、学習の支援や家庭、学校生活とは異なる地域の方々との交流やつながりを経験できる子供の居場所づくりの場として、月1回程度イベント的に開設をしている食堂もあるように聞いております。

こども食堂は、子供の交流の場、地域と子供がつながる場、孤立しがちな家庭が地域とつながる場所として、幅広い年代層の参加と地域とのかかわりが重要であり、地域の大人を地域資源として活用することで、子供たちとの交流が生きがいつくりにもつながるといった多様な効果が生ずると考えられます。また、こども食堂は、子供の居場所づくりに地域の多様な人材がかかわることで地域コミュニティーの連携が強化されることから、子供の健全な成長を地域で支えていくことができる場としても期待をされるところであります。

県においても、民間団体がこども食堂を立ち上げることを推進するため、学習支援員の確保などのプラットフォームづくり、基盤づくりの支援策を進めております。町といたしましても、こども食堂を町が事業者となって設置するのではなく、地域での支援の広がりを期待する中で、関係機関と連携する中で、活動のために有益な情報収集や提供など必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、就学援助費の実状はについてお答えいたします。

就学援助費の準要保護児童・生徒の状況についてであります。町では経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品や学校給食費等の援助を行うことにより義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、就学援助制度を実施しております。支給内容は、学用品費、新入学用品費、修学旅行費、給食費などとなっております。

準要保護者の認定基準であります。要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定に基づき、生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮している者で、町民税の非課税世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯、その他学校長または民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者などが認定基準となっております。

ご質問の準要保護児童・生徒の人数と支給額の内訳ですが、28年度の実績ですが、小学生が56名、中学生が36名の計92名で、年間支給額は総額で小学生分が348万5,630円、中学生分が341万3,096円で、計689万8,726円となっております。



す。29年度においては、まだ申請段階ではございますが、小学生が61名、中学生が30名で、計91名という状況でございます。

また、学用品費、新入学用品費、修学旅行費、給食費など1人当たりの年間支給額であります。小学1年生が7万7,890円。小学2年生から5年生が5万9,650円。小学6年生が8万1,140円。中学1年生が10万4,470円。中学2年生が8万3,150円。中学3年生が13万4,640円となっております。

続きまして、給食費を無料にというご質問でございますが、食育・学校給食センターでは、児童・生徒に安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食の提供、さらにレパートリーに富んだおいしい給食づくりに取り組んでおります。また、児童・生徒、保護者、住民への食育の推進を図っています。センターへの見学、試食会の際には、児童・生徒、保護者に対して、学校給食への理解とともに成長期の食事や食育の重要性、食べ物への感謝の育成、バランスのとれた食事のポイント、朝食を食べる大切さ、健康な体づくりにつながる食事等の食育講話を実施しているところであります。今後も子供たちや保護者の皆さんに食事の重要さ、大切さを伝え、食に関心を持っていただける食育活動の推進に取り組んでいきたいと考えております。

給食費を無料にできないかというご質問でございますが、学校給食法では、給食にかかわる施設の整備費や調理員の人件費は設置した自治体である町が負担し、それ以外については保護者が負担するということとなっており、給食の食材にかかわる費用については保護者の方に負担していただいております。なお、現在の給食費は、1食当たり小学校が280円、中学校が325円となっており、平成29年度予算ベースでは年間の総額で7,750万円となっております。

給食費の無料化につきましては、県内においても王滝村、売木村、平谷村が実施しておりますが、さきに答弁いたしましたように、生活困窮等の準要保護者へは就学援助費が支給され、その中に学校給食費も含まれており、低所得者への負担軽減をしているところであります。また、本年度から給食費の口座振替手数料を町負担とし、保護者の皆さんの負担軽減を図ったところでございます。

このような状況を踏まえまして、町としては給食費を一律に無料化するというのではなく、現行の支援策であります就学援助制度の中で対応してまいりたいと考えております。

**11番（中嶋君）** 立派な答弁ですね、課長。たまげた俺は。余りご立派に答えられちゃって。今、話を聞けば、今、はやりで、あちこちで、この近辺の市町村でもこども食堂を立ち上げた。公民館へ集まってカレー食えなんというようなことで、地域の中でいろいろそういうものが生まれてきているんだと。ただ、今のお話を聞けば坂城町では残念ながらまだNPO法人でそんなようなことをやっている人がいるとか、今申し上げたようなことをやっている人たちがちょっと今のところ見えてこないなという。これもまたいろんな、もう少し深く考えて、どう

したらいいんだということ、またこれは我々議会も考えていかなきゃいけない問題のような気もしています。

そんなNPO法人も立ち上がれば、そういうところへ町が支援をすると。そういう部分でしょうね、町としての考えは。私もわかるような気がします。いろんな制約のある中でやるような格好になっても、いま一つだと思います。そういう部分を考えればNPO法人みたいに、ある程度自由にできるような諸団体があつて、そこへ町が少し頑張つてやってくださいというように補助でも出せば、今のいろんな大勢の子供たちに集まってもらえる、集まるような場所ができてくるのかなと。

まさか今の差別用語になるか何かわかりませんが、貧乏人こっちへ来て、ここで食えなんてことも今の時代なかなかこんなことも、それじゃあ、今度はそこへ行かなかつたのは、あの何ちゃんは、なんて、ちょっとまたそんなことになつても困ると。だから、言うなれば町ではちょっとその辺のところは難しいと思います。NPO法人で、誰でもいいから来ておくんよと、そんなようなあれだったらできるのかなと。ただ単純に新聞なんかもやたらあちこち書いてあつたもので、私は坂城町でもやればいいなと、ちょっとこんなふうに単純に思ったんですが、今のご答弁いただければ、なかなかその辺は難しいわいというようなお話で、よくわかつた次第であります。これはもっともっと、もう1回言いますが、我々議会の中でだつて考えていかなきゃいけない問題じゃないかと私は思っております。

それから、先ほど私がちょっと余計なことを言つて、今の個人情報で滑つた転んだと言つたんですが、よくまた課長ここまでご答弁いただきました、人数まで。ただ、ちょっとショック受けました、私は。驚いた。小学校、今の児童数は779人いるうちの56人だなんていうのは、中学生379人いるうちの36人、トータル92人、今年91と。皆さん、どうですかこれ、坂城町のこの実情。こんなことになつていたね。おどけたわ。坂城町ほど裕福な町はないと私は思つていましたから。お父さん、お母さん、どこへ行つたと言つたら、工場へ勤めていゝわいとか、母ちゃんも父ちゃんも両方勤めていゝわいと。トータルでいけば、ちょっと驚くね。さっき、こんなのはインターネットでみたところで申したあれで、目安として言つた137万円以下の子供がなんていうようなことが6人に1人で、40人で6人、7人なんていうことを言つたんですけれども、ちょっとショックですね。

それで、町側でやっていただいていることは高く評価します。大したもんですよ。ちゃんと今の小学校上がるとき、学用品買わなきゃなんないだとか、中学3年生になったら修学旅行へ行くだわと、それをみんな出してあげていると。それが689万8千何ぼというような数字を言つておつたが、これが多いか少ないかということはちょっと私わからないんですが、ただ、人数的にはちょっとびっくりしました。

でありましてですね、これは私が課長に第2質問の中で何か南信のほうが多いからというよ

うなことで、私ちょっと言おうと思ったら、今、課長ご答弁入れていただいたんですが、言うなれば何かどういうわけか南信のほうが多くて、木曾の王滝村であるとか、伊那の売木村だとか平谷村ですね、これは町長、村も頑張っているようですね、課長のご答弁聞けば、これ小さい村だと思いますよ、こんなところは。こんなところと言ってはいけないや、また。立派な村でございます。売木、平谷、王滝は立派なところですよ。これがですね、無料に取り組んじやっているというんですよね。財政的から言ったら、町長、坂城町、幾らでしたかな。あんな売木村、平谷村の村長さんたち頑張っているのに、町長、わしらもこれ少し、こういうところの勉強するじゃないですか、もう少し。それで、できれば私も前からこれも言っておったんですが、日本一の子育ての町の宣言でも、町長、やろうじゃないですか。全部無料にして。

なぜ私これを言うかという、一番根本にあることは、町長、少子化対策で私、言っているんですよ。貧困層がうんと増えてきたからどうたらというような部分もあります。それ以上に私は少子化対策の中でですね、町長、英断を私はお願いしたいと思っているんですよ。もしよろしければ町長、ご答弁お願いしたいと思いますが、議長、取り計らっていただきたい。以上。

**町長（山村君）** ただいま、ほかの村でも給食費無料にしているところがあると。無料化というのはいろいろ議論があるところなんです。要するに所得が物すごくたくさんある家も無料化すると。所得の少ないところも無料化する。ですから一律にやるというのはいいのかな。先ほど課長が申し上げたように、かなりきめ細かくご家庭の状況に応じて、そこに給食費のサポートをしているということがありますので、町・村のサイズ、いろいろあると思います。ですから私は今当面のところですね、一律にやるということは今のところは考えておりません。ただ、いろいろまた状況がどんどん変わってくる場合がありますので検討したいと思っております。

**11番（中嶋君）** 町長、ご答弁を今いただいたわけでありましたが、まさにそうとは思いますが、今ここでもって慌てて、やあ私たちもやろうじゃないかというようなわけにはいかないと思いますが、そうは言いましても最後にはちょっと考えていく方向づけのようなお話を承りましたので、町長、ありがたいかなとは、ある意味、私は思っております。もちろん、町長おっしゃったとおり、さっき課長が細かく答弁していただいて、言うなれば、余り丁寧という言葉を使いたくないんですが、そういうところの皆さんにはとにかく一生懸命やっているよということに対しては、これは私、町長、敬意を表しますよ、本当に。いいことやっていただいています。

ただ、その際の人たちというのがいるんですね。際の人だとか、もうちょっとで俺、言うなればちょっともらえるわと。いつも私、法律論でいうと、ぎりぎりの人たち、かわいそうなような気がするんです。そうすると、ある程度ここからここまでと、また今度はここからここまでというような、何とか論になっていっちゃいますもんで、それから私の考えているのは、そうは言っても、ちょっと言葉が悪くていけませんが、お金持ちの人でもお金のない人でも全員

がと。そしてましてや、町長、もう一度言うておきますが、少子化対策なんですよ。これはお金のある人だってお金のない人だって、子供を産むというのは容易じゃないという話を聞いていますよ、女性は。そのところを私は少子化対策の一つとして、今言ったような全員にやろうじゃないかと。さっきのこども食堂ではないですが、一部の人だけだというような部分あります。そういうことを考えれば全員でどうだと、これは私は少子化対策の一つの中ではすばらしい考えだと私は思っています。余りくどくどもう、申し上げますが、ひとつ町長いろんな意味で坂城町の人口を増やすというようなところでの私は質問だと思っていますので、ひとつその辺も酌んでいただければありがたいのかなと思っています。

さて、冒頭でもお話を申し上げましたが、国内においては共謀罪を初め森友学園であるとか加計学園と疑惑が続く中、東京ではいよいよ都議選が始まり、自民党を離党いたしまして都民ファーストを率いる小池都知事と自民党との対決姿勢深まる中、どんな結果が出るのか、いよいよ安倍首相の真価が問われるときが来たかなと私は思うものであります。

このような問題も大切な問題ではありますが、国外に視点を向けてみますと、またですね、アメリカのトランプ大統領が地球温暖化防止のパリ協定から離脱をするとか、自分のことではロシア疑惑など大変大きな問題が山積するようであります。

ただ、この中にですね、思います、特にですね、日本にとって一番大事な問題は、これは皆さんやっぱり私は北朝鮮問題だと考えております。これはもう独裁者の金正恩がですね、千発あると言われていたミサイル、テポドンをですね、日本に向けて発射してこないか私はとっても心配ですよ。ある市町村においては、もう向こうから降ってきたら、この中に隠れろとか、畑であれしたときは頭だけでもこうやって隠れろとか、ビルがあればビルの中に逃げろとか、どうですか皆さん。いよいよそんなことが言われるような時代になっちゃって。SFの世界じゃないんですよ。SFの小説の世界じゃないですよ。現実に市町村でそういうことを言っているところがもう出てきているんですよ。向こうから来たらサイレン鳴るか何するかわからないですが、今のことだから自分の携帯のところにがーがーがーがー何か鳴るか知りませんが、まことしやかなことになっちゃったね、この時代。この問題はいろんなことを含めて私は一般質問の中に取り込んでですね、私は坂城町の町会議員でございます。そして、いつも言います。でありながら私は長野県の長野県人でもあります。最後に私は日本国の日本人であります。何でこんなことになっちゃったんでしょうか。とにかく私は日本に向けてテポドンなんてものは発射されてこないと、そんなことは絶対起きないと信じております。おりますが、最後に一句添えます。

テポドンで目を覚ませよとウルトラマン テポドンで目を覚ませよとウルトラマン

これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

**議長（塩野入君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時41分)

## 6月13日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 塩野入 猛 君   | 8番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 "  | 西 沢 悦 子 君 | 9 "  | 塚 田 正 平 君 |
| 3 "  | 小宮山 定 彦 君 | 10 " | 山 崎 正 志 君 |
| 4 "  | 朝 倉 国 勝 君 | 11 " | 中 嶋 登 君   |
| 5 "  | 柳 沢 収 君   | 12 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 "  | 滝 沢 幸 映 君 | 13 " | 入 日 時 子 君 |
| 7 "  | 吉川 まゆみ 君  | 14 " | 塚 田 忠 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長           | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者       | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長         | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 柳 澤 博 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹     | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長     | 大 井 裕 君   |
| 建 設 課 長         | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長     | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 池 上 浩 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 関 貞 巳 君   |
| 総 務 係 長         | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 北 村 一 朗 君 |
| 財 政 係 長         | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長     | 堀 内 弘 達 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 長 崎 麻 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記     | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前8時30分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 動物愛護の取り組みについてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) 地域の明るさ対策ほか      | 柳沢 収 議員  |
| (3) エネルギー対策についてほか   | 西沢 悦子 議員 |
| (4) 国保の県への移行はほか     | 大森 茂彦 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塩野入君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（塩野入君）** 最初に、7番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**7番（吉川さん）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

#### 1. 動物愛護の取り組みについて

##### イ. 飼い猫、野良猫の現状について

現在、全国的に犬・猫殺処分ゼロを目指しての取り組みが積極的に行われております。平成24年9月には改正動物愛護管理法が公布され、動物の虐待を防止して命を大切にすることや、自分の飼っている動物が周囲に迷惑をかけないように飼養することがうたわれ、特に飼い主は最後まで責任を持って飼うことが明記されました。

また、行政は飼い主や業者から動物の引き取りを求められれば、ほとんど応じてきましたが、終生飼養に反する理由での引き取りは拒否できるようになりました。つまり身勝手な処分や飼養放棄は許されなくなったわけです。

さて今回はその中で、当町の飼い猫と野良猫の現状と今後について質問をいたします。近ごろはペットをかけがえのない家族として大切にしている飼い主が増えております。しかし、その一方で飼育放棄などで保護された犬や猫がいます。その数は、平成27年度には全国で13万6,724匹に上り、このうち8万2,902匹が殺処分されたと伺っています。ちなみに猫は6万7,091匹と、その8割を占めておりました。減少傾向にありますが、放置できない問題です。

特に野良猫の問題は最近始まったことではなく、昔から人間の住む地域に存在し、誰もが目に触れてきたことであります。こうした猫を連れて帰って家猫として飼育してくださる方が多くいればいいのですが、そのまま外で餌を与える人がいれば、その地域に野良猫としてすみつき繁殖して増え続けることとなります。こうしたことに加え、猫のふん尿と悪臭は猫を嫌いな人にとってはストレスになります。その結果、こうした野良猫を以前は保健所に引き取ってもらい処分するということが行われてまいりました。そこで、3点についてお聞きいたします。

1点目として、当町での飼い猫、野良猫への苦情の状況と、その内容について。

2点目として、現在までに長野保健福祉事務所が苦情の解決のために入ったケースはあったのでしょうか。

また3点目として、飼い猫、野良猫がやむを得ず引き取られていったケースは今までにあったのでしょうか。以上、3点についてお聞きいたします。

口といたしまして、地域猫活動への支援について。

野良猫はあくまでも飼い主がいない猫ですが、高齢化社会が進む現代において、経済的、体力的に家で飼育することができない高齢者の方々にとって、野良猫は癒やしの存在になっている場合が多々あります。こうした野良猫をむげに引き離すことで今度はそれがストレスになり病んでしまう方も出てまいります。今や野良猫問題は猫の好き嫌いに関係なく地域福祉の問題にまで発展しているのが現状です。

こうした背景の中、野良猫対策として横浜市磯子区のボランティアの皆さんが初めてこの地域猫活動に取り組みました。まず地域猫とは、特定の飼い主がなく、その地域に住む人が共同で管理している猫のことです。そして、この地域猫活動とは、主にボランティアの人たちが野良猫を捕獲機で捕獲し、繁殖防止の不妊・去勢手術などを行い、もといたところに戻します。猫の耳には手術が済んでいる印に切れ込みを入れてあげます。その後は地域の猫好きの方が、ボランティアの方ですが、餌やりやふんの始末を行っていきます。また、このことを近隣自治区にも了解を得ることで、野良猫は繁殖することなく1代限りで穏やかに暮らすことができるという仕組みです。この取り組みをやっていくことで、確実に野良猫を減らすことができます。

そこで、この地域猫活動、この推進について当局の見解をお聞きいたします。これで1回目の質問を終わります。

**住民環境課長（山崎君）** 最初に、（イ）飼い猫、野良猫の現状についてご答弁いたします。

近年、ペットは飼い主の生活に潤いと喜びを与えてくれる存在となっていますが、一方では住環境や住民意識の変化などにより、適正な飼養、餌等を与えて飼い養育することでございますが、これが適正にされていない場合などは近隣トラブルや苦情の発生の原因となることもございます。

今までの苦情の状況と内容は、また長野保健福祉事務所が入ったケース、引き取られたケー



スはあるかのご質問でございます。

飼い猫や野良猫に係る苦情につきましては、その多くは道路に放置された死骸についてであり、その他といたしましては、ふん等による苦情が年間二、三件程度となっております。また、保健福祉事務所へ、犬、猫の引き取りを求める場合は、繰り返しての引き取り、高齢や病気を理由とした引き取りなど、終生飼養に反する理由による場合は引き取りができないとされているところでもあります。このようなことから、ここ数年、長野保健福祉事務所への猫の苦情の対応や引き取りを依頼した経過はございません。

次に、(ロ) 地域猫活動への支援についてご答弁いたします。

飼い主のいない猫に無計画に餌のみを与えていると、そこに次々と猫が集まり繁殖を繰り返すことにより、たくさんの不幸な命が生まれ、周囲からふん尿や悪臭、鳴き声などによる苦情が発生する原因となってしまいます。

このような状況の中で、飼い主のいない猫を野良猫として放置するのではなく、周辺住民の理解を得た上でボランティアの皆さんが一定の管理をして見守り、将来的には飼い主のいない猫を減らしていこうという活動が地域猫活動であります。具体的には、ふんの処理、餌場やその周辺の衛生管理、決まった時間と場所での餌やり、不妊・去勢手術の実施などが行われている状況であります。

しかし、この活動も猫好きな方にはよいことだとされておりますが、猫が苦手な方などからは反対意見もあり、地域猫活動として周辺住民の理解を得ることは大変難しいとも聞いております。また、猫の繁殖ペースの早さ、全ての猫に不妊・去勢手術ができないなど、地域猫活動がうまくいかない事例もあるようでございます。

地域猫活動は、動物愛護のボランティアグループにより取り組まれている活動であり、野良猫の減少に向けた方法の一つであろうと考えております。当町では、地域猫活動は行われていないものと認識しておりますが、地域猫活動につきましては基本的にボランティアによるものと考えております。

県保健福祉事務所では、地域猫活動についての助言とボランティアとの連携を行っておりますので、活動の相談等がありましたら保健福祉事務所をご案内してまいりたいと考えているところでございます。

**7番(吉川さん)** ただいま担当課長より詳しい説明をいただきました。今、死骸の処理、そして年間、当町では二、三件の苦情があったということで、思ったよりも町の環境状況はいいということを理解いたしました。

さて、引き取られたケースですが、現在では法改正もあってか、そのようなことはここ数年ないということでした。しかし、私の知っている中では、20年ぐらい前ですが、まだ法改正の前です、やはり町営住宅に住んでいた方が不妊・去勢をしないまま飼っていたことで、

40匹くらいまで増えてしまい、保健所が来て連れていかれたのを記憶しております。無責任な飼い主のおかげで、その当時の猫は犠牲になってしまいました。

さて、今はどうかというと、逆に殺処分ゼロに向けて野良猫の保護活動をされている方がおります。当町にもそのような方がいるのかどうかという点を今回お聞きしたいと思いますが、その点、把握されていたら、その状況についてお聞きいたします。

**住民環境課長（山崎君）** 野良猫に関する保護活動の状況把握、また、その内容についての再質問にお答えをいたします。

猫につきましては、犬と異なり法に基づく登録制度が設けられていないことなどから、頭数や保護活動等の実態把握については難しいところであります。現在、ある公共施設の付近で餌を与えているなど、されている方がいらっしゃるとお聞きしたことはございますが、その活動内容の詳細は把握していない状況でございます。反対に、その公共施設の管理者からは、お客さんから猫の苦情が寄せられ対応に苦慮することもあると聞いております。

**7番（吉川さん）** ただいまの答弁では、公共施設付近で餌を与えているなどの状況をお聞きになっている、しかし、活動内容の詳細については把握されていないということでした。また、反対に公共施設の管理者からは、お客さんから猫の苦情が寄せられて対応に苦慮することもあるということでした。

では、お聞きいたします。今、公共施設ということで、町の大事な公共施設なわけですが、苦情を受けたこと、そのことに対して町として何か対策はとられたのか。例えば保健福祉事務所に対応を相談するとか、そういうことを行ったかどうかお聞きいたします。

**住民環境課長（山崎君）** 再質問にお答えいたします。苦情への対応でございますが、基本的に飼い主あるいは占有者の方の責任で飼養するべきものと考えておりますので、相談等を行ったことはございません。

**7番（吉川さん）** 今のお話ですと、占有者の責任というお話が出てまいりましたが、私は野良猫だと思っていますので、その辺をお聞きしたかったのですが、私はその対策に乗り出したかとの話をお聞きいたしました。

まず、見ている方は1人の方が餌をあげて管理をしていると思われていると思いますが、餌をあげているのはその近くに住む猫好きのおばあちゃんでした。ひとり暮らしということもあって、かわいがってしまい、猫があつという間に増えてしまいました。それを見ていた猫好きのAさんが、このままでは大変なことになる、特に公共施設の周りということで大変苦にいたしました。そして、みずから捕獲し、不妊・去勢を1匹ずつ行ってきました。十何頭になるわけですが、まさにこの方の活動は地域猫活動です。皆さんからは、そんなの放っておけばいいじゃないかというふうに言われるかもしれませんが、実際にその場所の姿を見たときに放っておけなかったそうであります。このまま放っておけば公共施設の周り中に猫が増えて、ふん

尿で大変なことになってしまったと思います。猫嫌いの人から見れば、なぜ野良猫を大事にするの、と誤解を受けてしまいそうですが、先ほども地域猫活動のお話をしましたとおり、この方は野良猫を減らすために動いたわけであります。

そこで、ここでお聞きいたします。このように目に見えないところで地域猫活動、野良猫を減らそうという活動をしている方がいらっしゃいます。その方に対して何らかの補助ができないか。例えば捕獲機を貸与するとか、手術代の補助など、その点について町はどのようにお考えですか、お聞きいたします。

**住民環境課長（山崎君）** 地域猫活動に対する補助等はできないかのご質問でございます。

野良猫に不妊・去勢手術をせずに餌だけを与えたことにより、いつの間にか繁殖して猫の頭数が増えてしまうことが苦情の要因となることが考えられるところでございます。

平成24年には動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正され、動物の所有者または占有者、自分のものとして飼っている者だということでございますけれども、の責務として、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が法律上明確にされたところでございます。

県内においては、野良猫の不妊・去勢手術に対する助成を実施している市町村は、長野市、佐久市の2市であります。また、松本市におきましては、市内に生息する飼い主のいない猫で、地域の複数の住民により一定の飼養をされているとして、市が指定する団体等の認定を受けた猫に対して、不妊・去勢手術に係る費用の助成をしております。

このように、自治体において野良猫の不妊・去勢手術に対する助成等を実施している例は少ない状況です。また、飼い猫に対する助成制度を実施していた市町村においても、平成24年の法律の一部改正により、所有者または占有者の繁殖制限の努力義務が規定されたことなどから助成制度を廃止した事例もございます。

町といたしましては、所有者または占有者の責務として猫を飼っていただくよう、周知等に努めてまいりたいと存じます。

**7番（吉川さん）** ただいまの答弁では、自治体の中では野良猫の不妊・去勢手術に助成をしている例は少ないとのことでした。それは実情かもしれません。そしてまた、県内では松本市が地域猫活動の先進地であります。ただいまも課長のほうから内容、話がありました。この松本市の取り組みを少し紹介させていただきます。

平成13年に公園や公共施設に無責任な飼い主によって遺棄された猫が野良猫になって大きなトラブルに発展をいたしました。それは、その猫に勝手に餌づけをする人と、公共施設の管理者との間でけんかになったのが原因でした。地域の人も増える猫に困り果てておりました。それを見ていた山田敏子さんという方が何とかしなければと立ち上がりました。そして、任意団体「ねこの会」を結成し、地域猫活動を開始したそうであります。最初はボランティアが自費で手術をしておりましたが、この手術も安い手術ではありませんので、負担できる費用に限界

がありました。そして、ようやくその取り組みを評価していただき、平成20年からは市として地域猫に限り補助を予算化していただいたそうです。現在で松本保健福祉事務所管内では、206カ所が地域猫活動の地域に指定をされています。

私はまさしく先ほどの公共施設、当町での野良猫対策はこれと一緒にと思いました。町内には、もしかしたらこの運動を周知すれば、同じような思いで猫の命を大切に考え、やってくれている方がいるかもしれません。例えばこの活動を周知する中で、今は地域猫活動のグループがありませんが、何人かがボランティアグループを立ち上げ、この地域猫活動を始めたといいます。そこで一番悩むのが不妊・去勢手術の費用であります。ぜひ全額でなくても結構ですので、補助制度をつくっていただけたらと思いますが、1点、その点お聞きいたします。

また、もう1点、法改正になったとはいえ、野良猫の多くは飼い猫であります。この飼い猫の管理不足が地域の野良猫問題に発展しているわけであります。そこで、飼い猫の不妊・去勢にも何らかの補助はできないか。以上2点について再度お聞きいたします。

**住民環境課長（山崎君）** 不妊・去勢手術への補助の考えはとの質問でございます。先ほどもご答弁いたしました。平成24年に一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律において、動物の所有者または占有者の責務等の一つとして、「動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されております。

このことから、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、地域猫、飼い猫の不妊・去勢手術につきましては、飼い主あるいは占有者の方の責任において実施すべきものであると考えております。

**7番（吉川さん）** あくまでも占有者の責任ということをおっしゃっておりますが、県内では24自治体が飼い猫の不妊・去勢手術に補助制度を設けております。77から考えれば少ないわけですが、答弁の中で、広報の中で猫の飼い方についてもしっかりと周知をしていただけるということですが、あわせて野良猫への対処の仕方なども、しっかりとまたPRをしていただけたらと思います。

では最後に、地域に根づいた住民活動の中心的な存在として、動物愛護推進員という方がいらっしゃるとお聞きしております。当町にはこのような方がいらっしゃるのでしょうか。また、その活動はどのようなものでしょうか。お聞きいたします。

**住民環境課長（山崎君）** 当町に動物愛護推進員はいるか、また、その活動内容というご質問でございますが、長野県における動物愛護推進員につきましては、法律に基づき地域における犬、猫等の愛護の推進に熱意と識見を有する方として198名が委嘱されておりますが、当町には動物愛護推進員の委嘱を受けた方はいない状況でございます。

動物愛護推進員は、県が実施している施策への参画や、犬、猫の適正な飼養の啓発等の活動

をしているとお聞きしております。なお、動物愛護推進員のほか、県下では、動物の適正な飼養管理の知識と動物愛護思想の普及を図ることを目的に、昭和54年5月に長野県動物愛護会が設立されており、県保健福祉事務所と連携を図る中で、11ある支部を通じ、地域猫活動支援事業、しつけ方教室、動物愛護フェスティバルなどの事業に取り組まれているところがございます。

**7番（吉川さん）** ただいま県からの委嘱で198名がいらっしゃるということで、しかし、当町には残念ながら1人もいないということでした。動物愛護の取り組みは行政が立ち入ることのできない場面も多々あると思います。そこを間に入って助言をしてくださるのが動物愛護推進員と聞いております。

県からの委嘱ですので、ここからは何とも言えませんが、さて、先ほどのAさんがみずから1人で地域猫活動をしております。彼女は別に補助をしてほしいということは言っていません。しかし、このようなことをしている方が地域にはかなりいるのではないかということをお私に思います。そんな意味でも、これからこの辺をしっかりと町当局でも把握をしていただきたいと思っております。

そして、先ほども県の中に11支部あるという動物愛護会ですが、ここに地域猫グループで登録をいたしまして認定を受けると、県の動物愛護センター、小諸市にありますハローアニマルで無償で不妊・去勢手術を受けることができるそうです。この点も広報する中で、野良猫対策を推し進めていかれたらと思っております。

いずれにしても、捨て猫に歯どめをかける意味でも、猫を飼うときのマナーとペットの飼育方法などを定期的に回覧板などでも広報していただけたらありがたいと思っております。そして、その中に多頭にお悩みの方が相談できるような一文も添えていただけると親切かと思っております。これは要望です。では、次の質問に移ります。

## 2. 防犯灯のLED化について

### イ. 防犯灯の新設、修繕について

今年の2月、別件で住民の方からの相談を受けに伺うと防犯灯の話になりました。すると、「なかなか防犯灯の新設は難しいんだよ」と言われました。毎年、要望箇所として出しても、なかなか設置に至らないということをお言いたかったようです。そこで、1点として、防犯灯の新設と修繕はどのような手続をとってなされているのでしょうか。その流れについてお聞きいたします。

### ロとして、防犯灯の維持管理について

町には、この3月末現在で1,577灯の防犯灯が設置をされていると伺っています。その内訳は、町管理が692灯、区の管理が885灯ということで、一番多い区はやはり中之条区で約230カ所ほどありました。

さて、先ほどの区の方は蛍光灯の交換について、「切れると自分たちでやっているの  
ちょっと怖いんだよね」ともおっしゃっていました。そこで、防犯灯が切れたときは、どのよ  
うに維持管理と交換をされているのでしょうか。その点についてお聞きいたします。これで  
1回目の質問を終わります。

**住民環境課長（山崎君）** 防犯灯のLED化についてお答えいたします。

最初に、（イ）防犯灯の新設、修繕についてでございますが、各区からの防犯灯の新規設置  
や修繕の要望につきましては、年末の行政協力員会の際に、各区長さんに次年度の防犯灯設  
置・修繕要望書の提出を依頼し、年が明けた2月末までに各区内の要望を取りまとめた  
いただいております。また、各学校PTAから通学路上に防犯灯の設置要望があった場合は、教育委  
員会を通じ設置要望がございます。

町では、各区から提出いただいた防犯灯設置・修繕要望箇所を、各区長さん、役員さんにお  
立ち会いいただく中で現地調査を行います。各区、学校PTAからの要望箇所の現地調査を終  
了後、精査する中で、設置や修繕が必要と認められる箇所につきましては、計画的に設置・修  
繕工事を行っているところでございます。なお、現在、新設箇所、修繕箇所の防犯灯につ  
きましては、消費電力が少なく長寿命なLED灯を使用しているところでございます。

次に、（ロ）防犯灯の維持管理についてでございますが、防犯灯の蛍光管等が切れた場合は、  
町から各区に蛍光管や点灯管を現物支給させていただき、交換作業につきましては各区にお  
いて行っていただいているところでございます。

**7番（吉川さん）** それでは、2回目の質問をいたします。ただいまの答弁の中で、2月末ま  
でに各区から要望をいただき、そして通学路に関しても要望いただく中で現地調査をして設置箇  
所を計画的に決めて、今はLED化にしているというお話でありました。

イの新設についてですが、毎年、各区から申請が上がってくるわけですが、過去4年間の要  
望箇所数と、そのうち設置された数はどのくらいだったのでしょうか。

その点と、町では新設につきLED化を進めてきておりますが、それはいつからでしょう。

そして、従来どおりの新設と、またLED化の新設、どのくらい設置費用が違うのでし  
ょうか。以上、3点についてお伺いいたします。

**住民環境課長（山崎君）** 再質問にお答えいたします。平成25年度以降の各区等からの防犯灯  
新設要望数と新設した件数でございますが、平成25年度は要望27カ所のうち10カ所、  
26年度は要望42カ所のうち14カ所、27年度は要望32カ所のうち11カ所、28年度  
は37カ所のうち4カ所をそれぞれ新設しております。

次に、防犯灯のLED化の開始時期でございますが、町では平成22年度から防犯灯のLED  
化を開始しております。

次に、設置費用の差でございますが、LED防犯灯の設置費用は約3万5千円、従来の蛍光

管防犯灯の設置費用は約1万5千円と、ほぼ倍の差がございます。

**7番（吉川さん）** LED化は22年からということで、約七、八年もうLEDにかえていただいております。LEDにしたのは全部町管理になっているというふうに資料を見させていただきました。今の答弁の中で1点、28年度が37カ所要望があったわけですが、たった4カ所設置をされたということですが、これは何か理由があったのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

**住民環境課長（山崎君）** 28年度の設置箇所が4カ所の理由でございますけれども、平成27年度までは住民環境課の設置費にあわせ、建設課の補助事業でございます効果促進事業通学路照明整備工事により防犯灯を新設しておりましたが、採択条件の変更により防犯灯の整備に対応できなくなったことによるものでございます。

**7番（吉川さん）** それまでは2本立てで予算が組まれておりました。28年、昨年度から住民環境課の修繕の予算で賄っていくということで、28年も69万でした。今年度が78万くらいだったと思うんですが、これはあれでしょうか、このままこの予算で我慢してやっていく、申請が37件、29年度がどのぐらいの要望があったかお聞きしていないわけですが、これは町としてはこの対応でやっていくということで理解してよろしいでしょうか。

**住民環境課長（山崎君）** 予算の件でございますけれども、予算については今後検討してまいりたいと、そのように思っているところでございます。

**7番（吉川さん）** 検討していくということは、増額をすることもあるということで理解していいでしょうか。なかなか設置が進まないという声も聞かれております。その中で、この28年からこのように設置費用が減額されているということは、実際に現場では大変な状況が起きているということだと思います。そういう意味で、今の検討しますという言葉を重ねたいと思います。

口の防犯灯の交換についてお聞きいたします。蛍光管とグローについては町から来るわけですが、交換については各区が責任を持って行っています。では、各区はどのようにして交換しているか把握されておりますでしょうか。それが1点と。

昭和の時代から設置のものは昼間でもつきっ放しのものがあります。住民からすると大変税金の無駄遣いととられてもしょうがないと思います。この点はどのように対処しているのでしょうか。

また、有線の電柱についているものがありますが、この防犯灯については今後撤去するのでしょうか、それとも移動するのでしょうか。以上、3点についてお聞きいたします。

**住民環境課長（山崎君）** お答えいたします。各区はどのように防犯灯の蛍光管の交換を行っているかでございますけれども、区の役員さんが直接交換している区もございますが、多くの区では地元の電気業者さん等に防犯灯の交換を依頼しているとお聞きしているところでござい

す。

防犯灯が常時点灯している箇所の改善でございますが、これは防犯灯の自動点灯装置の故障が原因と考えられます。季別ごとに実施しております地域安全運動期間中の防犯パトロールの際に、各区の防犯指導員さんを中心に防犯灯の点検をしていただいております。防犯灯の故障がある場合は、ご報告をいただく中で計画的な修繕に努めているところでございます。

町有線柱に共架している防犯灯でございますが、町では町防災行政無線の新設工事に伴い、平成30年度から町有線柱の撤去工事を行う予定でございます。有線柱に共架している防犯灯につきましては今年度中に再確認を行い、必要である箇所につきましては残してまいりたいと考えております。

**7番（吉川さん）** 有線柱に共架しているものに関しては再確認を行って、これから今後設置するものは設置していくということでありました。

交換について私も聞き取り調査をいたしました。27区のうち20区が電気屋さんをお願いしておりました。そして五つの区が経験のある方に有料で頼んでいました。そして二つの区が役員の方がみずからはしごに上り交換しているということがわかりました。今回なぜこの交換の仕方にこだわっているのかといいますと、予算の関係かと思いますが、みずからはしごに上り交換するということは大変危険が伴うと思います。現在ほとんどの区が電気屋さんをお願いしておりますが、これはこれで交換の費用がかかっているわけです。そして調査の結果、一つわかったことがあります。それは200灯ある区は年間4分の1の約50灯が毎年切れております。これを交換しております。また、95灯ある区は、聞きましたら約20から30灯、年間に交換しているということがわかりました。ということは、例えば交換料が2千円としますと年間10万円は区で支払っているということになります。

もちろん区内の安全のためであるので、それは当然だといえそうですが、この現状を見ますと、そろそろ全町的にLED化、この導入をしっかりと考えていかれたらいいと思います。中之条区では少しずつですが、年間20灯ぐらいずつLED化を図ってきております。しかし、財源の厳しい区もあると思います。ですので長期的スパンで各区の設置箇所の見直しを行いながら、計画的にLED化を進めていかれたらと思いますが、この点について町当局の見解をお聞きいたします。

**住民環境課長（山崎君）** 計画的に防犯灯のLED化を進める考えでございますが、全面的なLED化につきましては、消費電力の削減、防犯灯蛍光管交換作業の軽減につながるものの、設置費用の面もございますので、各自治区等から要望書を提出いただく現在の方法により対応してまいりたいと考えております。

**7番（吉川さん）** 設置費用のこともあるので、町にお願いしているわけです。

さて、ふるさと寄附金の中に、「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」という使い道



がございます。昨年度もかなりの寄附金を当町にいただきました。環境整備の観点からも、ぜひこの防犯灯のLED化にその一部を活用できたらいいなと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

また、区に対して全額でなくてもいいので設置する区に対しては2分の1補助というような形、これをとっていただけないか、この2点について伺いたします。

**住民環境課長（山崎君）** ふるさと寄附金を活用した防犯灯整備でございますが、ふるさと寄附金の充当は町全体の施策にかかわるものでございますので、町全体の施策を考える中で研究してまいりたいと考えております。

次に、2分の1補助等でございますけれども、現在のところ考えておりません。

**7番（吉川さん）** 今後ぜひ導入に向けて考えていただきたいと思います。この2分の1補助についても、各区はやはり毎年毎年同じものが切れるのを交換しているわけです、有料で。その辺をしっかりとまた町当局でも調査していただきながら、これから前向きに取り組みを検討していただきたいと思います。この防犯灯というのは私も見て回りましたが、本当にLED灯は結構高いところにあるんですが、普通の防犯灯は結構低い場所に設置してありました。20Wということで、かなり明るくはないわけですが、これがあることで子供たちも守られ、そして町民の命も守られるということで、大切な取り組みだと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、次の質問に移ります。

### 3. 新電力導入について

#### イ. その経過と今後について

日本国内の電力供給は、当初10社の電力会社により長年独占体制が続いてまいりました。市場競争がなく、サービスの向上がないことも問題視されておりました。平成7年、電気事業法が一部改正され、11年には第2次制度改革により、翌年にはビルや工場に対する電気販売の自由化が定められ、新規参入会社、新電力への変更ができるようになり、そして電力自由化により小口の電力を送電する発電事業者の参入が可能となってまいりました。

さて、当町でも今回、中部電力から特定規模電気事業者に切りかえを決定したと伺いました。住民の皆さんからいただいている血税を少しでも削減できる取り組みということで、その英断を高く評価したいと思います。また一方、この先、電力の安定供給が確実に心配なく図られるのかということについては少しの不安を抱くわけですが、そこで、その思いを払拭するためにも何点かお聞きしたいと思います。

1として、今回導入に至るまでの経過はどうでしたか。

2点目として、何社からのアプローチがありましたか。

3点目として、その中で今回の事業者に決めた根拠についてはいかがですか。

4点目として、供給の公共施設の状況と、従来の電気料金との比較について、どのくらい削

減ができるのか。見込みで結構ですので、お答えください。以上で1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま吉川議員からご質問いただきました新電力導入についての経過と今後についてご説明申し上げます。

まず新電力の参入につきましては、平成12年の3月から契約容量2千kW以上の大規模工場などを対象とした特別高圧電力から参入規制が撤廃され、高圧電力のうち契約容量500kW以上が平成16年、役場庁舎など契約容量500kW未満が平成17年と段階的に規制緩和がありました。また、昨年4月には一般家庭などを対象とした契約容量50kW以下の低圧電力も加わったことで、いわゆる全面自由化となった状況となっております。

これによりまして、私たち電気利用者が中部電力ですとか東京電力など、既存の地域電力会社以外の新電力会社から電気の供給を受けられるようになってきているというところであります。また、電気料金につきましては、認可に基づく規制料金として使用量に応じて決められていましたが、自由化以降は年々減少の傾向にあったものの、平成23年に発生した東日本大震災後の原子力発電の稼働率低下などを背景に上昇の傾向に転じております。

町といたしましては、公共施設全体の電気使用量の見直しとともに、電気料金の削減は大きな課題として検討してまいりました。導入に向けての経過としましては、平成27年度から検討を開始しましたが、近隣市町村の状況なども調査し、当町への電気の供給が可能か新電力会社への問い合わせを行い、契約できる新電力会社に対し施設ごとの電気使用量の実績をもとに試算していただいたところであります。

なお、新電力会社のシェアは中部電力管内で5%、全国的に見ても10%にとどまる中、ほかの自治体でも新電力会社を対象とした入札を実施しても不参加のため業者が決まらない状況が続く、入札による新電力会社の選定が似合わないものであることも判明し、低価格であることはもちろんですが、改めて安定的に電力を供給していただくことが大切であると感じたところであります。

具体的にですね、提案していただいた会社は発電施設を有するなど、安定した電力供給が可能な新電力会社の中から、町施設の電気使用量に対して低価格な条件を引き出すESP（エネルギー・サービス・プロバイダー）方式による業者を介しての新電力会社4社と、新電力会社と直接契約する方法のものが1社であり、合計5社となっております。

ESP方式では、①番としまして、万が一、契約した新電力会社が事業撤退、倒産してしまった場合でも、直ちにほかの新電力会社に契約を切りかえることができることで安価な電力を引き続き利用できること。二つ目として、2年目以降も当町の電気使用量実態に合わせ提案をいただくことで新電力会社を選択することが可能なことなどの利点があります。

一方、新電力会社と直接契約する方法は、ESP方式による委託料の分、合わせた利用料金は安価に提供しやすいものの、仮に事業撤退、倒産してしまった場合、安定的に電力供給する

ことが難しいなどの点があります。

県内では、新電力に切りかえた自治体のうち、飯山市、中野市、千曲市、小諸市、大町市、岡谷市など16市町村においてはESP方式で契約となっており、低価格で契約し、かつ安定的に電力供給ができるという利点により採用となっているものと思われます。

各新電力会社からの提案の結果としまして、ESP方式での新電力会社の削減額が最大であり、あわせて安定的に供給してもらえるシステムであることから、この6月1日より開始となったところでもあります。

なお、今回の契約対象施設は、高圧での契約をしている役場庁舎、文化センター、食育・学校給食センター、図書館、中学校、3小学校、2保育園の計10施設となっておりますが、施設の規模などの違いから村上保育園や児童館などは低圧での契約となっており、今後の検討となります。

また一方、町が関与しているという意味で、坂城町振興公社につきましては、ほかの新電力会社からも提案がありましたが、ESP方式による価格がより低価格であったことから、同じく6月1日から対応しているところでもあります。

電気料金の削減額につきましては、平成27年度の実績に対して、おおよそ20%、金額にして合計で約500万円から600万円の削減を見込んでおります。

いずれにしても、固定費の削減を図る中で事業実施にメリハリをつけるとともに、引き続き町民の皆様がご利用しやすい公共施設となるよう研究してまいりたいと考えているところであります。

**7番（吉川さん）** 町では慎重に検討を重ねていただいた上で、ただいまも5社の中から1社を決定していただいたということでございます。そして、削減率も27年度に対しまして500万から600万の削減ということで、これは大きな、町にとっては、何というんですか、利益だと思います。

そして、びんぐし湯さん館も導入されたということですが、1点、先ほどもこれからの検討課題と言っていたんですが、坂城テクノセンター、坂城勤労者総合福祉センター、鉄の展示館というのは低圧でできないのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

**総務課長（青木君）** ご質問にありました勤労者総合福祉センター、またテクノセンターというのは、それぞれ管理しておりますのが、勤労者総合福祉センターは勤労者共済会、テクノセンターは財団法人というような形の中で、町以外の団体が管理しているということですので、こちらのほうにつきましては当面それぞれ独自で対応していただくというような形で考えているところでございます。

**7番（吉川さん）** 今、答弁をいただきました。これからも低圧の施設もあるわけですが、これからの中で、また検討していただき、少しでも町民の税金を削減できる施策を進めていただき

たいと思います。

今回も現場の住民の皆さんの声をもとに質問させていただきました。すぐには結果はつきませんが、着実に住みやすい町坂城を目指して、これからも現場の声を届けていきたいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（塩野入君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時22分～再開 午前 9時32分）

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

次に、5番 柳沢収君の質問を許します。

**5番（柳沢君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今日は坂城高校の3年生の方が大勢ですね、傍聴に見えておられます。私ども議員の同僚の中にもですね、坂城高校の出身者の方がかなりおられます。その方たちからですね、今日はいい勉強ができたというふうに言われるような質問もしていただきたいと言われております。

今回で9回目の一般質問になります。前は明るさと活力の発信ということで、町一番の元気者と言われております町長のパワーをですね、役場職員を通していただこうではないかという取り組みについて質問させていただきました。今回は地域の明るさ対策ということで、子供たちにスポットを当てさせていただきます。

一般質問もですね、任期の後半に入ってきたわけでありますが、同じようなことを繰り返して質問する真の狙いが最近わかってきたと、そんな感想をいただきました。また、この人の一般質問は楽しみで、一語一句聞き逃さないように放送をいつも見ているよという意外な方の会話を耳にし、やっとなれてきたのに、また気が抜けなくなってしまったなど、改めて緊張しております。

さて、先日の地方紙に「地域のつながり学校でも」という投稿がございました。この春、高校生になった方からのお便りでございます。徒歩と電車で通学するようになり、今までより地域のつながりのよさが見えてきたということです。まず駅周辺や道路にごみが落ちておらず、気持ちよく歩けるのは地域の人が掃除をしてくださっているおかげだと。次に挨拶。挨拶はコミュニケーションの大事なツールで、人間関係の入り口とも言えると。朝の挨拶は1日の活力で、帰りの挨拶は明日のエネルギーを蓄えてくれると述べておられます。地域で感じたつながりのよさを学校生活でも生かしたい。仲間に笑顔で挨拶し、つながりを広げたい。そして地域や学校を大切に、当たり前なことを自然とできる大人に成長していきたいと結んでおります。6月7日の朝刊ですので、ご興味のある方はお読みいただければと思います。

先ほど述べましたように、我が坂城町には坂城高校がございまして。町民はよく挨拶してくれる高校生だと自慢しているのですが、よそに行ってはやっていないというような人もいます。

想像するに、もしかするとよそでは挨拶を返していないのかもしれませんが。しかし、無理もありません。就職した人だってなかなかできないのですから。坂城町役場内の挨拶にしても、まだまだだご指摘をいただくこともあります。

以前に「挨拶は返すことが大切」という新聞投稿がございました。中学生の投稿です。中学に入って挨拶の大切さを学び、登下校に挨拶をするのだが、返してくれない人がいるというんです。それが若い大人の人たちだというんです。恥ずかしいのはわかりますが、返してもらえないと悲しい気持ちになりますとのことでした。

坂城町では若手職員が中心になって挨拶を奨励し、挨拶当たり前のまちづくりに励んでくれております。恥ずかしく難しい部分もありますが、町民に活力を分ける意味からも続けていていただきたいと思っております。

篠ノ井駅では年に数回、長野俊英高校、篠ノ井高校、更級農業高校の生徒が朝の20分間、あいさつ運動をやっているとのお話も耳にします。地域の年配者が集まると大体このような話が出てきます。いかんせん自分たちで元気をつくるのは難しいところもありまして、どうしても若い人たちから元気をもらいたくなります。気にさわる方がおられるかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

挨拶は全国的に見ますと捉え方に微妙な差がございます。文部科学省では、しつけの一部としているようです。そのため、児童や生徒の挨拶運動は国で決められた学校のカリキュラムではないらしいのです。学習指導要領の小学1年、2年には気持ちのよい挨拶を心がけようとしているようですが、具体的なものがいま一つははっきりしません。このようなことでありますので、子供たちの挨拶については各学校でのその年その年の取り組みいかんによって軽重が変わってきます。そこで、本年における取り組み計画と実施状況についてお伺いいたします。

話は変わりますが、子供たちに元気と勇気を与える大人からのあいさつ運動も第24回になりました。今日がその24回目だったのですけれども、先月、坂城小学校に行くとき子供たちの中に校舎に入っていない子供が数人おるんです。記録を残すときにもプライバシーの保護に気をつけ、子供たちの後ろ姿をカメラにおさめているのですが、こちらをずっと向いているため写真が撮れないのです。今までそんな子はいなかったのに不思議に思ったのですが、全校生徒が校舎に入ってからまだいるのです。校長先生にお聞きすると、児童会の役員であいさつ運動に参加してくれたとのことでした。早速、記念撮影をしたのですが、自主的な参加なので今後も継続するかどうかはわからないとのことでした。坂城中学校で生徒会の皆さんたちと、あいさつ隊と合同のあいさつ運動を2回させていただきましたが、小学校で児童会の皆さんとの合同のあいさつ運動は思いもかけなかったことで感激いたしました。

地域を明るくする方法には、いろいろなものがあります。挨拶をするまちづくりで明るくしようとするのがあいさつ運動です。あいさつ運動は人にさせる運動ではなく、自分たちがする

運動です。そういう意味で自主性が最も大切な要素です。その自主性を児童会の役員の方たちが発揮したのです。大人たちのあいさつ運動の参加者にとって、こんなにうれしいことはありません。

こんなすばらしい子供たちは、あいさつ運動のほかにもいろんなところで大人たちを元気づけているんだろうなと思っておりますと、坂城小学校にはセーフティリーダーに任命されている子供がいるとの記事に接しました。そこで伺いたします。セーフティリーダーとは、いかなる内容のものなのでしょうか。

る述べてまいりましたが、坂城町の児童・生徒はすばらしいのであります。ところが、このすばらしさがどこで知れわたるかという、いま一つぴんと来ないのであります。子供を育てるなら坂城、進学させるなら坂城高校だよねとなってほしいのであります。そのよさを外に向かって発信しなければ前進しません。情報の発信装置としてはホームページがよいと思うのですが、ホームページは利用者にとって探しやすくなっているのでしょうか。そして、その中身であるグランドデザインは見た人に訴える内容となっているのでしょうか。最近長野県高等学校長会が情報発信に公式フェイスブックを立ち上げているとの報道もあります。以上、3点についてご回答をお願いします。

**教育長（宮崎君）** 私からは、地域の明るさ対策の子供の挨拶、この関係の中で学校の取り組みについてご答弁申し上げます。

町内の小中学校では、町の教育目標である「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、各学校においてもグランドデザインに位置づけて、坂城のよさに気づき、坂城を愛し、坂城を誇れる元気な子供たちの姿を目指し、各学校が地域の特色等を生かす中でさまざまな活動を行っているところでございます。

子供たちの挨拶につきましても、従前から各学校のグランドデザインに取り入れる中で取り組みを行っています。例えば南条小学校では、特別活動で児童会全体のあいさつ活動、村上小学校では児童会を中心とする元気で明るいあいさつ運動の推進、また本日傍聴にお見えになっています坂城高校につきましては、生徒会を中心に「心をこめた 明るいあいさつ 心を研く活動」に重点をおいて、取り組んでいるところでございます。

そうした中で、長野県青少年育成県民会議が呼びかけております信州あいさつ運動の一環として、町内小学校の校門付近において、子供たちに、おはようと声かけをしていただいている大人からのあいさつ運動実行委員会の皆様方に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

各学校におきましては、人と人とのコミュニケーションの第一歩であります、先ほど6月7日の新聞投稿のご紹介もいただきましたけれども、挨拶を大切に、学校内だけでなく、それこそ家庭や地域の中でみずから進んでできるようにしていくことが大切でございます。家庭、

地域それぞれの皆様の温かいご支援を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

なお、各学校の挨拶の実施状況につきましては、課長から答弁をさせていただきます。

**教育文化課長（宮下君）** 私からは、ご質問のありました各学校での取り組みについて順次お答えいたします。

小中学校での本年度の計画と実施状況でございますが、坂城中学校では、新アタリマエ憲章があります。その中に、1. 明るいあいさつ、2. 無言清掃、3. 全校が一つになれる歌、4. 時間を守る、5. 服装を整える、6. 相手の立場になれる人権感覚といった6点をしっかりと行おうと、平成17年に生徒会によって制定されました。今年度は新アタリマエ憲章をより完全にし、その上で社会の常識を通すことを大切にして活動を進めています。

坂城中学校での日常の活動について申し上げますと、生徒会の有志があいさつ隊を組織し、毎週水曜日に昇降口や校門など全校生徒が通る場所に立ち、登校する生徒を挨拶で迎えるあいさつ活動を行っており、6月7日には80名を超える生徒が参加したと聞いております。学校長は毎朝、校門で登校する生徒を挨拶で迎え、今年度から新たに部活動のない毎週水曜日の下校時には、全職員で昇降口、校門に立って挨拶で全生徒の下校を見送っています。日常生活では、廊下ですれ違えば、こんにちとは自然に挨拶できる生徒がほとんどで、「人より先に、自分から」をキーワードに挨拶がさらに定着するように指導しています。

南条小学校では、児童会主体のあいさつ運動を特別活動とし、あいさつ歌声委員会は昇降口前で登校してくる児童に挨拶を行い、今年度から6月6日から6月9日までを「あいさつ交歓週間」とし、挨拶のよい人、あいさつ名人を見つけ、放送等で紹介することで、大きな挨拶の声を学校中に響かせ、週間が終わっても挨拶が響く学校にすることとしています。代表委員は、朝、各教室を回り、教室にいる全ての児童に挨拶を行い、月目標の中に挨拶に関する項目を入れて取り組み、登校班の班長は、登校時に地域の人に出会った際は全ての人に挨拶を行うように心がけております。また、昼の放送でも挨拶のよい姿、もっとよくなる姿を紹介することによって、校内全体により挨拶をしようとする雰囲気が高くなり、下級生も上級生のすばらしい姿に憧れを抱くようになっております。

坂城小学校は、「さ」「か」「き」の文字どおり、支え合う子、輝く子、鍛える子を目指し、輝く子の目指す姿は、爽やかな挨拶ができ、自分の思いを自分の言葉で語れる子になるよう指導しているところです。代表委員と学校長が毎朝、児童昇降口前に立ち、あいさつ運動を行っております。代表委員は昇降口でのあいさつ運動が終わると職員室や各教室を回って挨拶するあいさつ隊となって活動しております。各クラスでは事前に目標を決め、クラスのあいさつ係が何人に挨拶をしたかを調べ、クラスの一定の人数以上が手を挙げたら、児童昇降口の壁に模造紙に描かれた大きな木の幹に、季節に合わせた葉や実などを張りつけていくという取り組みをし、挨拶の日常化を目指しております。

村上小学校では、「生きる力を高め自立する子ども」を学校教育目標として掲げ、日常生活であいさつ運動を展開しております。挨拶には心を開く効果がありますので、誰とでも気持ちのよい挨拶ができ、コミュニケーション能力を高めることができるよう、キャリア教育を中核とした子供の育成を推進しています。今年度は、学校長が毎朝登校時間に合わせて校門に立ち、挨拶をしたり声をかけたりしています。児童会でも「一人ひとりが笑顔で楽しい学校～心と心をつなぐ明るいあいさつ・相手の気持ちを思いやる行動～」をスローガンに掲げ、毎朝、代表委員会の当番児童が各教室を回って挨拶をしています。そして大きな挨拶が返ってきたクラスを昼の放送で発表し、挨拶が響き合う学校にしようという取り組みが行われています。

以上のように、町内の小中学校の計画と実施状況についてお答えしましたが、児童・生徒がおはようから始まる元気な挨拶から1日が始まる挨拶の大切さを認識しており、挨拶に取り組んでいるところでございます。

また坂城高校では、今年度、ホームルーム、部活動などのあらゆる場面で「心を込めて 心を研き 心輝く」を校訓に教育活動を行っています。特に「心をこめた 明るいあいさつ 心を研く活動」に重点をおいて取り組んでいます。あいさつ運動は、年度当初に生徒会役員が中心となり、校門前で大きな声で挨拶を行うとともに、服装についても声かけを行っているとのことです。今年度は通年を通したあいさつ運動を行う予定で、職員も毎日、坂城駅、学校周辺の通学路で挨拶や声がけを行っています。挨拶の重要性は生徒に浸透しており、生徒、職員が一丸となってさらに取り組んでいきたいと聞いております。

続いて、セーフティリーダーの内容はについてお答えします。

セーフティリーダーは、長野県警が平成13年より子供の防犯意識や地域の交通安全活動等を高めることを目的とし、県内全域で行っている取り組みです。

内容であります。小学6年生に「わが家のセーフティリーダー」を委嘱をし、町で地域でみんなが安全で安心して生活していけるように、家庭や下級生のお手本となって、安全のために積極的に活動してもらうというもので、鍵が閉め忘れていないか、地域の防犯、シートベルトの装着や登下校時の交通安全を、委嘱された児童がリーダーとなって、家族や下級生に声がけをすることによって犯罪や事故の未然防止に努めるという取り組みです。

町内小学校では、輪番制で6年生にセーフティリーダーを委嘱しています。今年は坂城小学校の6年生の皆さんが4月25日に委嘱され、児童自身の防犯意識、交通安全活動の意識を高め、安全で安心な明るいまちづくりを目指して活動を行っているところであります。家庭のセーフティリーダーとして、一層頑張りたいと期待をしているところであります。

続きまして、学校ホームページの活用はについてお答えします。

現在のネット社会において、ホームページは広報媒体として、なくてはならないものとなっております。閲覧する皆さんに正確な情報を速やかに、そして魅力的に伝えることが求められてい



ます。

ご承知のとおり、各小中学校のホームページの閲覧は、各検索サイトから学校名を入力して閲覧することもできますし、町ホームページのリンクから学校を選択して閲覧することも可能となっています。各学校のホームページには、学校の沿革や、29年度の教育目標、特色ある取り組み、学校だより等が掲載されています。また、坂城高校においては、坂高プレスというウェブページで高校総体の結果や事業所見学会の様子などを、随時、日誌としてアップし、保護者やOB、地域の皆さんにお知らせをしております。

今後におきましては、学校職員会のICT活用委員会において、各学校の特色を取り入れた、より見やすい魅力あるホームページの作成などを研究する中で、地域の皆さん初め多くの皆さんに閲覧していただけるようPRに努めていきたいと考えております。また、グランドデザインにつきましても、わかりやすいグランドデザインとなるよう、他市町村の学校のホームページを閲覧するなど研究をしていきたいと考えているところでございます。

**5番（柳沢君）** 丁寧なご答弁ありがとうございます。今、教育長、それから教育文化課長からですね、ご答弁いただいたわけですがけれども、私どもが想像している以上なスピードでもってですね、いい方向に移っているなという印象を受けました。本当にですね、先ほど坂城小学校の自主的な活動のお話をさせていただいたわけですがけれども、それ以上、いろんなところでもって、いい方向に動いているなというふうに思います。

特に坂城高校の生徒の皆さんにはですね、子どもフェスティバルとか、それから坂城どんどんへの参加など地域のつながりを持っていただいておりますし、ほかにもですね、奉仕活動をやっておられるということで、これだけでも十分なわけでありまして、篠ノ井駅におきまして篠ノ井地区のですね、更級農業高校、それから篠ノ井高校がですね、年に何度か朝のあいさつ運動を実施しているというお話も伺っております。非常にその地域の皆さんに元気を与えていただいているということで、このような取り組みがですね、県立高校で可能であるならば県内の高校にですね、広がっていけばというのが県民の願うところでございます。

次の質問に移ります。3月の一般質問で人口の減少傾向についてお伺いいたしました。そのときに社会減についていろいろな数字をもってご説明をいただいたわけですが、同僚議員に示された数字の中に、転入は477人で転出は614人、転入において県外からは203人、県内からは274人、転出においては県外へ208人、県内に406人というぐだりがございました。この数字を眺めておりましたところ、ちょっとおかしなことに気がつきました。県内とですね、県外でくくってみますと、県外からの転入が203に対して、転出が208ということで、ほぼ同数。県外から入ってきた人が203人、出ていった人が208人と、ほぼ同数なんです。これに対して県内の転入がですね、274人に対し転出が406人。だから、県内から入ってきている人が274人に対して転出はですね、406人。大きく差が出ているわけで

す。県外であれば転居の必要性は大きいのですが、県内の場合にその転居が必要不可欠なものであったかどうかということです。出ていった人が406人で、入った人が274人と。

こういうことを、この町ではしてはいけないのでしょうか、隣の市に目をやったときですね、上田市の場合、増えた人が542人、千曲市は増えた人が143人です。それに対し坂城町は減った人が137人なんですね。上田市と千曲市に挟まれた坂城町、この三つの自治体が全て人口が減っているというならば理解もできるのですが、挟まれた町だけが人口が減っている。この現象をどう捉えたらよいのかということです。知らされない幸せに配慮するという町政においてはですね、望むべくもありませんが、移住を考えている人は選ぶに当たって選択をしているのではないのでしょうか。移住者が増えた市では買い物や子育て環境などの利便性をPRしたことが増加した原因だと挙げております。

上諏訪駅前スーパーのツルヤさんの出店が決まったとの新聞報道に接しました。県内では33店舗を展開するツルヤさんが諏訪地方に出店するのは初めてのことです。市は買い物弱者への配慮が必要だとして諏訪駅前開発に生鮮食品や生活用品を扱う商業施設の確保を求め、ツルヤさん側も応じる姿勢を見せていたということですが、このツルヤさんが入る商業施設は2階以上に公共施設や医療機関が入り、近くはマンションが主体の居住棟も建てられるとのこと。

こういうほかの地方公共団体のご努力と、その成果の報道に接するたびに、我が町政はいかがだろうと思ってしまうわけでありまして。毎回、同じ項目に質問させていただいているわけですが、生活・医療格差対策は坂城町における未来の核心であると思っております。総合病院誘致にしましても総合スーパー誘致にしましても、避けて通れない発展の過程だと思っております。スーパー、病院、縁結び、これらは坂城町の3大テーマではないでしょうか。持続的で活力にあふれる、まとまりのある自治体をつくるには必要な要素であります。

病院は運営形態によって公立病院と私立病院に分けられます。また、公立病院は設置しなければならない根拠法が存在しないため、地域住民サービスのための医療事業という位置づけになっているようでありまして、そのため全く病院がない自治体が存在するそうです。その一つが坂城町であります。知らされない幸せに配慮する町政においては、取り上げられないテーマでございますが、近隣の住民はよく研究しています。公立が難しいならば私立病院だってすばらしいじゃないですか。町が自慢する企業群で病院を設立することだって考えられるわけでありまして、記念病院なんかはすばらしい取り組みだと思っておりますが、いかんせん町がその気を見せなければ企業も振り向いてはくれません。町に病院があれば従業員の健康管理もより一層行き届きます。企業の好感度もアップするものと思われまして。形になってから初めて我々が知るところとなるのが先例であります。総合スーパーや総合病院誘致への町の関心や動きはどうでありましょか。

上信越自動車道千曲川さかきパーキングエリアにコンビニが出店されました。昨日の同僚議員の質問に対し、これまでも可能性を模索してきたとご答弁されておりましたが、総合スーパーや総合病院の誘致についてもその可能性を模索しておられるのかという質問でございます。どこで調査しても住民の一番の関心事はほとんどが生活の利便性と医療、福祉でございます。住民の要求には限りがありませんし厳しいものがあります。しかし、それに真摯に向き合えばご納得がいただけるのではないのでしょうか。仮にそのような態度が不十分だったとしても、今この町に住んでいる人がこの町を去る、そういう人は少ないかもしれません。だが、これから居を構えようとしている人たちが、この町を選ばないかもしれません。来年の2月1日には人口異動調査に基づく人口推計が発表されます。これが生徒であれば、いわゆる通知表ではないかと思うのであります。町内だけでなく厳しい世間の評価基準のもとで、本年度は優秀な成績をおさめられるよう期待しております。答弁を求めます。

**町長（山村君）** ただいま柳沢議員さんから非常に生活に密着するテーマで総合スーパー、病院の話の伺いました。るご説明したいと思いますが、先ほど人口の話がありました。それで、坂城町ではご案内のように、ここ数年、子供の教育ですとか福祉ですとか、福祉医療の無償化ですとか、高校までのを紹介しましたけれども、そういう効果も実は徐々に出てきていまして、先ほどお話しされた人口動態調査というよりは、毎月私どもでは坂城町のホームページに現在何人住んでいるかという住民票ですね、その数でやっているんですけども、これはもう増えているんです。5月1日付、これはホームページに出ていますけれども、1万5,186人、6,087世帯なんですけれども、これは4月1日が1万5,185人に比べると1人ですけれども、増えた。それから世帯もですね、6,082で5世帯増えているということで、感覚的にどんどんどんどん減っているというのが、ちょっと立ちどまってきたかなというふうに私は理解して、これからも積極的にいろいろやらなきゃいけないというふうに思います。

その中で、今ありましたご質問にお答えします。まず2として、生活・医療格差対策についてでありますけれども、初めに（イ）の総合スーパー誘致の動きについてということでございますけれども、ご案内のように当町の小売業につきましては、以前は自宅の近くに野菜とか肉とか魚介類などの生鮮3品や生活雑貨を取り扱っている商店が点在して営業しておりました。その後、消費者ニーズの多様化やモータリゼーションの進展とともに、駐車場を完備したロードサイド店が郊外に進出するなど、町内の買い物客の動向につきましても変化が生じてまいったところでもあります。さらに、このロードサイド店につきましても、大規模資本の大型店を核としたショッピングモールができ上がり、そこに一つの商店街が形成されたことにより、以前から町内で営業してこられた商店の経営は大変厳しい状況となっていて、また西友坂城店が食品スーパーとして地域で親しまれ、大勢の皆さんに利用されておりましたけれども、上田地域等の近隣に大型商業施設が開店した影響などがあって、平成20年11月に閉店に至って

いるというところであります。

このような状況を少しでも解消するため、平成23年よりイトーヨーカドーアリオ上田店に移動販売を行っていただいたりしまして、現在町内の3カ所において生鮮食品などの購入についてご協力いただいているという状況であります。また、先ほどお話ありましたけれども、4月28日に千曲川さかきパーキングエリアにオープンした店舗2店を含め、町内には11軒のコンビニエンスストアが営業しております。ご案内のように、この四、五年の間に倍増して11店になったということです。このうち約半分は、この四、五年のうちにできてきたというところであります。また、コンビニエンスストアは従来から販売している弁当やパン、雑貨などを初め、現在では町の特産品や野菜、総菜も店頭に並べられて、さらにひとり暮らしの方や高齢者の方にも購入しやすいよう生鮮食品を小分けにするなど、消費者のニーズを取り入れたサービスを行い、地域住民と共存して地域のお店として欠かせない存在となっております。

また、当町は上田市と長野市の2大商圈に挟まれており、特に上田市内には車での移動が30分程度で可能であり、市内の大型商業施設は当町も商圈人口に取り込んで商業活動を行っておられるというところであります。この総合スーパーなどの大型商業施設は、スポーツ用品など専門性が高いものや、嗜好性のある衣料品などの買い回り品や、種類や品数の取りそろえにおいてすぐれておりますが、行政の区域にとらわれず一定規模の生活圏を面的に捉えて、自社のほかの地域での店舗等の配置や消費者の動向、立地条件などを詳細に分析する中で、出店する場所を選定しているというところであります。行政が誘致しても企業の出店計画や条件と一致しないと町内への出店は非常に困難なものだと考えております。

このような状況の中で、当町といたしましては、現状としましてはですね、総合スーパーを誘致するのではなくて、町内小売業の皆様の販売活動にさらに積極的に協力していくということが重要だと考えており、商工会と連携して商品券を発行して町内での購買意欲の向上を図り、また地場産直売所の機能を強化するなど、日々の生活に密着した生活必需品が購入できる場を確保してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、2の口の総合病院誘致の動きはということですが、地域の医療体制につきましては、地域の実情に応じた医療を提供する体制を確保するため、各都道府県により医療圏が設定されており、長野県におきましても医療機能の分担や連携、医療サービスの適正かつ効率的な提供のため、1次医療圏から3次医療圏までが設定されております。

日常生活に密着した医療サービスが行われる1次医療圏は市町村が単位とされ、当町には内科6カ所、歯科5カ所の医療機関があり、日々多くの町民の皆様の健康を支える医療を提供していただいております。また、郡市と周辺地域を一体とした広域的な圏域での入院医療や包括的な医療サービスが行われる2次医療圏としては、長野医療圏に長野赤十字病院、J A長野厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院、同じく松代総合病院、千曲中央病院、上小医療圏に

は信州上田医療センター、丸子中央病院などの医療機関があります。当町は両医療圏と生活圏が重なっており、さらには3次救急医療を担う医療機関として、長野赤十字病院に加え、JA長野厚生連佐久総合病院佐久医療センターが周辺地域に位置するなど、大変優位な立地にあると考えております。

こうしたことから、当町では長野医療圏における長野広域連合9市町村での病院群輪番制病院運営事業への運営費負担に加え、上田市、東御市、長和町、青木村の上小医療圏4市町村と共同で上田市内科・小児科初期救急センターの運営費を負担し、町民の皆様の休日、夜間等における重症救急患者の診療や夜間の急患に対応する体制を確保し、平成27年度の実績としましては、病院群輪番制病院運営事業では当町から271人、上田市内科・小児科初期救急センターでは小児科で98人、内科で35人の方が受診されております。また、千曲医師会及び埴科歯科医師会のご協力をいただき休日当番医事業を千曲市と実施するなど、町民の皆さんが安心して医療機関を受診できるよう連携を図っております。

さらには、JA長野厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院に対して、平成25年度から3年間について、救急医療、周産期医療の充実を目的とした施設の整備に対する財政支援をしているほか、これまでにJA長野厚生連松代総合病院、県立須坂病院、第3次救急医療を実施するJA長野厚生連佐久総合病院佐久医療センターの施設整備に対する財政支援もしてまいりました。

また、医師や看護師など医療従事者の不足が深刻化し、質の高い医療を提供できるスタッフを集めることが非常に困難な状況の中、信州上田医療センターの医師確保のため信州大学から医師の派遣を受ける事業に対して、上田地域広域連合の4市町村と共同で医師確保の経費について補助をするなど、町では町民の皆さんが安心して医療の提供を受けられるよう、医療体制の充実のためさまざまな経費の負担をしております。

医療体制につきましては、一つの自治体に必ず総合病院を備えるのというのはなかなか難しく、医療圏という枠組みの中で充実した体制を整えることが最も効果的であると考えてところで、当町としましては、現時点では総合病院の誘致を行うのではなく、今後も坂城町を中心とした大きな医療圏の中で、町民の皆様が安心して医療を受けられる体制の充実を図るよう対応してまいりたいと考えております。

**企画政策課長（柳澤君）** 人口の社会増減につきましてのお話がありましたので、現在取りまとめている状況について申し上げます。長野県で行われております毎月人口異動調査でございますが、最終的な集計は翌年の2月というようなところで出てまいりますけれども、毎月毎月、町のほうにもお知らせが来るところでございます。現在、29年の3月、それから4月というようなところにつきましては、手元のほうに資料が参っているところでございます。昨年につきましては、坂城町から県内のほうへ比較的多く転出がされていた状況でございますけれども、

現在の状況でございますが、県内からの転入が67名、転出については、3月分ですが、61名。4月についても転入が31名、転出が22名というような状況の中で、現段階ではございますけれども、県内につきまして転入のほうが多い状況で社会増となっている状況でございます。

**5番（柳沢君）** 今、理事者の方からですね、ご説明をいただきまして、非常に頑張っておられて、二つの総合スーパー、それから総合病院以外にもですね、坂城町が実施している施策というのは、かなりあるわけです。そういうことの成果が出てきているかなど、そういう印象を受けました。それからですね、頑張っておられるんですけども、やはり住民の方の要求というのはですね、ここまでということではなくて、もっともっとという要求があるわけでありまして、なかなかですね、そこら辺については双方ご理解いただくという部分があるかと思っておりますけれども、今後もですね、こういう問題につきまして発信していただいて、そしてご理解いただければ、住民の方の安心、こういうものも増加し、そして、あるいはほかの市からもですね、坂城町いいじゃないかと、先ほど子供たちの取り組み、こういうものがありましたけれども、そういう形になっていくのではないかなど、そんなふうに思います。

では次の質問に移ります。前回の一般質問で横町通りの除雪についてお伺いいたしました。横町通りというのは、しなの鉄道の坂城駅を出て坂を上り右に折れ、坂城高校に向かう商店街の通りでございます。この通りがですね、大雪が降った後、車道の除雪状態が芳しくないということで、何とかならないかと前回お伺いしました。すると、いろいろと込み入った問題があつて、本年は思いどおりにできなかったが、問題は解きほぐされて来年は大丈夫との回答をいただきました。通学路として坂城高校の皆さんも使っておられるかもしれませんが、来年は雪の心配が和らぐことでしょうか。

ところで前回の一般質問をケーブルテレビで見ておられた方でしょうか、横町通りの除雪問題は解決されたので、今度は独居老人宅の除雪を何とかしてもらいたいとのご意見をいただきました。お聞きするとですね、千曲市では独居老人宅に除雪券なるものを配っているのですが、坂城町でも実施できないかという話題が出たので、除雪の件について一般質問していた議員に調べてもらえということになったらしいのです。

そこで、そのような制度があるかと千曲市に尋ねますと、そのような制度はないということでした。ただし、社会福祉協議会で実施している地域支え合い事業「つなぐ」のことではないかということです。そこで、「つなぐ」という事業について調べたところ、いわゆる有償ボランティアの制度なんです。以前、一般質問で有償ボランティア制度についてお尋ねしたことがございました。まだそのときはですね、輪郭がはっきりしておりませんでした。今回、千曲市の「つなぐ」事業を知ることによって、坂城町でもこのような事業を実施すれば福祉制度がより充実するのではないかという感覚を持ちました。

「つなぐ」という事業は、ふだんの暮らしの中で起こるちょっとした困り事をご近所づき合いの延長線上で解決していくという登録制の事業です。お礼は地域の商店で使える通貨券、先ほども町長のほうから地域の地元ですね、交流をされてはどうですかと、こういうお話ありましたけれども、こういうものに使えるということで、したがって、除雪以外にもですね、買い物、ごみ出し、それから先ほど同僚議員の質問にありましたけれども、家電などの簡易な修理なども支援事業に入るそうです。ただし、自家用車を使用した支援はできないということです。社会福祉協議会がコーディネーターとして間に入るので、おつき合いに波が立たずスムーズだということです。

平成27年4月からスタートした事業ですが、助けてもらう会員が54名で、助っ人会員が57名、1枚200円の地域通貨券の購入が2年間で30万円あったとのことなんですね。この事業は若い事業であります、先輩格に軽井沢町のルイザ券という制度があって、こちらは平成23年の4月からスタートしております。

平成28年の3月の一般質問でお尋ねしたときは、高齢者支援団体が坂城町に7団体あり、さまざまな場面で奉仕活動に励んでおられるとの説明をいただきました。町における高齢者福祉事業は十分なのでありましようか。坂城町社会福祉協議会は福祉事業最後のとりでの気概を持って事業に取り組んでおられ、敬服するところでございますが、いかんせん年々その事業量が増えているように見えてなりません。そして民間のボランティア団体の方も高齢化の波が押し寄せているように見えます。このような状況に鑑み、千曲市の「つなぐ」に類似した事業が坂城町にあってもいいかなと思うわけでありまして、そこで、寄り添う自治の提唱としまして、除雪対策に有償ボランティアを使えないかお伺いいたします。ご答弁をお願いします。

**福祉健康課長（伊達君）** 除雪対策に有償ボランティアはについてのご質問にお答えいたします。除雪対策として、降雪時の支え合いなどを目的とした有償による除雪の仕組みにつきましては、北海道や東北地方、新潟県の一部地域、県内では飯山市など豪雪地域を中心に取り組み事例があり、実施主体は自治会組織や社会福祉協議会、NPO法人などさまざまとお聞きしております。

しかしながら、こうした豪雪地以外の地域では一般的に地域住民の協働といった共助によることが多く、坂城町におきましても降雪時には通学路などの除雪を自主的に行っていたりしている地域や個人の方がおられます。

ボランティアにつきましては、対価を目的としない無償性や自発的、自主的な意思による活動が重要な要素となっておりますが、提供した労働価値を超えない範囲の実費などを受け取る有償ボランティアといった考え方もあるようでございます。

ご質問にございました千曲市の地域支え合い事業「つなぐ」につきましては、千曲市社会福祉協議会が実施している事業で、内容につきましては、今、議員さんおっしゃったとおりの内

容でございます。

坂城町の社会福祉協議会におきましても、有償による社協たすけあいサービスとして、ヘルパーが訪問時に高齢者世帯の困り事に対して介護保険外のサービスを提供するといった異なる形での対応を行っておりますが、訪問時の雪かき専門の対応はなかなか難しいというのが現状とお聞きをしております。

除雪につきましてはシルバー人材センターへの依頼なども可能と考えますが、降雪の状況によっては集中的な依頼や交通状況などで対応が困難になることが予想されますし、これはボランティアでも同様の状況になることが考えられますので、日ごろから隣近所や地域の中で、高齢者など支援を必要とする世帯にも配慮していただければ幸いと思っております。

高齢化の進展や生活環境の変化により支援のニーズも多様化する中では、ボランティアということも一つの考え方とは思いますが、除雪に限らず安心して暮らせる地域づくりには、まずは地域に暮らす住民の皆さん同士の支え合いにより、地域内のつながりを深めていくことが最も重要なことではないかと考えているところでございます。

**5番（柳沢君）** 丁寧なご答弁、ありがとうございます。今回、三つの問題につきまして、ご答弁を求めたわけですが、今日は坂城高校の皆さん方が、生徒さんたちがですね、傍聴に来てくれています。18歳になると選挙権を持ちますので、既にお持ちの方もおられると思いますが、質問の最初のほうでご紹介しました「地域のつながり学校でも」という投稿者の方などは、地方自治についてもご理解が進んでいるものと思われま。町の自治という取っつきづらいものもありますが、最も身近な政治であります。生徒会の延長線上にあると考えたらいかがでしょうか。選挙権が付与されること自体、十分に判断能力があるとされているわけですから、自信を持って行動をしていただきたいと思います。今日は皆さんが議場にいられ、一般質問を傍聴され、坂城町議会の議員14人の顔も何となくわかったのではないかと思います。町でお行き会したときはお声をかけていただき、日ごろ思っている疑問をぶつけていただき、若いパワーを坂城町に与えてください。8割から9割の生徒さんは町外から見られているとお聞きします。ぜひ地元に戻ってからも、そしてこれからの生活においても、今日の勉強を生かしていただくよう心より期待しております。以上で質問を終わりにします。

**議長（塩野入君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時29分～再開 午前10時39分）

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

次に、2番 西沢悦子さんの質問を許します。

**2番（西沢さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、1. エネルギー対策についてです。



東日本大震災を契機として、それまでの資源・エネルギーの大量消費による経済活動は資源の枯渇や地球温暖化などの環境問題を引き起こし、安定的に供給されるはずの電力が制約される事態となりました。このことから、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの積極的な導入や省エネルギー、またエネルギーの効率的な利用に向けての取り組みが全国で一斉に始まった感があります。

今年の2月、自然環境保護団体のWWFジャパンは、人口減少や省エネ技術の普及により2050年時点のエネルギー消費量は2010年と比べ47%減にできると想定し、全電力を再生可能エネルギーで賄えるとの試算を発表しました。その実現のためには、再生可能エネルギーの政府達成目標の引き上げが前提とのことで、この試算どおりに達成できるとは思われませんが、全国ではエネルギーの地産地消を目指し、地域新電力と言われる限られたエリアに絞って電力を供給する小規模電力会社の設立や、小規模電力会社の自治体版、自治体新電力と呼ばれる電力会社を設立した自治体も出てきています。

当町のエネルギー対策は第5次長期総合計画の中で位置づけ、平成23年度よりスマートコミュニティ構想普及支援事業に取り組み、エネルギー利用に関する調査を初め、スマートエネルギー設備導入補助事業などを実施してきたところです。そこで、今までの取り組みの状況や今後の計画、方向性についてお伺いいたします。

イとして、スマートコミュニティ構想事業と「坂城スマートタウン」構想事業についてです。以前に同僚議員からも同様の質問がされています。この二つの事業の目指すところは、エネルギーの安定確保やエネルギーマネジメントにより町においてエネルギーの最適な利用ができる環境づくりであるとのことですが、この二つの事業の違いがよくわかりません。後期基本計画にはスマートタウン構想に基づく基本方針、またそれを受けての実施計画にはスマートコミュニティ構想として特に主要施策と位置づけられています。さらに総合戦略には坂城スマートタウン構想推進事業となっているわけで、この基本となる考え方をお聞きします。

次に、ロとして、スマートエネルギー設備設置補助金についてです。

再生可能エネルギーの取り組みとして、今年度も400万円が予算化されています。初めに導入実績についてお尋ねします。28年度は当初予算300万円に対し、9月に200万円の増額補正をしています。大きな伸びがあったということですが、28年度実績についてお聞きします。また、この事業導入後の総件数と総設置容量についてもお尋ねいたします。

次に、この事業の今後の取り組みと見通しについてお聞きします。総合戦略では実施期間を5年、平成31年度までとしています。その後も同様の取り組みを続けるのかどうか。また、エネルギーの効率的利用、省エネルギー、再生可能エネルギーの整備を進め、町全体のエネルギー需給調整の環境が整うまでの年数の見込みについてもお伺いいたします。

続いて、ハとして、スマート工業団地の取組みについてです。

企業活動におけるエネルギー利用の効率化の観点から、テクノさかき工業団地内の2社にご協力をいただき、電力使用量の削減の取り組みをされました。その結果についてお伺いいたします。

次に、スマート工業団地化事業化実現可能性調査について。28年度、民間事業者により実施されています。その結果についてもお聞きします。また、スマート工業団地化につきましては第3セクターによる新会社設立を視野に計画を進めるとお聞きしましたが、今後の事業実施スケジュールについてお尋ねいたします。

最後に、ニとして、新たな再生可能エネルギーの導入についてです。

エネルギーの地産地消と町全体のエネルギーマネジメントシステムを構築するためには、もっと多くのエネルギーが必要だと思います。新たな再生可能エネルギーの導入の計画についてお聞きします。以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま西沢議員さんからエネルギー対策について、るるご質問がありました。その中で私は（イ）のスマートコミュニティ構想事業と「坂城スマートタウン」構想事業についての面と、全般的な考え方も含めてお話し申し上げます。

まず、エネルギー対策についてでございますけれども、この中でスマートコミュニティ、あるいはスマートタウンと言っているということのお話がありました。それを説明したいと思います。

まず、スマートコミュニティとは、地域社会がエネルギーを消費するだけじゃなくて、つくり、蓄え、賢く使うということを前提に、地域単位で総合的に管理する社会のこととされております。産業や社会生活の基盤となる住宅、交通網、公共サービスなどがIT、情報技術を利用することで、エネルギーの最適な活用ができる次世代送配電網、これスマートグリッドといいますけれども、これを基礎とした情報ネットワークに接続し、環境負荷の少ない暮らし方を実現しようとするもので、ここで言うスマートは賢いと訳し、賢くエネルギーを使うという意味で用いております。また、次世代送配電網とは、賢い送配電網という意味のスマートグリッドとも言われ、電力の流れを供給側、需要側の双方から情報技術、ITを使って制御し、最適な状態を保つことができる送配電網のことです。

一方で、坂城スマートタウン構想につきましては、先ほどのスマートコミュニティの概念の中で、当町において必要と考えるスマートコミュニティの実現に向けた方策をまとめたものが、坂城町でありますので、坂城スマートタウン構想というわけでございます。坂城スマートタウン構想では、エネルギー消費の無駄を省き使用量を少なくする、需要の質に応じたエネルギー、技術を選択する、地域のエネルギーを有効に利用する、町民、事業者が広くかかわれる仕組みを構築するといった基本的な考え方を掲げております。

次に、総合計画等への位置づけについてですが、平成27年度に策定した坂城町第5次長期

総合計画後期基本計画においては、施策全体をエネルギー対策として位置づけ、第4章「潤いのある快適で安全なまちづくり」の中で、再生可能エネルギーの導入推進、省エネルギーの推進、エネルギーの効率的な利用など、地域社会におけるエネルギー環境の変化やさまざまな課題に対応するべく方向性を示しております。

この基本計画に示した基本施策を具体的に実施するための実施計画においてもエネルギー対策として位置づけ、その主な事業概要としてテクノさかき工業団地におけるスマート工業団地実現の取り組みについて示しております。また、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、重点プロジェクト坂城スマートタウン構想事業として、後期基本計画で示すエネルギー対策の方向性を踏まえ、快適な生活を実現する環境整備として取り組む具体的な事業内容をお示ししているわけであります。

これらを基本的に据える中で、省エネルギーへの取り組みを皮切りに、持続可能なエネルギーへの転換や利活用など、無理、無駄のない賢いエネルギーの使い方を研究し、町民を初め行政や民間企業などが、つくるエネルギー、蓄えるエネルギー、そして省エネルギーに取り組み、地域全体でエネルギーを最適かつ効率的に利用できる仕組みの構築を目指しているところでございます。

そういったことを踏まえまして、町では平成22年度から住宅用太陽光発電システム導入に対する補助制度を創設し、平成27年7月には、その補助対象を住宅用の蓄電池システムや家庭内エネルギー管理システム、これはHEMSといいますが、などにも拡充する中で、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境に優しいまちづくりの推進に取り組んでまいりました。本補助制度につきましては、昨年度は申請状況から補正予算にて増額対応し、今年度当初予算におきましても、前年度当初と比較し100万円の増額をしたところでもございます。

いずれにしましても、スマートコミュニティ構想事業と坂城スマートタウン構想事業に関する基本的な考え方につきましては、いずれも無理なく無駄なく賢くエネルギーを使うということで、目指す方向性については同じであります。

これらの取り組みを通じまして、産業分野、家庭分野における再生可能エネルギーのさらなる導入促進と省エネルギーの推進を図り、町全体のエネルギーの効率的な利用を推進してまいりたいと考えております。

**企画政策課長（柳澤君）** エネルギー対策について、口から順次答弁を申し上げます。

まずスマートエネルギー設備設置補助金についてでございますが、平成28年度の実績については、住宅用太陽光発電システム補助金20件、135万3千円、家庭用リチウムイオン蓄電池システム補助金が11件で220万円、家庭用エネルギー管理システム、HEMSでございますが、補助金8件、35万8千円で、合計といたしまして39件、391万1千円の補助を行ったところでございます。

平成22年度の制度創設からの総件数につきましては、364件、金額で2,493万7千円となっております。内訳につきましては、太陽光発電システム補助金343件、2,212万9千円、総設置容量でございますが、1,645.6kWでございます。蓄電池システム12件、240万円、総設置容量は70.4kWでございます。エネルギー管理システム、HEMSでございますが、9件で40万8千円となっております。

続きまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございますが、この総合戦略は、国や県の実施期間を踏まえて、平成27年度から平成31年度の5年間を各施策を展開する実施期間としていることから、平成31年度までの取り組みとしてお示しをしております。

その後も同様に取り組みを継続させるのかということでございますが、昨今のエネルギーを取り巻く環境を考えた場合、この先2年につきまして述べることは難しい状況でございますので、今後につきましては、さまざまな情勢を踏まえる中で検討していきたいと考えております。

スマートタウン構想では、エネルギー消費の無駄を省き、使用量を抑制する、また需要の質に応じたエネルギー、技術を選択する、あるいは地域の再生可能エネルギーを有効活用する、そして町民、事業者が広くかかわれる仕組みを構築するといったことを掲げ、省エネルギーへの取り組みを皮切りに持続可能なエネルギーへの転換や利活用など、無理、無駄のない賢い使い方を研究し、町民を初め行政や民間企業などが、つくる、蓄える、省くエネルギーに組み込み、地域全体でエネルギーを最適かつ効率的に利用できる仕組みの構築を目指してまいりました。

町全体のエネルギー需給調整の環境が整うまでの年数の見込みはということでございますが、今申し上げましたスマートタウン構想に基づいた取り組みを進めてはおりますが、現時点におきまして、まだ環境整備までの具体的な年数の見込みをお示しすることは難しいといった状況でございます。

全てのエネルギー需要量を賄うことは厳しい状況ではありますが、再生可能エネルギーの積極的な活用と、需要側においても地域単位で節電やピークカットを行うなど、今後さらに地域単位でエネルギー管理を行うスマートタウンの構築を推進し、省エネ、節電や再生可能エネルギーの効率的な利用の実現を図ってまいりたいと考えております。

そのような中、当町のエネルギー利用状況を見ますと、エネルギー需要量が最も高い製造業、化石燃料の利用が多い農業、民生部門でも特にエネルギー需要量が高い家庭部門などが、その特性として挙げられております。当町の基幹産業である製造業のエネルギー需要量は、町全体の約半分を占めており、特にその中でも電力需要は町全体の8割近くを占める状況となっていることから、テクノさかき工業団地を対象に、スマート工業団地化に向け取り組んでいるところでございます。

続いて、スマート工業団地の取り組みについてでございますが、当町のエネルギー需要、製

造業が大変大きな割合を占めております。こうしたことから、テクノさかき工業団地を対象に平成24年から当町と信州大学工学部、そして地元企業の産学官連携によるスマート工業団地に向けた取り組みを行ってまいりました。

ものづくりの町である当町におきましては、企業活動におけるエネルギー利用の効率化とリスクマネジメントは不可欠であるとの考えのもと、工業団地内の各事業所のご協力をいただく中で、デマンドメーターを設置し、そのうち特にエネルギー需要の大きい二つの事業所には、スマートメーターを各生産ラインに2社合計50台を設置して電力の需給状況を調査し、生産工程や人員配置なども検討する中で、電力使用量の削減、スマート工業団地化に向けた取り組みを行ってまいりました。電力データの収集、解析と並行して生産に係るさまざまな情報を集約し、これらの情報を重ね合わせる中で検討をした結果、金額ベースでおよそ2割程度のコスト削減につながっております。

それらの結果を踏まえる中で、平成28年度におきましては、スマート工業団地の実現に向けた次のステップとして、町と民間企業との共同参画による国の補助事業を活用した事業化可能性調査を実施してまいりました。この補助事業は、民間事業者主導での申請が前提となっており、その他大学などの研究機関、先進的な取り組みを実施している自治体関係者等と町が連携、協力する中で、当町の高い水準の日射量が得られる地域特性を生かした太陽光発電等の地産地消型再生可能エネルギーの導入促進とともに、エネルギーマネジメントセンターを設立し、一括受電等も含めたエネルギー需給管理システムを構築するために必要な調査を行い、技術面、事業性面及び適切な事業規模について検討してまいりました。

また、調査では団地組合の企業の皆さんにご理解とご協力をいただく中で、先ほどのデマンドメーター等によるデータ、電力需要等に関するアンケート調査及びヒアリングのほか、地元金融機関、電力会社等へのヒアリングを実施させていただきました。

これらの調査等を踏まえ、設備の構成等については電力を一括受電するとともに、蓄電設備、太陽光発電設備を設置し、ピークシフト・停電対応を実施することにより、契約電気料金の削減の効果が見込めるとされたところでございます。この設備投資に要する費用は約10億円と試算され、補助率4分の3の国の補助金を活用しての整備が考えられております。

また、設備投資を企業ごとに行うとすると、時期的な統一が困難なことや負担が大きくなることから、町を主体としながら企業からも出資を募り、第3セクターとしての新会社を設立し、その新会社が補助金を活用しながら設備整備とともに運用を行うスキームとなっております。

こうした内容を大学の教授、専門的知識を有する方、企業代表者、あるいは先進自治体、また関東経済産業局等の関係の皆さんにより組織をいたしました事業化可能性調査検討委員会により検討をいたしました結果、スマート工業団地に向けた事業化可能性については、「有り」といった結果が出されたところでございます。

一方で、このスマート化の構築に当たりましては幾つかの大きな課題もございます。一つ目として、工業団地内の企業との電力特定供給、面的利用への合意形成といったこと。二つ目として、第3セクターの設立や電気事業者の参入といった事業推進体制の構築。三つ目として、事業実施に向けた必要コストの積算と事業計画の策定。そして四つ目として、資金計画の策定と融資に向けた金融機関との交渉などが挙げられます。

今後につきましては、これらの状況を踏まえ、より具体的な施設、設備、あるいは組織体制の検討、そして電力事業等に関する関係機関等との調整を行い、準備が整ったところで、より具体的な事業計画となるマスタープランの策定に進んでいきたいと考えております。

続いて、ニ．新たな再生可能エネルギーの導入についてでございます。

スマートコミュニティ構想普及支援事業でまとめました坂城スマートタウン構想の中で、再生可能エネルギーに関する利用可能性についてもまとめてございます。当町におきましては、全国的に見ても高い水準の日射量が得られる地域であり、町内における地産地消システムの構築という観点から、太陽エネルギーにつきましては唯一条件なしで導入が有望とされ、場所は限定されますが、導入可能とされております小水力発電、あるいは安定したバイオマスの収集と熱需要先を確保できれば有望とされるバイオマス熱利用について、利用可能性が高いとされておるところでございます。

新たな再生可能エネルギー導入の計画はということでございますが、まずは事業化可能性調査の結果を踏まえまして、スマート工業団地構築に向けました実施計画の策定や、将来的には再生可能エネルギー等を利用しました地産地消型エネルギーシステムの導入、あるいはエネルギーマネジメントシステムの導入によります面的な整備、また災害時にも対応できる自立的エネルギー供給システムの構築といったところに、まずは取り組んでまいりたいと考えております。

**2番（西沢さん）** それでは、2回目の質問をいたします。イのスマートコミュニティ構想事業と坂城スマートタウン構想事業について、町長から答弁いただきました。いずれも無理なく無駄なく賢くという求めているものは同じところというふうに思われます。これ一言で説明するのはとても難しいんですが、将来的には一つの事業としてまとめて推進を図るというような考えはないでしょうか。

**企画政策課長（柳澤君）** スマートコミュニティ構想と坂城スマートタウン構想の表裏的な部分でございます。いずれにしましても、無理なく無駄なく、また賢くエネルギーを使うということで、目指す方向性につきましては同じということでございます。その中で、エネルギーを最適に活用して環境の負荷の少ない暮らしを構築していく社会全体というような部分の構想ということで、スマートコミュニティというようなこと。そして、この概念を受けまして、坂城町において必要と考えるものについてまとめた部分ということで、坂城スマートタウン構想とい

うところで、微妙にニュアンス的な違いがありますので、わかりづらいというようなことになっているかと思えます。そういったことがございまして、町民の皆さん、議員の皆さんにもわかりやすくしていくにはどうしていくかということについて、この先ちょっと考えていきたいと思えます。

**2番（西沢さん）** ぜひこの先検討していただきたいと思えます。

それから、ロのスマートエネルギー設備設置補助金についてですが、これは31年度までで、その先は今後については検討ということですが、この検討の内容なんですよ。このままで続けていくのか、また違う形を考えておられるのか、その辺について。

それから、もう1点、これ確認だけさせていただきたいんですが、町全体のエネルギー需給調整の環境が整うまでの見込みということなんですが、これは年数の見込み、大変難しいと、本当にそう思いますが、町全体のエネルギー需給調整の環境が整うということは、スマートタウン構想が実現するときというふうに捉えていいのでしょうか。その辺、確認をさせていただきたいと思えます。

**企画政策課長（柳澤君）** 2回目の質問の部分でございます。まずエネルギー等の設備設置補助金という部分でございます。こういった形にするのか、この部分につきましては、最初は家庭用の太陽光発電システムといったところから始まりまして、その後、リチウムイオン蓄電池システムといったところに拡大、またHEMSといったところに拡大をまいりました。この先2年のところでございますが、エネルギー環境はやはり日々変わってきているというような状況がございます。そういったところの部分を見据える中で、真に必要な部分につきましては続けていくのか、あるいは別のことを考えなければいけないのかというところを考える中で、補助事業について検討していきたいという考え方でございます。

それから、2点目の需給調整という部分でございます。スマートタウン坂城の完成の時期というところでのご質問なんですけれども、エネルギーの需給調整を全て町で行っている、エネルギー需要を全て再生可能エネルギーで賄うというような部分は相当難しいという考え方でおります。そういった中で、極力、町とすれば、エネルギーを賢く使ったり、省エネに取り組んだり、あるいは再生可能エネルギーを発電をしていきたいと思いますという部分を啓発する、あるいはそういった取り組みを進めるということが坂城スマートタウン構想の目指すところでございます。全てのエネルギーにつきまして需給調整を可能とするというような部分は相当難しい考え方でございますので、その部分をもって完了というようなところでの考え方ではございません。

**2番（西沢さん）** 次に、スマート工業団地化の取り組みについてですが、事業化実現可能性調査についても可能性ありという結果が出たと。団地組合の企業の皆さんにも賛同いただいているという中で、実施のスケジュールが一応立てられていたんですが、いろんなクリアしなければ

ばならない問題が山積しているということで、このスケジュールが予定より遅くなるという、本当に残念なことです。このマスタープランの作成というのは、時期については、はっきり明言されませんでした。マスタープランの作成についてはいつごろというふうにお考えでしょうか。

**企画政策課長（柳澤君）** マスタープランという部分でございます。今後の検討しなければいけない詳細というような部分でございますけれども、工業団地組合からの企業の皆さんからの協力という部分がやっぱり出てきてまいります。そういったところでは先ほどもちょっと触れましたけれども、新会社設立に当たっての出資ですとか、今回の計画では再生可能エネルギーについて太陽光を予定しているんですけれども、関連設備などの設置場所、例えば屋根などを借りなければいけないといった検討もしなければいけません。それから、新会社設立関連におきましては、電気事業者の登録、あるいは運営・維持管理体制の検討ですとか、もちろん収支ということで電気料金ですとか収益とランニングコストといったような部分、それから電力供給の契約の詳細ですとか設備導入の詳細、地元金融機関との連携・協力といった部分で課題がございます。そういった部分を踏まえる中で、マスタープランというものを策定していくような状況になるところでございます。こういったことを考えたときに、今年やりますよ、あるいは来年やりますよというようなところを具体的にちょっと申し上げることはできないんですけれども、先ほども申しましたが、それらの一定のところ、めどがついたところでマスタープランの策定といった段階に進めてまいりたいと考えております。

**2番（西沢さん）** 今のご答弁でも、本当に越えなければならない問題が山積しているということでございますが、ここで一番乗り越えてほしいというのは職員体制ではないかというふうに思います。次の二の問題の新たな再生可能エネルギーの導入についても同様に、一番の問題はこれ難しい問題ですが、職員体制だというふうに考えます。どこの部署も忙しいのは承知をしておりますが、新しい経験のない仕事に取り組むわけで、精いっぱい取り組める環境が必要だと思います。今後の検討課題として、これはぜひ町長にお願いしたいんですが、エネルギー対策課、あるいはエネルギー対策係の新設を検討していただきたいと思います。この件については、ぜひ町長にご答弁願いたいと思います。

**町長（山村君）** この計画、スマート工業団地計画、これ素人ではできないんです。それでなおかつ、さっき説明ありましたけれども、専門的に考えるコンサルですね、それから中心になって進める民間事業者、あと町と、あるいは工業団地の皆さんということで、連携しなきゃいけないです。それから、計画としては先ほど申し上げたような、いわゆる第3セクターですね、これをつくる場合、多分、株式会社になると思います。そうしますと、全般の運営を含めてですね、もちろん職員だけではできないですね。ただ、今、組織をつくるというのは、まだちょっと早いかなというふうに思っております。先ほど申し上げたように、マスタープランが



できるのは早くても来年だと思しますので、その状況を見て組織的にはどう考えていくかということを考えていきたいというふうに思っております。

**2番（西沢さん）** では状況に合わせて、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

二の新たな再生可能エネルギー導入についてですが、環境文化都市宣言をしている飯田市では、再生エネルギーは市民の財産として優先的に活用し、地域づくりを推進させるための条例が施行されています。今年1月に常任委員会研修で訪問し、担当の地域エネルギー計画係長さんからお話を伺いました。太陽光発電だけでは限界があるということで、今、小水力発電、また風力発電にも取り組んでいるということでした。また、青木村でも風力発電の実証実験を行っているなど、多くの自治体が導入を進めています。今後を考えると、新たな再生可能エネルギーの導入は不可欠だと思いますが、もう一度、再生エネルギーについてのお考えをお聞かせいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 新たな再生可能エネルギーという部分でございます。これらにつきましても、先ほど少し申しましたけれども、まず一番は太陽エネルギーだと思います。そういった中で、ほかのエネルギーにつきまして、場所は限定されますけれども、小水力、あるいはバイオマスといった部分につきましては今後も研究はしていきたいとは考えております。そうではあるんですけれども、先ほど、るるお話しをしましたが、太陽エネルギーの優位性、それから工業団地で進んでいるといった部分がございますので、研究はしながら、まずは太陽エネルギーというところでの取り組みについて進めていきたいというふうに考えております。

**2番（西沢さん）** 今、一番可能性の高い太陽光の太陽エネルギーからというお話でございます。そうは言っても太陽光発電だけでは限界があるという考えもありますので、検討は進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。2として、ひきこもりについてです。

先月のテレビ番組で自立支援システムのトラブルについて放送されました。ひきこもり状態にある人に対して民間の事業者が共同生活や研修、就労までのプログラムを事業化したものです。まず、いろいろな内容のシステムがあることに驚きました。そして、相談したい、解決したいと思っている当事者や家族がたくさんいる事実も酌み取れました。

厚生労働省は6カ月以上、通学や仕事をせず他人とかかわる外出をしないで家にいる人をひきこもりと定義しています。内閣府は平成27年に行われた調査で、ひきこもりの人は全国推計で54万人余と発表しました。ただし、これは15歳から39歳に限定をした調査の結果です。同じ調査は平成22年にも行われ、ひきこもりの人は推計69万6千人でした。この結果について、国はひきこもり地域支援センターなどの取り組みに効果があったとしているようですが、現実には自治体に40代、50代の人の相談が多く寄せられている現状があり、高年齢

化が進んでいるということではないでしょうか。国が制度を充実させても、そこにつながらなければ支援はできません。町として、地域としてのかかわりが大切だと思います。そこでお尋ねします。

イとして、現状と対策はです。

少し前になりますが、今年1月25日の信濃毎日新聞の社説では、ひきこもりについて高年齢化の実態把握の必要性を述べた上で、県内にもひきこもりの人は少なくない、県・市町村は積極的に取り組んでほしいと結んでいます。しかし、個々のプライバシーや家庭の考えなど、さまざまな理由から調査は困難なため、発表される数字は推計によるものがほとんどです。そこでお尋ねいたします。町では相談等の状況から現状をどのように認識しているのでしょうか。また、どんな対策をとっているのでしょうか。

次に、2015年に生活困窮者自立支援法が施行されましたが、ひきこもりの人に対するその後の取り組みに変化はあったのでしょうか。

次に、ロとして、相談体制の充実についてです。

ひきこもり状態になったきっかけについても内閣府で調査をしています。上位から、不登校、職場になじめない、就職活動の失敗、人間関係がうまくいかない、病気などとなっています。このことから、職場になじめない、あるいは就職活動に失敗した、人間関係がうまくいかないなどについて、一般社会人に対する相談窓口、相談体制はどうなっているのでしょうか。役場福祉健康課、保健センター、社会福祉協議会、どこでも受けてもらえるとは思いますが、専門の相談員の配置や関係機関との連携についてはどうでしょうか。また、子育て支援センターの相談事業とのかかわりについてもお聞きします。以上で1回目の質問といたします。

**福祉健康課長（伊達君）** 2. ひきこもりについて、まず（イ）の現状と対策はについてからお答えいたします。

厚生労働省のひきこもりの評価・支援に関するガイドラインによりますと、ひきこもりとは、さまざまな理由により学校や仕事などの社会活動に参加できず、他者との交流を避けて半年以上にわたって家庭にとどまり続けている状態のことで、原則としましては統合失調症に基づくひきこもり状態の方は含まれないと定義されております。

先ほどご質問にもありましたように、全国的なひきこもりの状況といたしましては、平成27年に行われました内閣府の調査で、15歳から39歳のひきこもりの人数は全国推計で54万人余りと発表されております。

ひきこもりが長期化した場合、本人の身体的並びに心理的な健康に深刻な影響を与えることや、経済的な困窮に陥ることなども懸念され、ひきこもりの長期化を防ぐためにも、本人または家族からできるだけ早く相談を受け、継続して支援を行うことが重要だと考えております。

しかしながら、ひきこもりにつきましては、ご家族の中にひきこもりの方がいることを他人

に知られたくないなど、さまざまな理由によりなかなか相談に来ていただけないのが現状で、当町におきましても本人やご家族などからの相談がなければ、ひきこもりの実態は把握ができない状況でございます。

そのような中、別の相談ケースの中でひきこもり状態にある方を把握するケースもあるなど、把握できていないひきこもりの方もいらっしゃる認識をしております。今後は、例えば民生委員さんなどが持っている情報をお寄せいただくなどの方策を検討する必要もあると考えているところでございます。

ひきこもりは、さまざまなきっかけにより、誰にでもどの家庭にも起こり得ることで、ひきこもりの状態が長く続くと本人や家族の努力だけでは回復が難しくなることもあり、相談や治療を早期に始めることでスムーズな回復につなげることが重要と考えております。ひきこもりの状態にある本人や家族が、どこに相談したらよいのか、どんな支援があるのかなどを知っていただけるよう、広報やホームページで周知を図ることで早期の相談を促してまいりたいと思っております。

また、ご質問にありましたように、平成27年4月の生活困窮者自立支援法のスタートを受け、生活保護に至る前の第2のセーフティーネットとして、生活就労支援センターまいさぼ信州長野による生活困窮者支援が始まるとともに、町社会福祉協議会にも、まいさぼ出張相談所が開設されており、昨年度は延べ706件の相談がございました。身近な窓口として気軽に相談いただければと思っております。

実際にこうした窓口での生活困窮ケースの相談の中で、ひきこもりが把握されるケースも出てきており、そのような場合にはそれぞれの状況に応じたプランを立て、生活困窮とあわせて、ひきこもりの解消に向けた総合的な対応をしているところでございます。

続きまして、口の相談体制の充実についてお答えいたします。

当町の相談体制といたしましては、一般社会人の方に限らず福祉健康課及び保健センター、また社会福祉協議会において、窓口や電話などによる個別の相談に応じるとともに、保健センターでは、こころの健康相談として、精神科医師、精神保健福祉士といった専門的知識を有する方による相談を年5回実施しております。

また、町以外の相談体制といたしましては、ひきこもりに特化した相談窓口であります長野県ひきこもり支援センターにおいて、精神保健福祉士や社会福祉士による随時の相談や、長野保健福祉事務所においては随時の電話相談、精神科医師による心の健康に関する相談、くらしと健康の相談会などを行っております。また、地域若者サポートステーションではニートやひきこもりの若者の就業に向けた相談を、生活就労支援センターまいさぼ信州長野では生活や就労などの相談を行っており、どなたでも利用できる体制となっております。

関係機関の連携といたしましては、長野県ひきこもり支援センター、保健福祉事務所、市町

村、高校、地域若者サポートステーション、NPO法人などの担当者が参加する、ひきこもり支援関係者地域会議が年に数回開催され、支援の状況や情報交換などを行っているところがございます。

町におきましても状況に応じて、福祉、保健、子育て支援センター、教育部署に加え、社会福祉協議会や県保健福祉事務所、まいさぼ信州長野、千曲・坂城障がい者・児相談支援室など、ケースに応じて情報を共有し、ひきこもりの解消に努めており、ひきこもりの状態の背景に精神疾患や発達障がいに関連している場合には、適切な医療へつなぐといったこともできている状況でございます。

また、子育て支援センターでは、主に児童・生徒の不登校、ひきこもりといった相談例がございますが、学校はもちろん、教育委員会、福祉、保健部署、児童相談所など関係機関の横断的な連携により、ひきこもりの克服に向け対応しているところがございます。

ひきこもりに対する支援は一つの機関だけで支援が終了することは難しく、今後もさまざまな関係機関と連携をし、包括的に支援をしていくことが重要だと考えているところがございます。

**2番（西沢さん）** ただいまご答弁いただきました。ひきこもりの相談については、いろんなところで窓口があるわけですね。だけれども、なかなか相談をしてくれない。また、ひきこもりの人やご家族にしてみれば、相談するところがないというか、なかなか相談に行けないという悩みがあるわけです。そういう中で、この町では相談の窓口をどのように皆さんにお知らせしているかということが1点。それから、電話相談ということが本当に有効な手段だというふうに考えますが、町の中で、ここへ電話してくださいという、そういう広報などお知らせはしているのかどうか。それから、もう1点、関係機関との連携の中で、地域会議というお話がございました。ここへ町はどのような人がかかわっているのかどうか。以上、3点についてお伺いいたします。

**福祉健康課長（伊達君）** 相談窓口の広報体制ということでございますけれども、個別にですね、ひきこもりの方を特定してというわけにはいきませんので、基本的には広報、ホームページ等による広報になろうかと存じます。

また、これまでにですね、電話相談窓口がどこだと、電話番号がどうだといったことについては、随時というわけではなくて不定期的な広報になっておりましたので、そういった部分についても定期的にできるような方向をちょっと検討してまいりたいと考えております。

それと地域会議でございますけれども、こちらについては町のほうからは保健師が主に出席をしておるといった状況でございます。

**2番（西沢さん）** 本当にこの問題については非常に微妙で難しい問題であるんですが、実態がわからなければ本当に支援するという体制も、どのような方法でやったらいいかということも

なかなか見えてこないわけです。改めてこの実態を把握するということに対しては、どんなふうにお考えでしょうか。

**福祉健康課長（伊達君）** 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、ひきこもりの実態の把握というのは本当に難しいことだと思っております。例えば訪問をしてもですね、本当にひきこもりの方がいるかどうかを正直にお答えいただけるかどうかということも不安な要素ではあります。国の出している人数等を見ましても、これは全部推計ということになっていること自体で実態把握の難しさが出ているなど感じているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、そういった中でもですね、1人でも多く把握する方法としましては、民生委員さんが持っている情報ですとか、そういったものも少しお聞きをしていく必要があるかなとは考えているところでございます。

**2番（西沢さん）** ひきこもり状態の当事者も家族も大きな不安を抱え、何とかしたい、相談ができればと思っているのではないのでしょうか。相談ができることにより解決に一步でも近づけることを願ってやみません。

今回はエネルギー対策とひきこもりについて質問をいたしました。エネルギーは人の暮らし、経済活動などになくてはならない、しかし、使い方によっては環境問題、地球温暖化を引き起こし、なおかつ枯渇の可能性も否定できない重大な問題です。このエネルギーを賢くマネジメントできるなんて本当にすばらしいことだと思います。一步ずつ確実に進歩できることを願い、一般質問を終わります。

**議長（塩野入君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時32分～再開 午前11時42分）

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

次に、12番 大森茂彦君の質問を許します。

**12番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 国保の県への移行は

自公安倍内閣は、この間、医療介護総合法、平成26年、そして医療保険改革法、これは平成27年、これらを公的医療・介護制度の根幹に手をつけるような法改正を強行してきました。市町村国保の都道府県化、入院食費の負担増、保険外治療の拡大、医療費適正化計画の強化など、社会保障費削減のための国民に痛みを押しつける内容を盛り込んだ医療保険制度の改定を行ってまいりました。これらの法律の中核をなす部分は、特に医療関連として来年度から本格的に始動することが定められている国保の県への一元化であります。そのため今年度は全国の都道府県、そして市町村がその実施準備に追われることとなります。

イといたしまして、なぜ県一本化なのかについて順次質問してまいります。

まず県への一本化への移行の理由は、どのようなことを狙っているのか。

二つ目に、昨年秋、厚労省から都道府県に事業費納付金・標準保険料算定システム、これが全国の都道府県に配付されました。全国の都道府県では、これまで2回ほど試算を行っているというふうに聞いておりますが、その長野県の結果はどうであったでしょうか。

三つ目に、納付金及び標準保険料率の算定方式を県は三つの項目で行います。一つは応能分として所得割、二つ目が応益分としての均等割と平等割を算定の項目として使うようでありませす。町では資産割も使われていますが、この扱いはどのようになるのでしょうか。

四つ目に、県下の全市町村への意見聴取の機会があるというふうに聞いておりますが、町はどんな意見を用意されているのかお尋ねいたします。

五つ目に、施行に向けた今後のスケジュール、なかなかこれも県のほうからはっきりした内容が示されておられません。これについてもわかる範囲でお尋ねいたします。

次に、ロといたしまして、町の国保の現状と対応はについてであります。

昨日、このことについて同僚議員からの質問がありましたけれども、質問の内容について出しておりますので、同じご回答になるかというふうに思いますが、ご答弁のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

町長は招集挨拶で、特定健診の受診率が平成27年度では制度開始以降、初めて50%を超え54.1%を達成し、平成28年度の途中経過の段階で51.8%で前年度を超えるとの期待を示されました。また、保険税率は据え置くととの表明もありました。私のかかりつけ医療機関で勤めている看護師さんは私に対し、特定健診の受診率向上に町は本気になっているというふうに感じていると言ひ、町内の医療機関にもこのような呼びかけが保健センターから出ているようであります。こういうご努力がこのような結果としてあらわれているのだろうというふうに評価するところであります。

そこで順次、次の点について質問いたします。まず一つは、1人当たりの医療費の状況は県下市町村での比較ではどうでしょうか。

二つ目には、特定健診の受診率が向上していますけれども、今年度の取り組み計画はどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

三つ目に、国保が県への一元化で、それについて町内での国保会計での滞納者、あるいは滞納額についてどんな対応をされるのでしょうか。これで1回目の質問といたします。

**福祉健康課長（伊達君）** 国保の県への移行はということで、（イ）、（ロ）のご質問を頂戴いたしました。まず（イ）のなぜ県一本化なのかについてお答えをいたします。

国民皆保険制度の基盤として、これまで国民健康保険は各市町村が保険者となり、加入者に係る医療費を賄うために国や県からの補助金などとともに、加入者の皆さんに保険税をご負担いただき財政運営を行ってきたところでございます。

しかしながら、市町村国保の運営につきましては、年齢構成や財政的な基盤、また規模の格差など構造的な課題を抱えており、今後の制度運営全体の継続が危ぶまれてきているところでもございます。

そうした課題を背景に、制度開始以来最大の改革といたしまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、各市町村からの納付金を主な財源に、保険給付に必要な費用の全額を市町村に対し交付金として支払う仕組みとすることで、国保財政の入りと出を一元的に管理し、安定的、継続的な制度運営を行っていくこととしたものでございます。

また、一元化に伴いまして、保険証や証明書の様式も県下で統一され、統一システムにより市町村をまたいでの加入者の異動についても情報が共有されることになり、加入者の手続きの利便性も向上する仕組みになってまいります。

制度開始以降、県に支払うことになる、いわゆる納付金に関しましては、各市町村の直近3カ年平均の医療費水準、所得水準などをもとに算定され、毎年度請求されることとなります。その算定方法に関しましては、国が示す基準をベースに各都道府県の実情に応じた形で決められることになり、長野県におきましても応能分、応益分の割合や、所得水準や医療水準の反映度合いについて、県と市町村の国保運営連携会議や市町村の代表によるワーキンググループでの検討が続いているところでございます。

ご質問にありました試算につきましては、検討の経過において、推計を見込む中での一つの参考資料として算出されたもので、そこに乗じられる具体的な係数や割合等、また金額なども未調整であることに加え、基礎となるデータの精度も高くないといった状況から、現状ではお示しできる状況にはございません。

次に、納付金及び標準保険料率についてでございますが、県からは納付金額とともに、標準保険料率も一緒に示されることとされており、この標準保険料率というものは、市町村が納付金を納めるための基準となる保険料率でございます。市町村は、この県から示された標準保険料率を参考に、翌年度以降の保険料率を決めていくこととなりますが、示され方といたしましては、応能分としての所得割、応益分としての均等割・平等割の3方式と同時に、長野県ではその他応能分として資産割を含めた4方式を採用する市町村が大変多いという状況もございしますので、県からは両方のパターンが示される予定となっております。資産割の扱いにつきましては、標準保険料率も参考としながら、国保運営協議会などで検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市町村への意見聴取についてでございますが、県における検討の過程において、主にはアンケート形式により、これまで数回の意見聴取が行われ、町といたしましても応分の負担をし合い、社会保障の仕組みによる運営を行っていくことを前提の上で、少しでも負担が及ばないように要望をしてきているところでございます。

具体的に申し上げますと、坂城町の所得水準が比較的高いことから、算定方法に反映される所得係数について、より低いものとしてほしいこと、また、1レセプト80万円を超える高額な医療費に関する負担に関しましても、他に比べますと比較的多目であるといったことから、一市町村の負担ではなく県全体で共同負担してもらいたいといったことを意見として出しているところでございます。

今後の施行に向けたスケジュールといたしましては、今年秋以降に、その時点における係数や割合を反映しての試算が示される予定となっておりますが、最終的に長野県としての算定方法が決定され、正式な保険料率等が示されるのは年明けになる見込みであります。町といたしましても、県の動向と歩調を合わせながら、国保運営協議会等での検討を進め、年度末までに条例等の改正を含めて決定してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ロ. 町の国保の現状と対応はについてお答えいたします。

まず、1人当たり医療費の状況でございますが、現時点の数値をもとにした平成28年度の速報値では、1人当たり39万9,107円の医療費となっております。県内7番目に高い結果であります。27年度の確定値と比較いたしますと、プラス7,237円で、順位といたしましても27年度の8位から一つ上がったという状況でございます。県内平均が34万4,808円ということでございますので、それよりも5万4千円ほど高いといった状況でございました。なお、1人当たり医療費の確定値につきましては、最終的な事業年報の数字に基づき、10月ごろに公表されるということになってございます。

次に、特定健診についてでございます。特定健診につきましては今年度新たに50歳節目健診を取り入れ、対象となる方への戸別訪問による受診勧奨を行い、さらなる受診率向上に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、滞納者についての対応でございますけれども、これまでと同様、総務課収納推進係を中心に、町税でございますので町全体として対応していくことに変わりはありません。随時、滞納者と直接お会いし相談する機会を増やしていくことや、戸別訪問、また口座振替の推進、困難案件につきましては県の滞納整理機構にも一部徴収業務を移管するなど、町税としての対応を図ってまいります。

次年度からの制度改正に当たりましては、県が算定する標準保険料率には、各保険者の収納率も加味される予定になっておりますので、さらなる収納率の向上に向け対応していきたいと考えているところでございます。

**12番（大森君）** 県への一本化、これはもう国がこれまでですね、私どもも国保会計について反対討論の中でずっと述べておりますけれども、国からの国庫補助がどんどん削られてくるということが、まず一つの全国の国保会計の赤字の問題があるんじゃないかというふうに考えております。



実際にもう来年度からこの動きが始まると、施行されてくる、動き出すという点からですね、それだけ言っていてもしようがありませんので、やはりそれとあわせてですね、今後の団塊の世代の皆さんが後期高齢者扱いになってくるという、こういう段階の中での医療費を抑えるというのが一つの大きな狙いではないかというふうに考えます。

ですから、都道府県に財布を握らせまして、医療費の適正化計画というものをつくって、それによる給付費の抑制とか、あるいは地域医療構想によるベッド数の削減、これが厚労省から相当押しつけられてきております。こういう権限を全て都道府県に集中し、そして一体的な施策として市町村に医療費削減を迫るために一本化をする仕組みづくりではないかというふうに考えます。

次に、もう一つは滞納者に対する対応ですけれども、やはり交付金の算定にも使われるという点ですね、収納率の向上が叫ばれるということになれば、今までのような対応では当然進まなくなる。100%、納付金は納めなきゃいけない。足りない分の滞納額については一体どのように調達されるのか。結局それを穴埋めするのは、また今の生活困窮している人たちの滞納分についても相当な勢いで徴収をしていかなきゃいけない。そういう矛盾が出てくると思うんです。それについては対応をどのようにされるのか。この点についてお尋ねいたします。

**福祉健康課長（伊達君）** 県の納付金に収納した税が足りなかった場合という部分でよろしいでしょうか。基本的な考え方なんですけれども、県が示す標準保険料率については、各市町村の平均収納率を加味した中で設定をされてくるという予定になってございます。したがって、収納率が悪ければ悪いなりきの分が上乗せをされて料率として設定されてきますので、基本的にそれに相当する税率を算定した場合には、基本的には納付金に足りるものが算定されてくるということになってきます。

ただですね、保険料率の設定の時点では、その年に納めるべき所得がまだわかっていないという状況がございますので、例えば所得が少し減ってしまったという中で、納めるべきものが足りなくなってしまったという場合には、一つとしては例えば基金ですとか繰越金ですとか、そういった財源がある場合はそこで補填をするということになるかと思えます。また、そうしたものがなければ今度は県のほうで基金を設けて貸付金という形でその不足分については補うと。ただ、その貸し付けた分については次年度以降の納付金の中に算定されてくるということになってまいりますので、いずれにいたしましても収納率の向上ということについて、これは大きなテーマになってくるかなということ考えているところでございます。

**12番（大森君）** いずれにしても、借り入れをしたり、あるいはほかの対応をされたにしても、それは必ず返さなきゃいけないと。そのためには、それぞれの市町村のマイナスになった分について、特に先ほど説明あった所得が前年度に比べて減った場合は、これはもうやむを得ないことでありますけれども、滞納されている皆さんに対しては、やはり回収というか徴収するに

もその分できないわけですね。だから、徴収をそれだけ強めなければならないんじゃないかというふうに考えていますけれども、今の答弁だけではちょっと足りないんじゃないかなというふうに考えますけれども。

**収納対策推進幹（池上君）** 徴収率の向上につきましては、年々、現年度分につきましては向上させてきた経過がございます。収納に関して滞納者との納税相談はもとよりとして、一部困難案件については滞納整理機構の徴収を委託しながら徴収率の向上に努めてまいります。

**12番（大森君）** 滞納額が滞納整理機構の基準に届かない滞納をされている方も結構いらっしゃると思うんですね。そういう方もそちらのほうへ回してしまうというような答弁に聞こえるわけですが、その辺はそういうようにされるということなんでしょうか。

**収納対策推進幹（池上君）** 滞納者の方について全て滞納整理機構に移管をするということではございません。滞納整理機構に移管するものとしては、原則として金額で50万以上、折衝をする中で、なかなか改善に至らないものを基本にして、今までもそうでございますが、滞納整理機構に移管をし徴収の努力をしております。

**12番（大森君）** 収納対応については今までどおりやっていたかという判断でいいかというふうな答弁だったというふうに思います。

あと保険料率の算定方式という点ですが、全国の自治体ではもう2回ぐらい公表しているところもあるんですね。これは、この程度でどうだということ、それぞれの市町村から意見を聴取しているということなんですが、そういうのを公表しているんですね。県はそれは公表しないということなんでしょうか。ご答弁願います。

**福祉健康課長（伊達君）** 試算の結果でございますけれども、せんだっても県のほうとちょっとお話をした際には、あくまでも、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、検討の過程の中の内部資料ということでございます。したがって、公表を前提としているものではないというお話をお聞きしております。

**12番（大森君）** これ全県民にかかわる問題ということで、町としてもやっぱり公表をして、そして全県民にですね、議論をしていただくという、こういう内容が必要じゃないかというふうに思います。これについては要望しておきたいというふうに思います。

結局、今、何をやっているか全然県民に知らされない。どこまで来ているのか、何がどう決まってきたのかというのは決まらない。そして、結果的には来年の1月、年が明けてからこのものが決まってくるという状況ですね、結局県民にとってはそういう不安な素材がですね、いっぱい出てくるというふうに思うんです。やはり住民からの意見聴取もきちっとしていくということとあわせて、そのための公表をしていく、そしてそれは2回目、3回目という試算も公表しながらですね、最終的に決定について行うという、こういうオープンな審議、審査が必要じゃないかというふうに思います。

もう一つ確認ですが、これについては全市町村には算定した試算については届いているというのでしょうか。答弁を求めます。

**福祉健康課長（伊達君）** 県で行いました検討会の資料として提供は受けております。

**12番（大森君）** そうしますとですね、極秘扱いということですね、公表は当然できないということだと思うんですけども、やはり町としてもそれについては県にきちっと働きかけていってほしいということを要望しておきたいというふうに思います。

それで、我が議会もですね、これ3月に条例改正、当然出てくるわけですね。それと、特別会計がどのような扱いになってくるかということも議会側としても対応を考えていかなきゃいけないというのがあるわけですね。だから両方の責任それぞれあるわけですから、やっぱり県での動き、決まった時点でのいろんな内容についてはですね、逐次報告させると、報告してもらおうということを、県へきちっと届けていただくということを要望しておきたいというふうに思います。

それと、口といたしましての町の国保の状況のことですね、1人当たりの医療費の点について答弁いただきました。富士見町の新聞に記事として出ましたけれども、国保会計減額すると、税率を下げるということが新聞に出ました。それに着目してちょっと答弁願いたいんですが。平成26年度は坂城町は、1人当たりの医療費の状況ですが、36万99円、これ11位です。それで、富士見町は31万6,164円で38位です。そして27年度、坂城町は39万1,870円で8位です。富士見町は30万4,127円と少なくなっている、安くなっているんです。それで59位。28年度の速報値では、坂城は39万9,107円で7位、そして富士見町は29万1,769円ということですね、30万を切っているんです。こう反比例があるんです。これについてですね、やはり富士見町の取り組みについて、もっと研究をしていただくということが必要ではないかというふうに思います。

また、富士見町は特定健診の取り組みについていろいろと出ていましたけれども、やはり2012年、平成24年から特定健診について、昨日も質問ありましたが、無料化していることや、保健指導の受診率が14年度21.7%から15年度は50.4%にアップしている。坂城町はこれ以上にアップしているという報告がありましたけれども、こういう取り組みがあって、そして最高であった平成25年と26年度が最大のピークだったわけですが、これに対して当然基金からの繰り入れ、一般会計からも繰り入れる、これは2千万円を繰り入れていきます。これは4年間繰り入れをしていく、25、26、27、28と2千万ずつ繰り入れをしてきて、そして今回の6月議会でこの法定外繰り入れをやめて、そして保険料率を下げると。四つの項目を全て減額していくという取り組みになっているんです。こういう取り組みにですね、やっぱり学ぶべき何かがあるんじゃないかというふうに考えるわけですが、これについての見解を求めたいというふうに思います。

**福祉健康課長（伊達君）** ただいま富士見町さんのお話が出ましたけれども、これは議員さんおっしゃるように、当然ですけれども、学ぶべき点があれば学んでいきたいと考えております。ただ、申し上げますと、例えば特定健診の受診率であれば、ほぼ坂城町と富士見町さん同等ということでもあります。27年度でいいますと富士見町さん50.8、坂城町54.1。また、特定保健指導につきましても先ほどお話ありましたけれども、27年度、富士見町さん50.4、坂城町79.7という状況でございます。富士見町さんについては25年度までの特定保健指導の実施率は10%にも満たないという状況が続いている中でございました。ここを飛躍的に上げてきたということはあると思いますので、そういった中もお聞きして、もし学ぶ点があれば学んでいきたいと考えております。

**12番（大森君）** ぜひ先進地といいますか、いいところはどんどん研究して取り入れていっていただきたいというふうに思います。時間もありませんので、申しわけございませんが、次の質問に入ります。

2といたしまして、坂城しごと創生イノベーションについて質問いたします。

イ. コワーキングスペースはどうあるべきか

坂城しごと創生イノベーションセンターの整備として、坂城テクノセンターにコワーキングスペースを開設するというふうになりました。アイデアを持った若者や女性などが自由に集まれるように、Wi-Fi環境やIoTを活用しながら気楽にビジネス相談ができるということや、ミーティングだとか、あるいは町内外の企業や技術者も、そしてクリエイターも集まって、いろいろ環境の整備をしていくという、こういう大ざっぱにこんな内容のスペースをつくっていくということでもありますけれども、どんなものが整備されるのか。そして利用できる時間帯について、どういう時間帯のことなのか。次に相談支援体制は期待できるのか。この辺がちょっと気になるところですが、これについてご答弁を願います。

ロといたしまして、「テックショップ東京」のメリットはであります。

町長は招集挨拶で、テックショップ東京と全国の自治体で初めてとなる法人会員として調印式を行ったというふうに、まず最初に報告されました。この施設は金属加工や電気工作、溶接など最先端の工作機械がそろい、企業や個人、学生などさまざまな会員が利用している、ものづくりの町である当町の企業や技術者、あるいは起業を目指す皆さんもぜひ利用してほしいということで、町が1年間の契約をされたというふうに報告がありました。

そこでお尋ねするわけですが、毎月5人までは利用でき、月単位で入れかえが可能であるというふうに説明されました。これについてですね、一体、1カ月の利用頻度をどのようにお考えになっているのか質問いたします。

二つ目にですね、1事業所で5人が登録するということになれば、その企業だけの1カ月の独占ということになるんですが、ほかから申し込みがなければ当然これも可能だと思うんです

が、これについてどのような対応でいくのかお尋ねをいたします。これで1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから2として、坂城しごと創生イノベーションについて、イとして、コワーキングスペースはどうあるべきか、ロの「テックショップ東京」のメリットはということでご質問いただきました。両方ともですね、始めたところということがありますので、やりながら変えていくところはあるかと思えますけれども、現在の状況をお話し申し上げたいと思っております。

まずイのコワーキングスペースはどうあるべきかということですが、当町は製造業約240社が集積しており、工業を中心とするものづくりの町として発展し、工業の発展が町の発展の原動力と捉え工業の振興に努めてまいりました。しかし、近年では技術や情報の高度化、グローバル化、都市部への若者流出といったさまざまな環境の変化により、当地域の産業にも少なからず影響を与えてきております。

また、当町では平成5年に坂城テクノセンターを建設し、テクノセンターが中核となり、技術開発の支援、人材育成、企業間交流、情報提供などを行ってきたところでございますが、当地域がさらに発展するためには、創造的人材の育成、高度先端技術の研究開発及び新分野開拓などを積極的に展開する必要がございます。

今回、テクノセンターの整備を行ってまいります坂城しごと創生イノベーションセンターは、町内外から人や物呼び込む基盤産業としての役割を強化するため、アイデアを持った若者や企業の方が自由に集まり、Wi-Fi環境やIoTを活用したビジネスや、開発などの話ができる相談やミーティングスペースを備えた、人が集まりやすい環境を備えてまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、コワーキングスペースは企業間の相談や技術開発などの、またオープンスペースでは打ち合わせができないようなケースの場合に使用ができる個室的な要素を持った環境として、占有することもできるようにしたいと考えております。また、コピー機やプロジェクター、アイデアを書きとめたりできるようなホワイトボードの設置なども考えております。また、オープンスペースのロビーについては、Wi-Fi環境をご活用いただきながら、利用者の皆さんの情報収集や交流や商談スペースなど、肩肘を張らずに気軽に相談していただける環境整備を考えております。

次に、ご質問にありました利用できる時間帯についてでございますが、基本的にはテクノセンターの開館時間の8時半から5時まででございますが、例えばよく使っている坂城町経営革新塾の皆さんやニューリーダー研究会など町内の各団体などにつきましては、テクノセンターの鍵を貸し出し、テクノセンターの開館の規定に準じて、午後9時まで夜間の利用ができるようにしてまいりたいと考えております。

また、相談支援体制は期待できるのかとのご質問でございますけれども、新たに創業を考えている方や、アイデアはあるが形にできない方、新技術開発を行うため支援を必要とする方など、利用者が求める相談や支援、助言などをテクノセンターの職員等がその専門的な知識や技術、ノウハウを持つ、例えば長野県中小企業振興センターなどの機関につなげるなどの支援を行ってまいりたいと考えております。

このテクノセンターの改修により、町内の企業の皆さんなどが気軽に使えるイノベーション施設としてご活用していただければと考えております。冒頭申し上げましたように、施設の整備が多分年内ぐらいにできると思うんですけれども、使い方ですね、それから技術支援なんかもなるべく充実していく方向で考えていきたいと思っております。時間についても一応9時までとしましたけれども、本来なら24時間ぐらいにしたいんですけれども、一気には無理なんで、鍵を貸して9時まで使ってくださいということでやろうというふうに思っております。いずれにしても、これはテクノセンターでの運営になりますので、いろいろ相談しながらやっていきたいと思っております。

次に、(ロ)の「テックショップ東京」のメリットはについてお答えします。

先月、5月28日にテックショップジャパンと東京都赤坂の会員制工房テックショップ東京において、全国の自治体で初めての法人契約の調印を行いました。このテックショップは、会員制のオープンアクセス型DIY、ドゥー・イット・ユアセルフの工房で、2016年現在、アメリカ国内で9カ所が事業展開をしており、アメリカ国外においては、フランス、UAE、アラブ首長国ですね、と東京がアジア第1号店として昨年4月にオープンしました。

店内は約1,200m<sup>2</sup>の広大なワークスペースに窓が大きくとられているため、明るく広い開放感のある空間の中に、樹脂加工やカラーリング、木工、金属加工などの高価で最先端の工作機械が50種類以上完備され、会員は出入りが自由で工作機械が使い放題となっており、企業や個人、学生、クリエイターなど、さまざまな会員がいろいろな目的を持って利用しております。

多くの製造業が集まるものづくりの町である当町では、企業や技術者、これから起業しようと考えている方が、アイデアや思い描いているものを形にしたり、異業種交流や情報交換、問題解決の糸口を見つける場として、大勢の企業や町民の皆さんにご利用いただきたいと考えております。

また、ご質問にありましたが、例えば利用頻度をどう考えるかであります。今回の会員契約においては、テックショップ東京が開館している間は自由に利用することができますが、毎月頻繁に、あるいは毎日頻繁に使うというような施設でもないと思います。要するにアイデアがある、すぐ何か形にしたいといったときにはテックショップを利用すれば、いつでも使えると。あるいはその場合、連日利用していくということもできるということでもあります。とにか

くオープンな形でフレキシブルに使えるような環境であるをご理解いただければと思います。

また、利用者がアイデアのイメージを、より具体的に固めていきたいときや、新たな技術など知識を得たい場合など、テックショップを利用される方々とディスカッションを行うときは、思い立った時間に利用できる環境が、これが何より重要であろうと思っております。

また、町内企業などのテックショップの利用枠につきましては、1カ月で5人までが利用ができ、月単位での入れかえが可能となっております。申し込み等の状況にもよりますが、今お話ありました1事業所で5人使うということも可能ですし、全員が違う事業所で5人利用するといったことも可能であります。工作機器等の使用に関しては、テックショップスタッフの「ドリームコンサルタント」による技術サポートやアドバイス、会員同士を結びつける人材マッチングなどを受けることができるようになっております。

また、機械を動かす知識がなくても機械を使う基礎講座を受講し、利用開始後も困ったときはいつでも専門のスタッフのサポートが可能であり、アイデアはあるけれども、形にするのが難しいなど問題や課題があった場合には、その問題解決に向けたサポートや豊富な経験や知識に基づくあらゆる角度からのアドバイスなど、ものづくりにおける強力なサポーターとしてかわってまいります。

招集挨拶でも申し上げましたが、5月27、28日には、テックショップ東京において「さかきオンボリソン」と題しまして、当町と信州大学のファブラボ長野、町内企業、テックショップの共同で、ものづくりイベントを開催いたしました。このものづくりイベントは、ねずこんを活用した新しいグッズを製作するもので、4月にねずこんを題材としたアイデアを出し合い、今回、実際に樹脂や木材を工作機械で加工をし、さまざまなねずこんグッズの試作品ができ上がりました。今後、商品化に向けた取り組みにつながればと考えております。

また、今後のテックショップの利活用につきましては、今年度、将来の技術者を育てるため、子供たちを対象としたものづくり体験イベントを開催する予定であり、子供たちがものづくりの楽しさと魅力を学び、自分たちが住む町がものづくりの町であることを実感することで、将来、町のものづくり工場で働き、町内に定住するといった子供たちが増えるきっかけをつくってまいりたいと考えております。

また、町広報誌やホームページを活用し周知を図るとともに、さかき産学官連携研究会や経営革新塾など町内企業が加入している団体等に情報提供を行い、さらにテックショップへの視察を行うことで、企業側においても利活用方法を探っていただきながら施設利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、実際にテックショップを活用して起業や創業を志している方への支援や、新製品のイメージを形にする場として、また将来の技術者の育成やさまざまな知識や経験を持った人との交流の場として、思いを現実にして新しいものづくりができる施設として、多くの方にご利用

していただければと考えております。

**12番（大森君）** 2回目の質問をいたします。コワーキングスペース、これについてテクノセンターで、この施設を広げて活用できるようにしていくということですが、一番気になるところなんですが、開館時間といいますか利用時間がですね、8時半から5時、特にものづくりの町という点からいけばですね、町内外から町内の企業に働きにきている、こういう若い皆さんが日ごろの仕事をする上で、こういう技術開発、こういうことをこうすれば、もっと自動化できるとか、いろんな思いやらヒントをいっぱいお持ちになっていると思うんです。こういう人たちが気楽に集まれる、そして異業種といいますか、ほかの会社の方も、勤めている方も来て、それで一つの問題で意気投合してですね、じゃあこんなようなことをやっていこうという、俺もそれ気に入ったんだよというような、気になっているんだよというようなことで、意気投合していくという、こういうスペースでなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんです。この8時半から5時といえば、そういう方々は参加できない、ここを利用できないということになりますよね。その点ではですね、今後これから開館ということが始まれば、もっと充実させていくということは今後検討していただきたいということと、当然スタッフをそこへ配置して、それで、そこである程度解決できること、あるいはつなげるところの相談を受けるという、ここまでの対応をぜひ今後つくっていただきたいなというふうに考えます。

また、町内でのいろんな団体で、テクノセンターを利用している団体に対しては鍵を貸し出して、ある程度利用できるような環境をつくっていくということで、一歩前進したかなということで評価したいというふうに思います。

次に、テックショップ東京の件ですけれども、利用頻度といいますか、どのぐらいの方がテックショップ東京まで足を運んで、そして物にしていく。日帰りだと、そんなに長い時間いられない。じゃあ、1泊、2泊ということになれば、うまくいかないからもう1日というふうになれば、もう宿泊費から何からいろいろと加算。そういう点でいくとですね、非常に利用頻度といいますか利用勝手が悪いんだというふうに考えるわけです。こういう施設がですね、上田市や長野市にできるということになればですね、あるいは遠くても松本市あたりにこういうのができればですね、特に坂城の皆さんの利用頻度というのは非常に上がるんじゃないかというふうに思います。やはりこういう東京を利用するということになる、費用がかさみ、利用するところもある程度財政力のあるところになってくるということがあります。

ですから、私が思うには、やっぱりコワーキングスペースで、そういうこと、いろいろとみんなでですね、一応の図面ができたり、こんな構想でこういうふうになってきたという一応のものができ上がったところで、じゃあテックショップ東京へ行って、ちょっと試作品つくってみるかということにはなると思うんです。そういう点では、コワーキングスペースをもっと充実させて、いろんな議論ができるような、そういうような体制をぜひつくっていただければ



ばというふうに考えます。

あと提案ですけれども、今回契約されましたが、次年度についてはですね、できれば利用したところについて補助金ですね、対応するというようなことで、とりあえずはそれでやって、利用頻度が上がることによってですね、やっぱりそこと契約していくという、そのステップを踏んだほうがいいんじゃないかというふうに考えます。その点、若干、一言、時間ありませんので。

**町長（山村君）** ありがとうございます。時間の関係ありまして端的に申し上げますけれども、前に申し上げましたが、本当はテックショップを坂城につくりたかったと。ですけれども、赤坂にあるというのもまた価値があるんです、いろんな人が集まってきていますので。ですから、今、大森さん言われたように、コワーキングスペースとテックショップ、両輪を使ってですね、効率的な新しい開発ができるように、いろんなことを研究しながら進めていきたいというふうに思っております。

**12番（大森君）** 町長の前向きな答弁をいただきました。

最後になって申しわけございません。3月議会で行えなかったマイナンバーの運用について質問いたします。時間ありませんが、いろんな点について割愛して質問させていただきます。

マイナンバー制度が、この1月からスタートしました。これについて、マイナンバーを記載していろいろな書類を提出しなきゃいけなくなってきたということで、一番山になったのが確定申告のときです。このときは受け付けはマイナンバー書いていなくても受け付けると、国税庁はそこまでやったんですね。ところが、町の場合とか全国の市町村は町民税の決定通知書発送、特別徴収の発送する上では、マイナンバーをつけて発送するということが行われたんじゃないかと。信毎の記事では県内では全自治体はそのように記載して発送したというようなことが報道されましたけれども、町としてはどういうふうに発送されたのでしょうか。

**収納対策推進幹（池上君）** 3. マイナンバーの運用は、イ. マイナンバーの取り扱いはについてお答えいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法は、社会保障、税、災害対策の分野において行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤として施行され、これまで町におきましても関連する条例等の改正を行ってきたところでございます。

この制度の目的でもある国民の利便性の向上という点においては、これまで本人が行政へ申請する際、市区町村や税務署、社会保険事務所といった複数の機関を回って必要な書類を入手し、提出する必要がありました。マイナンバー制度導入後は、社会保障・税関係の申請時に、こうした添付書類の提出が省略され、申請者の負担軽減となります。

ご質問の平成29年度住民税の特別徴収税額決定通知書のマイナンバー記載については、地

方税法及び地方税法施行規則様式第3号様式が改正され、事業者への個人番号につきまして、法令上記載することとされ、法令に従いマイナンバーを記載し通知いたしました。また、発送方法につきましては、簡易書留により事業者に確実に届くよう対応したところでございます。

各事業者には、地方税法等関係法令の改正により、マイナンバーの記載をすることになったこと及び国により示されている特定個人情報の取り扱いを行う上で、マイナンバーの利用・提供・保管制度や特定個人情報の安全管理の内容、方法について、概要をまとめたものを送付し、周知に努めたところであります。

ご質問の不記載自治体については新聞報道などによりお聞きをしておりますが、このような状況の中で、総務省は各自治体に対して、法令上に従いマイナンバーの記載をするよう通知を發出して周知を図っているところでございます。

町といたしましては、法令上記載することとされていることから、確実に届く対応、事業所への適切な特定個人情報の取り扱いの周知を行うことで、マイナンバーを記載し通知することとしたところであります。なお、県の集計結果では、全市町村が記載の上、通知するとの結果を聞いております。今後も法の趣旨に沿った正しい運用と情報管理に努めてまいりたいと考えております。

**12番（大森君）** 二つの点で問題があるんですが、一つは個人番号を人に知らせるためには本人確認等が必要だというふうになってはいますが、従業員が会社に対して個人番号を出さないということも保障されているわけですね。それで、強制ではないということで、会社側も強制的にそれを聞き取ることはできないと、提出をさせることはできないということになります。ところが、町は法令やら政令等でマイナンバーをその方の分も記載して発送するということに対して、非常にこれは大きな問題ではないかと。それは個人情報保護法の点から見ても、これは非常に矛盾する内容になります。これについてですね、記載はやっぱりぜひやめるべきだというふうに考えます。

もう1点は、受け取った事業主は今度は保管の管理が義務づけられ、もしそれが漏れた場合は4年間の懲役もしくは200万円以下の罰金が科せられるというのに、町内の零細企業に対して果たしてセキュリティー体制はとれているのかどうか。そういうとれていないところに対して、法律で決まっているということで、直接送り込むということ自体が問題ではないか。国の機関である税務署、国税庁が記載しなくていいと言いながら、町はどうしてそれをやるのか。この辺についてですね、非常に問題点が多いというふうに思いますが、その点についてひとつご答弁願います。

**収納対策推進幹（池上君）** まず事業者への通知でございしますが、マイナンバー法につきまして規定がございします。提供の制限、できないものということで、基本的にはできないということが規定されておりますが、例外として課税事務の処理に当たってはマイナンバー制度の中から

除外されておりますので、提供できるという、その趣旨の中で通知を行いました。よって、個人番号を提供したか否かについては要件とされないという状況でございます。

それと、あと事業所についてですけれども、基本的に法令で決まったものでございますので、それについて私どもとしては確実に届く方法、また事業者が的確に今後管理をしていただくというようなものをまとめてお出しをしました。内容的に体制がとれていないからということではなくて、法令に従って私どもは努力をし、できることを行うことによって通知をしたところでございます。

**12番（大森君）** こういう法律によってですね、矛盾するような形で、そしてこれだけ除外するという、こういうですね、もう汚い手の使い方、これはもう私は抗議に値する中身だというふうに思います。

またこの後ですね、テクノセンターについて少しお話ししたかったんですが、テクノセンターは、当時、町内の一人社長から始め、大きな企業の皆さんが何がしかの募金を集めて、そして設立されたテクノセンターです。このテクノセンターはですね、やっぱり町内の全ての企業が利用できるように。今でも敷居が高いというふうに言われる状況であります。やはりこういう一人親方でも利用できるような、そういう取り組みを要望いたします。以上で一般質問を終わります。

**議長（塩野入君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日14日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 0時42分）

## 6月14日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 塩野入 猛 君   | 8番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃  | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃  | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃  | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃  | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君   |
| 5 〃  | 柳 沢 収 君   | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃  | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃  | 吉川 まゆみ 君  | 14 〃 | 塚 田 忠 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長           | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者       | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長         | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 柳 澤 博 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹     | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長     | 大 井 裕 君   |
| 建 設 課 長         | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長     | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 池 上 浩 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 関 貞 巳 君   |
| 総 務 係 長         | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 北 村 一 朗 君 |
| 財 政 係 長         | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長     | 堀 内 弘 達 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 長 崎 麻 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記     | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前8時30分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 公共駐輪場及び放置自転車について | 山崎 正志 議員 |
| (2) 防災についてほか         | 朝倉 国勝 議員 |
| (3) 高齢者対策についてほか      | 入日 時子 議員 |
| (4) にぎわい創出に向けて       | 滝沢 幸映 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塩野入君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（塩野入君）** 最初に、10番 山崎正志君の質問を許します。

**10番（山崎君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 公共駐輪場及び放置自転車についてであります。

イ. 坂城駅とテクノさかき駅の駐輪場等の状況は

最初に、役場庁舎など公共施設における駐輪場の設置状況はどのようになっているか、答弁を求めます。

次に、坂城駅とテクノさかき駅の有料駐輪場について質問いたします。坂城駅には駅舎北側に3棟、南側に1棟の計4棟。テクノさかき駅には駅舎西側に1棟の有料駐輪場が設置されています。そこで、両駐輪場の契約状況と、ここ数年の契約台数の推移はどのようになっているか、また、管理委託先はどこで、委託料の金額は幾らか、そしてどのような管理をしているのか答弁を求めます。両駅有料駐輪場の契約者は、通勤、通学のため駅を利用される方がほとんどと思われます。そこで、通勤者、通学者等の内訳はどのようになっているか。また、両駅において、契約者以外で駅まで自転車に来て、しなの鉄道を利用される通学者と通勤者の数は何人が答弁を求めます。

次に、これは2次質問の資料としての質問ですが、各駅の駐輪場の面積と、有料、無料の駐車場の面積は何m<sup>2</sup>か答弁を求めます。両駅には有料駐輪場が設置されているわけですが、その駐輪場の盗難や破損などが起きないように安全確保はどのようになっているか。また、盗難

や破損が有料駐輪場内で起きた場合の補償はどのようになっているか、答弁を求めます。

私も、テクノさかき駅まで自転車で移動して、しなの鉄道を利用することがあります。先日もインターハイの県大会や中体連の地区大会などがありました。私と同様の手段で移動された中学生、高校生などもいたと聞いております。そこで、このように各駅の通年利用者ではない、しなの鉄道利用者への駐輪場への配慮はどのようになっているか答弁を求めます。

最後に、両駅有料駐輪場の無料化の方針はあるか答弁を求めます。

それでは、次の項目に入ります。口の放置自転車の対処はに移ります。この質問も坂城駅とテクノさかき駅におけるものであります。まず、両駅の放置自転車の状況はどのようになっているか答弁を求めます。

次に、放棄及び盗難により放置された自転車の持ち主への通告方法はどのようになっているのか。また、長期間放置されている自転車には、ステッカー等を張って長期間放置してあるので撤去しますなどと勧告は行っているのか答弁を求めます。そこで、以上挙げた放置及び放棄自転車の保管義務及び保管責任は、駐輪場を管理する町当局にあるのか、あるいは落とし物としての拾得物として警察にあるのか答弁を求めます。

それではちょっと視点を変えまして、役場庁舎駐輪場に長期間保管されている自転車について質問いたします。なぜこの質問をするかといいますと、五、六年前の社会文教常任委員会の予算審議において、庁舎の駐輪場に長期間保管してある自転車について質問いたしました。あれから五、六年たっております。いまだ庁舎駐輪場には見覚えのある高価な電動自転車と、ほか数台の長期滞在している自転車があります。このようなものには、処分できるような時効はないものか、お伺いいたします。また、両駅無料駐輪場にも、役場庁舎駐輪場と同等の自転車があります。どのように対処するのか答弁を求めます。

JR等では、落とし物の傘を安価で再利用しているようですが、町でも長期放置自転車を再利用することはできないのか答弁を求めます。

最後に、巡回及び指導の頻度と方法はどのようになっているのか。また、警察等との連携はどのようになっているのか答弁を求めて1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいまご質問のありました1、公共駐輪場及び放置自転車についての中の、（イ）の坂城駅とテクノさかき駅の駐輪場等の状況について、私からお答えさせていただきまして、そのほかの質問、あるいは詳細につきましては担当課長からお答え申し上げます。

坂城駅は町の玄関口として、今の駅舎を平成16年に改修し、平成26年にエレベーターを設置しました。また、屋根つき駐輪場につきましては、平成18年に財団法人日本自転車普及協会の補助事業を取り入れ、事業費600万円により、新たに100台分の駐輪場を整備し、合計で約180台の自転車が駐輪することができるよう整備しております。

一方、テクノさかき駅は、しなの鉄道が開業後、初の新駅として平成11年に開業し、屋根

つき駐輪場につきましては国の地域総合整備事業を活用し、駅前ロータリー整備など駅周辺整備とあわせ、約3,200万円の事業費により、約160台の自転車が駐輪することができるように整備しております。町に二つ目の駅となるテクノさかき駅の開業により、町内のほとんどの皆様が駅から半径2Km圏内となり、自転車で10分以内に駅に行くことができ、通勤、通学が大変便利になり安全になりました。

さて、駐輪場の使用状況でございますが、坂城駅の屋根つき駐輪場には62台、34.4%の方が、テクノさかき駅では26台、16.3%の方が、通勤、通学などで登録使用されていますが、年々利用率が減少している状況でございます。

町では、お買い物や通院などでしなの鉄道をご利用いただく方のために、各駅約70台分の駐輪スペースを用意しておりますが、ここに駐輪する方が多くなってきているという状況があります。屋根つき駐輪場は、通勤、通学など定期的にしなの鉄道をご利用される方のために整備した駐輪場でございますので、ぜひ登録使用をお願いしたいと思います。

屋根つき駐輪場の登録使用料は、維持管理費として年間2千円をいただいておりますが、管理は有限会社信州観光バスに委託しており、自転車の登録事務はもとより、防犯、事故等のないよう巡回などもし、駐輪場の管理をする費用となっております。町では平成24年度に、坂城スマートタウン構想を作成し、各種事業に取り組み、より魅力ある賢いまちづくりを目指しております。身近なところからのエコ対策の一環の一つとしても、マイカーでの通勤、通学などを控えていただき、公共交通であります循環バスやしなの鉄道を大いにご利用いただきたいと考えております。

**建設課長（宮嶋君）** 公共駐輪場及び放置自転車について、イ、坂城駅とテクノさかき駅駐輪場等の状況はについて、順次お答えいたします。

坂城駅、テクノさかき駅の駐輪場の設置状況でございますが、坂城駅には有料の屋根つき駐輪場が駅の南側と北側の2カ所にあります。約180台の駐輪場を整備してあります。また、約70台分の自転車がとめられる無料駐輪場を用意してあります。テクノさかき駅には、駅の北側に有料の屋根つき駐輪場、約160台分の駐輪場を整備してあります。また、同じく約70台分の自転車がとめられる無料駐輪場を用意してございます。

続きまして、現在の有料駐輪場の登録使用状況につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、坂城駅は62台、テクノさかき駅は26台の登録使用状況でございますが、ここ3カ年の使用状況の推移につきましては、平成26年度、坂城駅は104台、テクノさかき駅は55台。平成27年度、坂城駅は96台、テクノさかき駅は50台。平成28年度は坂城駅76台、テクノさかき駅は22台となっており、登録使用される方は減少傾向でございます。年々減少してきておりますが、少子化に伴い通学等で利用する子供たち全体が減少してきていることや、安全面などを考えて自家用車で送迎する方が増えてきていることなどが要因として

考えられます。

続きまして、駐輪場の管理面についてでございますが、管理委託は町の公共交通である循環バスの運行をしていただいております有限会社信州観光バスに委託しており、委託料は年間30万2,400円でございます。委託している管理業務の内容につきましては、自転車の登録事務及び登録料の出納事務、防犯・事故等に関する連絡調整事務、施設・備品等の点検、防火管理や清掃活動などの管理全般を行っていただいております。

続きまして、登録使用されている方の通勤者・通学者等の状況、内訳でございますが、坂城駅では、62台の使用のうち通学者が40台、通勤者が22台。テクノさかき駅では、26台の使用のうち通学者が14台、通勤者が12台となっている状況でございます。そのほか、登録使用されている以外の方につきましては、通勤・通学者などの個々の数は把握できておりませんが、坂城駅の無料駐輪場を利用されている方は約60台の方、テクノさかき駅でも約60台の方が無料駐輪場をご利用いただいている状況でございます。

続きまして、各駅の駐輪場の面積でございますが、坂城駅に2カ所あります有料の屋根つき駐輪場の面積は約360m<sup>2</sup>、無料駐輪場は約150m<sup>2</sup>。テクノさかき駅の有料屋根つき駐輪場の面積は約160m<sup>2</sup>の広さがあり、無料駐輪場は約150m<sup>2</sup>でございます。また、坂城駅、テクノさかき駅を利用される方の駐車場の面積につきましては、坂城駅には上田方面の駅南側にある有料駐車場約420m<sup>2</sup>、31台が駐車でき、B. I プラザ駐車場内に約30m<sup>2</sup>ほどの無料駐車場を設置してございます。テクノさかき駅には、有料駐車場が3カ所ございまして、坂城勤労者総合福祉センター駐車場の西側の一部、テクノさかき駅前の公園西側と株式会社アルプスツール北側にある駐車場を合わせた面積は約430m<sup>2</sup>、28台が駐車でき、無料駐車場が約480m<sup>2</sup>でございます。

続いて、駐輪場での盗難、破損等の安全確保についてでございますが、各駅の有料駐輪場の安全対策は、先ほど申し上げましたとおり、有限会社信州観光バスに管理委託しており、駐輪場の見回りなど管理全般についてお願いしております。また、駅管理業務を公益財団法人長野県シルバー人材センター連合会に委託しておりまして、異常があった場合、点検、パトロール、通報、報告などをお願いしております。また、駐輪場の安全を確認するため、各駅に1基ずつ防犯カメラを設置しており、駅の事務室において監視する体制を整えております。防犯カメラを設置しましてから、有料駐輪場での盗難や破損などの被害につきましてはほとんどなくなり、本年は6月現在被害はないと伺っております。また、坂城町交番においても駅周辺を中心に、定期的なパトロールをしていただくようお願いしてございます。

自転車の盗難や破損等につきましては、町では責任を負いませんが、駐輪場に登録使用をお申し込みいただく際は、必ず防犯登録をするよう指導しております。盗難等を未然に防ぐため、自転車などには必ず鍵をかけていただき、決められた場所に駐輪するようお願いしたいと考え



ております。

続きまして、坂城駅、テクノさかき駅の通年利用者ではない方についての配慮についてでございますが、お買い物、通院やお出かけの際にしなの鉄道をご利用いただくため、自転車等でお越しの方につきましては、無料の駐輪場を両駅に用意してございます。この駐輪場をご利用いただき、多くの皆様に公共交通機関でありますしなの鉄道をご利用いただきたいと考えております。

続きまして、坂城駅、テクノさかき駅の駐輪場を無料にできないかということでございますが、駐輪場を定期使用される方から使用申請をしていただく際に、維持管理や安全対策等を図るため、自転車1台につき年間2千円の使用料をいただいております。通勤・通学など定期的にしなの鉄道をご利用される皆様のために整備した屋根つき駐輪場がございますので、今後も登録使用をお勧めし、お願いしてまいりたいと考えております。引き続き使用料をいただく中で、駐輪場の維持管理、安全対策を講じまして、しなの鉄道をご利用される皆様が気持ちよく駐輪場を使っていただけるよう配慮してまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山崎君）** （ロ）放置自転車の対処はについてお答えいたします。

各駅駐輪場の放置自転車の状況でございますが、町では地域安全運動にあわせ、町防犯指導員さん、坂城町交番にご参加いただき、坂城駅、テクノさかき駅の自転車防犯診断を実施しております。この診断の中で、4月現在放置自転車を坂城駅で11台、テクノさかき駅で4台確認しております。

次に、放棄及び盗難により放置された自転車の持ち主への通告、長期放置自転車へのステッカー張りつけでございますけれども、町では自転車防犯診断の際、駅駐輪場に長期間駐輪されていると考えられる、持ち主を特定できない自転車につきまして、引き取りを促す通告文を記載した札を、ステッカーのかわりに一定期間つけております。なお、住所や名前、防犯登録番号があるものについては、警察と連携して持ち主に引き取りをお願いしております。

次に、保管義務及び保管責任は町か警察かとのご質問にお答えいたします。放置自転車でございますけれども、そもそも法律的に明確に定義されているわけではなく、どのように処分したらいいのかについても、法律で規定されているものでもありません。また、放置された自転車が捨てられたごみであるのか、忘れ物であるのか、盗難車であるのかなどが不明なため、保管義務及び保管責任を誰が負うかは一概には言えない状況であると考えております。

次に、役場庁舎及び駅駐輪場の自転車でございますが、役場庁舎には来庁されたお客様の自転車置き場として駐輪場を設けていますが、現在5台の自転車が長期間置かれている状況であります。うち3台が警察の防犯登録または販売店の防犯登録がされており、改めて警察署及び販売店へ照会しているところであります。所有者が判明した段階で、警察または販売店から引き取り請求していただくようになりますが、連絡をしても受け取りにこないケースも多くある

と聞いているところであります。受け取りにきていただけない場合につきましては、防犯登録をしていない2台とあわせて、対応したいと考えているところでございます。

なお、施設内に保管された自転車につきましては、遺失物と判明できる場合は拾得物としての扱いとなりますが、本ケースにつきましては遺失物であるのか廃棄物であるのかが不明なため、警察としては拾得物としての扱いとなることは難しいとのことであります。いずれにしましても、保管について期限を定め、期間内に所有者が判明しない場合は処分も含めた方法等について検討してまいります。なお、駅駐輪場に放置された自転車につきましても、同様の考え方で対応しております。

次に、放置自転車の再利用でございしますが、今後、他市町村の放置自転車の対応等を参考に、研究してまいりたいと考えております。

巡回及び指導の頻度及び方法、警察との連携でございしますが、地域安全運動期間にあわせ警察にご協力いただく中で、巡回や自転車防犯診断による指導、啓発を行うことにより、放置自転車の減少に努めているところでございます。

**10番（山崎君）** それぞれご答弁いただいたわけですが、まずイの項目からやっていきたいと思えます。

坂城駅及びテクノさかき駅には有料駐輪場があると。今現在の使用率は、坂城駅で180台のうちの62台ですかね、34.4%、テクノさかき駅は160台とめられるところの26台と。使用頻度が年々落ちてきて、すごいですね、この使われないよというのがね。実際、外に有料でないところにとまっているのは、およそ60台から70台と。全て屋根つきの駐輪場に収納できるんじゃないですかね。それにつきましてはまた言いますけれど。有限会社信州観光バスさんに30万2,400円ね。計算しますと、テクノさかき駅と坂城駅で2千円ずつだと17万数千円という感じですかね、今年度は、30万かけてやっている、でも17万しかない。じゃあ、信州観光バスさんはどの頻度でその有料駐輪場の巡回管理をしているのか。これは有料駐輪場のみで、ステッカーは今、有料駐輪場にとまっている自転車には青いステッカーで29と書いてあるステッカーが張ってあります。それは私見てきました。そのステッカーは町でつくっておられるのか。両駅の有料駐車場の月決め契約料は1台当たり幾らになっているのか。

以上、その点をお聞きします。

**建設課長（宮嶋君）** 再質問についてお答えいたします。信州観光バスはどのくらいの頻度で巡回をしているかということでございますが、基本的には毎日1回見回っていただくようにしていただいているところでございます。そのほか管理一般をやっているという内容でございます。

屋根つき駐輪場の自転車に張る登録シール、ステッカーでございしますが、これにつきまして

は毎年色を変えまして町でつくりまして、信州観光バスのほうにお渡しする、また、町でも登録事務をやるという形にしております。

有料駐車場の利用料金につきましては、月額4,200円いただいております。ただし、株式会社アルプスツール北側にごございます駐車場につきましては、1台につき1,500円いただいているという状況でございます。

**10番（山崎君）** それでは、なぜ無料化という話をしているか。テクノさかき駅には480m<sup>2</sup>の無料駐車場が設置されております。車で来られる方ですよね。ここから町長から答弁いただきたいところなんですけれども、子育てのためには町長、これまでも保育園の第3子無料化、あるいは医療費の高校生まで無料化という形でやっております。高校生これだけの数、駐輪場を使っております。外にも使っております。軽減のためにも、駐輪場は無料開放してもいいと思います。通勤者、一般だってそうじゃないですかね。それだけ余っているじゃないですか。

34.4%と16.3%ですよ。景観的にもね、あそこにとめたほうがきれいになると思うんですけれども、その辺は町長どのようにお考えでしょうか。

**町長（山村君）** 年間2千円とかそのくらいの金額でありますけれども、やっぱり適切なサービスには適切な料金を払うということは必要だと思っております。先ほどの説明をいたしましたけれども、むしろ逆に自転車をとめる人が少なくて駐輪場が余っているということが実態ならば、全面的に見直しをしてですね、例えば駐車場のスペースを増やすとか、ちょっと全面的に考えたほうがいいかなと思っております。やっぱりどこの駅でもそうでしょうけれども、管理費をいただいて適切に管理をすると、盗難防止もありますし、そういう状況は必要だというふうに思っております。

それから、私も無料駐車場、駐輪場のほうを見てきましたけれども、必ずしも表示がはっきりわからないような感じになっていきますので、その表示ももう一回よく見直して、この無料の駐輪場ではなくて、適切に管理をするから有料のほうに入れたらどうですかと。やっぱり無料の駐輪場のほうは置き方もぞんざいになっている気がいたします。ですから、それは管理を全面的に見直さなきゃいけないということで、駅前の活性化ということもありますので、駐車場の話も含めてよく検討していきたいと思っております。

**10番（山崎君）** 1回ここで有料駐輪場の無料化は置いておきまして、次のほうに行ってまた戻りたいと思いますけれども。

駅、両駅ですね、先ほどの答弁ですと4月にあったときには11台坂城駅に、そしてテクノさかき駅に4台と言われました。近々で4月にやったところですね。私昨日、坂城駅、テクノさかき駅並びに無料駐車場のほうも回って、昨日議会の後回ってきました。無料駐輪場にはバンクあるいは空気が抜けてそのまま乗って移動できないでいる自転車が、坂城駅には15台ほど、テクノさかき駅には10台ほどありました。この報告だと、私とは若干ずれがあります。

そこで、紙の荷札がつけてありました。でもほとんど読み取れないというか、針金とわっかしが残っていないような部分で、どれがその警告書が張ってあるのか、つけてあるのかわからない状態でした。2カ月で風雨にさらされてそうなったのか、勧告された部分がちゃんと伝わっているのかどうか、私は疑問に思いました。その辺はいかがなものでしょうか。ほかの部材、プラスチックあるいはステッカー等に変えて、もっとわかりやすい耐久性のあるものにしないと、何カ月もあそこに置いておくんだったらわからないんじゃないでしょうかね。その辺はどのように思いますか。

**住民環境課長（山崎君）** 放置自転車につけている荷札の件についてお答えいたします。

4月に実施して放置自転車と考えられるものにつきましては、紙製の荷札をつけたところでございますけれども、2カ月たっていないというところがございますので、通常であればその通告については読み取れるものと考えておりますけれども、実際に現地を確認いたしまして、その状況を確認して、紙がいいのか、もうちょっと厚い紙がいいのか、そこら辺については検討をしてみたいと考えております。

**10番（山崎君）** 私も20年ほど前ですけども、20年以上になりますかね、相模原市に住んでいたときがあります。そのときには16号線のガード下に自転車の保管場所があり、そういうところに保管されておりました。そこに置いてある自転車はそこに持っていくという通告、そういう看板までつけてあって、ここに持っていく、ここに取りに来いという看板がありました。駅にもそんな自転車がたくさんあったと思います。さびさびの自転車も置いてあるんですよ。駅前に無料駐輪場、私はこれから有料駐輪場を無料駐輪場にするというように持っていきますけれども、そうやってずっと置いたままあるわけですよ。一括してそういうものを町庁舎のどこかの一角に持ってくる。看板を置いておいて、ここに置いてあった自転車は町で管理しているから、庁舎の住民環境課あるいは総務課へ届け出て、車体番号なり防犯登録番号を言い出て持ち帰る。そんな方法をとらないと駅の美化的な部分でも見た目がよくないですよ。その辺はどのように考えますか。

**住民環境課長（山崎君）** 駅前の放置自転車をどこか一定の置き場に移動して一時保管したらどうかというご質問だったと思うんですけども、それにつきましては現在、各駅の放置自転車は台数もそれほど多くなく、また、所有者が引き取りにくる場合というのも考慮いたしまして、駐輪場の一角にまとめておいてある状況でございます。ご質問のとおり、駅の景観ですとか安全などもございますので、必要と判断される場合は移動したことが所有者にわかるような保管場所を明記した上で、別の場所に移して保管するというのも一つの方法であろうと考えますので、考えていきたいと考えております。

**10番（山崎君）** これはあくまでも今回は駅のことについてを言っているわけですけども、駅ではないところにも放置自転車があるわけですよ。そういう部分も当然ながらやっている

わけです。だから、そこには何にも札もついていない部分ではありますけれども、私はね、そうやって長期放棄してある自転車、駅だけではないですよ、そういうところにも、そういう勧告のステッカーなり、風雨にさらされてもよくわかるような方法で勧告するべきだと思います。この辺も検討していただきたい部分だと思います。

最後に町長もう1回、本当に無料化する気は今のところはないようですけれども、私もね、子供5人とも坂城高校でしたから駐輪場は使っておりません。それでも大会があれば、自転車でテクノさかき駅あるいは坂城駅に行ってそこからしなの鉄道を使うということはありません。子育ての面、本当に町長は一生懸命取り組んでいると思います。親世代、親たちの支出の軽減のためにもそういう部分は検討されるべきだと思います。これは言っても押し問答になってしまうから、検討されることを願います。

ここで一つ報告として、坂城高校ハンドボール部、県大会で男子が3位になりまして北信大会に進むことになりました。私の母校である上田高校を敗つての3位でありますから、私も上田高校のハンドボール部に所属しておりまして、1974年、昭和49年の福岡大会に背番号18で登録されて行ったことがあります。本当にうれしいことです。坂城高校は坂城で育てる、また高校生も子供たちも坂城の宝です。町長の英断をお願いいたしまして、私の一般質問いたします。

**議長（塩野入君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時09分～再開 午前 9時19分)

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

次に、4番 朝倉国勝君の質問を許します。

**4番（朝倉君）** ただいま議長より発言の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初は、防災についてでございます。今年も梅雨入りとなりました。風水害の発生する時期でございます。異常気象が当たり前のような気候が地球規模で発生しております。我が坂城町におきましても、備えあれば憂いなしという言葉にあるように、日ごろからその準備を十分行うことが肝要と考えているところでございます。

さて、このようなことから、私は伊として、松くい虫の枯損木対策について伺いたいと思います。松くい虫に対する対策は、山村町政から空散を再開し、松くい虫対策を積極的に展開されていることに敬意を表するものでございます。しかしながら、ご存じのように近隣の上小地区の松くい虫はますます拡大をし、その影響は我が町でも避けて通れない大変な大きな問題であろうかと認識をしているところであります。このような環境を踏まえまして、今回の質問は、町全体に松くい虫の被害は拡大し、松が枯死したものが風雪により倒壊し、長尺の枯損木が傾斜地に発生し、その状況は町全般に散見されている状況にございます。

先ほど申しましたように、入梅を迎え、あるいはまた異常気象が続く中で、集中豪雨や台風等の異常事態が発生した場合には、この枯損木が流出して、それが原因で大きな災害を招くということは、大変、私1人ではなく大勢の皆さんが危惧している問題であろうかと思えます。このような状況として、対策としてどのようなことがあるか考えを伺いたい。また、被害が発生している松林の今年の防災対策の実施はどういう形であるのか、2点をお伺いしたいというふうに考えます。

ロとして、災害時発生時の町民への情報の周知徹底の問題でございます。災害シーズンが訪れるということは、さきに申しましたように入梅、あるいは集中豪雨、台風というようなことも想定して、5月の臨時会におきましてデジタル防災行政無線の整備事業に対して満場一致で議決し、早急にその施策を実施していただくことを求めるものでございますけれども、今、ご存じのように坂城町の有線放送電話の加入率は5割を切っているという状況でございます。そしてまた町もいろいろなツールを利用して災害や、あるいは安全・安心の情報に対して、「つながる あんしん 坂城町」というようなことで、すぐメール等のツールを利用してカバーしておりますけれども、突然有線放送設備のダウンが発生した場合、私はその影響が非常時に情報伝達が、本当に町民全般に万全を期せるのか心配をしているところでございます。今後、この情報伝達を有事の際、人命、財産、これを守ることが行政の責任と私は痛感をしておりますし、いかにその発生のときに迅速な対応、情報の周知徹底ができるかによって町全体の安心・安全が確保できるというふうに信じるものでございます。これらに対して、デジタル防災行政無線が完全に実施できる4月まで、どんな形で対応するのか考え方をお聞きしたいと思います。

1項目の質問については、以上でございます。回答お願いいたします。

**産業振興課長（大井君）** 防災についての、松くい虫の枯損木の対応はについてお答えを申し上げます。

坂城町の松くい虫被害対策につきましては、守るべき松林を明確化し、伐倒駆除、空中散布、無人ヘリによる散布などの防除対策のほか、植樹、樹種転換などさまざまな事業を取り入れ、総合的な対策を進めております。本年度におきましても、現在、町及び長野森林組合により伐倒駆除を実施しており、今月21日にはリスクコミュニケーションの強化を図る中で、自在山風致地区及び葛尾山風致地区への空中散布を計画しております。

枯損木の対策につきましては、県の補助事業でライフラインに影響のある箇所での伐倒処理事業や、県の森林づくり支援金を活用して地域の皆様が実施する里山景観整備事業へのご支援などがございます。昨年はこの整備事業を活用して、ライフラインの確保として御所沢地区東側の道路沿いの森林1カ所、里山景観整備を南日名、上平、鼠の3地区で実施いたしました。また、今年度も町内3地区よりご要望をいただいておりますので、県と調整し枯損木の処理を進めてまいりたいと考えております。

次に、急傾斜地や山の奥のほうなどで、機械や人力による処理が困難な箇所につきましては、保安林の指定を進め、治山事業を県に要望してまいりたいと考えております。具体的には、松くい虫被害が拡大している上平の自在山周辺地区において、平成25年度より土砂流出防止対策の丸太筋工や樹種転換としてコナラ、クヌギなどの補植、あわせて枯損木の伐倒、玉切り、集積など流出防止対策を行っており、本年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。また、枯損木が目立つ大宮地区におきましては、今年度、落石防止対策工事を予定しております。

町では、引き続き重要課題の一つとして、松くい虫防除対策とともに、治山対策など複合的な対策を取り入れた災害に強い森林づくりの取り組みを、県の指導をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

**企画政策課長（柳澤君）** 防災について、ロ、災害発生時、町民への周知について答弁申し上げます。

現在の有線放送電話施設の老朽化が進み、加入率も年々減少する中、町全体への情報発信が十分とは言えない状況であることから、できる限り早く、同報系デジタル防災行政無線整備を進めるため、5月の臨時会におきまして、工事請負契約締結の議決をいただきました。現在、電波伝搬調査を進めており、調査結果に基づきまして、総務省信越総合通信局との協議、無線免許の申請などを行い、7月から戸別受信機などの機器製作、10月以降再送信局を含む屋外拡声子局の工事や、親局設備の製作及び設置工事などを進め、来年1月までに親局及び屋外拡声子局を完成させる予定でございます。また、年内には、戸別受信機の配布方法や操作説明などの住民説明会の開催を予定してございまして、来年1月からの試験運用にあわせまして、戸別受信機配布を行う計画でございます。

まず、有線放送加入世帯への配布を来年3月を目途に行いまして、4月には有線放送から防災行政無線に運用を切りかえる計画でございます。これまで、屋外スピーカーからの放送が聞こえづらいというお話もお伺いしてきたところではございますが、来年4月には新たな屋外スピーカーにて、全町放送が運用できるよう整備を進めてまいります。以降、残りの戸別受信機の配布、気象観測装置などの附帯工事を進め、有線放送電話設備の撤去工事までの計画としまして、平成31年2月までの工期としてございます。

現時点での災害発生時など有事の際の町民への周知、情報発信についてでございますが、現行の有線放送設備を利用した宅内スピーカーからの放送のほか、町内30カ所に設置しております屋外スピーカーによる全町への放送により行ってまいります。また、お話がございましたが、事前登録は不要で、坂城町内にいる全ての方を対象としてNTTドコモ、au、ソフトバンクの大手3社の携帯電話やスマートフォンなどへ、災害情報を発信することができる緊急速報メールの伝達手段がございます。あるいは、事前に登録する方式ではありますが、ミサイル

の飛来や大規模災害等が発生した際、国から瞬時に情報が自動配信されるJアラートと連携させた、さかきまちすぐメールにつきましても、あわせて活用しているところでございます。

さかきまちすぐメールにつきましては、町外在住の方や町民の方が町外へ外出の際でも、登録をしていただくことにより国等からの災害情報や避難情報のほか、町からの防災、行政情報、熊やイノシシ等の出没情報、警察署からの振り込め詐欺や不審者等の情報及び消防署からの火事等の災害情報などを受信することができる仕組みでございます。現在のさかきまちすぐメールの登録状況につきましては、約1,700件であります。機会を捉えて登録を呼びかけるとともに、防災行政無線の戸別受信機配布の際には、ご利用の説明と登録方法などのお知らせ、あるいは、その場で登録をしていただく支援などを行い、登録者数の増を図ってまいりたいと存じます。

また、町ホームページによる情報周知につきましても随時行っており、迅速な情報伝達ができる有意義な手段の一つであると考え、リアルタイムな更新を心がけているところでございます。このほかにも、テレビ、ラジオなど各種メディアから情報を取得する手段もあろうかと存じます。こうしたさまざまな通信手段を活用することにより、かなり広く情報伝達が可能であると考えておりますが、よりきめ細かい情報伝達を行うため、有事の際には広報車等により、災害発生前、あるいは発生後において必要な事項の周知を図ってまいりたいと存じます。また、有線放送電話の設備が万一使用できなくなるような事態になった際には、各屋外スピーカーから、職員が直接マイクを使って緊急放送などができる体制を整えておりますので、非常時にはこうした災害広報活動も想定しているところでございます。そして、大災害などの場合は、近隣や地域での支え合い活動も重要な役割を果たすものと思っております。

同報系デジタル防災行政無線の工事は極力早く進めてまいりますが、それまでの間につきまして、このような複数の情報発信手段、あるいは人的な対応によりまして、町民の皆さんに情報の伝達を行ってまいりたいと存じます。また、地域の皆さんにもご協力いただく中で、的確な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

**4番（朝倉君）** 松くい虫被害につきましては、積極的に町の対応を継続してお願いしたいという希望するものでございます。特に松くい虫について答弁は要りませんが、私の考え方をここで述べさせていただきたいというふうに思います。

松くい虫の被害を先ほども申しましたけれども、上田市内におきましては大変すごいです。先日私、所用で鹿教湯温泉まで平井寺トンネルを歩いていったんですが、平井寺トンネルを抜けた途端、松が真っ赤なんです、全部。ひどいもんです。あれだけ広範囲に松が枯れていれば、坂城町で幾ら頑張っても、その影響は来ないという保証はありません。私どもも町長の考えで、守る松林を決めてやっ払いという強い決意については、大変心強く思っておりますし、また継続してこれをお願いする立場でございますけれども、本当に上田市のような行政の不作為



によって発生することがとめられない、ましてやこの処理には物すごい私どもの税金が投入されているんです、後処理で。本当にこの場を借りて、特に上田市内に見ていただく方については、もうちょっと前向きにこの問題について対処していただきたい、こんな思いであります。

特に、私ども長野県という地域からいきますと、青々とした茂った松林、そしてきれいな田園風景、これがコラボしたこの原風景が私どもの大変貴重な財産です。これは、先人からいただいた大切な財産であろうと思います。これをまだ私ども今生きる人間として、後世にこれだけは伝えていかなきゃいけないという思いでおるわけでございます。そのようにおきまして、ぜひ担当する皆さんは大変でございますけれども、頑張ってお対応していただきたいと、この場をお借りしてお願いしたいと。そしてまた、町長さん、副町長さん、教育長さん、理事者の方には、このように大変地域的にも困っている問題があるわけでございますので、近隣のリーダーにはぜひ町を挙げて啓蒙活動をしていただいて、この問題ができるだけ早く解決できるような方向を、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

次に、防災、減災に対する話を先ほど企画政策課長からいただきました。私は、減災ということを考えますと、初動体制が一番重要だなというふうに思うわけです。それには事前に予知、予見ができることについては事前に対応できますけれども、もし私どもが想定外という言葉が使われますけれども、予想しない災害が発生したときというのは、やっぱり人命や財産を守るという基本的な立場からすると、情報の伝達、これが迅速に行われなければこれは防げません。そういう意味で、来年の4月にはその体制が整うわけでございますけれども、私は今ある町のツールの中で、じゃあ弱者が本当にこれをキープしてそのことができるのだろうかということ考えたときには、一抹の不安を覚えるものでございます。そういう面からすると、私は地域で活動していただいている消防団だとか、あるいは、助け合いマップをやっている皆さんだとか区長会だとか、いろいろな地域の方と、できるまではですね、密接な連携をとっていただいて、何かあったときには本当に手おくれにならないような対応を考えていただきたい。

昨年、忘れもしませんけれども、9月20日、町の9月議会の最終日ですね、台風がやってまいりました。私の隣の力石地区、新山地区は洪水警報が出まして避難指示が出ました。そのときの広報は、すさまじいほど千曲市としてやっておられたというふうに感心いたしました。町の今の現状では、外部放送機が聞けない部分もあるんですよ。そういうものからすると、私が再三一般質問で申し上げているように、これをどうやってカバーするかということが今私は町に課せられた大きな課題だというふうに考えます。これについても答弁を求めませんが、細心の注意を払って万全を期していただきたい、これをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。2点目は、工業立地についてということでございます。今回町長から議会の招集挨拶がありました、坂城町は約240社の製造業の皆さんが力いっぱい企業活動をいたしながら大変町に貢献されております。この場をお借りして敬意を表するも

のでございます。そういう企業の皆さんが頑張っておられるんですけども、坂城町、ご存じのように面積の70%は山でございます。残された30%、一番いいところに千曲川が流れているわけですね。その30%の中で皆さん知恵を絞って、いろいろと土地利用を考えていらっしゃる。その中で、これ今、今日のテレビでも放送していましたが、有効求人倍率がバブル期以上になったと、こういう大変うれしい情報でございますが、近隣の企業でも経営規模の拡大をしたいということがあって私も相談を受けているんですけども、土地が欲しい、駐車場が欲しいといったときにですね、何が起きるかという農地という問題の転用が非常にままならない。今、加計学園でいろいろとお茶の間をにぎわせておりますけれども、農地法という岩盤規制、これほど強いものはありません。私、農業委員を長くやっております、その岩盤の強さは知っているんですけども、いざ転用ということになりますと農地法というのが拡大解釈で官僚の方一切譲歩しません。私に言わせりゃ拡大解釈も甚だしいというふうな思いをしているんですけども、5連反だとか白地であっても転用できない、こんなことが大変続いているわけでございます。

特に町としましては今、町長さんのほうからもお話があると思うんですけども、工業団地ももうなくなってきた、これをつくらなきゃいけない。そして、既存の企業の方もこの好景気に支えられて企業規模を拡大するために土地が欲しいという問題。それから、昨日も同僚議員から質問がありましたとおり、Uターン、Iターンが町の職員の皆さんの本当に努力によって、プラスに方向を転じているということは大変うれしいことでもありますし、それに伴いますと住宅の取得というニーズも、これもまた高まってくるというふうなことを考えるわけでございます。

そして一方、18号線のバイパスも事業化してから5年を経過し、これから開通、あと5年くらいでできるんじゃないかというふうなことを考えますと、それに伴う用地の利用の方法というようなことも、今、町が抱えている土地利用については喫緊の課題であると私は認識しております。

しかしながら、これらを解決するには、先ほども申しましたように、農地法という大変大きく頑丈な規制を破らなきゃいけないと。今日、信毎に千曲市の記事が出ましたですね。5月26日に農村地域工業等導入促進法、これが改正、成立いたしました。そこには、農村も今、構造変化があつて、そこから離農する人が工業に転職して生活基盤を築いていただくために、農地法も容易にできるという項目があるんですよ、それが今なるという、農地法があるんです、そこへ行くと。これをですね、何とか変えていかなければいけないということで、今、坂城町でも、私、農業委員を長く務めていてこんなことを言うことは大変恥ずかしいんですけども、農振地区も今まで食べることが大変きつい時代があつたもんですから、山にかけて相当、農振がかかっているんですね。今、そこを見ていくと林野化した部分というものが非常に

ありまして、私は農地法についてもですね、土地利用の中で一番重要なのは、守るべき農地というものを確実に農業委員も町も連携して決めて、その中で工業用地、住宅地域、それから商業地域、こういう用途区域をはっきりさせていくことが重要だと思うんです。特にどうしようもない山林化したところについては、これは私ども農業委員、町と協力してですね、非農地化、これを促進していかなきゃいけない、そういった土地利用の考え方をですね、ある程度喫緊にやりまして、正常化していかなきゃいけないという時期に来ているんじゃないかということで、先ほど提案した三つの要件の中で、今これを早急に進めていくことが重要だというふうに考えるわけでございます。

そういうようなことから、農工法も成立したとはいえ、あと3カ月もたちませんと具体的な政令が出ませんので、どういう形に変わるかわかりませんが、本当に町としてもですね、重要な用途区域の変更というような時期に来ていますので、ぜひこの時点を契機に、これを見直しながら新しいまちづくりのためにやっていきたい、そういう提案を申し上げたいと思いますので、ぜひ町長から所信をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、朝倉議員さんから工業立地についてご質問がありました。農地の問題に一番詳しい方に説明するのは僭越かと思えますけれども、現状の問題をちょっと整理させていただいて、非常に町に重要な問題でありますので、ちょっとご説明申し上げたいと思っています。

29年度の予算につきましても、新たな工業団地をつくりたいということでその調査費を計上しております。そんなことも含めて、非常に重要な問題だと思っております。昨日の質問の中で人口の話が出ましたので、実はその工業、坂城町にとっての工業というのは、坂城町の生きるための命の綱であります。この工業の活性化が何よりも大切です。人口減少ですとか、少子高齢化の問題ありますけれども、坂城町にとっては何といたっても工業、産業の活性化がなければそれは達成できないというところであります。

四、五年前から、坂城町の工業、全般的に見ますと輸出型あるいは自動車関係も多いということがありまして、非常に活況が続いているというふうに理解しております。その中で、坂城町としてましても、福祉の問題ですとか子供子育ての問題、それから住宅の購入、土地を買っていただく、いろいろな施策を皆さんとご協力いただきながら進めてまいりました。工業の活性化は四、五年前から続いているけれども、人口の減少はまだずっと続いておりました。ここに来てですね、これは手前みそではないんですけれども、皆様方と一緒に取り組んできた住宅問題、子育ての問題、教育の問題、福祉の問題、それが少しずつ効果が出てきて他地区から移住される方が増えてきたんだろうというふうに解釈しております。

毎月初めに、長野県から正式なデータが出るんですけれども、実は6月1日というのは長野県から出ていません。したがって坂城町のデータ、これはそのままイコールの数字になる

んですけれども、それも含めて申し上げますと、まず坂城町の人口につきましては、総人口ですけれども、これは国勢調査の場合には住民票があっても、そこに住んでいないとカウント外になっちゃうんですけれども、住民票が登録されているという人口なんですけれども、これが3月で下げどまりになりまして、4月1日現在では1万5,185人、5月1日で、昨日1人増えた申しあげましたけれど、5月では1万5,186人、それから6月1日現在では1万5,200人ということで14人増えています。それから、いわゆる社会増減ですね、外から転入する、入ってくる方、出る方、その差し引きの数字で申し上げますと、4月1日は、4月ですね、これは前の月に比べてプラス14、それから5月1日データ、これは前の月に比べるとプラス6、それから6月1日、これも前の月に比べますとプラス24ということで、ここで宣言してしまうのはちょっとどうかと思うんですけれども、坂城町の人口の下げどまりは終わったと。社会増減も増えたということで、3カ月続けて社会増で増えたということは、ここ十数年ない、十数年というかしばらくないと思います。ですから、仮の宣言をしておきたいなと思っております。

このように社会増の動きも出てきました。その中で、今ご質問のありました町の土地利用につきまして申し上げたいと思っております。住宅地や工業用地、また農地など、それぞれ用途で利用される土地につきましては混在することを防ぐため、町全体の土地利用計画を大枠で定める都市計画法に基づく用途地域、また、農地利用につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を各自治体が策定し、それぞれ土地の用途を策定しております。

町の都市計画は平成12年に策定されており、用途地域につきましては、第一種住居地域、近隣商業地域、工業地域等、10種類に分類されております。今後、都市計画の用途地域や農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、国道18号バイパスの建設時期を一つの目安として、市街地と農業地域の調和のとれた発展を図るため、町内の住宅需要や人口の推移予想、商業・工業の振興、また先ほども話がありました、守るべき農地をどこに集積するかなどを総合的に考慮した上で、各関係機関と協議し、町全体の土地利用について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、農地転用の迅速化でございますけれども、それぞれの農地につきましては、今までもお話がありましたけれども、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき、各自治体において農業振興地域整備計画が策定され、計画区域が指定されております。その計画区域内の農地で、農業を行うに当たり優良な条件を備えている農地を農用地区域、いわゆる青地ですね、青地農地として一筆一筆ごと管理し、それ以外の農地を通称白地農地としております。また、農地法では、農地をその優良性や土地利用状況などにより、一定の農地の集団を農用地区域内農地や、第1種農地など五つの区分に分けてゾーニングし、農地転用の制限

を行っているというところであります。

ご質問であります青地農地の指定がない、いわゆる白地農地の転用につきましては、その農地が農地法で定められている第1種農地以上にゾーニングされた区域に属しておりますと、農地の連続的な利用を阻害しないよう、農地転用には厳しい制限が課せられており、現時点において農地転用を迅速化させることは、なかなか困難な問題があると思っております。

また、農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法につきましては、先ほどお話がありました、今国会において一部改正が行われ、法の題名を農村地域への産業の導入の促進等に関する法律と改め、農村地域への導入の対象となる産業の限定を廃止し、対象となる産業の業種を拡大するなどの改正が行われたところでございますので、先ほどもお話がありましたが、まだ詳細についてはわからない状況でありますけれども、今後詳細について確認をして進めていきたいと考えております。

町といたしましては、今後実施する都市計画や農業振興地域整備計画など、町全体の土地利用の見直しを一体的に行い、農地を守り、また、ものづくりの町としての発展と安定した雇用のため、町の基幹産業である工業の振興を図ることも不可欠であると考えております。土地が貴重な資源であることは工業でも同じであり、工場用地の確保については、町としても全面的なバックアップが必要だと考えております。先ほどもお話ししましたけれども、今後新たな工業団地の造成に当たりまして、まずは場所の選定を行ってまいりたいと考えております。地域の皆様や、関係者の皆様のご理解とご協力をいただく中で、順次手続を進め、時期を逸することなく工業団地の整備に向け取り組んでまいりたいと考えております。

先ほどもお話ありましたけれども、18号バイパスがいよいよ四、五年で開通だということでありまして。いろんな面で土地の見直しが必須であります。今日をチャンスだと捉えて、前向きに進んでいきたいというように思っております。

**4番（朝倉君）** ただいま、町長からる詳しいご説明と考え方の説明がありました。ぜひ一緒になって進めていただきたいというふうに思います。

それと次の質問に入る前に、ちょっと私のほうから蛇足になるような感じがしますが、お話をさせていただきたいことは、今、町の中でいろいろな施策を打つ中で、人口減が底打ちをしたというようなお話も伺いましたし、昨日特定健診の受診率も皆さんの努力で本当に上向きに来ています。それから税収につきましても専門の皆さんの対応によって、非常に数字的にも上昇してきている。そしてまた、職員の皆さんいろいろな対応の中でイベントの開催にも積極的に努力をされているということで、職員の皆さんが一生懸命まちづくりに貢献されております。そういう意味で、この場を借りて敬意を表するとともに、理事者のほうからもぜひその労に報いるようなお礼をひとつお願いして、もっと活発にできるようにぜひお願いをしたいということ、この場を借りてお願いをしたいというふうに思っております。

それから、次に3の質問に移らせていただきます。3の質問につきましては、観光資源の有効活用による町の活性化についての提案でございます。

我が国も少子高齢化が急速に進展する中で、その影響を受けない都道府県というのは本当に一握りの限られたところしか見当たりません。したがって、私どもの町でも少子高齢化の進展について真剣に考えていく必要があると思います。人口減、これがもたらすものというのは何をするかというと、必然的に経済のパイが減少し、減少するということは当然財政的にも厳しさが出てくるというふうに思うわけでございます。今のサービス、子育て対策、あるいは高齢者の介護対策等を考えますと、財政的にもどこかにその財源を見つけないと大変な経営状況になるということを危惧するものでございます。

ヨーロッパ諸国では、この子育て、あるいは福祉費用の捻出が、一般財源からの捻出が非常に厳しいという認識の上に立って、その費用をどうやって捻出するか、これをインバウンドにですね、その活路を求めて積極的にヨーロッパ諸国では展開し成功しております。これらの成功例を参考に、私は坂城町でも少子高齢化が進む中で財政のパイが厳しくなるという避けて通れない現実を考えながら、そういう中でもやっぱり町が継続して今のサービスや事業が継続できる体制をつくっていかなくちゃいけないということで、今回観光資源の有効活用ということを提案するものでございます。

特に私ども坂城町では、昨日も議論になりましたけれども、工業は大変盛んでございますけれども、商業は衰退の一途をたどっております。これからのまちづくりの中で、やっぱり買い物をする場所が欲しいとか、いろんな町民の要求はあるわけですが、これを営業的に成り立たせるためには、従来の考え方では私はとてもできないというふうに思うわけです。それを解決するには何かといたら、やっぱり中長期にわたるビジョンを描きながら対応していくということが一番重要じゃないかなと。それには、ヨーロッパで成功した観光資源というのが坂城町にいっぱいございます。今、点で一生懸命つくっておるわけですが、この点をですね、線、面につくり上げて、そこから新しい商業ビジネスをつくりながら、今、町民が求めているスーパーだとか、買い物弱者対策、こんなことが生まれてくるのではないかとというふうに思考するものでございます。

これは簡単に一朝一夕にできるものではございません。中長期にわたって本当に腰を据えて、専門家、そしてお金も投入したり、いろんなプロモーションをしたり、そういったいろんな企画や実行が伴って初めてできるものと思います。このようなことから、戦国武将村上義光から始まりまして、義清の財産がございまして、ばら祭り、ねずみ大根等々、数え上げれば切りがないくらいあります。これらを有効に使いながら、新しい観光資源を活用した観光ビジネスの展開を提案するわけですが、町としてどのようなお考えがあるか伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

**産業振興課長（大井君）** イの観光資源の活用による活性化の考えはのご質問について、お答えを申し上げます。

坂城町の観光資源といたしましては、ばら祭りが開催されますさかき千曲川バラ公園や、さまざまなイベントや町内外からの家族連れなどでにぎわうびんぐしの里公園、「大相撲と日本刀展」が9月から開催を予定しております鉄の展示館、毎日大勢の方にお越しいただいている日帰り温泉のびんぐし湯さん館や、さかき地場産直売所あいさいなどの施設が町に点在をしております。また、地元の武将村上義清や、町のマスコットキャラクターのねずこん、バラやねずみ大根などの特産品、町民の皆さんが楽しみにしている町民まつりも町の貴重な観光資源の一つでございます。このような観光資源やイベントを広くPRしていくには、当町のような小規模の自治体では限られた観光情報の発信や活動となるため、広域的な団体に加入して全国的な観光PRや誘客に努めているところであります。

そのため、県内のほぼ全ての市町村もしくは観光協会等が加入している長野県観光機構や、長野県、群馬県、新潟県にまたがる各街道沿線の関係団体による上信越ふるさと街道協議会、また、軽井沢駅から黒姫駅までのしなの鉄道沿線の関係団体で構成されているしなの鉄道沿線観光協議会など、広域的な観光活動を行う団体に加入して、観光ネットワークの形成を進めているところでもございます。

また、今年はJRグループと各自治体、観光関係団体等が一体となって実施する信州グスティネーションキャンペーン、いわゆる信州DCが7月から9月までの3カ月間開催されます。この信州DCは、全国から集中的な誘客や地域経済の活性化を図り、信州DC終了後も継続して観光振興を推進するため、当町においても誘客につながるよう6月11日に金沢駅で行われた観光キャラバンに参加し、当町の観光PR活動を行い、また、7月1日の信州DCの開幕にあわせ、長野駅において長野市と合同観光PR活動を行い、ねずこんも参加して、信州DCの周知や当町のPRをし、信州を観光される方を増やすことで、町内への誘客に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、当町の限られた観光資源の中において、町内で有効的な観光資源をコーディネートする人材を確保することは難しいといった状況もございますので、広域的な団体と連携し、町内の観光資源の活用方法などを工夫する中で、さらに大勢の皆さんを当町に呼び込み、地域経済へ波及させていくことにつなげてまいりたいと考えております。

また次に、観光資源の固定費についてでございますけれども、当町におきましては大勢の皆さんに坂城町を知っていただき、そして来町していただくため、毎年さまざまなイベントを開催しPR活動を行っているところでございます。6月には、さかき千曲川バラ公園でのばら祭りを開催し、秋には、ぶどう祭り、きのご祭り、ねずみ大根まつりがさかき地場産直売所で開催され、大勢の方々にお越しいただき、大変にぎわっております。

町民まつりなどのイベントの際はお集まりいただいた皆さんを町内の施設へも誘導するなど、収益を増やすことにも努めており、今年坂城どんどんは記念すべき第40回の節目のお祭りとなるため、地元の武将村上義清にちなみ、段ボールで作成した甲冑を身につけた甲冑行列をお祭りの一つの目玉として行い、誘客を図ってまいりたいと考えております。また、作成した段ボール甲冑につきましては、今後活用方法について研究をしてまいりたいと考えております。

また、9月7日から11月5日まで鉄の展示館において開催されます「大相撲と日本刀展」につきましては、一般来場者のほか大相撲や刀剣ファンなどが、全国から大勢ご来館いただけるものと考えております。本展覧会は岡山、大阪、坂城町の全国3カ所に限り開催されるものであり、鉄の展示館で開催することで、当展示館を広く全国に周知できる絶好の機会と考えております。ご来館いただいた方には、町内の観光パンフレットや各施設の案内等を配布し、町内での周遊を促し、町の歴史や文化に触れ、町内の店舗などにもお立ち寄りいただくことで地域の振興にも結びつけてまいりたいと考えております。

今年で12回目を迎えたばら祭りは、毎年4万人もの大勢のご来園者を迎え、本年も大変盛況でございましたが、来園していただいた皆さんにはびんぐし湯さん館や鉄の展示館などへの誘客を図るため、割引券がついたチラシや観光パンフレットなどを配布し、今後また、当町にお越しいただけるようPRを行ったところでもございます。また、ばら祭りの会場では、地域で小売を行っている皆さんにお集まりいただき、お祭りを盛り上げていただくとともに、人の集まる場所で収益を上げられるよう物販のコーナーを設けております。

また、特産品を取り扱う団体が、坂城町振興公社や味ロジックなど別々の組織ではございますが、町の特産品などを工夫して、例えばねずみ大根とねずこんのグッズを組み合わせたり、味ロジックの加工品とワインを組み合わせるなど、既存の特産品を利用した新しいパッケージ商品の開発などについて、研究することも考えてまいりたいと思っております。

今後、広域的に自治体、観光関係団体などと連携することで、計画的、また効果的な観光振興と誘客を図り、当町にある観光資源を最大限に活用する中、さらなる有効活用方法などを模索しながら、県内外から大勢の皆さんに当町にお越しいただくよう努め、地域経済の活性化を図るとともに、固定費の財源確保につきまして観光協会など関係団体とも協議をする中で、検討をしてまいりたいと考えております。

**4番（朝倉君）** ただいまご答弁いただきました。私がちょっと言葉足らずのところもありましたけれども、いっぱい坂城町には観光資源がございますし、常設している坂木宿ふるさと歴史館、鉄の展示館、文化の館、こういう施設はやっぱりもう一歩稼ぐというところにはいいと思います。私どもが習った経営学でいくと固定費の部類に入ります。

また、新しくびんぐしの里公園に屋外ステージができたりですね、あいさいも拡大するということになると、私どもこれから観光ビジネスを展開する中では相当な資源ができたよう



に考えるわけですね。これを稼げる、固定費ではなくて稼げる形にしなければいけないと。北国街道の保存をしたいとか、あるいは何とか邸の保存もしたいとかというふうな希望がいっぱい出ます。それにはやっぱりお金が要るわけですね。固定費にしては私はいけないと思うんです。これをやっぱり稼げる形にするには、今、一生懸命職員の皆様が協力してイベントに参加していただいていますけれど、これを専門部局というよりも何か専門に、観光資源を開発するような商工観光というようなことをキーワードにした部署をつくっていただいて、できないかと。それを私、証明するのはふるさと納税が、私が質問したときには60万というお話をしています、ちょっと手を入れると今の私どもの持っている観光資源なり、坂城町にある資源で1千万、2千万すぐいくわけですよ。私も観光資源、そういう切り口をしていけば、それに絶対になると思います。そういう意味で、町長にぜひお願いして前向きな展開を考えていただきたいと、こんな思いをしております。後でちょっとまた、そのご所見を伺いたいと思いますが、その前にもう一つお話をさせていただきます。

先日、私どもハワイアンフェスティバルでびんぐしわくわくステージを使わせていただきました。最初ステージに立ったときは、大変ステージが大きいものですから、ちょっとどうやってパフォーマンスを出したらいいかなというような不安も覚えたんですけれども、実際に使ってみますと非常にやりやすいステージでございました。特に、芝生とステージの間合いが思ったほど窮屈じゃなくて、むしろ快適に思いました。そういう意味で、いいものをつくっていただいたなということを痛感した次第でございます。そういう意味では、大いにこれを利用して、やっぱりこれもまた効果を上げていかなきゃいけないなという思いをしているところでございますし、先ほど産業振興課長から本当に力強い表明がございましたが、段ボールの甲冑をつくっていただけというお話をいただきました。

私、ちょうど区長会長をやったときにですね、武者行列をやったんです。そのときは今、企画政策課長をやられている柳澤課長がですね、甲冑を借りてくるのに物すごく苦勞したんですよ。物すごい50万か60万かけて探していただいて、ようやくできたというようなことなんですけれども。これも坂城町を大いに盛り上げる私は財産になってくるなど。特に子供たちですね、坂城の歴史を勉強していただくということで、武者行列だけじゃなくて学校にやっぱり備えていただいて、ぜひ子供たちにいろんなイベントで使っていただいたり、あるいはあいさいだとか鉄の展示館にも常設するような中で、予算的に厳しければ私どもはその予算には大いに賛成を申し上げるつもりでおりますので、ぜひ補正でもひとつ提案していただきながら、ぜひ実りのあるものにしていただいて、8月5日のどんどんには期待をしております。ぜひひとつ実施をお願いしたいというふうに思います。

先ほどちょっと、前後して申しわけないんですけれども、商工観光について町長のご所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**町長（山村君）** 観光の問題については、なかなか今までトータルな議論はしてこなかったような感じがします。個々に、さっき言われた観光資源があるんですけども、それをそろそろ面的に、あるいは立体的に捉えて、パッケージとしてお見せするということが必要なというふうに思っております。可能性としては、例えばふるさと納税の中でも周遊券、スタンプラリーみたいなものもありますけれども、もうちょっと大きなパッケージをつくって、どことどここのお店に行けば幾らですよとか、そういうことも可能性があるかなと思いますし、それから、例えば鉄の展示館でも、今「新作日本刀展」やっていますけれども、これは4回続けて坂城でやっていただいているんですけども、もう坂城は日本刀の聖地であるというのが定着してきました。朝倉議員さんにやっていただいた、びんぐしわくわくステージのハワイアンフェスティバルもですね、坂城はハワイアン聖地であるというようなことになるかもしれませんし、来られた方がほとんど坂城で実際に中で滞在されたことは初めてだという方も多かったですし、東京から来られた方もいたし、たしかハワイから来られた方もいましたので、そういうのを面的に、全体を捉えたパッケージでこれから考えていきたいと思っております。組織的にはいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

**4番（朝倉君）** ありがとうございます。ぜひご期待を申し上げたいと思います。

最後でございますが、私、今日は土地の用途開発の問題、それから観光資源の問題、これから将来、坂城のまちづくりにやっぱり必要不可欠な事項だというふうに考えております。特に少子高齢化という大変厳しい時代を迎える中で、私どもに突きつけられた大きな課題のような気がいたします。ぜひそれを前向きに解決しながら、安全で安心ですばらしいふるさとづくりに頑張ってまいりたい。そして、町と一緒に連携してやってまいりたいという気持ちでありますので、よろしく願いをしたいと思っております。ありがとうございました。

**議長（塩野入君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時17分～再開 午前10時27分）

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

次に、13番 入日時子さんの質問を許します。

**13番（入日さん）** これより質問に入ります。

1. 高齢者対策について

イ. 介護付有料老人ホーム入居者への補助を

坂城町の75歳以上の人は、今年の4月1日の調査では、662人ということでした。町民全体の17.5%となっています。高齢化に伴い、老老介護や独居老人が増え、介護が必要なのに十分な介護が受けられない人もいます。身寄りがなく持病もあるので特養の入居には不安があり、老健施設は入所期間があるため、介護付有料老人ホームに入居せざるを得ない人もいます。しかし、入居費用が特養や老健と比べると高く、年金暮らしではお金が続きません。

本人住民税非課税の場合は、入居費用に対し補助金制度をつくれなから。

昨年12月に介護用品購入費補助の質問をしたときに、紙おむつの補助ではなく、施設入所者の費用負担については新たな対応の仕方を検討すると福祉健康課長から答弁がありました、その後どのような検討がされたのか、あわせて答弁を求めます。

**福祉健康課長（伊達君）** 高齢者対策について、（イ）介護付有料老人ホーム入居者への補助をについてお答えいたします。

少子高齢化が進行し、介護を必要とする高齢者の増加とともに、高齢者を支える家族の形態や高齢者を取り巻く居住環境などが年々変化している状況でございます。高齢者の方が入所や入居される施設は、介護保険サービスの中の施設型サービスに位置づけられる介護保険施設として、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、いわゆる老健、介護療養型医療施設の3種類のほか、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、グループホーム、軽費老人ホームなど10種類があり、利用者それぞれの状況に応じて利用することができます。

このうち、介護老人保健施設、いわゆる老健におきましては、日常の介護サービスは提供されますが、あくまで在宅復帰を目的としたリハビリが中心になるため、3カ月ごとに入所継続の判定がされ、退所可能であると判断された場合には退所することが条件となっております。各施設における介護保険サービス外の部分、居住費、食費などにつきましては、基本的に施設ごとの設定となり、特別養護老人ホームなどの介護保険施設につきましては、介護保険制度における特定入所者介護サービス費の中で、居住費、食費の目安が示されているのに対し、その他の施設ではそうした縛りがなからため、介護保険サービス外で行うサービス内容や施設設備などの状況により入居に係る費用には大きなばらつきがございます。したがって、これらの介護施設への入所や入居に当たっては、当然ながらご本人やご家族が利用者の身体機能にあわせた施設の設備やサービスなどの配慮がされているか、費用面では負担能力に応じた施設であるかをご検討いただき、施設から提示される条件に合意されることが前提になると考えております。

ご質問の介護付有料老人ホームにつきましては、介護が必要でありながら家庭での生活が困難な方が、家庭にかわり暮らすことのできる施設として、基本的に24時間体制で介護サービスが受けられるよう専門職が配置され、日中は看護師が健康管理を行い、外部の医療機関とも連携が図られるなど、入居生活においては高い安心感が得られる施設となっており、介護サービスを必要としながら施設での入居生活を継続的に希望される中で、介護付有料老人ホームを選択される場合、経緯や理由はさまざまは思いますが、基本的にはこうしたサービス内容や入居費等々を含めてご判断されるものと考えております。

介護付有料老人ホームに入居されている方への補助につきましては、こうした点に加え、実

質的には家賃補助的な要素が高くなるため、特に特別養護老人ホームなどの介護保険施設以外の施設に入居されている高齢者の方との均衡といった面からも、現状において補助については課題が大きいかと考えているところでございます。

**13番（入日さん）** ただいま課長の答弁では、費用面も考えて家庭で選んでいるのだから、今のところ補助するつもりはないという答弁でした。老健施設や特養の費用は医療控除の対象になりますが、介護付有料老人ホームの場合は家庭と同じというふうな扱いにされて、施設入所でも医療控除の対象にはなっていません。私の知り合いで90歳近い人が施設に入っていますが、子供がいないので全て施設の用意するものを使わなければならない。それで幾ら払っているのと聞いたら月19万も払っているということでした。家族がいないので全額自分で払うんですが、もう自分はほとんど動けないから振り込みでやってもらっていると思うんですけど、年金収入だけではとても大変なんですよ。その方は貯金を取り崩して何とか払っていますが、お金がなくなったら施設にもいられず、どうしたらよいかというふうに今から心配しているんです。特養だと費用は少し安くなりますが、やはり重大な疾患があったりすると医者の方の常駐していないところでは不安だということで、どうしてもそういうところを選ばざるを得ないと。

病院と併設している老健施設は、先ほども課長の答弁でありましたように、期間があって最長でも6カ月くらいで次のところに移ってくださいと。だからもう入所したときに次のところを決めてくださいというようなことを言われるわけですよ。だから、どうしても長期的に家族で見る人がいなければ、そういう終の住みかを探さなければならないと、そういう状況があるんです。私の周りにも既に50過ぎれば自分の老後を心配して、お金がないから施設は無理だよ、あるいは子供が遠くにいて介護はしてもらえないよね、どうしたらいいかしらと心配する人が後を絶たないんです。やはり一生懸命働いてきた人が、せめて老後は安心して介護施設に入居できるように、養護老人ホームの入居者のように、住民税非課税の人には補助金が出せないかということは何回も言っているわけですが、そういう意味で再度答弁を求めます。

**福祉健康課長（伊達君）** 有料老人ホーム等の補助ということでございます。先ほども申し上げましたけれども、居住費に当たる部分の補助ということになると、やはり家賃という部分が大きくなっていくかと思えます。それと課題として挙げられますのは、なかなかそういうところに入っている方を補足できないという状況がございます。議員さんおっしゃったように高齢化が進行している中では、特にそういう補助制度を設ける場合は、一定の公平性が担保された中でやらなければいけないと考えております。また、各施設の費用負担がそれぞればらばら、大きな開きがあるかと思えます。そういう中でどの程度の補助ということも、これは算定が非常に難しいといった課題がございますので、そういった課題が解決されてくる中において、そういう制度をどうするかという検討が初めてなされるものと考えております。

**13番（入日さん）** 補助をするには課題が多いということでしたが、今後さらに老老介護や独

居老人が増えてきます。そして、多くの人が家族に迷惑をかけたくない、子供たちに負担をかけたくないと思っています。だから、寝込まないでびんぴんころりと死にたいと、ぴんころ地蔵に行く人も増えています。

介護保険制度が始まり、誰もが介護を受けやすくなったと言いますが、お金がなければ十分なサービスも受けられない状況も生まれました。介護保険料を徴収されているのに老後の年金だけでは介護サービスを制限せざるを得ないし、施設入所もままならない現実があります。今、政府が進めている病院のベッド数を削減したら、高齢者の居場所はますますなくなります。病院を追い出され、介護施設にも入れない高齢者はどこへ行けばいいのでしょうか。戦後の日本を先進国にまで押し上げてきた人たちが、安心して老後を迎えられない。経済力があっても国民のためにお金を使わない国家は、国民に必要とされるのでしょうか。私たち一人一人がもっと政治に関心を持ち、自分の税金が無駄に使われないように監視する必要があると思います。ヨーロッパ諸国のように、所得税を国税から地方税に変えなくては真の地方自治はできないと思います。

次の質問に入ります。

## 2. 小・中学生の支援について

### イ. 給食費の補助を

今、日本では子供の6人に1人が相対的貧困だというデータが出て、大きな社会問題になっています。坂城町でも昨年度就学援助費を支給した小学生は56人、中学生は36人だという答弁がありました。率にすると小学生は7.19%、中学生は9.5%です。今年度の申請者は小学生で61人、8.18%、中学生は30人、6.5%です。就学援助費は学用品、新入学用品、修学旅行費、給食費などが含まれています。年間支給額は、小学1年生が7万7,890円、2年生から5年生は5万9,650円、6年生は8万1,140円、中学1年生は10万4,470円、2年生は8万3,150円、3年生は13万4,640円です。12で割って単純計算すると、小学1年生は1カ月約6,490円です。2年生から5年生は約4,970円、6年生は約6,761円です。中学1年生は約8,705円、2年生は約6,929円、3年生は約1万2,220円になります。一方、給食費は、小学校が1食280円、中学生が325円です。1カ月平均、16日と計算して、小学生が4,480円、中学生が5,200円になります。奨学金をもらっていても、給食費にほとんど消えてしまい、学用品や修学旅行費の積立金に回せるお金はわずかしかなかったりありません。ある新聞社の調査で、給食費を無料にしている自治体が122あると載っていました。半額補助や3分の1補助、多子世帯補助をしている自治体もあります。

山村町政になって、子育て支援に力を入れ、私が一般質問で要望した保育料の細分化や、第3子の無料化、18歳までの医療費無料化等を実現してきました。子供を持つ家庭にとっては

とてもうれしい施策です。今、非正規雇用の拡大などで格差社会が広がり、相対的貧困が増えたために、こども食堂や給食費の無料化の取り組みも起こってきました。相対的貧困はわかりにくいものです。坂城町でも今年度、兄弟が小・中学校に通っている生徒・児童が160人いるという調査でした。子供が2人、3人いれば、毎月1万円～1万5千円の給食費を用意しておかなければなりません。給食費は食材費だけですが、やはり収入の少ない保護者にとっては大きな負担になっています。学校給食が唯一バランスのよい栄養価の高い食事だという児童、生徒もいるかもしれません。学校給食の重要性を子供も保護者も十分理解し、食事を提供してもらっているのだから払うのは当然だと認識はしていると思います。しかし、多子世帯になると多額のお金を一遍に払わなければならない、保護者は大変だと思います。給食費の滞納が起こらないためにも、多子世帯の給食費を第2子は3分の1補助、第3子は半額補助にできないか、答弁を求めます。

ロ．学習支援態勢を

この間、テレビで子供の貧困について取り上げていました。家が貧しいと学力も低い傾向があるという結果が出ています。それでなくても今は、学校の授業のスピードが速くてついていけない子が増えています。お金があれば塾などに通い勉強することができますが、お金がないとそれできません。授業についていけずわからなくなったり、自分が価値のない人間に思えてしまう。諦めの気持ちや将来に希望が持てない人間になってしまうということをテレビで言っていました。そういう子供にしないためにも、学習支援が必要だと思います。

この問題は、去年の3月議会でも質問しました。そのとき、地域ボランティアによる学習支援や、児童館における学習支援など可能かどうか研究したい、教育支援として長野大学等の学生ボランティアの募集も協議していきたいという教育文化課長の答弁でしたが、その後の取り組みはどうなっていますか。学習支援について、どのように考えているのか答弁を求めます。

**教育文化課長（宮下君）** 小・中学生の支援について、イ、給食費の補助をについてお答えいたします。

多子世帯への給食費の補助はできないかというご質問ですが、学校給食法では、給食にかかわる施設の整備費や調理員の人件費は設置した自治体である町が負担し、それ以外は保護者が負担をするということになっており、給食の食材に係る費用については給食費として保護者の方に負担していただいております。なお、現在の給食費は1食当たり小学校は280円、中学校は325円であります。

ご質問のように、全国的に子育て支援の一環などとして、給食費の全額補助及び一部補助を実施している市町村は増えてきております。長野県内でも三つの村が無料化を実施しており、一部補助をしている町村もあるようにお聞きしております。町におきましては、生活困窮等の準要保護者につきましては就学援助制度の中で給食費分の補助をしており、低所得者世帯の負

担軽減をしているところであります。また、本年度から給食費の口座振替手数料を町負担とし、保護者の皆さんの負担軽減を図っているところでもあります。

先日、小布施町で朝食をとらない、とれない児童・生徒の支援について検討をしているという新聞報道がありましたが、経済的理由など家庭環境によって生ずる子供の食生活の栄養格差も問題となっておりますが、栄養のバランスのとれた学校給食は、栄養格差を縮める意味からも重要であると考えております。そうした中で、給食費につきましては、時期的に原材料の高騰などもあり厳しい状況でもありますが、食育・学校給食センターで工夫を凝らす中で本年度も据え置きとしたところであります。

また、全国的に給食費の滞納が大きな課題となっておりますが、当町では保護者の皆さんにご理解をいただく中で、給食費の未納もない状況でございます。児童・生徒の教育支援の一つとして、栄養バランスのとれた給食をみんなで楽しく食べるという食育の役割もありますので、今後におきましても栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めていきたいと考えております。

また、ご案内のとおり、町においては高校生まで通院、入院の医療費の助成や、多子世帯、第3子以降の保育料の無料化、各学校に支援員を配置する等々、子育て支援の充実を図っているところであります。そのような状況も踏まえまして、給食費の補助につきましては、現行の支援策であります就学援助制度の中で対応してまいりたいと考えております。

続きまして、口、学習支援態勢をについてお答えいたします。

町においては、発達障がいや教室で授業を受けることに配慮の必要な児童、生徒などへの支援を行うための支援員の配置や、中学校での教室に入れられない生徒等をフレンドリールームで支援を行う、児童生徒支援事業を行っております。小中学校においては、児童生徒支援事業の実施に当たりまして、各校1名から3名の町費による支援員を雇用しているところであります。この支援については、小学校においては主に低学年の学級において、まずは学校生活、そして集団生活を行っていくに当たり、一斉指導におくれがちな児童について個別の指導を行っているところであります。各学校においては、その児童、生徒は今、何につまずいているのか、そしてどのような支援を必要としているのか、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その児童の育ちにつながる適切な教育対応について、校内連携を図る中で必要に応じて個別対応を行っております。

また、現在町内の学校では、教科学習にかかわる指導、支援だけでなく、生きる力を学び、学ぶ楽しさを実感できるキャリア教育の視点において取り組んでいるところであります。さらに、平成25年度から設置しました教育コーディネーターにより、各学校等を巡回する教育相談業務に加え、就学前の保育園、幼稚園に出向き、早期からの教育相談業務に取り組んでおります。また、平成27年度からは、教育・心理カウンセラーを設置し、コーディネーターと連

携を図る中で、教育支援が必要なケースにおいては、児童相談所や町の福祉、子育て支援担当、学校等を交えた支援会議・ケース会議を速やかに実施するなど、児童、生徒の支援体制が整備されつつあります。

このように、早期からの適切な教育相談、就学支援を行い、保護者との十分な連携をとることで、保護者の不安や負担の軽減を図ることができると考えております。なお、今まで申し上げました特別な支援が必要な子供への施策につきまして、現行、町費で賄っていたところではありますが、町で取り組んでいる事業について国と協議を進めてきた中で、先般、国の補助事業であります教育支援体制整備事業補助金が採択され、本定例会の補正予算に計上させていただいたところでございます。切れ目のない支援体制の一層の充実を図るべく、取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問のとおり、子供の貧困が大きな社会問題となっております。平成26年1月に施行された子供の貧困対策の推進に関する法律において、都道府県は子供の貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされたことから、長野県においても現状把握や施策の展開をしていくための基礎資料となる、ひとり親家庭実態調査などを実施する中で、「子供の貧困対策推進計画」が平成28年3月に策定されたところであります。

町においても、この計画の取り組みについて横断的に捉え、貧困の連鎖を断つ学ぶ力づくりのために、引き続き相談支援体制の充実を図るとともに、信州型コミュニティスクールを活用した地域ボランティアによる学習支援活動の取り組み、児童館における学習支援等、どのような取り組みが可能かどうか、引き続き研究してまいりたいと考えているところでございます。なお、長野大学との打ち合わせにつきましては、明後日、協議をする予定になっておるところでございます。

**13番（入日さん）** 給食費に関しては保護者負担になっていると。子育て支援施策として、小さな村では、給食費の無料化を進めているところもあるということでした。また、食材の値上がりがある中で、給食費を据え置いて町としても努力しているという今、課長の答弁でしたが、文部科学省の就学支援制度のページには、就学援助費の補助対象品目として、学用品、体育実技用具費、新入生児童生徒学用品等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費とありますが、坂城町の支給額では、給食費を引けば小学校1年生は2,010円、2年生から5年生は490円、6年生は2,281円しか残りません。中学1年生は3,505円、2年生は1,729円、3年生は6,020円です。

私は、就学援助費は学用品、新入学用品、修学旅行費等の校外活動費、給食費の全ての額を支給するものだと思っていました。しかし、実際には給食費を払えばほとんど残らない額しか支給されていません。これでは学用品や修学旅行の積立金などにはとても回りません。せめて給食費が軽減されれば、欲しい参考書や修学旅行の積み立てにも回るのではないのでしょうか。



町長は一律に給食費の補助をするのではなく、家庭の経済状況を見て検討したいと前向きな答弁を12日にしております。せめて就学援助費をもらっている家庭で、多子世帯に対しての給食費の補助ができないか再度答弁を求めます。

**教育文化課長（宮下君）** 今、就学援助費の内容等についてご質問いただきました。そうした中で、就学援助費につきましては、生活が困窮、また生活保護に準ずる所得の世帯、また児童扶養手当を受給されている方々について支給されている状況でございます。今の現状の中で、給食費に全部充てると学用品等非常に厳しい状況だというご質問でございますけれども、現状の中で取り組んでまいりたいと、現状では考えているところでございます。

**13番（入日さん）** ロの学習支援についてですが、前回答弁がありました地域ボランティアとか児童館については、全然取り組みを考えていないのかどうか。それから、確かに授業についていけない子供の、小学校のときは支援学級があったり、中学はフレンドリールームがあるんですが、そこまでは劣ってはいないんだけど、その何というのかな、すれすれのところにいる、そういう境界のところにいる子供たちというのかなり多いし、非常に今、学校の授業のスピードが速いわけですよね。前はもう大体6割から7割わかったら次のところに進めるというステップだったんですが、今はとてもとてもそんなところまで待ってられないと。何せ授業のこま数が非常に少ないので、どうしてもわからない人が増えて残してしまうという状況の中で、やはり子供たちが授業の中でわかった、できたという喜びを知ってもらいたいと私は思っているんです。そういうことを知ることによって、学習意欲やほかのことにもチャレンジする意欲も出てくると思うんです。

私は全ての子供たちにわかる喜び、問題を解決する力、思考力を身につけてほしいと思っています。教育基本法でも、義務教育第5条の2に、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とする」とあります。その子の能力に合った教え方をすれば、必ず理解できるはずなんです。そういうことができる体制をどうつくるのか、地域ボランティアや児童館をどのように活用するのか、教育のエキスパートである町長の答弁を求めます。

**町長（山村君）** いろいろご質問をいただきました。給食費については、総合的にちょっと考えていきたいなと思っています。一律じゃなくてですね。現実問題、今、所得の少ない方にはトータルでサポートしているんですけれども、もうちょっといい方法がないかなということも考えていきたいと思えます。保育園、幼稚園について保育料第3子以降無料にしたというのも、子供子育ての負担が大変だろうからということですから、同じような発想も使えるかもしれませんね。ちょっと研究させてください。

それから今、いろんな意味での学習支援についてもですね、これは今、いろいろな課が関係

してきますので教育文化課だけじゃなくて福祉の関係もありますし、それもちょっと総合的に検討してくれと今お願いしているところなんですけれども、いわゆる何と申しますかね、貧困対策のこども食堂みたいなものは僕はやりたくないと思っています。そこに行くとなの子は貧困だということになってしまいます。ですから、みんなが集まる場で、そこに勉強を教えている人がいたり、食事は出なくてもおやつは出るとかですね。何かそういう具体的な施設も必要になってきますので、少し時間をいただいて検討させていただければと思っております。坂城の子がいろいろなコンディションと関係なく、伸び伸びと勉強できる環境ですね、それをつくりたいと、みんなと相談していきたくと思っています。

**13番（入日さん）** 今、町長から前向きな答弁をいただきました。ぜひ、そのようになりたいと思います。

小・中学生の支援についてですが、今年度多子世帯の児童・生徒数は166人になり、給食費を月5千円だとして、その3分の1を負担すると298万8千円になります。町で出している就学援助費と合わせると約1千万円が必要になります。小さな町村では、就学援助費が重い負担になっています。本来国で持つべき義務教育の就学援助費を、国庫支出金で地方自治体に配分するように、地方自治体から要求すべきだと思います。そうすれば、給食費などの補助に町村の財政も回るはずです。学習支援は貧困の連鎖を食いとめるためにも必要なことだと思います。そして何より、わかる喜び、学ぶことが楽しいということを子供たちが身をもって体験し、自分に自信が持てる人になってもらいたいと思うのです。人と比べる、比べられるのではなく、一人一人が生き生きと自分の個性を發揮できれば、いじめなどなくなると思います。アラゴンの詩に「教えるとは、希望を語ること、学ぶとは、誠実を胸に刻むこと」とあります。誰もが自分の未来に希望を持って語れるような、そんな子供たちを坂城町の教育がつくっていただけら素晴らしいと思いませんか。子供たちに寄り添った学習支援ができることを望みます。

次の質問に入ります。

### 3. ふるさと納税について

#### イ. 返礼品と使い方について

28年度のふるさと納税は、返礼品を設けたことにより1,567件、2,846万円になりました。返礼品のブドウやリンゴは好評ですすぐ終わってしまいます。坂城町の農産物を返礼品として送るだけではなく、おいしい坂城のブドウやリンゴを直接とって食べられるブドウ狩りやリンゴ狩り、また、田植えや稲刈り、芋掘りやトウモロコシ等の野菜の収穫体験等のプログラムがあれば、坂城町に来てもらい町のよさを知ってもらえるのではないのでしょうか。そして、坂城の町を好きになってもらえればリピーターも増えると思います。町に来て住みやすいところだと知ってもらえれば、移住、定住にもつながると思います。また、返礼品に信州にしかないおやきや、「さかきの輝」などのバラの苗などもあれば、坂城のPRになると思います。

体験プログラムやおやし、バラの苗等も返礼品に取り入れられないか答弁を求めます。

使い道についてですが、28年12月までに集まった寄附金1,500件、2,755万円です。その中で、ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援する寄附金は656件、1,191万円。歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援する寄附金は139件、259万円。花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援する寄附金は138件、210万円です。そのほか特に用途は限定しないが、まちづくりのための寄附金は567件、1,095万円、29年度事業に使われる予定です。その中で、花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援する寄附金は210万円が寄せられましたが、このお金は具体的にどのように使われるのでしょうか。地域づくり活動支援として幾ら配分され、どのように使われるのか答弁を求めます。

**町長（山村君）** ただいま、ふるさと納税について（イ）で返礼品と使い方についてご質問いただきました。私からは返礼品についてご説明しまして、その他使い方等については担当課長からご説明申し上げます。

まず、ふるさと納税の状況といたしましては、平成28年度から全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図るとともに、特産品の振興や地域活性化につながる取り組みを進めた結果、28年度末の平成29年3月末時点で、全国の坂城を応援してくださる皆様から、1,567件、2,846万円の寄附をいただきました。また、寄附金は指定していただいたそれぞれの用途に基づき、翌年度の事業において活用させていただくこととしており、昨年6月から12月末までにいただいた寄附金1,500件、2,755万円については、一旦ふるさとまちづくり基金へ積み立てまして、当該基金から平成29年度当初予算に計上し、4分野の事業に充当したところでございます。

今年度、これら昨年末までの寄附の状況や活用事業についてわかりやすくお伝えするため、ご寄附いただいた方に直接ご報告するとともに、引き続き坂城町の応援団になっていただけるよう、ばら祭りのチラシ等を同封するなど、町のPRもあわせて行ったところであります。何人かの方から、私に直接わざわざこういうことをしていただいとお礼がありまして、それでばら祭りに来たよという方もいらっしゃいました。

さて、昨年度多くのご寄附をいただいた返礼品についてですが、ブドウやリンゴ等の果樹類は、寄附額の約64%に上り、大変ご好評をいただいて多くのお申し込みをいただいているところですので、これは引き続き協力していただける事業者の参加を募ってまいりたいと考えております。

一方で、特産品を送るだけではなくて、体験型サービスなどのイベントで坂城町にお越しいただき、町の魅力を知ってもらうことによって町の応援団になっていただくことも重要であると考えておりますし、当町へお越しいただくことを機会に、移住・定住につながればとも考え

ております。今回、体験プログラムとしてリンゴ狩りやブドウ狩り、田植えや稲刈り、野菜の収穫といったご提案などいろいろお話ありましたが、これも農業団体の皆さんや事業者の皆さんに投げかけていきたいと考えております。先ほど、朝倉議員さんのところでお話がありましたけれども、観光なんかのパッケージみたいな、そういうことも開発できるかなというふうに思っております。

また、おやきや坂城オリジナル品種のバラである「さかきの輝」などの苗木につきましても、関係団体や薔薇人の会の皆さんにそういった企画ができるかどうか、ご相談してみたいと考えております。おやきについては冷凍で送れるんじゃないかとご案内いただいておりますし、それから、ジェラートなんかも冷凍した状態で4日ぐらいもてば大丈夫だろうということでありますので、いろいろこれもご相談したいと思っております。

ふるさと納税につきましては、今後も農業団体や商工会などを通じて、魅力ある返礼品の企画や提供について、広く町内事業者の皆様からもご提案をいただきながら進めていきたいと考えております。

**企画政策課長（柳澤君）** 返礼品の使い方につきまして、ご答弁申し上げます。

使い方でございますけれども、寄附金はご指定いただいたそれぞれの用途に基づきまして、翌年度の事業において活用させていただくこととしており、昨年6月から12月末までにいただいた寄附金については、29年度の当初予算に計上し四つの分野に充当いたしました。具体的には、第1の分野「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援します」、第2の分野「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します」、第3の分野「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援します」、第4の分野「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」、特に用途は限定しないの4分野でございまして、この事業に充当させていただいております。主な活用状況を町のホームページでも広くお知らせをしたところでございます。

このうち、「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援します」には、昨年末時点で138件、210万円のご寄附をいただきまして、主に花と緑のまちづくり事業で、ばら祭りの開催・運営やさかき千曲川バラ公園の整備、その他、緑化苗木として、また町有林管理事業における苗木の経費に活用をさせていただくこととしております。

次に寄附金の活用事業のうち、地域づくり活動支援事業についてでございますが、平成29年度につきましては、310万円の寄附金を充当させていただき、支援事業を実施してまいりたいと考えております。自治区のほか団体におきまして、創意工夫により自主的に進める地域づくりの活動に支援をするもので、本年度につきましては自治区申請について4月に選考会を開催したところでございます。主な地域づくりの活動でございますけれども、防災マップの作成や防災訓練、初期消火訓練などの防災に関する事業、あるいは地域の里山周辺整備や地

域の広場の環境整備、あるいは世代間の交流事業などに支援をする予定となっております。

**13番（入日さん）** 返礼品につきましては、先ほど町長から非常に前向きな答弁をいただきましたので、取り組んでもらえることと思っております。以前テレビで、ふるさと納税の特集をしていました。ある地方の町で、里山の遊歩道や公園づくりの寄附をお願いしたら、とても人気があって多額の寄附が集まったそうです。寄附するだけではなくて、自分たちで遊歩道をつくって家族で楽しむと、それが非常に人気になったということで、やはり自分たちで何かをつくるということに喜びを見出したり、里山を歩ける、都会の人がそういう、田舎に来て遊べるという自然の中で遊べるということがそんなにもやっぱり要求があるんだなということ、そのテレビを見て初めて知りましたけれど、坂城町は自然が豊富で北アルプスの眺望も素晴らしいと思います。

上山田のリンゴ園は観光農園が多く、秋になると横浜や千葉、東京などから多くのリンゴ狩りの客が訪れています。私はいつも坂城のリンゴやブドウのほうがおいしいのに、なぜ坂城町に観光農園がないのかとても残念に思っていました。果樹栽培者も高齢化が進み、収穫や出荷の手間や力仕事は大変になってきています。ブドウ狩りやリンゴ狩りで直接農家にお金が入れば、利益率も上がると思います。今、田舎でも農作業の経験がない子供や大人が増えています。まして都会の喧騒の中にいれば、田舎のおいしい空気や美しい自然に触れたいという思いは強いと思います。自分でとってその場で食べられる体験は喜ばれると思います。小さなきっかけから田舎のよさを知ってもらい、坂城町に興味を持ってもらえたら素晴らしいと思います。そんな観点から、返礼品について前向きに取り組んでほしいと思います。

仙台に住んでいる同級生が、おやきは信州にしかないから、長野に帰ったら必ず食べるのと言っていました。おやきと言えば小川村が有名ですが、私は灰おやきより両面を油で焼いたぱりっとしたおやきが好きです。町にも何軒かおやきをつくって売っている店があるので、ぜひ取り組んでほしいと思います。

使い道についてですが、地域活動支援事業に310万円使うという答弁がありました。今年度は17区の事業に対して279万円の助成が予定されています。とすると、あと31万円ですか、それは選考委員会の日当に払われたということでしょうか。それから、地域活動支援事業も、継続することによって区民のコミュニティーや防災に備えられるようになりました。また、地域の美化も図れるようになりました。しかし、地域活動といえれば各区から出される町単工事に対しても、その要望に対して非常に実施率というかが低いんですよ。カーブミラーとか防犯灯なんか特に、非常に低い。それからA01号線の坂高下から文化センター間の道路はすごいでこぼこなんです。今、舗装ということも、なかなかお金がなくてできない、回らないというようなところがあります。その他、まちづくりの寄附、いわゆる何に使ってもいいですよ、まちづくりに使ってくださいという寄附が一番多いんですが、そういう寄附を町単工事や

道路舗装に使えないかお尋ねします。

**企画政策課長（柳澤君）** 再質問のうちの1点目であります。地域活動支援事業でございますけれども、自治区分とそれから団体分というのがございまして、団体申請分につきましては今後幾つかの団体から出てくるというような状況でありますので、現在の交付決定、満額決定にないというような状況でございます。

それから、町単工事ですとか道路舗装のほうに回せないかというところではありますが、基本的な考え方を申しますと、まずふるさと納税の寄附、先ほども申しましたけれども、年末までにいただいた寄附金を一旦基金に積み立てまして、翌年度の当初予算に計上して4分野に充当させていただきたいということで活用させているところでございます。どういった事業に該当するかということでございますけれども、ふるさと納税の寄附金が年ごとに増減がしてくるのかなということが一つ考えられます。そういったところで、極力単年度で事業が終了ができるものに主に活用させていただいたらということで充当を考えているところであります。

なお、「花と緑 ばら いっぱいのふるさとさかきを応援します」という部分につきましては、事業が限定的なため、必ずしも単年度ということではないということ。それから、地域づくり活動支援事業につきましては、ふるさとまちづくり基金を厳守するというようなことでもありますので、その事業に活用させていただいていると、そのような考え方をもって充当させていただいたところでございます。

**13番（入日さん）** ふるさと寄附金については、単年度の事業を中心に考えていて、継続事業は余り考えていないということでしたが、毎年町道のふぐあいによって賠償問題が生じています。やはり、来町された方は余りに道が穴ぼこが多かったりとかでこぼこしていると、非常に坂城町って貧しいのかなとか、そういう印象も受けると思いますので、その辺はやはり考慮していただきたいと思います。

そもそもふるさと納税は、自分が育ったふるさとの市町村を応援する目的でつくられ、返礼品の豪華さでブームを巻き起こしました。私の子供たちも自分を育ててくれたふるさとに恩返しをしたいと、ふるさと納税をしました。そして、返礼品についても送るだけではなく、坂城に来てもらえることを考えたらずとアドバイスをしてくれました。子供時代にいろいろ楽しい経験をすればふるさとを忘れないし、またいつかふるさとに戻ってきて住みたいという気持ちがあると思います。また、地域のつながりが強ければ、地域の人たちに育ててもらったという感謝の気持ちを持っていると思います。坂城を知らない人も、返礼品によって坂城を知り町に来てもらえれば、子育て支援も住宅支援も、工場もあり自然が豊かで災害も少ない、住みやすい坂城町を定住地として選んでもらえると思います。坂城町が自慢できるふるさとになれるように、私たちも力を合わせて愛される坂城町をつくろうではありませんか。以上で、私の一般質問を終わります。

議長（塩野入君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時20分～再開 午前11時30分）

議長（塩野入君） 再開いたします。

次に、6番 滝沢幸映君の質問を許します。

6番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

私たち議員は任期の折り返し地点に差しかかり、私は役割の一つとして、町民の皆様に町の進むべき方向のわかりやすい説明と、町のすばらしさを内外に向け発信していくことも重要であると思っております。今後も町政発展のために力を尽くしてまいりたいと思います。

さて、今回にぎわい創出として、観光施策・振興につきまして取り上げました。この観光振興推進へは、町のさまざまな施策の中でいま一つおこなわれているように感じます。また逆に捉えれば、この分野はまだまだ伸びしろが大いにあるということだと思います。にぎわい創出は多くの産業振興の活性化だけではなく、交流人口の創出にもつながり、町の魅力を知っていただくことで将来の移住・定住にも期待が持てるものと考えます。当町は、県内有数の観光地、上田市、千曲市に囲まれ、その2市に埋もれることなく坂城町らしさをさらに開拓し発信し続け、にぎわい創出につなげていくことが重要であると強く思っている次第であります。なお、今回の一般質問におきまして、同じ内容のご答弁にはご判断いただき配慮をお願いいたします。では、本題に入ります。

1. にぎわい創出に向けて

イ. 観光施策・振興についてということで、次の4点、質問いたします。

1. 27年、28年度の観光施設利用者数は。また、観光客数の目標値を、年間6万人とした根拠は。

2. PR活動の内容は。

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で31年度までに年間25件のPR活動とありますが、その内容を伺います。

3. 信州デスティネーションキャンペーンと連携した取り組みは。

県が中心となり、7月から9月にかけて本DCがスタートしますが、町の取り組みを伺います。

4. 今後の観光施設、坂木宿ふるさと歴史館、文化財センター、旧格致学校、169系電車のさらなる活用は。

各施設とも催し物等の企画はされておりますが、年間で見えた場合、まだまだその利用度は低いと思います。特に県宝の旧格致学校は2階に展示スペースもあるわけですから、その活用方法が望まれます。町内の小学生の利用状況とあわせ伺います。また、169系電車は町民にもっともっと利用していただくのと、鉄道ファンへの情報発信での集客という二つの役割があ

ると思います。さらなる活用方法について伺います。

次に、ロ. 鉄の展示館について伺います。

「エヴァンゲリオンと日本刀展」以来の企画展が開催されますが、その全貌と今後の鉄の展示館としての方向性を質問いたします。

1. 「大相撲と日本刀展」の企画内容は。
2. 「大相撲と日本刀展」のチケット販売方法と情報発信は。
3. 入場者数1万1千人目標の根拠は。

前回の「エヴァンゲリオンと日本刀展」では49日間で1万3千人の方が入場されました。今回の企画展は60日間で11日長いのですが、1万1千人の目標とした理由をお聞きします。

4. 町内商業店舗との連携と物販の内容は。
5. 今後の名称変更と施設整備への考えは。

平成13年、町産業展示館として開館されたわけですが、既に16年が経過しております。名称は現状のまま続けていくのか、工業製品の展示も現状のままでいくのかお尋ねします。

次に、ハ. 旧北国街道沿線景観整備実態調査について伺います。

昨年9月から本年1月まで、長野大学環境ツーリズム学部の学生さんが三つのチームでそれぞれがテーマを持ち、私たちの町を客観的に新鮮な若者目線で捉え、まち歩きの調査活動をしていただきました。そして、その結果を「さかきさんぽ」としてまとめていただいたわけですが、この「さかきさんぽ」はこれから町が進めるべき各種振興策の多くのヒントが盛り込まれております。さらに、学生さん一人一人の町に対する思いと提案は、私たちが見逃し、見過ごしたり、私たちと違う感性での捉え方もあり、内容のある成果であったと思います。この若者たちの声を決して一過性のもので終わらせることなく、今後も積み重ねていただき、町振興策の原動力としてつなげていく必要があると私は思います。私は、この「さかきさんぽ」の響きは大変に好感が持て、とてもよいと思います。今後この「さかきさんぽ」を一つのキャッチフレーズとして進めることが、多くの振興策につながるのではないかと期待をしております。そこで2点につきまして質問をいたします。

1. 昨年度「さかきさんぽ」としてフリーペーパーにまとめられましたが、実績評価と今年度以降の計画内容は。

2. 今後の町づくり、にぎわい創出にどう生かして行くのか。

次に、ニ. 情報発信と観光プログラムについて3点質問いたします。

1. ふるさと納税寄付者への御礼の対応は。また、町の情報発信は。
2. モデルコース設定に向けた考えは。

コトづくりイノベーション補助金の事業募集中、事業イメージの実例として、文化財、景勝地、地元の料理を組み合わせた周遊観光プログラムを開発とあります。それに基づき、モデル



コースの考えはいかがでしょうか。

3. 観光振興推進のためにコーディネーター、アドバイザーの登用をであります。

さきの質問に付随しますが、当町は大きく分けて坂城駅周辺地域、びんぐしの里公園エリア、特にこのびんぐしの里公園エリアは、これから古民家の利活用を視野に入れた開発が待たれます。そして図書館、旧格致学校を中心とした地域、この三つのエリアがあるわけです。この三つの拠点を動線として結び、そこに食も絡めていけば、一つの観光振興策の位置づけとして期待ができるものと思います。つきましては、外部から客観的な視点でアドバイスをいただくようなコーディネーターの登用をお図りいただき、現在尽力いただいている観光協会、にぎわい坂城、観光ボランティアガイドの皆様、町関係機関との連携を図ることが今後必要なのではないかと思います。千曲市では、「まちづくりアカデミー」を創設し、観光行政含め各分野4名の専門アドバイザーを委嘱しております。当町でもぜひ実現に向けての取り組みをお願いしたいところであります。

以上、1回目の質問をいたします。

**町長（山村君）** にぎわい創出に向けてということで、滝沢議員さんからご質問いただきました。観光については先ほどもいろいろ議論がありましたけれども、滝沢議員さんおっしゃられるように、本当にまだまだ伸びしろが物すごくある事業だなというふうに思っておりますし、今まで点で行ってきたものを面、あるいは立体として取り組む必要があるかなと思われました。18号バイパスがこれからできたり、インター先線ができたり、縦貫道もできますので、直接遠いところから来られるお客さんもたくさんあるかと思っておりますので、進めていきたいと思っております。

ただいま14項目にわたってご質問いただきましたので、私からは観光施策及び観光振興全般についてお答え申し上げまして、担当課長から細かくご説明申し上げます。

当町の観光につきましては、今もお話しがありましたが観光施設として、びんぐし湯さん館や、さかき千曲川バラ公園初め、葛尾城跡など町独自の名所旧跡、鉄の展示館や、坂木宿ふるさと歴史館等の展示施設や、特産品としてのバラやリンゴ、ねずみ大根、おしぼりうどん、坂城プレミアムワインなど、さまざまな観光資源を活用して、今までにも努力してまいりました。今年3月に発売されました坂城プレミアムワインは、当町の圃場より収穫された坂城町産のワインブドウを100%使用した本格的なワインでございます。白は糖度が高めで酸味が少なくフルーティーに仕上がっており、赤は渋みや重さがそれほどなく、とても飲みやすくなっております。今後、坂城産のブドウや醸造されたワインのブランド化を図り、また、来年当町にワイナリーができるということのお話も伺っておりますので、これから創業されるワイナリーとも連携し、ワインから始まる観光客の誘客につなげてまいりたいと考えております。

また、長野県では、この7月から9月までの間、信州デスティネーションキャンペーンが開

催されます。デスティネーションキャンペーンは、JRグループと地元自治体、観光関係者が一体となって実施する大型観光キャンペーンであり、長野県においては平成22年の開催以来7年ぶりで5回目の開催となります。このキャンペーンは、坂城町の魅力を全国に広める絶好の機会と考えており、積極的なPR活動を実施することで、1人でも多くの観光客に当町においていただくよう引き続き準備を進めてまいりたいと考えております。

また、9月7日から11月5日まで、鉄の展示館では特別展といたしまして「大相撲と日本刀展」を開催いたします。本特別展では、信州が全国に誇る郷土の力士雷電の太刀や化粧回しを見ることができ、また、現役力士である稀勢の里や白鵬の太刀などもご覧いただくことができます。展示品につきましては、ふだん見ることができない貴重な作品の数々を展示する予定となっており、日本の国技で、幅広い年齢層に人気がある大相撲と刀剣ブームのコラボレーションにより、全国各地より大勢の方が当町に訪れていただきたいと考えております。

今後とも多くの観光資源を有効に活用しながら、近隣自治体とも連携を図り、広域的な観光戦略を進める中で、さらに当町への誘客に力を注いでまいりたいと考えております。以下、詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

**産業振興課長（大井君）** イの観光施策・振興から、順次お答えを申し上げます。

平成27年度、28年度の観光施設利用者数につきましては、最初に鉄の展示館ですけれども、平成27年度は2万340人、28年度は8,981人の来館者があり、平成27年度につきましては、特別展「エヴァンゲリオンと日本刀展」を開催し、町内外から大勢の方にご来場いただき、来館者数が大幅に増えております。

次に、坂木宿ふるさと歴史館ですが、平成27年度は3,680人、28年度は3,888人の方にご来館いただきました。文化財センターは、平成27年度が355人、28年度が194人、また、旧格致学校歴史民俗資料館は、27年度が317人、28年度が198人の来館者数となっております。ばら祭りにつきましては、平成27年度は4万2千人、28年度は4万人の来園者がありました。今年のばら祭りも大変盛況で、町内外から大勢の皆さんにご来園いただいております。

ご質問の坂城町が目標とする年間6万人の観光客数の根拠でございますが、平成27年度末に策定いたしました坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、平成31年度に当町に来町する観光客の目標数を6万人としたものでございます。内訳といたしまして、ばら祭りで4万人を見込み、鉄の展示館やふるさと歴史館などの各施設への来館者数を2万人と見込み、合計6万人としたところでございます。

次に、町の観光PRにつきましては、町やステキさかき観光協会のホームページ、さらには、ねずこんのフェイスブックなどによる観光案内やイベント情報の発信を初め、当町が加盟しております各観光団体などが開催する観光イベントなどにおいて、町観光パンフレットやイベン

トチラシの配布、PRポスターの掲出などを実施しております。また、ばら祭りの期間中、しなの鉄道の「ろくもん」に乗車されている方々へ手を振るなどのおもてなしを行い、バラ公園のPRも行っております。5月3日から5日までのゴールデンウィーク期間中に開催されました善光寺花回廊に長野地域連携中枢都市圏の事業の一環として参加し、県内外からお見えになる大勢のお客さんに、長野市や千曲市とともに観光PRや特産品のPRを行ってまいりました。10月には、東京霞ヶ関ビルにおいて開催される霞マルシェにも参加し、町の特産品やブドウ、おやき、ワインなども含め、当町のPRを行ってまいりたいと考えております。

次に、信州デスティネーションキャンペーン、いわゆる信州DCは、この7月1日から9月30日までの3カ月間、全国から長野県へ集中的に集客を図る大型キャンペーンでございます。この信州DCは、JRグループと県、市町村、観光事業者などが一体となって行う誘客活動で、昨年開催されたプレイベントから当町も参加をしております。また、5月28日には、ばら祭り会場でアルクマとねずこんが共演して、信州DCのPRを行うとともに、ばら祭りを盛り上げる活動を行ったところでもございます。また、7月1日には信州DCオープニングイベントとして、長野駅にて長野市と合同観光PRを行い、ねずこんも出演する予定となっております。

今後も7月15日に行われるACパルセイロ戦にあわせた観光PRや、8月、9月に開催される信州フェア及び9月30日に金沢市近江町市場で行う「おいでよ！信州キャンペーン」に参加し、より多くの方に坂城町のPRを行い、当町に足を運んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。このようなPR活動を行う中で、年間25件のPR活動を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、今後の観光施設の利活用につきましては、施設を管理する担当課と連携をする中で活用を図ってまいりたいと考えており、坂木宿ふるさと歴史館では鉄の展示館と連携をし、入場料の割引を行っており、毎年春先に開催される坂城のお雛さまの際には、歴史館も江戸時代から昭和までのおひな様を展示して、双方の誘客を図っております。

また、坂木宿ボランティアガイドとして、歴史館を中心に北国街道坂木宿の案内を行っておりますが、歴史館をボランティアガイドの拠点として、歴史館や北国街道の案内を充実させ、坂城町に多くの方にお越しいただきたいと考えております。

また、文化財センターは、坂城駅や鉄の展示館などに近いという立地条件を生かし、鉄の展示館、ふるさと歴史館、文化財センターの3カ所の連携を図り、鉄の展示館や歴史館にお越しいただいた方々に、文化財センターにも足を運んでいただけるよう、それぞれの施設においても工夫をしましてまいりたいと考えております。

次に、旧格致学校の昨年の町内小学生の利用状況といたしましては、南条小学校が67名、坂城小学校が44名で、合計111名の児童の利用がございました。また、旧格致学校は県宝に指定されており、県内に現存する学校建築物の中で3番目に古い貴重な建物で、明治時代の

擬洋風校舎であることを広くPRしてまいりたいと考えております。

また、169系電車の活用につきましては、しなの鉄道において、信州DCにタイアップしたイベントや、しなの鉄道開業20周年記念イベントが計画をされておりますので、それらにあわせて169系電車を活用したイベントを実施することにより、町外から多くの鉄道ファンを呼び込めるよう努めてまいりたいと考えております。

また、町民まつりさかきどんどんにあわせたイベントや、夏休み169クールシェアスポット、坂城駅前イルミネーション点灯式にあわせたミニコンサートなど、例年大変好評でありますイベントについて今年も引き続き実施をし、169系電車の利活用と駅周辺の活性化に向けた取り組みを展開していきたいと考えております。

続きまして、鉄の展示館のご質問にお答えをいたします。9月7日から11月5日まで、当町において開催される特別展「大相撲と日本刀展」は、横綱が土俵入りをする際につけた化粧回しや錦絵など大変貴重な品を、日本大相撲協会の特別な許可を得て展示をすることが可能となった特別展で、開催地につきましても全国で岡山県備前長船刀剣博物館、大阪府大阪歴史博物館、坂城町鉄の展示館の3会場で開催が認められ、鉄の展示館は太刀持ちの太刀を、全日本刀匠会に加入している刀匠が作刀しており、同協会が刀の展示施設として鉄の展示館を高く評価し実現した特別展覧会でございます。

また、今年は信州が全国に誇る力士雷電が生誕して250年の節目の年を迎えます。現在の東御市滋野で生まれ、坂城町では2回雷電の興行相撲が行われたとの記録が残っております。今回の展覧会では、郷土の力士雷電の太刀や化粧回しを初め、現役力士である稀勢の里や白鵬、また、角界初の国民栄誉賞を受賞した千代の富士などの歴代の横綱の太刀や脇差、化粧回しなどのほか、屏風、手形など合計117点の展示品を、前期、後期で全て入れかえで展示をすることとなっておりますので、ご来館される皆様もそれぞれの展示物をお見逃ししないようにご来場いただければと考えております。また、鉄の展示館独自イベントとして、歴代横綱の土俵入りの映像の放映や、刀匠たちによる銘切りの実演なども行ってまいります。

次に「大相撲と日本刀展」のチケット販売の方法につきましては、鉄の展示館やびんぐし湯さん館、セブンチケットなどのプレイガイドで7月中旬から販売する予定でございます。また、前売り券が高校生以上の一般は千円で、当日券は1,200円、中学生以下の入館料は無料とする予定でございます。

次に、この展覧会の情報発信といたしましては、鉄の展示館や町及び観光協会のホームページ、また、町広報誌による情報発信のほか、SBC信越放送と契約をしテレビCMや情報番組での紹介、また、ラジオ番組での放送や、SBCのホームページへの掲載を行うほか、信濃毎日新聞への広告掲載も予定をしております。また、現在開催しております「新作日本刀展」においても、雷電に関するパネルを展示するコーナーを設け、「大相撲と日本刀展」のPRを行

い、大相撲や刀剣ファンの皆さんが大勢お越しいただけるよう情報発信に努めているところがあります。

次に、「大相撲と日本刀展」の入場者数の見込みにつきましては、平成27年度に開催した「エヴァンゲリオンと日本刀展」の際の有料入館者数を参考に1万1千人を見込んだところでございます。また、町内の商業店舗と連携しての物販につきましては、「エヴァンゲリオンと日本刀展」の際に活用したノベルティグッズなどの用意がなされていないため、現在のところは具体的な計画はございません。

次に、鉄の展示館の名称変更につきましては、平成13年の開館以来、鉄の展示館として今日まで開館しており、町民の皆様にも一定程度浸透し、また、刀剣会では鉄の展示館という名称を知らない人がいないほど浸透していることを考慮し、名称変更については今後慎重に検討してまいりたいと考えております。また、工業製品などの展示につきましても、町内企業のPRや製造の紹介を行うことも大変に重要なものだと考えておりますので、引き続き展示を行ってまいりたいと考えております。

また、施設整備につきましては、「大相撲と日本刀展」の開催までに受付カウンターの変更を行い、受付業務や物販業務の効率化を図り、来館者のサービス向上につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、二の情報発信と観光プログラムについて、お答えをいたします。

初めに、ふるさと納税寄附者へのお礼の対応についてでございますが、昨年6月から全国より寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図るとともに、特産品振興や地域の活性化につなげる取り組みを進めた結果、12月末までに2,755万円のご寄附をいただきました。今年度は、これら昨年末までの寄附の状況や寄附金の活用事業について、わかりやすくお伝えするため、ご寄附いただいた1,500件に対し直接ご報告するとともに、引き続き坂城町の応援団になっていただけるよう、町のPRもあわせて行ったところでございます。

ご報告のあった寄附金活用事業のうち、ばら祭りや鉄の展示館の特別展のほか、さかきモノづくり展の開催等も積極的にご紹介をするとともに、ばら祭りのチラシを同封し、観光で町に足を運んでいただけるよう努めております。今後につきましても、坂城町の応援団、リピーターになっていただけるよう寄附金の状況や活用について、寄附者の方々を初め全国の皆さんに広くお伝えしていくとともに、町の観光PRにつながる情報発信にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、モデルコースにつきましては、当町にお越しいただきます来町者の皆さんに坂城町を楽しんでいただくため、「おすすめ！さかき巡りコース」として3コースを設定して、ご案内をさせていただきます。コースといたしましては、鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館などをめぐる、「坂城町の歴史と人間国宝の足跡を尋ねる旅コース」と、坂城神社から葛尾城

址、五里ヶ峰へと登る「健康づくり里山トレッキングコース」、あいさいや味ロッジをめぐる「大まんぞくのグルメがたくさん！コース」がごございます。いずれも、坂城町観光パンフレットに掲載しておりますが、新たなコースの設定など、コースづくりも工夫してまいりたいと考えております。

次に、コーディネーター・アドバイザーの登用につきましては、当町の限られた観光資源の中では、町単独での情報発信には限りがございますので、現在加入している長野県観光機構や長野地域連携中枢都市圏、新幹線上田駅観光案内所運営委員会、上信越道地域活性化連絡協議会など広域的に活動を行っている観光団体と協調し、町の情報発信を行ってまいりたいと考えており、コーディネーターの登用などにつきましては、今後の課題と考えております。

**建設課長（宮嶋君）** ご質問いただきました、ハ、旧北国街道沿線景観整備実態調査についてお答えいたします。

長野大学と坂城町との実践モデル都市に関する協定の中で、旧北国街道の周辺や町並みの景観整備に向けた実態調査を、昨年、長野大学と連携し委託調査を実施していただきました。坂城町の歴史・文化を感じさせる旧北国街道の周辺や、町並みの景観整備に向けた調査であり、その魅力を有効活用することを目的として、古民家等の保存、坂木宿ふるさと歴史館を初めとする関連建物に注目したイベント企画や、まち歩きルートマップ作成など展開するに当たり、学生の目線から見た活用方法を提案していただくため、実態調査を行っていただきました。

昨年度は、四ツ屋から苅屋原までの旧坂城地区を主に調査していただき、学生の皆さんには、若者、坂城町を知らないといった感性で、町のよいところを探していただくことをテーマとし、10月から毎週木曜日、午後1時から4時ごろまでの時間帯に坂城町に来て調査活動をしていただきました。学生たちには、実際に町を散策してもらい、地域学習、課題、資源といった分類分けをした後、それぞれのテーマを決め、グループごとに地元の方々へのインタビューや、テーマに沿った調査内容を掘り下げる作業を行っていただきました。

その中で、学生たちからの提案により、大門町にある旧山浦邸の状況確認も兼ねた「おそうじプロジェクト」を、町のボランティアガイド「坂木宿ふれあいガイド」の皆さんとともに、「旅籠おそうじ大作戦」と銘打って、ほこりまみれになりながら熱心に古民家の清掃を実施していただきました。

最終的には、こんな町になったらいいなというワークショップを行い、成果品として「さかきさんぽ」と題したフリーペーパーにまとめていただき、2月15日に、役場講堂において実態調査の活動報告会を行い、北国街道坂木宿の魅力発見を発表していただきました。学生の皆さんが自分たちの足で歩き、目で見て、耳で聞き、直接お話しをして感じ取った北国街道周辺の様子や活動内容、さまざまな提案をいただき、1年生のゼミではありましたが、本当に素晴らしい成果を上げていただいたと感じられました。

今年度も昨年に引き続き、中之条から鼠までの北国街道周辺の実態調査を、長野大学環境ツーリズム学部、松下先生の松下ゼミにお願いし、既に5月中旬から毎週金曜日を中心に2年生、3年生の学生が調査に取り組んでおります。調査を進める中で、定期的に町と打ち合わせを行うこととし、具体的な提案をいただきながら、町からの助言も行いながら進めてまいりたいと考えております。実際にまち歩きをする中で、ふだん生活している我々が気づかないような若い感性による着眼点からの発言も多数見受けられ、今後の調査がどのように生かされるか楽しみであり、期待しているところでございます。

今後の予定は、7月末に中間報告会として完成に向けた方向性の確認をし、さらに現地調査、検討及び提案を視野にワークショップ等を行い、最終的に成果品として冊子にまとめていただき、2月に大学のゼミ発表会、3月には昨年同様、活動報告会において、町並みの活用やにぎわいの創出などの提案をいただく予定となっております。

提案いただきましたものにつきましては、各担当課で対応が可能なもの、連携した対応が必要なものなど仕分けをし、短期、長期にと今後の町づくりに、にぎわい創出など各種事業に生かせるよう検討を行ってまいりたいと考えております。

**6番（滝沢君）** ただいま、町長、担当課長により多岐にわたるご答弁をいただきました。やはり、このにぎわい創出ということは、町の取り組み、施策、それからこの方向性、いろんな課題がまだあるわけですけれども、それにはやはりいろんな立場の方の知恵の結集がより求められるような気がいたします。

では2回目の質問ということで、イの観光施策・振興についてということで、質問いたします。まずは観光客数についてですけれども、皆さんご存じのように、昨年の上田市の真田丸、これはドラマ館だけで103.5万人の入場者でした。それから、経済波及効果は200億円ということで、長野経済研究所からも出ております。とても上田市には及びませんが、目標は少なくとも右肩上がりの設定をしていただければということをお願いいたします。

それから、各施設のさらなる活用ですけれども、新たに学芸員さんも配置をされております。答弁にはごさいませんでした。文化財センターでは古文書公開に向けて進めていただいておりますし、ぜひとも積極的な施策を望むところでございます。

あと、169系電車ですが、これはホームページに電車利活用方法募集とあります。その中の利活用ですね、活用案を含めて進めていただければということをお願いをしていきたいと思っております。

3点ちょっと質問いたします。まず提案ということで、ぜひともPR動画の制作ということで提案をいたします。現在多くの自治体がPR動画を実施しておりますが、ぜひとも町の魅力を発信する目的で、当町もPR動画の制作の検討をいただきたいと思っております。さきの新聞報道で佐久市も市が制作し、ホームページで公開をしております。当町の場合でしたら、特命大使

の小松美羽さんがいらっしゃるわけですから、先ほどのご答弁にありました「さかきさんぽ」というような形で出演の依頼を願ったらいかがでしょうかということで、これはぜひともご一考をいただきたいと思います。

次に、文化財センターと坂木宿ふるさと歴史館ですが、ぜひこれに音声ガイドサービスの設置を検討していただきたいということです。特に青木下遺跡土器群は、現在パネルによる展示だけなんですけれども、パネルを読んだだけではなかなか内容が入ってきません。展示品の場所でボタンを押して、そこからスピーカーで音声が流れるようなシステムをつくっていただいて、説明、解説等の工夫が欲しいというところがございます。

もう1点ですが、旧格致学校、先ほどのご答弁で、南条小学校と坂城小学校は見学をしているということでございますが、村上小学校だけ見学していないことはまことに残念でございます。県宝でもありますし、町の歴史と文化を知り学ぶことは、教育の重要な場であると思っております。子供たちが共有した知識として捉えられるようなご配慮をいただきたいと思っております。以上、この点についてご答弁をお願いいたします。

**産業振興課長（大井君）** 観光PRの動画のご質問について、お答えを申し上げます。

観光PR用の動画に関しましては、新たに作成をすることについてですが、ステキさかき観光協会や町でも観光のPRをホームページで掲載をしているというところ、それから、各種観光パンフレットも作成しているというようなところで、そういったもので補ってまいりたいというのも1点考えております。

また、今ご提案もございました佐久市のPR動画でございますけれども、こちらは健康長寿ぴんぴんころりにポイントを当てて作成をされているようでして、国の地方創生推進交付金も900万円を活用してというようなことで、動画作成にも一定程度の経費も必要になるということから、現時点においては困難な部分があるかなというふうに考えております。

**教育文化課長（宮下君）** 音声ガイドサービスの設置はというご質問でございますが、それぞれの施設につきましては案内の職員を配置しております。また、文化財センターには学芸員を配置しております。ご質問のとおり、展示物にはそれぞれパネルなどで紹介をしているところがございます。また、両施設の展示スペース、規模的にも音声ガイドサービスではなく、例えば学芸員などが案内をし、コミュニケーションをとりながら心の通う対応に努めていきたいと考えているところがございます。なお、イベントによって大勢の集客が予想される場合等におきましては、音声ガイドサービスの活用も検討してまいりたいかなと考えているところがございます。

それと旧格致学校、また南条小学校、坂城小学校、昨年度は見学しております。村上小学校につきましても、授業日程、また交通手段等調整を図る中で、見学の方に向けて進めてまいりたいと考えているところがございます。



6番（滝沢君） ご答弁をいただきました。今PR動画というのは、いろいろな報道でも紹介されている例があって、別府温泉のあれというのは非常に私も印象的だなというような、大分県ですね、温泉の動画なんです。ぜひとも、佐久市の場合は地方創生推進交付金を活用し900万ほどかかっているということなので資金的な部分もあると思いますけれども、非常にそういう意味で発信力としては動画というのはあると思いますので、ぜひ今後検討いただければというふうに思っております。

それから、音声ガイドサービスということですが、これは青木下遺跡の土器群というのは非常にすばらしい展示だと思うんですが、なかなか行っても、静かなところはいいんですが、ちょっと寂しいような印象がどうしても拭えないものですから、そこら辺、今後工夫していただいて、多くの方に来ていただくような施設にちょっとお願いをしたいというふうに思っております。

では次に、鉄の展示館について再質問をいたします。先ほど、前期、後期で展示内容を分けるというお話もございました。人数が先ほど言われた1万1千人というのは、やっぱりちょっと目標値として少ないんじゃないかなと。前期、後期で、また前期よかったから後期行ってみようかなというような方もいらっしゃると思いますので、そこら辺を目標は低く見積もらないで、高い目標でぜひいっていただきたいということで、前回の「エヴァンゲリオンと日本刀展」での反省点もあると思いますので、そこら辺も検証していただいて、相撲ファン、先ほどご答弁ありました相撲ファン、それから日本刀、最近そういうブームでございますので、そういう両方の年代層の方に多く来ていただけるような工夫をお願いしたいと思います。

それから一つちょっとご紹介というか、皆さんご存じのかたも多いと思いますが、これはタウン情報誌ということですが、ここに長野県の77市町村ガイドブックという形で紹介をされております。これは77市町村、県下全市町村が入っているわけですが、坂城町がどういう形で紹介されているのかというのが非常に興味、私もありまして手にしたわけですが、やはり各自治体ともいろんな工夫を持って掲載をされておりますが、坂城町の場合は田町の信号のところにあるあれですね、「日本刀とばらの町」、非常に端的でわかりやすいと思います。そして、キャッチコピーとして、日本刀によって築かれた日本伝統文化の町ということです。それで坂城の主な施設、それから観光名所ですね、ねずこも紹介されておりますが、いろんな形で網羅されて非常に秀逸な内容だということで、私はこれは評価をしたいと思います。

そういうことで各自治体が工夫されておるんですが、ほかの自治体というのは、大体自然の美しさとか、それから人間性が非常に豊かであるというような形の紹介があるわけですが、坂城町の場合は日本刀とバラという、そういうピンポイントで紹介されているところが、非常に見る方にとっては目を引くのではないかなということです。ですから、そこに今後やはり、人間国宝の故宮入行平刀匠生誕の地としてですね、その伝統は現在も受け継がれているわ

けです。ですから、そこにやはり、これからさらなる情報の発信ということで力強くそこに集中していくというのにも必要ではないかなというふうに思っております。

それで私ども昨年、委員会で視察をいたしました。備前長船刀剣博物館ですね、ここは西の備前長船ということで、日本刀の里という位置づけですね。ここは年間やはり3万から4万人の方が訪れているということです。対して先ほど町長のご答弁にもありましたが、坂城町は日本刀の聖地という位置づけをしておるわけです。その日本刀の聖地が、年間昨年度は9千人ということで、これはやはり聖地としては寂しいかなという思いでございます。通年で、今回企画展がございますので2万人以上の方が当然お越しいただけると思っておりますが、やはり2万人以上通年で来ていただけるような工夫をさせていただいて、特にこの時期のばら祭りには4万人ほどの方が来ていただいているわけですから、そこら辺の連携をやはり図っていただくということは重要ではないかなというふうに思います。

そこで、2点質問いたします。先ほど名称変更は考えないのご答弁でした。確かに鉄の展示館として広く認知されていることは理解をいたしております。ただ先ほど申しましたが、故宮入行平刀匠生誕の地であり、日本刀の聖地としているわけです。その辺も勘案いただき、愛称をつけるとか、たどってきた歴史にふさわしい名称への変更のお考えはないでしょうか。

それともう1点、将来的に備前長船刀剣博物館のように、鍛刀場から刀剣工房まで、日本刀ができるまでの作業工程を公開する施設へのお考えはないでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

**産業振興課長（大井君）** 再質問にご答弁を申し上げます。初めに、総合戦略の中で見込んだ「大相撲と日本刀展」の見込み数なんですけれども、たくさん誘客を図っていくということは当然やってまいりまして、とらぬタヌキではないんですけれども、過大見込みをしてもいけないというところで、かたいところで1万1千人ということを見込んだところでもございます。

また、愛称についてのご提案でございますが、愛称をつけていくということも一つのやり方としてはあろうかと思っておりますけれども、一定程度の浸透もあるというところ、また、刀剣会では浸透しているといったところから、愛称について慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に日本刀ができるまで、作刀の工程を公開するということでもございますけれども、現在鉄の展示館においてはパネルで作刀の手順等を2階に上がる階段の付近に設置をしております。また、これを展示できるようなスペースという、限られた鉄の展示館のスペースで企画展等の展示スペースの制約等もございますので、そういったものを常設で展示していくというのはなかなか難しいところかなというふうに考えております。

**6番（滝沢君）** ご答弁をいただきました。やはり備前長船刀剣博物館と比べてしまうとスペース的な分というのはちょっと弱い、これは否めないんですけれども、将来的にぜひそういう時

期が来るということを私は願っておりますので、そこら辺をぜひ視野に入れていただいて、西の備前長船、東の坂城、鉄の展示館、そのままになっていけばですね、というようなそういう全国的にもそういう位置づけで見られるような、そういう町になればいいなということを願っておりますので、ぜひよろしく願いをしたいと思っております。

あと1点要望ということでございますが、小松美羽さんの件ですね。前回、平成24年に鉄の展示館で展示されたという実績がありますけれども、当時と比べ現在は知名度も上がり、世界的に活躍の場を広げられております。ぜひとも、かなり今、スケジュール的に厳しい部分があるんでしょうけれども、ぜひそこら辺の作品展も視野に入れていただく時期ではないかなというふうに思っております。ぜひともご検討を、今後お願いしたいと思っております。

次ですが、先ほど建設課長からご答弁いただきました、長野大学生による景観整備実態調査ですが、これはまだまだ継続してこれから進められるということで、本年度は中之条から鼠までということで、私どももこの若者たちのそういう報告を楽しみにしておりますので、ぜひとも実りある調査になるということで期待をしております。

続いて、ニの情報発信と観光プログラムということで2点だけ質問をさせていただきます。

先ほどふるさと納税者へのお礼ということでご答弁がありましたけれども、1,500件ということでございます。先ほどもありましたけれども、やはりこの1,500件の方というのは、今後もしピーターになっていただくということで大きな期待が持てますし、大切なお客様であると考えます。また、ますます金額が増えるとともに、坂城町を支えていただける方もどんどん増えていくのではないかとこのように思います。当初のころ町長は、先ほどご答弁にありましたが、当町に来ていただくような方法を考えたいということをおっしゃっていただきました。先ほどそのパッケージとして考えたいというようなこともおっしゃっていただきましたけれども、やはり町の観光PRをどんどんそういう皆さんにも勧めていただいて、今、ばら祭りのパンフレットは添付されたということでございますが、やはり町のいろんな情報をPRですね、観光PRでもいいんですが、それをコンパクトにまとめてですね、通年通してこういうことがあるよというようなことを知っていただくような観光パンフレットを、ぜひともおつくりいただいて、そのお礼状に添えてご案内いただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、今後の観光振興策の一つとしてですね、さかき里山トレッキングクラブがございまして、この皆さんとのさらなる連携もお図りいただきたいということです。現在、町内含め100名ほどの会員の方がいらっしゃるということで、里山の景観、山道整備に尽力をいただいております。さきに、県立博物館の遠藤先生が自在山に登られて確認をしたところ、頂上付近は立派な山城であったとの見解を示されております。また、泉平も同様との見解です。そのようなことで、トレッキングコースに、ほかにも多くの観光スポットがあるわけです。今後トレッキング観光ガイド等の要請もお願いできないかということでもあります。以上、再質問

をいたします。

**産業振興課長（大井君）** ふるさと納税者の方に対してのお礼状にあわせて観光ガイドというようなご質問でございますけれども、町、もしくはステキさかき観光協会の作成しておりますA4サイズ両面の観光のチラシと申しますがございますので、そういったものをふるさと納税のお礼に同封するようにお願いをしてみたいというふうに考えております。

また、トレッキング観光ガイドのご質問ですが、さかき里山トレッキングクラブという団体がございます。そちらのほうと先方ともお話しをする中で、コースの整備ですとかガイドですとかというようなことは、お話しをさせていただく中で検討してみたいというふうに考えております。

**6番（滝沢君）** 再度のご答弁をいただきました。先ほども当初も申し上げましたけれども、このにぎわい創出ということはやはりいろんな観点から見ていかなくちやいけない。それから一つの課でできるものでもありません。やはりいろんな知恵を結集した中で、町の将来像をイメージしながら、やっぴいかなければいけないのではないかなということをおもっております。やはり、先ほど同僚議員の質問にありましたけれど、商業店舗のどうしてもなかなかそういう時代の中で疲弊しているというような話もありましたけれども、やはり我々議員も含めてそういう知恵を出し合って、どういうふうな形が将来的にいけるのかなという、そういうイメージを持って、それに創造力も持って、協議とそれから議論と行動をしていかなければいけないのではないかなということをお強くおもうて、以上で今回の質問ということで、終わりにしたいと思います。

**議長（塩野入君）** 以上で、通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから15日までの2日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塩野入君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから15日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月16日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 0時28分）



## 6月16日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 塩野入 猛 君   | 8番議員 | 塩 入 弘 文 君 |
| 2 〃  | 西 沢 悦 子 君 | 9 〃  | 塚 田 正 平 君 |
| 3 〃  | 小宮山 定 彦 君 | 10 〃 | 山 崎 正 志 君 |
| 4 〃  | 朝 倉 国 勝 君 | 11 〃 | 中 嶋 登 君   |
| 5 〃  | 柳 沢 収 君   | 12 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 6 〃  | 滝 沢 幸 映 君 | 13 〃 | 入 日 時 子 君 |
| 7 〃  | 吉川 まゆみ 君  | 14 〃 | 塚 田 忠 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 村 弘 君   |
| 副 町 長           | 宮 下 和 久 君 |
| 教 育 長           | 宮 崎 義 也 君 |
| 会 計 管 理 者       | 塚 田 陽 一 君 |
| 総 務 課 長         | 青 木 知 之 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 柳 澤 博 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 崎 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 達 博 巳 君 |
| 保 育 園 振 興 幹     | 小宮山 浩 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長     | 大 井 裕 君   |
| 建 設 課 長         | 宮 嶋 敬 一 君 |
| 教 育 文 化 課 長     | 宮 下 和 久 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 池 上 浩 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 関 貞 巳 君   |
| 総 務 係 長         | 北 村 一 朗 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 北 村 一 朗 君 |
| 財 政 係 長         | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀 内 弘 達 君 |
| 企 画 調 整 係 長     | 長 崎 麻 子 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 長 崎 麻 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 議 会 書 記     | 竹 内 優 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

第 1 議案第 26 号 坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

第 2 議案第 27 号 平成 29 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について

追加第 1 議案第 28 号 平成 29 年度交付金公共下水道事業南条 1 工区管路工事請負契約の締結について

追加第 2 議案第 29 号 平成 29 年度交付金公共下水道事業南条 2 工区管路工事請負契約の締結について

追加第 3 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塩野入君）** おはようございます。ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塩野入君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

**議長（塩野入君）** 次に、日程に掲げた議案につきましては、去る 6 月 5 日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第 1 「議案第 26 号 坂城町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」

**議長（塩野入君）** これより質疑に入ります。

**13 番（入日さん）** 1 点お聞きしたいんですが、ここに要配慮個人情報ということで本人の人名、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などを書いてあるんですが、坂城町は今こういうものを持っているのでしょうか。

**総務係長（関君）** 先ほどの要配慮個人情報の関係、個々のものということになりますが、事業につきましては非常に多く事業がございますが、個別に例えば個人の方が宗教上食べられないものだとか、そういったことというものは具体的にそれぞれの課で要配慮ということで持って

いる場合があるということでございます。

**13番（入日さん）** 病歴とかそういうものは持っているということで私も、今まではそういうものを持っていても、病歴などは数年たつとデータ消去みたいな形があったと思うんですが、こういうふうになると、その人が亡くなるまでとかある程度半永久的に持たざるを得ないと。また、そういうデータを国なり警察なりが提出しろと言ったら、提出せざるを得ないのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

**総務係長（関君）** 今回の要配慮個人情報につきましては、今まで要配慮個人情報という言い方をしていなくて個々の内容にしておりましたが、それをより明確化して、一定の制限を持つ内容につきましては一定の制限をかける、普通の個人情報とは違ってより細かく生命の財産ですとか危険、健康だとかそういったものというふうに認められたものという形になっております。ですので、そういった情報が必要だということに、生命の財産または危険が携わることになりますれば、それは連携することも十分考えられることだと思います。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

---

◎日程第2「議案第27号 平成29年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（塩野入君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第28号 平成29年度交付金公共下水道事業南条1工区管路工事請負契約の締結について」及び追加日程第2「議案第29号 平成29年度交付金公共下水道事業南条2工区管路工事請負契約の締結について」の2件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塩野入君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** では、議案第28号「平成29年度交付金公共下水道事業南条1工区管路工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本契約は、下水道事業の管路工事に係るもので、工事内容といたしましては、国道18号の車道内に内径150から200mmの硬質塩化ビニル管の管渠を布設するものであります。

工事期間中は国道の交通量を考慮して、夜間に片側交互通行の規制をして実施するものとなります。また、工期の短縮を図るため、工事区間を二つの工区に分け、南条1工区につきましては谷川南側から南条郵便局付近までの区間とし、施工延長は1,002.9mでございます。



請負金額は1億938万2,400円、契約の相手方は神稲・中信特定建設工事共同企業体、工期は平成30年3月23日まででございます。

続きまして、議案第29号「平成29年度交付金公共下水道事業南条2工区管路工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本契約も下水道事業の管路工事に係るもので、工事内容も南条1工区と同様に国道18号の車道内に内径150から200mmの硬質塩化ビニル管の管渠を布設するものであります。

工事期間中も同じく夜間の片側交互通行の規制をして実施するものとなります。

南条2工区は、南条郵便局付近から会地早雄神社前までの区間で、施工延長は975.9mでございます。

請負金額は1億659万6千円、契約の相手方は守谷・富士建設共同企業体、工期は平成30年3月23日まででございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（塩野入君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時12分～再開 午前10時22分)

**議長（塩野入君）** 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第28号 平成29年度交付金公共下水道事業南条1工区管路工事請負契約の締結について」

**議長（塩野入君）** これより質疑に入ります。

**13番（入日さん）** 指名競争入札による契約ですが、何社が入札して、落札率は何%でしょうか。

**建設課長（宮嶋君）** 南条1工区の入札の関係でございますが、5企業体の入札で落札率が86.85%でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第2「議案第29号 平成29年度交付金公共下水道事業南条2工区管路工事請負契約の締結について」

**議長（塩野入君）** これより質疑に入ります。

**13番（入日さん）** また同じ質問ですが、何社で入札して、落札率は何%でしょうか。

**建設課長（宮嶋君）** 南条2工区につきましては一抜け方式としまして4企業体、83.59%でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第3「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（塩野入君）** 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塩野入君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（塩野入君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 平成29年第2回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月5日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、条例の一部改正、一般会計補正予算、さらに、追加日程でお願いいたしました契約の締結を含めて、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、12日、13日には、坂城高校の政治経済を選択している3年生が、合計43名ですが、一般質問を傍聴に訪れました。選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを受け、昨年に引き続き授業の一環として実施されたもので、今年度は、これに先立つ5月26日に町選挙管理委員会事務局職員と議会事務局職員が坂城高校への出前講座で選挙制度や町の議会制度について説明を行いました。若者の政治への関心の高まりを期待するものであります。

さて、先月27日、土曜日に開会しました第12回ばら祭りにつきましては、6月11日をもちまして幕を閉じました。今年は昨年より遅い開花となったため、開会当初は昨年より少ない来場者でありましたけれども、その後、好天にも恵まれ、気温の上昇に伴い一気に開花が進み、1週間後には満開となり、6月3日、4日にはイベントも開催したこともあり、両日で9千名ほどご来園をいただき、大変な盛り上がりを見せました。バラの花も適度な降雨と夜の気温が低くなったことから、きれいな花が咲き、花持ちもよく、最終日を迎えても次々とバラが開花し、きれいなバラを楽しんでいただきました。

また、ラジオ、テレビ、新聞などマスメディアでの情報発信を強化するなど、集客に努め、多くの方にご来園いただき、特に土日には特別に用意しました臨時駐車場からのシャトルバス

もフル活用しての送迎を行いました。平日には近隣の福祉施設などから多くの方にご来園をいただき、障がい者用の駐車場が連日満杯になりました。

また、ご来園いただいた方の中には、ぜひ募金をしたいという方も多くおられ、今年は昨年より多い6万4,880円の募金が集まりました。

今年から、来園者の動線を考慮し、総合案内所の場所を河川敷の駐車場からの入り口に変更したことにより、順路もわかりやすくなり、ウォーキングステーションのインターロッキングなどの通路も車椅子を利用される方やお年寄りの皆様などから好評をいただきました。

また、バラ公園に訪れた皆様に、町の観光施設への誘客を図るため、観光ガイドブックや割引券付きのパンフレットなどを配布し、初めての方にもわかりやすい案内図を作成し、ご案内いたしました。

一般質問の中でもご説明いたしましたが、ばら祭り期間中、配布した割引券をご利用いただき、鉄の展示館に入館いただいた方は242名、びんぐし湯さん館へ割引券を利用し入館していただいた方は大人532名、小学生29名、計561名で、また入館料・タオル・食事付セットとして企画しました「さかきばら祭りセット」をご利用いただいたお客様は412名でございました。

地場産直売所「あいさい」では、約1,900名のお客様にご利用いただきました。ばら祭りが町内の商業、観光の振興に貢献したものと思います。

今回のばら祭り期間中は、昨年より多い約4万1千名のお客様にバラ公園にお越しいただきました。これもひとえに日ごろからご尽力いただいております薔薇人の会を初め、出店者の皆様、実行委員会の皆様のおかげと心から敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。また、ばら祭り期間中、建設課を初めとし、ほぼ全員で運営に携わっていただいた町職員にも感謝いたします。

本日、追加議案で請負契約締結の議決をいただきました下水道工事につきましては、南条谷川南側から鼠区会地早雄神社前までの国道18号の車道内に管渠を布設するもので、谷川南側から南条郵便局付近までを1工区、同じく南条郵便局付近から会地早雄神社前までを2工区に分け、交通量が減少する夜間の午後9時から朝6時までの時間帯で片側交互通行の規制をして工事を実施してまいります。

工事期間が平成30年3月23日までと長期間にわたるため、沿線の皆様初め、通行される皆様にも大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、役場庁舎につきましては、昭和58年12月に完成して以来、33年が経過しております。このたび正面玄関北側の町章、町の印ですね、町章を設置した庁舎の象徴でもあるアーチ型壁面の外壁タイルの修繕工事を実施いたします。

工法としては、タイルの浮いた部分をアンカーピンにより躯体と固定させ、透明樹脂により

面で支えることでタイルの剥落を防止するものであります。現在のタイルの風合いを残し、周りとの調和を維持することができる工法であり、あわせて町章の化粧直しも行います。

7月に着工し、工期はおおむね3カ月程度を見込んでおり、工事期間中には足場が立ち上がりますので、ご注意くださいとともに、ご協力をお願いいたします。

さて、国民健康保険に加入されている40歳から74歳の皆さんの生活習慣病の予防・改善を図るために実施している特定健診の集団健診につきましては、既に5月に4日間実施し、6月につきましても14日から本日16日まで保健センターで実施しております。本日16日は、健診の受付時間を午後7時半までとして、仕事などで昼間健診を受診できない方のための夜間健診となっております。

今後は12月10日と11日にも実施を予定しており、12月10日は休日健診として、日曜日の健診となっております。12月の健診に向け、引き続きまだ受診されていない方への個別勧奨と「広報さかき」やホームページ、有線などによる受診勧奨をしてまいります。

また、機械要素や加工技術を一堂に集めた展示会「第21回機械要素技術展」が6月21日から23日まで東京ビッグサイトで開催されます。

この展示会は世界最大級の規模で機械要素や加工技術を一堂に集めた展示会で、国内外2,400社以上が出展し、町内からも製造業8社が出展いたします。

期間中は約9万人の来場者が見込まれており、設計、製造、生産技術部門等の製造業ユーザーも多数来場し、出展社との商談を行い、新規取引先や受注が獲得できることを期待しております。

また6月25日、町消防ポンプ操法訓練場において、町消防団ポンプ操法大会が開催されます。地域を守る消防団員が有事の際の機敏な対応や消防技術の向上を目指し、日ごろの訓練の成果を発表いたしますので、多くの町民の皆様の応援をお願いいたします。

なお、この大会の優勝分団とラップ分団は、7月9日に坂城町で開催されます埴科消防ポンプ操法大会及びラップ吹奏大会に出場いたします。会場は町消防ポンプ操法訓練場でございますので、あわせて応援をお願いいたします。

また、6月25日、日曜日、午後2時から文化センターにおきまして、さかきふれあい大学教養講座を開催いたします。今回は長野市出身のタレントで手相占い芸人の島田秀平さんをお迎えし、「島田秀平の開運手相トークショー」と題して、今まで3万人の手相を見てわかった「強運」の鍛え方や「正しい運の貯め方」を楽しくトークしていただきます。入場は無料ですので、大勢の皆様のご参加をいただきたいと思います。

また、7月1日、土曜日の午前中から地域交流や日ごろの文化活動等の発表を行う隣保館交流フェスティバルを開催いたします。第1部につきましては、隣保館で作品展示とグループ発表を行い、第2部のコンサートにつきましては、多くの皆さんに鑑賞いただけるよう中心市街

地コミュニティセンターで開催します。

出演は工藤亜紀子さん、工藤淳子さん、石川菜緒さん、これはオーボエ、ファゴット、ピアノのトリオによる木管アンサンブルコンサートで、入場は無料であります。第1部、第2部とも大勢の皆さんの参加をお願いいたします。

また、坂城の夏を彩る町民まつり、「第40回さかきどんどん」が8月5日、土曜日、横町・立町通りで開催されます。今回は第40回を記念して、また地元の武将村上義清が没後444年の年に当たるため、手づくりの甲冑を着た甲冑行列を行う予定となっております。ほかにもステージ発表や子供たちが楽しめるイベントを企画しておりますので、夜の部のおどり流しを含め、大勢の皆様のご参加をお願いいたします。

また、8月19日、土曜日には、第3回坂城びんぐしの里薪能がびんぐしの里公園で開催されます。3回目となる今回も、町の特命大使、能楽師重要文化財総合保持者の松木千俊師、狂言師の野村萬斎師をお招きし、改装された野外ステージで日本屈指の演者の仕舞が披露されます。町の文化・芸術の振興、また伝統文化の継承のためにも、大勢の皆様にご来場いただき、夏の夜の幽玄の世界を堪能していただければと存じます。

これから暑さが増してまいります。議員各位におかれましても、健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（塩野入君）** これにて平成29年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塩野入 猛

坂城町議会議員 柳 沢 収

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 吉川 まゆみ

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 被災時の避難について イ. 避難場所、避難所について ロ. 避難場所誘導標識について 2. 国民健康保険について イ. 28年度特定健診の結果について ロ. 国保加入者の一人当たり医療費 ハ. 「健康診査、がん検診に関するアンケート」について	3 番 小宮山定彦	町 長 住民環境課長 福祉健康課長
2	1. ばら祭りについて イ. 千曲川バラ公園進入路整備について ロ. 町内施設の利用状況は ハ. 秋のばら祭り実施 ニ. 出店者に貸し出し備品の整備について 2. 運転免許返納について イ. 最近町内の免許返納状況は ロ. 免許返納促進に向けた取組は 3. 18号バイパスについて イ. 沿線地元地区と設計協議の結果は ロ. 買上げ土地の管理について	14番 塚田 忠	町 長 建設課長
3	1. 戦後教育の曲り角について イ. 戦後教育の基本は何か ロ. 教育勅語をどう考えるか ハ. 道徳の教科化について 2. 教職員にゆとりある勤務を イ. 教職員の超過勤務について ロ. 超勤をなくすための解決策は ハ. どの子どもにも行き届いた教育を 3. 子どもの夢が実現できる町に イ. 「子ども議会」の評価は ロ. 「ふるさと坂城町」の教材づくりを	8 番 塩入弘文	町 長 教 育 長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. PAのコンビニについて イ. 出店の経過は ロ. 町の特産物は 2. ふるさと納税について イ. 経過報告の詳細は ロ. 今後の対応と展開は 3. 貧困と少子化について イ. こども食堂を ロ. 就学援助費の実状は ハ. 給食費を無料に	11番 中嶋 登	町 長 企画政策課長 教育文化課長
5	1. 動物愛護の取り組みについて イ. 飼い猫、野良猫の現状について ロ. 地域猫活動への支援について 2. 防犯灯のLED化について イ. 防犯灯の新設、修繕について ロ. 防犯灯の維持管理について 3. 新電力導入について イ. その経過と今後について	7番 吉川まゆみ	町 長 住民環境課長 総務課長
6	1. 地域の明るさ対策 イ. こどもたちのあいさつについて ロ. セーフティーリーダーとは ハ. 学校ホームページの活用は 2. 生活・医療格差対策 イ. 総合スーパー誘致の動きは ロ. 総合病院誘致の動きは 3. 寄り添う自治 イ. 除雪対策に有償ボランティアは	5番 柳沢 収	町 長 教 育 長 教育文化課長 企画政策課長 福祉健康課長
7	1. エネルギー対策について イ. スマートコミュニティ構想事業と「坂城スマートタウン」構想事業について ロ. スマートエネルギー設備設置補助金について ハ. スマート工業団地の取組みについて ニ. 新たな再生可能エネルギー導入について 2. ひきこもりについて イ. 現状と対策は ロ. 相談体制の充実について	2番 西沢悦子	町 長 企画政策課長 福祉健康課長



発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 国保の県への移行は イ. なぜ県一本化なのか ロ. 町の国保の現状と対応は 2. 坂城しごと創生イノベーションについて イ. コワーキングスペースはどうあるべきか ロ. 「テックショップ東京」のメリットは 3. マイナンバーの運用は イ. マイナンバーの取り扱いは	12番 大森茂彦	町 長 福祉健康課長 収納対策推進幹
9	1. 公共駐輪場及び放置自転車について イ. 坂城駅とテクノさかき駅の駐輪場等の状況は ロ. 放置自転車の対処は	10番 山崎正志	町 長 建設課長 住民環境課長
10	1. 防災について イ. 松くい虫の枯損木の対応策は ロ. 災害発生時、町民への周知について 2. 工業立地について イ. 農工法の改正と町の対応は 3. 観光資源の有効活用について イ. 観光資源の活用による活性化の考えは	4番 朝倉国勝	町 長 産業振興課長 企画政策課長
11	1. 高齢者対策について イ. 介護付有料老人ホーム入居者へ補助を 2. 小・中学生の支援について イ. 給食費の補助を ロ. 学習支援態勢を 3. ふるさと納税について イ. 返礼品と使い方について	13番 入日時子	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教育文化課長 企画政策課長
12	1. にぎわい創出に向けて イ. 観光施策・振興について ロ. 鉄の展示館について ハ. 旧北国街道沿線景観整備実態調査について ニ. 情報発信と観光プログラムについて	6番 滝沢幸映	町 長 教 育 長 産業振興課長 建設課長 教育文化課長